

第 二 部

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

目 次

第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

I. 公の施設の管理運営状況	1
1. 公の施設の定義	1
2. 公の施設の管理運営方法	2
(1) 公の施設に対する管理委託制度の導入	2
(2) 管理委託制度の改正	2
(3) 指定管理者制度の導入	2
3. 指定管理者制度	3
(1) 定義	3
(2) 従前の管理委託制度との異同点	3
(3) 市における指定管理者制度導入の流れについて	4
(4) 指定管理者制度導入状況	10
(5) 公の施設の利用料金の取扱い	11
(6) 指定管理料の精算制度について	12
(7) 市における指定管理導入施設の分類	12
II. 監査の着眼点及び実施した手続	17
III. 包括外部監査の指摘事項及び意見	20
1. 指摘事項及び意見の総括	20
(1) 利用者数について	20
(2) 料金収入について	22
(3) 収支状況について	23
(4) 指定管理者の選定について	26
(5) 満足度調査について	29
(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について	30
(7) その他	30
2. 指定管理者制度全般の指摘事項及び意見	34
(1) 「踏入れ方式」による利用率について	34
(2) 料金収入について	35
(3) 収支状況の報告について	36
(4) 指定管理者の選定方法について	38
(5) 満足度調査について	41
(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について	42
(7) 「公の施設 調査票」の作成時の検討状況について	45

3. 各施設に関する指摘事項及び意見.....	46
〔1〕 市民参画推進局.....	48
〔2〕 産業振興局.....	118
〔3〕 保健福祉局.....	172
〔4〕 消防局.....	205
〔5〕 教育委員会事務局.....	213
〔6〕 建設局.....	240
〔7〕 都市計画総局.....	302
〔8〕 みなと総局.....	323

別 添 指摘事項及び意見の一覧表.....	362
-----------------------	-----

第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

I. 公の施設の管理運営状況

1. <公の施設の定義>

「公の施設」とは、地方公共団体が有する施設のうち「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、地方自治法第 244 条第 1 項をその根拠とするものである。

【地方自治法第 244 条】

- 第 1 項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 第 2 項 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 第 3 項 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

公の施設は、概ね次の要件を充たすものとされている。

- ① 施設を設置した地方公共団体の住民の利益に供するものであること。
- ② 住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体によって設置された施設であること。
- ③ 法律又は条例の規定により設置されたものであること。

【公の施設の例】

レクリエーション・スポーツ施設	総合運動公園、体育館、金の湯・銀の湯等
産業振興施設	国際会議場・展示場、産業振興センター、臨床研究情報センター等
基盤施設	駐車場、駐輪場、市営住宅等
文化施設	文化ホール、区民センター、青少年科学館、地域図書館等
社会福祉施設	しあわせの村、老人デイサービスセンター、在宅障害者福祉センター、児童館等

2. <公の施設の管理運営方法>

公の施設の管理運営方法は、地方自治法の改正に伴い、以下に記す変遷を経てきたところである。

(1) 公の施設に対する管理委託制度の導入

昭和 38 年の地方自治法の改正により、**公の施設に対する管理委託制度が導入**された。但し、管理委託先は、公共団体または公共的団体に限定されていた。

(2) 管理委託制度の改正

平成 3 年の地方自治法の改正により、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要あると認められるときは、条例の定めるところにより、**その管理を普通地方公共団体が出資をしている法人で政令で定めるもの、又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。**」（改正前地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）と定められ、**管理委託先の拡大**が図られた。

この改正により、地方自治体が 100%出資する財団法人の他、地方自治体の出資が 2 分の 1 を超える株式会社形態の第三セクターも管理受託者となることが可能となったため、**多くの公の施設の管理を地方公共団体の外郭団体が担うこと**となった。

(3) 指定管理者制度の導入

平成 15 年の地方自治法の改正により、公の施設の管理者の制限が無くなり、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるとは認めるときは、条例の定めるところにより、**法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの**（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、**当該公の施設の管理を行わせることができる。**」とする**指定管理者制度が導入**された。

この改正により、公の施設の管理委託先が**民間事業者にも開放**されることとなり、また、指定管理者には当該施設の管理権限が委任されるため、従来の管理委託制度下では不可能であった**施設の使用許可も行うことが可能**となった。

3. <指定管理者制度>

(1) 定義

先に述べたとおり、平成 15 年の地方自治法の改正により、公の施設の管理者の制限が無くなり、普通地方公共団体が指定するものに管理権限を委任する「指定管理者制度」が導入された。

指定管理者制度の導入は、地方自治体の財政状況が厳しさを増す一方、公共的団体以外でも十分なサービス提供能力をもつ民間事業者等が増加したことから、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするものである。

(2) 従前の管理委託制度との異同点

従前の管理委託制度との主な異同点は、下表のとおりである。

項 目	管 理 委 託 制 度	指 定 管 理 者 制 度
管理運営主体	・ 公共団体（土地改良区等） ・ 公共的団体（自治会等） ・ 地方公共団体が 2 分の 1 以上出資する出資法人等	特段の制約はなく、法人、その他の団体（民間事業者、NPO 等）も可能である（但し、個人は除く）。
選定手続	条例に定めるところにより、委託契約を締結する。	条例で定める指定手続に従い、議会の議決を経て指定する。
管理の基準及び業務の範囲等の規定方法	委託契約で定める。 地方公共団体の管理権限のもとで、具体的な管理業務を管理受託者が執行する。	条例及び指定管理者との協定で定める。 地方公共団体は管理権限の行使を行わず、指定管理者が管理を代行する。
公の施設の使用許可	受託者に行わせることはできない。	指定管理者に行わせることが可能である。
不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用許可	受託者に行わせることはできない。	指定管理者に行わせることはできない。
管理期間	施設ごとに契約で定める。	施設ごとに議会の議決で定める。

(3) 市における指定管理者制度導入の流れについて

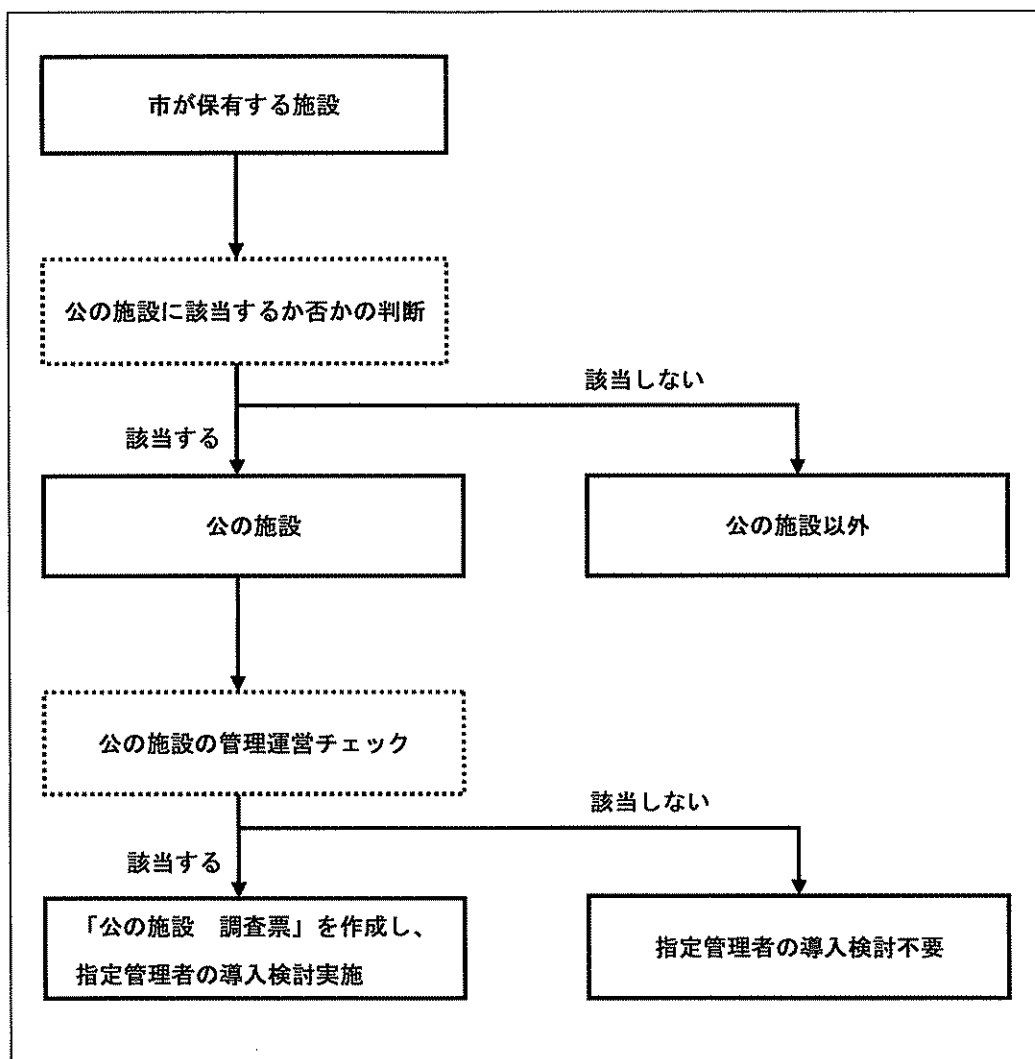
市では、先に述べた地方自治法の改正を受け、平成 16 年 1 月に神戸市行財政改善懇談会ワーキンググループからの報告を受け、「公の施設の指定管理者制度運用指針」（以下、「運用指針」という。）を定めている。また、運用指針に定める手続を具体的に記載した「神戸市公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という。）も定めている。

運用指針の冒頭において、指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定に際して、幅広く公募を行うとともに、**選定過程や手続の透明性・公平性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を局ごとに設置し、選定を行うこと、及び、直営施設も含め、すべての公の施設について、さらなる市民サービスの向上とコストの削減に取り組むとともに、管理運営チェックにより点検を実施し、民間事業者等との役割分担を明確にしていくことが謳われている。**

① 「公の施設」に該当するか否かについての検討

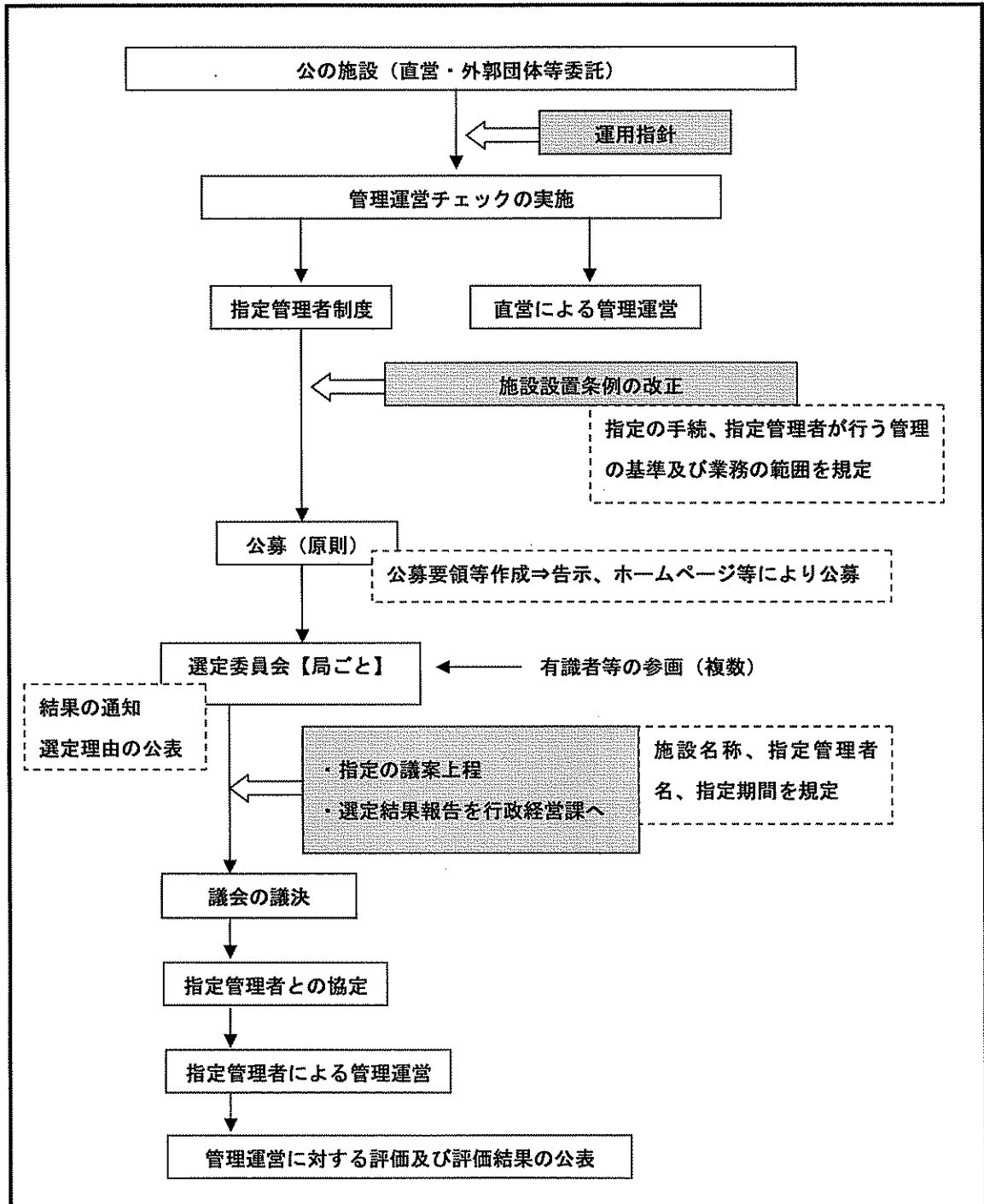
公の施設に対する指定管理者制度導入に当たっては、後述の手続を経てその可否が検討されるが、その検討を行う前に各部局が保有し運営している施設について「公の施設」に該当するか否かの検討を行い、該当した施設について 7 頁記載の「公の施設の管理運営チェック」を実施して、指定管理者制度を導入できる可能性のある施設を中心に、「**公の施設 調査票**」を各部局が作成し、行財政局行政経営課が取りまとめを行っている。

【「公の施設 調査票」作成までのフロー】



② 指定管理者選定から実施報告までの業務の流れ図

運用指針において示されている、市における指定管理者の選定から実施報告までの業務の流れ図は以下のとおりである。



③ 公の施設の管理運営のチェックについて

①の流れ図における「管理運営チェックの実施」に使用されるものとして、運用指針に示されている資料は以下のとおりである。

施設名【 】	
現在の管理運営方式【直営、外郭団体委託、公共的団体等委託、その他】	
直営・外郭団体による管理運営委託に限らず、すべての公の施設について下記の項目をチェックする。 該当する項目数が多いほど、民間事業者等の管理運営の領域であると考えられる。 特に、下記の項目のうち④、⑤、⑥のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れ指定手続を行う必要がある。 また、市の直営施設についても、これまで行財政改善懇談会が指摘している補完性の視点に立つとともに、このチェックの結果も参考にしながら、民間事業者等との役割分担を行っていく。	
チェック項目	該当
①民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
②民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。	
③利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
④同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。	
⑤施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
⑥税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。	

④ 指定管理者（候補者）の選定の手続

運用指針において示されている、指定管理者（候補者）の選定に際しての具体的な手続は、以下のとおりである。

3. 指定管理者（候補者）の選定の手続

施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、原則、公募を実施し、次の手続を行う。

ただし、

PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合

当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合

行財政改善懇談会が指摘する地域人材の活用など合理的な理由がある場合

専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合

施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

はこの限りでない。なお、この場合は事前に行財政局と協議を行う。

また、将来、地域人材を活用する場合は、現在の運営団体を公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる。なお、この場合も事前に行財政局と協議を行う。

(1) 施設所管局による施設ごとの公募の実施

- ・公募に当たっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。
- ・公募期間は、1 か月程度とする。(ただし、事前に十分な情報提供を実施すること)
- ・施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ・公募施設について応募要領を作成し情報提供を行う。主な提供情報は以下のとおり。

施設名称・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選考方法、利用料金制の有無、事業所税の有無等

(2) 指定管理者（候補者）選定委員会の設置運営

- ・指定管理者（候補者）選定委員会を所管局ごとに要綱に基づき設置する。
- ・選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者（候補者）を選定する。
- ・選定委員会には、複数の外部からの有識者等の参加を義務付ける。
- ・審議内容など委員会運営については非公開とする。
- ・選定後は、選定結果を応募者全員に通知し選定理由を公表する。
- ・選定委員会は、指定管理者の適用施設の利用者の満足度及び苦情について調査するとともに、指定管理者が行った管理運営に対する評価を行う。
- ・選定にあたっては、利用者の平等利用の確保、管理にあたっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に勘案して決定することとし、選定基準は委員会で定める。

(注意) 選定委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」であり、議会の議決により指定管理者となる。

(3) 指定期間

指定期間は、原則として4年とする。

ただし、①PFI事業において別途事業期間が定められている場合

②PFI事業による施設との一体的運用が必要な施設の場合

③施設の利用促進を目的として、施設整備にかかる投資などの提案を求める指定管理者の公募を行う場合（ただし、投資などの回収に必要な期間が客観的に妥当と認められるとともに、市が費用負担を行わない場合に限る）

には、その必要な期間とする。また、この場合は、事前に行財政局と協議を行う。

（４）指定後の手続き

- ・指定管理者との間において協定書を締結する。
- ・協定書には、施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務等を明記する。

（５）積極的な情報提供

- ・市内での起業や民間事業者等の事業参入を促進するため、市内の指定管理者対象施設の情報（施設の種類等）についてホームページ等により情報提供を行う。

４．管理運営に対する評価及び評価結果の公表

施設を所管する局は、指定管理者による管理運営の実態を把握し、これをチェック・評価し、その結果を今後の管理運営や指定管理者の選定に反映させるPDCAサイクルを着実に実行する。また、行財政局は評価結果をとりまとめホームページ等で公表する。

５．その他

（１）障害者雇用

障害者の雇用を促進するため、指定管理者においても障害者雇用に努める。

（２）利用者減免取扱実態の明確化（のびのびパスポートなど）

応募事業者等への正確な情報提供のために、施設において実施されている減免取扱などの実態を把握し明確化を図っていく必要がある。

（３）公の施設の運用情報の一元管理・一括提供

今後、指定管理者制度の導入にあたって、行財政改善懇談会から指摘されている空き情報、利用料金など施設情報の一元管理及び一括提供を検討する。

（４）直営施設への対応

現在、直営により運営している施設においても、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、行政と民間の役割分担を明確化し、指定管理者制度の適用を検討していく。

(4) 指定管理者制度導入状況

市における、平成 22 年 4 月現在の指定管理者制度導入施設数及び団体種別内訳は下表のとおりであり、集約された情報が市のホームページでも掲載されている。

指定管理者制度導入施設の約 83%は、民間事業者等が指定管理者として選定されている。これは、市では指定管理者制度導入後、多くの施設で第 2 期目を迎えているが、民間事業者のサービス提供能力が向上し、指定管理者が外郭団体から民間事業者へ移行しつつあるとの見方もできる。しかし、指定管理者制度を導入している施設（994 施設）のうち 455 施設は、第 2 期目に市の外郭団体（神戸市住宅供給公社）から民間事業者へ指定管理者が移行した「市営住宅」であり、施設数を基礎として民間事業者が業務を受託した割合を算定した場合には、当然の事ながらその割合は大きくなる。

指定管理者制度の導入により指定管理料が比較的少額な施設については、管理主体が外郭団体から民間事業者への移行が進んでいるものの、後述のとおり、神戸市しあわせの村、フルーツ・フラワーパーク、勤労市民センターなどの指定管理料が多額な大規模施設については、依然として外郭団体（外郭団体と民間団体との共同事業体を含む）から民間事業者への移行は進んでいない。

【指定管理者制度 導入施設数及び団体種別内訳（平成 22 年 4 月時点）】

	施 設 数	内 訳		
		公 募	公 募 外	
			地域人材 の 活 用	専 門 性 等
	994 (100.0%)	647 (65.1%)	250 (25.1%)	97 (9.8%)
①外郭団体	151 (15.2%)	75 (7.5%)	0 (－%)	76 (7.6%)
②外郭を含む共同事業体	15 (1.5%)	15 (1.5%)	0 (－%)	0 (－%)
③民間事業者他	828 (83.3%)	557 (56.0%)	250 (25.1%)	21 (2.1%)
(内訳)				
株式会社・学校法人	539 (54.2%)	537 (54.0%)	2 (0.2%)	0 (－%)
民間社会福祉法人	53 (5.3%)	12 (1.2%)	21 (2.1%)	20 (2.0%)
NPO法人	8 (0.8%)	7 (0.7%)	1 (0.1%)	0 (－%)
地域団体	228 (22.9%)	1 (0.1%)	226 (22.7%)	1 (0.1%)

(市提供資料を監査人が加工)

(5) 公の施設の利用料金の取扱い

指定管理者制度が適用される公の施設は、市民が施設を利用した際の料金（施設利用料や入場料など）の取扱方法により、**使用料施設**と**利用料金制度採用施設**に区分される。

使用料施設では、指定管理者は施設の利用料の徴収は行うものの、それは公法上の債権に基づく公金であり**市の歳入**となるため、指定管理者から市へ納付される。そのため、**指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な経費に、市から受領する指定管理料を充当することになる。**

一方、利用料金制度採用施設では、地方自治法第244条の2第8項^(注)に基づき、指定管理者は施設の利用料の徴収を行うとともに、私法上の債権に基づく私法上の収入として**指定管理者自らの収入として収受**する。市の立場からは、施設の利用料が市の歳入とならない半面、指定管理料という市の歳出が削減されるという効果がある。そのため、**指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な経費に、原則として施設の利用者から収受した料金を充当することになる。**

使用料施設と利用料金制度採用施設の主な相違点は下表のとおりである。

	使 用 料 施 設	利用料金制度採用施設
料 金 の 設 定	地方自治体（議会の議決）	指定管理者が条例の範囲内で決定
料 金 の 徴 収	地方自治体（指定管理者に委託）	指定管理者
収 納 先	地方自治体	指定管理者
インセンティブ効果	無（原則、努力して利用料金収入を増やしても、指定管理者の収入は増加しない）	有（努力により利用料金収入が増えれば、指定管理者の収入が増加する）

市の運用マニュアルでは、「施設の性格、設置の趣旨からみて、施設の利用に係る料金（利用料金）により収支採算がとれるような施設については、利用料金制度の採用が適しています。」と記載するなど、**利用料金制度の採用を推奨**している。

（注）地方自治法第244条の2第8項

普通地方公共団体は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

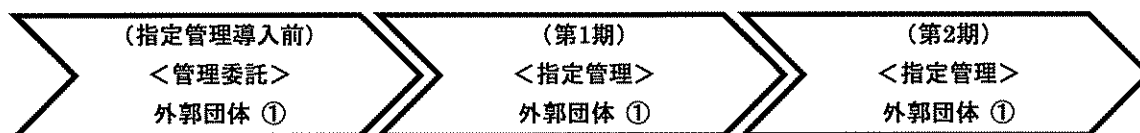
(6) 指定管理料の精算制度について

先に述べたとおり、使用料施設の場合、指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な経費（運営管理費）に、市から受領する指定管理料を充当することになる。年度末時点で**指定管理料から運営管理費を控除した結果、余剰金が発生した場合に、当該余剰金を市へ返還すること**を指定管理協定書で定める場合もある。これを、指定管理料の**精算制度**と呼ぶ。精算制度を採用している施設の場合の多くが、年度末に指定管理者から精算報告書が提出され、余剰金が発生した場合には当該余剰金は市へ返還されるが、運営管理費が指定管理料を上回った場合であっても、原則として指定管理料が追加で支払われることはない。

(7) 市における指定管理導入施設の分類

先に述べたとおり、市では指定管理者制度導入後、多くの施設で第2期目を迎えるが、指定管理者制度導入前から現在に至るまでの公の施設の管理受託者は、以下の**6つのタイプ**に分類される。

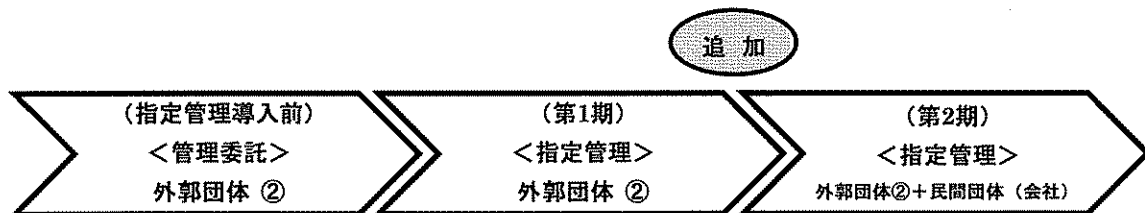
〔Aタイプ〕 指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であり、
指定管理者制度導入後も、同一の外郭団体が引き続き指定管理者に選
定されている場合



【Aタイプ施設一覧】

所 管 部 局	施 設 名 称	頁
市 民 参 画 推 進 局	神戸市勤労会館（本館）	58～71
〃	神戸市立新長田勤労市民センター本館	72～81
〃	神戸市立新長田勤労市民センター別館（ピフレホール）	82～93
〃	東灘区民センター	106～111
産 業 振 興 局	産業振興センター	119～125
〃	神戸ファッション美術館	133～137
〃	神戸市立フルーツ・フラワーパーク	138～146
保 健 福 祉 局	神戸市立こうべ市民福祉交流センター	185～190
〃	神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	191～199
教育委員会事務局	神戸市立自然の家	220～225
建 設 局	森林植物園	256～259 267～274
〃	神戸総合運動公園	263～272
都 市 計 画 総 局	こうべまちづくり会館	316～322
み な と 総 局	震災メモリアルパーク	335～339
〃	須磨ヨットハーバー	347～352

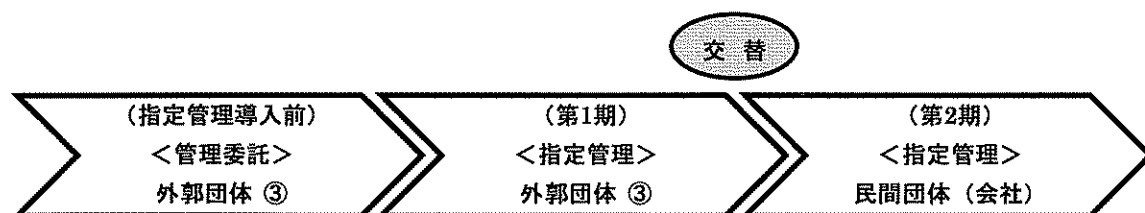
〔Bタイプ〕 指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であり、指定管理者制度導入第1期目は、同一の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されているが、第2期目に当該外郭団体と民間団体（会社）が共同で指定管理者に選定されている場合



【Bタイプ施設一覧】

所 管 部 局	施 設 名 称	頁
市 民 参 画 推 進 局	神戸文化ホール（練習場含む）	94～99
産 業 振 興 局	神戸国際会議場	153～157
〃	神戸国際展示場	158～163
保健福祉局・建設局	神戸市しあわせの村・神戸市しあわせの森	173～184
建 設 局	離宮公園	260～262 267～274

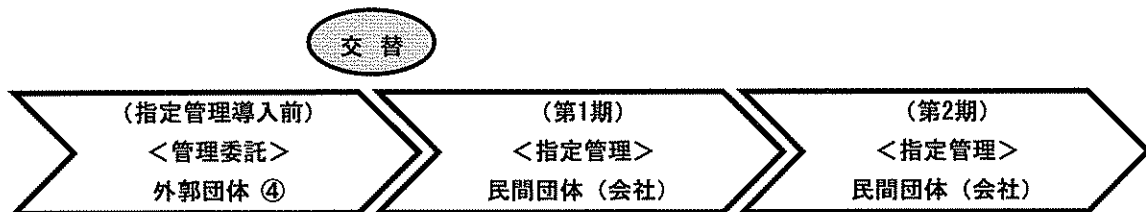
〔Cタイプ〕 指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であり、指定管理者制度導入第1期目は、同一の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されているが、第2期目に民間団体（会社）に指定管理者が交替している場合



【Cタイプ施設一覧】

所 管 部 局	施 設 名 称	頁
産 業 振 興 局	神戸市ものづくり復興工場	126～132
〃	須磨海浜水族園	164～171
消 防 局	神戸市防災コミュニティセンター	206～212
建 設 局	北須磨文化センター	282～287
都 市 計 画 総 局	市営住宅（シティハイツ以外）	303～311

【Dタイプ】指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であるが、指定管理者制度導入第1期目から民間団体（会社）が指定管理者に選定されている場合



【Dタイプ施設一覧】

所 管 部 局	施 設 名 称	頁
市 民 参 画 推 進 局	神戸アートビレッジセンター	100～105
保 健 福 祉 局	神戸市立市民福祉スポーツセンター	200～204
建 設 局	北神戸田園スポーツ公園	275～281
都 市 計 画 総 局	市営住宅（シティハイツ）	303～311
み な と 総 局	ポートアイランド市民広場	324～328

【Eタイプ】指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であるが、指定管理者制度導入第1期目から民間団体（会社）が指定管理者に選定され、第2期目も別の民間団体（会社）が指定管理者に選定されている場合



【Eタイプ施設一覧】

所 管 部 局	施 設 名 称	頁
市 民 参 画 推 進 局	灘区民ホール	112～117
産 業 振 興 局	国民宿舎須磨荘（シーパル須磨）	147～152
建 設 局	布引ハーブ園	242～249
み な と 総 局	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）	329～334
〃	神戸ヘリポート	353～357

〔Fタイプ〕 上記以外のタイプ

(例)

- ・ 直営方式から指定管理者制度へ移行した施設
- ・ 平成 21 年度に指定管理者制度へ移行した施設
- ・ 指定管理者制度導入前は、市の外郭団体が施設の管理受託者であったが、指定管理者制度導入第 1 期目、第 2 期目ともに、外郭団体と民間団体（会社）との共同事業体が指定管理者に選定されている場合

【Fタイプ施設一覧】

所 管 部 局	施 設 名 称	頁
市 民 参 画 推 進 局	青少年会館	49～57
教育委員会事務局	神戸市立ポートアイランドホール	214～216 223～225
〃	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	217～219 223～225
〃	神戸市立図書館	226～239
建 設 局	相楽園	250～255
〃	住吉公園テニスコート、大和公園テニスコート	288～289 292 294～296
〃	大原山公園テニスコート・駐車場、掖谷公園テニスコート・駐車場	290～291 293～296
〃	住吉公園駐車場、大和公園駐車場	297～301
都 市 計 画 総 局	神戸市立多聞集会所	312～315
み な と 総 局	中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル	340～346
〃	中突堤中央ターミナル東館	358～361

Ⅱ. 監査の着眼点及び実施した手続

監査の着眼点及び実施した手続は以下のとおりである。なお、監査を実施するに当たっては、関連する資料の閲覧、関係者への質問等の他、監査の対象とした施設の現場視察を実施した。各監査対象施設の現場視察の日程は、19 頁以下に記載のとおりである。

着 眼 点 (1)	指定管理者により、 利用者数 や 利用件数 が適切に把握され、市に報告されているか。
監 査 手 続	(1) 利用者数や利用件数を把握するための根拠資料（使用申込書や券売機のレシート等）と日計表、月次集計、年次集計の整合性をサンプリングにより確認し、利用者数や利用件数が適切に把握されているかを確認する。 (2) (1) の月次集計、年次集計と指定管理者が市に報告する月次報告書、年度実施報告書の利用者数を照合し、指定管理者による市への利用者数や利用件数の報告が、集計資料に基づき適切に行われているかを確認する。

着 眼 点 (2)	指定管理者により、 料金収入 が適切に把握され、市に報告されているか。
監 査 手 続	(1) 料金収入を把握するための根拠資料と日計表、月次集計、年次集計の整合性をサンプリングにより確認し、料金収入が適切に把握されているかを確認する。 (2) (1) の月次集計、年次集計と指定管理者が市に報告する月次報告書、年度実施報告書の料金収入を照合し、指定管理者による市への料金収入の報告が、集計資料に基づき適切に行われているかを確認する。

着 眼 点 (3)	指定管理者により、 収支実績 が適切に把握され、市に報告されているか。
監 査 手 続	(1) 年度事業報告の中の収支実績と指定管理者の決算書等の会計帳簿の整合性を確認し、指定管理者による市への収支状況の報告が、適切に行われているかを確認する。 (2) 収支実績のうち指定管理料については指定管理に関する協定書と照合し、委託費については再委託先との契約書とサンプリングにより照合し、収支実績が確証書類に基づくものであるかを確認する。

着 眼 点 (4)	指定管理者の選定手続 は、「神戸市公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル」に基づき、適切に行われているか。
監 査 手 続	(1) 指定管理者の募集時の募集要領、応募状況、申込団体から提出される業務計画書・収支計画書、選定結果資料等を閲覧し、関係者へヒアリングを行い、選定手続が公平かつ公正に実施されているかを確認する。 (2) 公募外による指定管理者の選定が行われている場合には、関連資料を査閲し、関係者へのヒアリング等を行い、その合理性を確認する。

着 眼 点 (5)	利用者の満足度調査 は、適切に行われているか。
監 査 手 続	(1) 利用者の満足度調査の方法について、関係者へヒアリングを行うとともに、関連する資料を査閲し、満足度調査が適切に行われているか、また、調査結果が実態と乖離していないかを確認する。

【包括外部監査人による監査対象施設の視察日】

No.	所 管 局	施 設	平成21年度指定管理者	視察日
1	市民参画推進局	青少年会館	NPO法人こうべユースネット	10月12日
2		勤労会館本館	(財)神戸いきいき勤労財団	10月12日
3		新長田勤労市民センター	(財)神戸いきいき勤労財団	10月13日
4		ビフレホール	(財)神戸いきいき勤労財団	10月13日
5		神戸文化ホール	神戸市民文化振興財団・神戸国際会館共同事業体	10月29日
6		神戸アートビレッジセンター	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	10月29日
7		東灘区民センター	(財)神戸市民文化振興財団	10月19日
8		灘区民ホール	国際ライフパートナー(株)	10月19日
9	産業振興局	産業振興センター	(財)神戸市産業振興財団	10月20日
10		ものづくり復興工場	(財)神戸市産業振興財団	10月20日
11		ファッション美術館	(財)神戸市産業振興財団	10月21日
12		フルーツ・フラワーパーク	(株)神戸ワイン	10月26日
13		国民宿舎須磨荘(シーバル須磨)	一栄グループ	10月27日
14		神戸国際会議場・神戸国際展示場	(財)神戸国際観光コンベンション協会	10月21日
15		須磨海浜水族園	(財)神戸国際観光コンベンション協会	10月27日
16	保健福祉局	しあわせの村	(財)こうべ市民福祉振興協会	10月19日
17		こうべ市民福祉交流センター	(社)神戸市社会福祉協議会	10月13日
18		原田児童館	(社)神戸市社会福祉協議会	10月13日 12月15日
19		市民福祉スポーツセンター	(株)オージスポーツ	10月13日
20	消 防 局	防災コミュニティセンター	(財)神戸市防災安全公社	10月13日
21	教 育 委 員 会 局 教 事 務 局	ポートアイランドホール	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会・(株)神戸国際会館共同企画	10月29日
22		ポートアイランドスポーツセンター	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会・(株)神戸国際会館共同企画	10月29日
23		自然の家	(財)神戸市体育協会	10月29日
24		三宮図書館	—(平成22年度より制度導入)	10月29日
25	建 設 局	布引ハーブ園	清里ハイランドパーク(株)	10月12日
26		相楽園	神戸市造園共同企業体	10月12日
27		森林植物園	(財)神戸市公園緑化協会	10月18日
28		離宮公園	(財)神戸市公園緑化協会	10月13日
29		神戸総合運動公園	(財)神戸市公園緑化協会	10月13日
30		北神戸田園スポーツ公園	神戸電鉄(株)	10月18日
31		北須磨文化センター	(財)神戸市民文化振興財団	10月13日
32		住吉公園テニスコート 大和公園テニスコート	神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループ	10月12日
33		大原山公園テニスコート・駐車場 桜谷公園テニスコート・駐車場	(財)神戸市公園緑化協会・ITCグループ	10月18日
34		住吉公園駐車場 大和公園駐車場	アマノ・アマノマネジメントサービス住吉公園他指定管理者共同事業体	10月12日
35		しあわせの森(しあわせの村)	(財)こうべ市民福祉振興協会	10月19日
36	都 市 計 画 総 局	市営多聞住宅	(財)神戸市住宅供給公社	9月30日
37		市営シティハイツ狩口住宅	大阪ガスセキュリティサービス(株)	9月30日
38		多聞集会所	神戸市立多聞集会所管理運営委員会	9月30日
39	み な と 総 局	まちづくり会館	(財)神戸市都市整備公社	10月19日
40		ポートアイランド市民広場	国際ライフパートナー(株)	10月13日
41		中突堤中央ターミナル	商船三井興産(株)	11月18日
42		震災メモリアルパーク	(社)神戸港振興協会	11月18日
43		ポートターミナル	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	11月18日
44		中突堤旅客ターミナル	(社)神戸港振興協会	10月13日
45		須磨ヨットハーバー	(学)ヒラタ学園	10月13日
46		神戸ヘリポート	(社)神戸港振興協会	11月18日

Ⅲ. 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、合規性や市の指定管理者に対する指導・監督の観点に照らし、問題があると判断されるものを「指摘事項」として記載している。また、公平性、効率性の観点からの問題点は、改善策を含めて「意見」として記載している。

また、重要性の観点から、監査の結果として指摘または意見するまでには至らないが、市において、今後検討をお願いしたい事項を「改善要望」として記載している。

1. <指摘事項及び意見の総括>には、2. <指定管理者制度全般の指摘事項及び意見>及び3. <各施設に関する指摘事項及び意見>を総括し、集約したものを記載している。

なお、<指摘事項及び意見の総括>は、指定管理者が市の外郭団体である場合（12頁以下のAタイプ・Bタイプ・Cタイプ）の特有の事項を明確にするため、指定管理者が市の外郭団体である場合とそれ以外に分類することが可能な事項については、区分して記載している。

1. <指摘事項及び意見の総括>

（1）利用者数について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市立フルーツ・フラワーパーク〔Aタイプ〕

FFP ファミリークラブの会員になろうとする利用者が、仮に大人4名で来園し、入場窓口で入園料 2,000 円を支払って、入園後に総合案内所で FFP ファミリークラブへの入会手続（年会費 2,000 円）を済ますと、その日から会員特典が受けられ、入園料の 2,000 円が返還されることになっている。即ち、年会費を支払えば当日から無料入園できることになる訳である。これは過剰サービスである。せめて初回だけでも有料とし、2 回目以降が無料ということにしないと、正規の料金を支払って入園する人が余りにも不利であり、実質的に無料入場者数を増やすことになっているのではないかと。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	(株) 神戸ワイン	〔指摘事項－15〕	144

② ①以外の事項

ア. 「踏入れ方式」による利用率

指定管理者制度を導入している施設では、1日を「午前」・「午後」・「夜間」の3コマに分けて、コマ別に利用料金を設定している場合が多い。そのような施設では、1日に1コマでも利用があれば、その日を100%利用として利用率を計算する方式（「踏入れ方式」と呼ばれている）を採用している場合もある。しかし、「踏入れ方式」により計算される利用率は利用状況の実態を正確に反映しておらず、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がっていると考えられる。

従って、利用率の計算においては、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔指摘事項－4〕	34

イ. その他施設全般

施設の利用者数は、指定管理者候補者選定委員会の評価において、指定管理者の管理運営を評価する要素の一つになっている。したがって、利用者数は、客観的な証拠に基づいて把握する必要があり、また、料金収入を収受している有料利用者数とそうでない無料利用者数は、区分して把握する必要がある。

監査の結果、合理性に疑問が残る方法により利用者数を推計している例や参考情報に過ぎない施設のロビー利用者数を利用者数に含めて報告している例が散見され、市に報告される利用者数が、結果的に水増しされていたり、あるいは、指定管理者の管理運営評価の基礎としては相応しくないものが含まれている。

市は、指定管理者に対して、利用者数の把握の仕方を書面により明示し、利用者数を適切に報告するよう、指導・監督を強化すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 青少年会館	NPO法人こうべユースネット	〔指摘事項－8〕	56
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	（財）神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－10〕	70
保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	（財）こうべ市民福祉振興協会	〔指摘事項－18〕	181

（２）料金収入について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市ものづくり復興工場〔Cタイプ〕

神戸市ものづくり復興工場の入居者の料金滞納は平成 10 年から発生しており、平成 22 年 3 月末での未収金は 186 百万円となっており、さらに平成 17 年度から平成 21 年度の間に不能欠損処理をした金額が 114 百万円である。市の債権管理が甘かったのではないか。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	（財）神戸市産業振興財団	〔指摘事項－13〕	131

② ①以外の事項

ア. 青少年会館〔Fタイプ〕

平成 21 年度の青少年会館の利用料金収入は 3 百万円であり、有料利用者は 11 千名である。他方、登録団体の会員である無料利用者は 63 千名と計算され、当該施設の利用は圧倒的に登録団体が多いということになっている。しかも、登録団体の受付は 2 か月前の月の初日であるが、一般団体（有料）の利用申込受付は 1 か月前の月の初日となっており、有料利用者の方が不利である。これでは、青少年会館は登録団体の会員に無料で使用させるために設置されているとしか考えられない。予約受付方法には改善すべき点がある。

また、受益者負担の原則に照らして、登録団体の会員からも 1 人当たり 100 円から 150 円位の使用料は徴収すべきではないか。個人からの徴収が困難であれば、200 以上の団体が登録しているのであるから年間 3 万円から 5

万円位の団体登録料の徴収を検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 青少年会館	NPO法人こうべユースネット	〔指摘事項－9〕	56
		〔意見－6〕	57

イ. その他施設全般

施設の利用料金については前払い制度が多く採用されているが会計年度の実際利用料金を算定する際の処理方法に統一性が欠けている。年度をまたがっての未収料金、前受料金の処理並びにその管理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。また、有料利用者数に見合う料金収入を収受し、市に報告しているかを検証する術がない例や市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している例があった。

市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔指摘事項－5〕	35
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	（財）神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－11〕	70
建設局 布引ハーブ園	清里ハイランドパーク（株）	〔指摘事項－20〕	248～249
建設局 北神戸田園 スポーツ公園	神戸電鉄（株）	〔指摘事項－21〕	281

（3）収支状況について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市立フルーツ・フラワーパーク〔Aタイプ〕

当該施設は我が国がバブル経済の最盛期に約 300 億円を投入して建設されたもので、典型的な過大投資物件であり、市は毎年約 7 億円（指定管理料＋利用料金収入）を負担している。

管理運営する（株）神戸ワイン（神戸市が 93%を出資）は開園当初から（財）神戸みのりの公社と共同で管理委託を受託しており、引続き平成 18

年度から単独で指定管理者となった。同社の平成 19 年 3 月期から 22 年 3 月期の決算は連続して赤字であり**累積欠損金は 44 億円**に達している。同社の収支予算書によると、**当該施設で営業利益を獲得するのは大変難しいということが窺われる。**

第 2 期の指定管理者公募要領では、「改修工事、大規模改装工事はすべて本市が行う。工事の必要性が生じた場合には、本市に依頼すること。本市は工事の依頼があった場合、**計画の妥当性、必要性を判断し、予算の範囲内でこれを実施する**」と記されている。

(株) 神戸ワインが提出した事業計画書にも「フルーツ・フラワーパークは開園から 16 年が経過しており、施設・設備等の経年劣化が各所で見受けられる」と記述されている。当該施設がさらに大規模改修費が必要となった場合に、市は多額の予算を組んで、これを実施する必要性が有ると判断するのであろうか。**施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。**

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	(株) 神戸ワイン	〔意見－ 10 〕	145～146

イ. 神戸市しあわせの村〔Bタイプ〕

神戸市しあわせの村は、施設の老朽化が目立ちはじめており、利用者数及び料金収入を再び増加させるためには、近い将来、施設のリニューアルを検討する必要があるが、市の厳しい財政状況の中では、リニューアルコストの全てを賄うのは極めて難しいものと推察される。

施設のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、法人格を有する SPC を事業主体とした PFI 方式を活用することにより、事業者側の多様な資金調達を可能にし、また、実質的に事業を行う SPC への出資者（設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社等）の責任範囲を限定することで、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行うべきである。

また、神戸市しあわせの村の施設運営コストは、指定管理者制度導入後、若干減少の傾向にあるが、コスト削減割合は高いとは言えない。福祉的配慮が求められる施設ではあるが、指定管理者が年額 16 億円にもなる施設運営コストの削減努力を十分に行ってきたのかについては疑問である。

市が、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行い、次のステップとして、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
保健福祉局 神戸市しあわせの村	(財) こうべ市民福祉振興協会	〔指摘事項－17〕	179～180
建設局 神戸市しあわせの森		〔意見－14〕	182～184

② ①以外の事項

ア. 施設全般

公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。

また、指定管理者が市へ提出した実績報告書を確認した結果、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔指摘事項－6〕	36
全 般	全 般	〔指摘事項－7〕	37
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	(財) 神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－12〕	71

イ. 市営住宅〔シティハイツ以外：Cタイプ、シティハイツ：Dタイプ〕

第1期の指定管理者である神戸市住宅供給公社が団地毎の管理コストを正確に把握していなかった。

指定管理者制度の導入によりコスト削減の効果が達成されたか否かを適切に把握するため、今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを可能な限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
都市計画総局 市営住宅	(シティハイツ以外) 神戸市住宅供給公社 (シティハイツ) 大阪ガスセキュリティ サービス (株)	〔意見－19〕	310～311

ウ. 神戸アートビレージセンター〔Dタイプ〕

当該施設は平成8年の設置から15年になるが、平成17年度以降の年間支出額は殆ど一定額となっている。その内容を分析すると割合に**高コスト体質**になっており、この施設で料金収入を飛躍的に増加させることが難しいことを考え合せると、市の負担も年間140百万円前後が今後も続くと予想される。

利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は**高コスト体質**になっている。当初の設置目的に照らし、市の負担が地域の振興に寄与するためのコストとして妥当なのか再検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 神戸アートビレージ センター	大阪ガスビジネスクリエイト (株)	〔意見－8〕	105

(4) 指定管理者の選定について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市立新長田勤労市民センター〔Aタイプ〕

市は、平成22年4月から平成26年3月までの指定管理者の公募に当たり、従前どおり市内5か所の勤労市民センターを一括して募集の対象施設としている。本年度の包括外部監査で指定管理料の各センター別の金額の開示を求めたところ、5施設一括の契約であるから、個別施設ごとの指定管理料は開示できないという回答であった。市が指定管理料を個別施設ごとに開示できないのなら、5施設一括の契約ではなしに、個別施設ごとの契約に改めて、個々の施設の収支が明瞭に把握できるようにすべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 神戸市立新長田 勤労市民センター本館 同別館（ピフレホール）	(財) 神戸いきいき勤労財団	〔意見－7〕	93

イ. 東灘区民センター〔Aタイプ〕

指定管理者の選定単位が6施設一括方式となっている。講座事業の内容や講座事業収支を（財）神戸市民文化振興財団で一括管理していることから一括方式となっているのではと思われる。6施設それぞれの経営努力の結果責任を明確にするという観点から、1施設1管理とすべきである。

また、公募の際、新規参入団体にとって講座事業と貸館事業を併せて行うことは、参入障壁になっているのではないか。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 東灘区民センター	（財）神戸市民文化振興財団	〔意見－9〕	111

ウ. 神戸市ものづくり復興工場〔Cタイプ〕

第2期（平成22年4月より平成26年3月迄）の指定管理者選定にあたっては、2団体から応募があり、それぞれ具体的な提案がなされた。

ところが、第1期の指定管理を受託していた（財）神戸市産業振興財団が提出した提案書類の枚数が制限枚数を超過していたとして第1次集計の得点から大幅に減点され、結果的にはそのことが原因で得点が逆転し、民間会社の神戸電鉄（株）が受託者に指定された。

枚数オーバーすればペナルティとして減点するという注意喚起も無く、枚数規定の根拠も明らかにせずに、結果的に失格と同じ扱いにしたということになり、何故このような裁定をしたのか大きな疑問が残る。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	（財）神戸市産業振興財団	〔指摘事項－14〕	132

エ. 神戸国際会議場・神戸国際展示場〔Bタイプ〕

国際展示場3号館の土地は市の公共用財産であるが、当該土地の上に（財）神戸国際観光コンベンション協会が平成18年5月に展示場施設用の建物を建設し、それを市が借り上げて、国際展示場3号館として開設したものである。

コンベンション協会は、国際会議場・展示場（1・2号館）の施設につき平成18年4月より指定管理者を市より受託していたので、3号館もそのまま、管理対象施設に追加した。市は、コンベンション協会に月額約8百万円の賃

料を支払っているが、この賃料算定の際の基礎となった㎡あたりの再建築費は194千円となっている。これに3号館の延べ床面積5,068.71㎡を乗じると、983百万円となる。即ち、市は約10億円の資金を調達して3号館を自ら建設し、公の施設として公募すべきところをコンベンション協会に建設させて、年額約96百万円の家賃を支払っていることとなる。尚、この契約にはコンベンション協会が市に支払うべき地代は全く考慮されていない。市がコンベンション協会に仮に現在の賃料で家賃を支払続けると平成29年3月迄で1,048百万円を支払うことになり、11年弱で建設費相当額を支払ってしまうことになる。国際展示場3号館の建物は、市が建設し、公の施設として指定管理者を公募するべきであった。

また、国際会議場と国際展示場というそれぞれ独立した2つの施設を対象として1つの指定管理施設としている。指定管理制度の趣旨からすると、1施設・1管理が望ましく、しかも国際会議場は慢性的な赤字状態が続いており、多額の黒字が見込まれている国際展示場と合算して数値を開示するのは、透明性の観点からしても問題がある。収益力のある施設と抱き合わせの数字を公表しても問題の解決にはならない。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	(財)神戸国際観光コンベンション協会	〔指摘事項－16〕	162
		〔意見－11〕	163

オ. こうべまちづくり会館〔Aタイプ〕

指定管理業務のうち、まちづくり支援事業及び自主事業は、貸館事業とは異質の事業である。指定管理者である(財)神戸市都市整備公社が既に有している「まちづくりセンター」としての機能に基づく事業は公の施設を直接活用しての事業とは言えない。更に、自主事業の提案内容は指定管理者選定時の評価項目の一つとされているが、(財)神戸市都市整備公社がこれらを自主事業として提案するのであれば、指定管理者選定の際にも有利となる恐れがある。指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理の応募者を募るべきである。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
都市計画総局 こうべまちづくり会館	(財)神戸市都市整備公社	〔意見－20〕	321～322

② ①以外の事項

ア. 市営住宅〔シティハイツ以外：Cタイプ、シティハイツ：Dタイプ〕

第2期の指定管理者応募要領に記載の選定方法では、一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となることのできない旨が記載されている。市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
都市計画総局 市営住宅	(シティハイツ以外) 神戸市住宅供給公社 (シティハイツ) 大阪ガスセキュリティ サービス(株)	〔指摘事項ー22〕	308～309

イ. 施設全般

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることであり、市のホームページにおいても同様のことが謳われている。しかし、その実態は、指定管理者制度導入後も、多くの場合、市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている。

市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔意見ー2〕	38～40

(5) 満足度調査について

利用度満足度調査の多くは、指定管理者自らがアンケート用紙の配布、収集、分析等を行っていることから、調査結果には客観性や信頼性が欠如している。

また、アンケート調査の結果は、施設の運営に肯定的な回答ばかりが目立ち、その割に利用者数が伸びておらず、単なる自己満足的、換言すれば、自画自賛をしているに過ぎないのではないか。

公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔意見－③〕	41

(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

平成 21 年度の指定管理者の管理運営に対する評価結果は、高評価に著しく偏っており、評価結果が今後の管理運営の向上に資する内容とはなっていない。適切に把握されているとはいえない利用状況や、利用者が実際に感じた満足度よりも高く算定される「お手盛り」の満足度調査結果等を基礎とした評価を行っており、指定管理者候補者選定委員会の評価は市民にとって全く信頼出来ないものとなっている。

市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔意見－④〕	42～44

(7) その他

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 森林植物園〔Aタイプ〕及び離宮公園〔Bタイプ〕

指定管理者制度に民間事業者等の独自の創意工夫とコスト削減努力が発揮されることを期待するのは必要ではあるが、他方、中・長期的な運営計画や高度な管理・観察体制に基づく継続的かつ安定的なサービスの提供が強く求められる施設も存在するのである。

森林植物園及び離宮公園は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
建設局 森林植物園	(財) 神戸市公園緑化協会	〔意見－18〕	273～274
建設局 離宮公園	(財) 神戸市公園緑化協会		

イ. 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）〔Aタイプ〕

児童館は、地域における子育て支援の拠点として、少子化対策や女性の社会進出のためには欠かせない施設であり、遊びを通じた児童の健全な成長を促し、また、保護者が安心して子供を預けることのできる体制を整備する必要があるが、指定管理者制度の目的の一つであるコストダウンだけを追求した場合には、上記の理念に反し、サービスの質の低下を招きかねない。また、児童館の運営には、一定の専門性を備えた人材を継続的・安定的に確保する必要があると考えられる。

従って、神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴染まない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
保健福祉局 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	(社福) 神戸市社会福祉協議会	〔意見－15〕	196～199

ウ. 神戸市防災コミュニティセンター〔Cタイプ〕

休館日は別として、毎日、夜間に管理人を施設に配置する**現行の管理体制**は再考すべきである。

また、消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	(財) 神戸市防災安全公社	〔指摘事項－19〕	211
		〔意見－16〕	212

エ. 須磨海浜水族園〔Cタイプ〕

平成 22 年度から指定管理者が市の外郭団体から民間会社 3 社による特定

業務共同事業体に変更された。同園には平成 22 年 3 月末の時点で 51 名の職員が勤務していたが、このうち新指定管理者に引き継がれたのは 30 名である。そのうち 16 名が 4 年間の有期契約職員で、残りの 14 名は契約社員の身分で新指定管理者に引き継がれたが、4 年先の雇用が不安定であることは事実である。指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。

また、須磨海浜水族園に平成 12 年 5 月に開設されたアマゾン館は、(財)神戸国際観光コンベンション協会が建設した建物を市が借り上げ、他の施設と一体で管理委託(現在は指定管理)の施設として供用しているものである。

市はコンベンション協会に対して賃料を払い続けており、開設以降、平成 22 年 3 月迄の支払総額は 6 億 1 千万円になる。賃料計算の根拠としている建物の再建築費用から逆算した取得価額は、6 億 7 千万円強と推定されるので、あと 1～2 年で市の支払総額は取得価額に達することになる。本来は市が建設すべき施設を便宜的に外郭団体に依頼したのであれば、外郭団体が自治体の求めに応じて先行取得(或いは、整備)した後に買戻す際は、金利その他諸経費を上乗せするのと同様の計算により算出した金額で早急に戻すべきである。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興推進局 須磨海浜水族園	(財)神戸国際観光コンベンション協会	〔意見-12〕	170
		〔意見-13〕	171

② ①以外の事項

ア. 神戸市立図書館〔Fタイプ〕

神戸市立図書館は、図書館司書等の専門職員により運営されているため、図書館以外への人材の配置転換が進みにくく、施設運営コストを全体として削減するのは、短期的には相当困難なものと考えられる。また、そもそも、神戸市立図書館には、選書や資料の収集など、教育・文化的に配慮が必要な業務が存在し、中・長期的な視点に立ち、業務を行わなければ、サービス質の低下を招きかねない。

従って、神戸市立図書館は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度に馴染まない施設であると考えられることから、施設の運用方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
教育委員会事務局 神戸市立図書館	神戸新聞・TRCグループ 他	〔意見－17〕	234～239

イ. 「公の施設 調査表」

毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全 般	全 般	〔意見－5〕	45

2. <指定管理者制度全般の指摘事項及び意見>

(1)「踏入れ方式」による利用率について

〔指摘事項－４〕 「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

指定管理者制度を導入している施設では、1日を「午前」・「午後」・「夜間」の3コマに分けて、コマ別に利用料金を設定している場合が多い。そのような施設では、1日に1コマでも利用があれば、その日を100%利用として利用率を計算する方式（「踏入れ方式」と呼ばれている）を採用している場合もある。しかし、「踏入れ方式」により計算される利用率は利用状況の実態を正確に反映しておらず、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がっていると考えられる。

従って、利用率の計算においては、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

【踏入れ方式により利用率を算出している施設】

所管部局及び施設名	指定管理者	頁
市民参画推進局 神戸文化ホール	(財)神戸市民文化振興財団・ 神戸国際会館共同事業体	94～99
産業振興局 産業振興センター	(財)神戸市産業振興財団	119～125

(2) 料金収入について

〔指摘事項－５〕 市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。

本来、施設の利用者数（利用件数）と料金収入は相関関係を有しており、以下の計算式が成立すると言える。

$$\text{利用者数（利用件数）} \times 1 \text{人（1件）あたり料金単価} = \text{料金収入}$$

指定管理者制度を導入している施設では、コマ別に利用料金を設定している施設や、利用者の中に無料又は減免利用者が含まれる施設も多数存在している。従って、市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入との整合性を容易に検証できるように、正規料金を支払った利用者と無料又は減免利用者の区分を明確にするとともに、料金区分別及びコマ別に上記計算式により算定された料金収入が、日報、月報さらには年次集計資料に繋がるかたちで資料を整備するよう指導・監督すべきである。

このことは、従来、施設の料金収入を市の歳入とする「使用料施設」が多数を占めていたが、指定管理料を減額する一方、施設の料金収入を施設の管理受託者が収受する「利用料金制度」が多くの施設で採用されるようになったため、事後的な検証可能性を担保する上で特に重要である。

(3) 収支状況の報告について

〔指摘事項－6〕 公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。

指定管理者に選定されている市の外郭団体の多くは、公益法人（社団法人や財団法人）である。

公益法人は、公益法人改革による公益財団法人に移行するための準備中であるが、「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月 内閣府公益認定等委員会）によると、（様式 2－3）で「公益社団・公益財団の会計区分については、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。なお、会計区分のうち公益目的事業内の区分については、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。」として様式が定められており、市の外郭団体が公益法人の認定を受けようとする法人は、この様式に合った書類を作成しなければならない。

また、これら公益法人を含む指定管理者は、年度の事業報告書を市に提出することが求められているが、この報告書作成の際の経理処理について、「法人等の経理とは別に委託事業単独の経理処理を行い、さらに、委託事業及び自主事業について、それぞれ区分経理を行うべき」旨、公募要領上の記載があり、上記「公益法人会計基準」の運用指針と全く同一の趣旨であるが、事業別収支の明瞭開示が求められている。

公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、このように、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。猛省を促すところである。

〔指摘事項一 七〕 指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。

市は、指定管理者との間で指定管理協定書（以下、協定書）を締結しているが、協定書において、指定管理者は各施設の指定管理業務の収支状況を市へ報告することが義務付けられている。協定書上、精算方式を採用している場合には、収支差額は資金精算され、収支差額は最終的にゼロとなるが、精算方式を採用していない場合には、通常、収支差額が生じることになる。

指定管理者が市へ提出した実績報告書を確認した結果、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。

市は指定管理業務の収支の実態を把握することができず、指定管理者を指導・監督することができず問題である。

市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。

【実績報告書に調整後の収支差額ゼロの収支状況を記載している施設】

所管部局及び施設名	指定管理者	頁
教育委員会事務局 神戸市立ポート アイランドホール	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・ (株) 神戸国際会館共同企画	214～216 223～225
教育委員会事務局 神戸市立ポート アイランド スポーツセンター	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・ (株) 神戸国際会館共同企画	217～219 223～225
教育委員会事務局 神戸市立自然の家	(財) 神戸市体育協会	220～225
みなと総局 中突堤中央ターミナル (かもめりあ)	商船三井興産(株)	329～334
みなと総局 震災メモリアルパーク	(社) 神戸港振興協会	335～339

(4) 指定管理者の選定方法について

〔意見－2〕 市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

(図表－1)は、包括外部監査の対象とした施設につき、各指定期間における公募時の応募団体数を調査し、分類した表である。また、(図表－2)は、(図表－1)につき、各施設の名称及び指定管理者を明示した表である。

2つの表からは、以下の3つの事実が浮かび上がってくる。

- ① 第1期、第2期ともに、施設の50%以上の指定管理者に、市の外郭団体(市の外郭団体が共同事業体の構成員である場合を含む。以下、同様。)が選定されている。
- ② 応募団体数が少数の施設は、市の外郭団体が指定管理者に選定される場合が圧倒的に多い。
- ③ 第2期は、応募団体数が多数(4団体又は5団体以上)の施設が第1期と比較して大きく減少している。

先に述べたとおり、指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、**公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることであり、市のホームページにおいても同様のことが謳われている。**しかし、その実態は上記①・②に記載のとおり、指定管理者制度導入後も、多くの場合、**市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている。**

施設の管理運営業務により想定通りの利益を収受出来ない可能性が高いと判断し、応募を見送った民間事業者も存在すると思われるが、新たに参入を検討する民間事業者等の立場からは、過去から継続して市の外郭団体が管理を受託している場合が多く、市の外郭団体と共同で応募しない限り、指定管理者に選定される可能性が極めて低いのではないかとの印象を持たざるを得ず、また、複数の施設を一括して指定管理対象施設として公募する場合もあることから、施設や業務の規模が自らの管理能力を遙かに超えていると判断し、**応募を断念しているのではないだろうか。**すなわち、指定管理者制度導入後も、多くの場合、**市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている事実や、複数施設を一括して指定管理対象施設とすることによる業務の肥大化が民間事業者等にとって「見えざる参入**

障壁」として立ちはだかった結果、上記③に記載のとおり、応募団体数が多数（4団体又は5団体以上）の施設が第1期と比較して大きく減少していると考えられる。

上記の事実を勘案すれば、市における指定管理者の選定手続は、先に述べた公の施設の指定管理者制度運用指針に従っていたとしても、公平性、透明性、客観性に疑問が残る。

従って、市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

（図表－1）

（単位：施設数）

	公 募 時 の 提 案 書 提 出 団 体 数					
	1 団体	2 団体	3 団体	4 団体	5 団体以上	合 計
第 1 期	10 (8)	9 (6)	11 (3)	8 (6)	14 (7)	52 (30)
第 2 期	13 (10)	10 (8)	11 (4)	6 (1)	3 (0)	43 (23)
合 計	23 (18)	19 (14)	22 (7)	14 (7)	17 (7)	95 (53)

（注1）上表の施設数は、包括外部監査の対象とした施設を公募の募集単位により集計している。

（注2）公募によらず指定管理者の選定が行われた施設は、「応募団体数が1団体」に含めて表示している。

（注3）括弧内は、市の外郭団体（市の外郭団体が共同事業体の構成員である場合を含む）が指定管理者に選定された施設数を示す。

(図表-2)

第1期公募時の提案書提出団体数					第2期公募時の提案書提出団体数				
1団体	2団体	3団体	4団体	5団体	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体
				教育委員会事務局 灘図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ					
				教育委員会事務局 垂水図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	市民参画推進局 神戸アートビレッジセンター 【指定管理者】 大阪ガスビジネス クリエイト				
				建設局 相楽園 【指定管理者】 神戸市造園共同事業体	建設局 布引ハーブ園 【指定管理者】 神戸リゾートサービス				
		市民参画推進局 神戸アートビレッジセンター 【指定管理者】 大阪ガスビジネス クリエイト		建設局 北神戸田園スポーツ公園 【指定管理者】 神戸電鉄	都市計画総局 多聞集会所 【指定管理者】 神戸市立多聞集会所 管理運営委員会				
		市民参画推進局 灘区民ホール 【指定管理者】 国際ライフパートナー		都市計画総局 市営住宅(シティハイツ) 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティ サービス	市民参画推進局 新長田勤労市民センター本館 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団				
		産業振興局 国民宿舎須磨荘 (シーバル須磨) 【指定管理者】 神戸タワーサイドホテル		みなと総局 ポートアイランド市民広場 【指定管理者】 国際警備保障(現:国際 ライフパートナー)	市民参画推進局 ビフレホール 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団				
建設局 布引ハーブ園 【指定管理者】 清里ハイランドパーク		市民参画推進局 青少年会館 【指定管理者】 特定非営利法人 こうべユースネット		みなと総局 中突堤中央ターミナル 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティ サービス	市民参画推進局 東灘区民センター 【指定管理者】 神戸市民文化振興財団	市民参画推進局 青少年会館 【指定管理者】 特定非営利法人 こうべユースネット			
都市計画総局 多聞集会所 【指定管理者】 神戸市立多聞集会所 管理運営委員会	市民参画推進局 青少年会館 【指定管理者】 特定非営利法人 こうべユースネット	産業振興局 国民宿舎須磨荘 (シーバル須磨) 【指定管理者】 神戸タワーサイドホテル		市民参画推進局 勤労会館本館 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団	産業振興局 産業振興センター 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	産業振興局 ものづくり復興工場 【指定管理者】 神戸電鉄			
保健福祉局 しあわせの村 【指定管理者】 こうべ市民福祉振興協会	教育委員会事務局 新長田図書館 【指定管理者】 図書館流通センター	保健福祉局 市民福祉スポーツセンター 【指定管理者】 オーグスポーツ	教育委員会事務局 西図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	市民参画推進局 産業振興センター 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	市民参画推進局 フルーツ・フラワーパーク 【指定管理者】 神戸ワイン	市民参画推進局 須磨海浜水族園 【指定管理者】 カエソ・名鉄インテス・アクト 特定業務共同事業体			
保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	教育委員会事務局 三宮図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	教育委員会事務局 兵庫図書館 【指定管理者】 大新東グループ	みなと総局 神戸ヘリポート 【指定管理者】 ヒラタ学園	産業振興局 ものづくり復興工場 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	保健福祉局 しあわせの村 【指定管理者】 しあわせの村運営 共同事業体	保健福祉局 市民福祉スポーツセンター 【指定管理者】 オーグスポーツ			
教育委員会事務局 ポートアイランドホール 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会・ 神戸国際会館共同企画	市民参画推進局 新長田勤労市民センター本館 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団	教育委員会事務局 北園図書館(北神分館含む) 【指定管理者】 大新東グループ	市民参画推進局 神戸文化ホール 【指定管理者】 神戸市民文化振興財団	産業振興局 産業振興センター 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	保健福祉局 しあわせの村 【指定管理者】 しあわせの村運営 共同事業体	建設局 北神戸田園スポーツ公園 【指定管理者】 神戸電鉄			
教育委員会事務局 ポートアイランド・スポーツセンター 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会・ 神戸国際会館共同企画	市民参画推進局 ビフレホール 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団	教育委員会事務局 須磨図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	産業振興局 神戸国際会議場・ 神戸国際展示場 【指定管理者】 神戸国際観光コンベンション協会	産業振興局 ものづくり復興工場 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	産業振興局 ファッション美術館 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 シンコースポーツ・ 日本管財グループ			
建設局 神戸総合運動公園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	市民参画推進局 東灘区民センター 【指定管理者】 神戸市民文化振興財団	建設局 住吉公園・大和公園駐車場 【指定管理者】 アパ・アパ/マシ・マシ/住吉 公園地指定管理者共同事業体	保健福祉局 こうべ市民福祉交流センター 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	教育委員会事務局 自然の家 【指定管理者】 神戸市体育協会	建設局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 シンコースポーツ・ 日本管財グループ	都市計画総局 市営住宅(シティハイツ) 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティ サービス		
建設局 住吉公園・大和公園テニスコート 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会・ 酒井テニス企画グループ	産業振興局 フルーツ・フラワーパーク 【指定管理者】 神戸ワイン	産業振興局 ファッション美術館 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	消防局 防災コミュニティセンター 【指定管理者】 神戸市防災安全公社	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 神戸市民文化振興財団	保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 シンコースポーツ・ 日本管財グループ	市民参画推進局 市営住宅(シティハイツ) 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティ サービス		
建設局 大原山公園・被谷公園テニスコート 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会・ ITCグループ	産業振興局 須磨海浜水族園 【指定管理者】 神戸国際観光 コンベンション協会	建設局 森林植物園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	建設局 難宮公園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	みなと総局 震災メモリアルパーク 【指定管理者】 神戸港振興協会	保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 市営住宅(兵庫・長田) 【指定管理者】 ウェイズ・オリックス・ ファミリーーズグループ	市民参画推進局 市営住宅(シティハイツ) 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティ サービス		
都市計画総局 市営住宅 (シティハイツ以外) 【指定管理者】 神戸市住宅供給公社	みなと総局 中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル 【指定管理者】 神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	都市計画総局 こうべまちづくり会館 【指定管理者】 神戸市都市整備公社	みなと総局 須磨ヨットハーバー 【指定管理者】 神戸港振興協会	みなと総局 中突堤中央ターミナル東館 【指定管理者】 神戸港振興協会	保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 神戸総合運動公園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	建設局 北神戸田園スポーツ公園 【指定管理者】 神戸電鉄		
民間団体選定: 2施設 外郭団体選定: 8施設 合計: 10施設	民間団体選定: 3施設 外郭団体選定: 6施設 合計: 9施設	民間団体選定: 8施設 外郭団体選定: 3施設 合計: 11施設	民間団体選定: 2施設 外郭団体選定: 6施設 合計: 8施設	民間団体選定: 7施設 外郭団体選定: 7施設 合計: 14施設	民間団体選定: 3施設 外郭団体選定: 10施設 合計: 13施設	民間団体選定: 2施設 外郭団体選定: 8施設 合計: 10施設	民間団体選定: 7施設 外郭団体選定: 4施設 合計: 11施設	民間団体選定: 5施設 外郭団体選定: 1施設 合計: 6施設	民間団体選定: 3施設 外郭団体選定: 0施設 合計: 3施設

(注) 網掛けの施設は、市の外郭団体(市の外郭団体が共同事業体の構成員である場合を含む)が指定管理者に選定されている施設

(5) 満足度調査について

〔意見－③〕 満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

指定管理者制度導入施設については、施設の利用者に対するアンケート調査（利用者満足度調査）を行っている。利用者満足度調査の結果は、先に述べた指定管理者の管理運営評価項目の重要な要素となっていることから、**満足度調査結果には客観性が強く求められ**、また、指定管理者は満足度調査の結果を有効に活用して、利用者数や料金収入の増加につながる施策を講じることが求められる。

しかし、その多くは、指定管理者自らがアンケート用紙の配布、収集、分析等を行っていることから、調査結果には客観性や信頼性が欠如している。

また、アンケート調査の結果は、施設の運営に肯定的な回答ばかりが目立ち、その割に利用者数が伸びていない。これでは、アンケート調査をすることによって施設運営に役立つ市民の声を引き出し、その結果として、リピーターを増やしたり、新規来場者の掘り起こしをするということにはつながらない。**単なる自己満足的、換言すれば、自画自賛をしているに過ぎないのではないか。**

例えば、調査項目につき、「よい」・「普通」・「悪い」の選択肢を設けて回答する形式を採用し、以下の計算式により満足度を算出している部局も見受けられる。

$$\text{満足度} = \frac{\text{満足（よい）} + \text{普通}}{\text{満足（よい）} + \text{普通} + \text{不満（悪い）}}$$

上記計算式によれば、「普通」と回答した利用者についても「満足」したとして取り扱われるが、回答者の半数弱が「普通」と回答しているにも関わらず満足度が99%と算出されて施設も存在するなど、**実態とは乖離している**

満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

〔意見－4〕 市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

市では、指定管理者制度の趣旨である市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図られているかを検証し、その結果を今後の管理運営に反映していくことで指定管理者制度に関する PDCA サイクルを着実に実行し、市民サービスの一層の向上を図るため、指定管理者の管理運営に対する評価を毎年度実施している。次頁以下の表は、平成 21 年度の指定管理者の管理運営に対する評価結果である。

評価の方法は、各局に設置している指定管理者候補者選定委員会^(注1)において、施設が適正に管理されているかどうかを確認するとともに、利用者満足度調査の結果や主な苦情とその対応などをもとに、管理運営に対する評価を行っている。さらに公募施設では、平成 21 年度の運営実績（運営状況、利用状況、収支状況）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえた総合的な評価（上から AAA、AA、A、B、C の 5 段階評価）^(注2)を行っている。

評価結果を査閲したところ、実際には、各施設の指定管理者制度について後述するような問題が内在しているにも関わらず、評価結果は、44 頁表のとおり、「AA」及び「A」に偏っており、評価結果が今後の管理運営の向上に資する内容とはなっていない。市は利用状況（利用者数や利用率など）の向上や利用料収入額の増加、サービス内容の充実、高い利用者満足度などが評価されたとしているが^(注3)、水増しされた利用状況や、「お手盛り」の満足度調査結果等を基礎とした評価を行っており、指定管理者候補者選定委員会の評価は市民にとって全く信頼出来ないものとなっている。

市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

(注 1) 指定管理者候補者選定委員会

選定委員会は、複数の外部委員及び 1 人の内部委員で構成。外部委員が委員長に就任。

(注 2) 5 段階評価の内容

提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて、概ね良好な管理運営がなされているとの評価を「A」とし、それをやや上回るものを「AA」、上回るものを「AAA」とする一方、やや下回るものを「B」、下回るものを「C」としている。

(注 3) 評価結果の概要

市は、平成 22 年 9 月 9 日に公表した「指定管理者の管理運営に対する評価結果の公表について」において、評価結果の概要を以下のとおり説明している。

4. 評価結果の概要

(1) 公募施設（200 施設）の評価結果

（前略）「A」以上の評価を受けた施設においては、当該指定管理者が選定された根拠である提案内容に基づいた管理運営が行われており、指定管理移行前の状況や昨年度の運営実績と比較して、サービス内容の充実や高い利用者満足度などを示した施設が多く、指定管理者制度導入の効果が顕在化しているといえる。

特に、提案内容を上回る管理運営であったと評価された「AA」の施設（55 施設）については、主に①利用状況（利用者数や利用率など）の向上や利用料収入額の増加、②講座・イベントや自主事業の拡充、③利用者ニーズに合わせた創意工夫、④高い利用者満足度などが高く評価された。

平成 21 年度管理運営評価

AA	55 施設
A	145 施設
計	200 施設

(2) 公募外施設（465 施設）の評価結果

各施設において、所管課による履行確認により、概ね適正な管理運営が確保されたことが確認された。また、利用者満足度調査でも概ね良好な満足度が示されており、サービスの維持・向上が図られたとの評価となった。

【包括外部監査の対象とした公の施設の管理運営に対する評価結果一覧】

所 管 局	施 設 名	施設数	指 定 管 理 者	21 年 度 管 理 運 営 評 価	(参考) 20 年 度 管 理 運 営 評 価
市 民 参 画 推 進 局	勤労市民センター	4	(財)神戸いきいき勤労財団	AA	A
	勤労会館	1	(財)神戸いきいき勤労財団	A	A
	青少年会館	1	NPO法人こうべユースネット	A	A
	神戸文化ホール	1	神戸市民文化振興財団・ 神戸国際会館共同事業体	A	AA
	神戸アートビレージセンター	1	大阪ガスビジネスクリエイト㈱	A	AA
	区民センター	6	(財)神戸市民文化振興財団	A	AA
	灘区民ホール	1	国際ライフパートナー㈱	A	A
	東灘区民センター小ホール	1	NPO コミュニティ・サポートセンター神戸	AA	AA
保 健 福 祉 局	しあわせの村	1	(社)こうべ市民福祉振興協会	A	A
	こうべ市民福祉交流センター	1	(社)神戸市社会福祉協議会	A	A
	市民福祉スポーツセンター	1	(株)オーゼスポーツ	A	A
産 業 振 興 局	産業振興センター	1	(財)神戸市産業振興財団	A	A
	ものづくり復興工場	1	(財)神戸市産業振興財団	A	A
	ファッション美術館	1	(財)神戸市産業振興財団	AA	A
	フルーツ・フラワーパーク	1	㈱神戸ワイン	A	A
	国民宿舎須磨荘(シーパル須磨)	1	一栄グループ	A	A
	須磨海浜水族園	1	(財)神戸国際観光コンベンション協会	AA	AA
	神戸国際会議場・神戸国際展示場	2	(財)神戸国際観光コンベンション協会	A	A
建 設 局	離宮公園	1	(財)神戸市公園緑化協会	A	AA
	森林植物園	1	(財)神戸市公園緑化協会	A	A
	相楽園	1	神戸市造園共同企業体	AA	A
	北神戸田園スポーツ公園	1	神戸電鉄㈱	A	AA
	布引ハーブ園	1	清里ハイランドパーク㈱	A	A
	北須磨文化センター	1	(財)神戸市民文化振興財団	A	A
	しあわせの森(しあわせの村)	1	(財)こうべ市民福祉振興協会	A	A
	神戸総合運動公園	1	(財)神戸市公園緑化協会	AA	AA
	大原山公園及びびば谷公園テニスコート・駐車場	2	(財)神戸市公園緑化協会・ITCグループ	A	-
	住吉公園及び大和公園テニスコート	1	(財)神戸市公園緑化協会・ 酒井テニス企画グループ	A	-
都 市 計 画 総 局	住吉公園及び大和公園駐車場	1	アマノ・アマノマネジメントサービス 住吉公園他指定管理者共同事業体	A	-
	まちづくり会館	1	(財)神戸市都市整備公社	AA	AA
み な と 総 局	シティハイツ	9	大阪ガスセキュリティサービス㈱	A	AA
	中突堤中央ターミナル(かもめりあ)	1	商船三井興産㈱	A	A
	震災メモリアルパーク	1	(社)神戸港振興協会	A	A
	中突堤中央ターミナル東館	1	(社)神戸港振興協会	A	A
	神戸ヘリポート	1	(学)ヒラタ学園	A	B
	中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル	2	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	A	A
	須磨ヨットハーバー	1	(社)神戸港振興協会	A	A
消 防 局	ポートアイランド市民広場	1	国際ライフパートナー㈱	A	A
	防災コミュニティセンター	1	(財)神戸市防災安全公社	AA	AA
教 育 委 員 会 事 務 局	ポートアイランドホール・ ポートアイランドスポーツセンター	2	(財)神戸市体育協会・㈱加藤商会・ ㈱神戸国際会館共同企画	A	A
	自然の家	1	(財)神戸市体育協会	AA	AA

(7)「公の施設 調査票」の作成時の検討状況について

〔意見－5〕 毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

4 頁以下に記載の「公の施設 調査票」の作成の前提となる「公の施設」に該当するか否かの判断状況と「公の施設の管理運営チェック」の状況を示す資料を各部局に依頼したが、指定管理者制度導入初年度に検討を行ったのみで、その資料は保管年限を経過したために廃棄しており残っていない、さらに、平成 22 年度以降の指定管理者の契約更新にあたっては、「公の施設」に該当するか否かの見直しや「公の施設の管理運営チェック」は行っていないなどの回答があり、当該資料を入手することは出来なかった。

「公の施設」に該当するか否か、「公の施設の管理運営チェック」は、各施設へ指定管理者制度を導入するか否かの判断の前提となる非常に重要な検討事項である。また、施設の運営・利用状況も時の経過により変化するものであるから、毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

3. <各施設に関する指摘事項及び意見>

監査対象部局の冒頭頁には、「局別指定管理者制度導入施設一覧表」を掲載し、同表上、監査の対象とした公の施設（19 頁の 45 施設）についてはNo.を付している。そして、当該施設別に、1. 概況、2. 監査の結果と指摘事項及び意見をそれぞれ記載している。

【局別指定管理者制度導入施設一覧表】

記載項目のうち、「タイプA～F」は、12 頁以下の「市における指定管理導入施設の分類」に基づく施設タイプである。また、「選定方法」には、公募と随意契約のいずれかを記載しており、「応募数」は、公募の場合、平成 21 年度以前に実施された直近の公募における応募団体数を記載し、随意契約の場合、1 件と記載している。さらに「備考」には、監査対象施設固有の指摘事項及び意見の番号を記載している。なお、38 頁～44 頁の【意見－2】【意見－3】【意見－4】は監査対象施設全般に関する意見であり、「備考」への記載を省略している。

【監査対象部局】

〔1〕	市民参画推進局	48頁	～	117頁
〔2〕	産業振興局	118頁	～	171頁
〔3〕	保健福祉局	172頁	～	204頁
〔4〕	消防局	205頁	～	212頁
〔5〕	教育委員会事務局	213頁	～	239頁
〔6〕	建設局	240頁	～	301頁
〔7〕	都市計画総局	302頁	～	322頁
〔8〕	みなの総局	323頁	～	361頁

【「1. 概況」について】

公の施設を所管している市の担当部局より、（1）施設の概要、（2）施設利用状況、（3）指定管理者制度の導入の状況、（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較に関する定型表と、施設写真、施設見取図を入手し、原則として包括外部監査人が手を加えずに、そのまま掲載している。

【「2. 監査の結果」について】

17 頁以下に記載の監査の着眼点について、監査手続を実施した結果、包括外部監査人が特に説明を要すると判断した事項を要約して記載している。

なお、重要性の観点から、監査の結果として指摘または意見するまでには

至らないが、市において、今後検討をお願いしたい事項を「改善要望」として記載している。

〔1〕

市民参画推進局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応 募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	青少年課	青少年会館	F	NP0 法人こうべユースネット	NP0 法人こうべユースネット	38,582	35,545	35,728	公募	2	〔指摘事項－8〕 〔指摘事項－9〕 〔意見－6〕
2	勤労市民課	勤労会館本館	A	(財) 神戸いきいき勤労財団	(財) 神戸いきいき勤労財団	90,352	12,302 (利) 61,767	10,661 (利) 66,770	公募	2	〔指摘事項－10〕 〔指摘事項－11〕 〔指摘事項－12〕
3		新長田勤労市民センター	A			5館一括	5館一括	5館一括	公募	1	〔意見－7〕
4		ビブレホール	A								
		大甲運動勤労市民センター 兵庫勤労市民センター 垂水勤労市民センター									
5	文化交流部	神戸文化ホール	B	(財) 神戸市民文化振興財団	(財) 神戸市民文化振興財団・神戸国際会館共同事業体	322,794	319,000	140,189 (利) 168,192	公募	3	
6		神戸アートビレージセンター	D	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	125,591	135,000	118,812 (利) 15,895	公募	1	〔意見－8〕
7		東灘区民センター	A	(財) 神戸市民文化振興財団	(財) 神戸市民文化振興財団	6館一括	6館一括	6館一括	公募	1	〔意見－9〕
		生田文化会館									
		基合文化センター									
		須磨区民センター									
	西区民センター										
	北区民センター										
		北区民ホール		(財) 神戸市民文化振興財団	(財) 神戸市民文化振興財団	(上記の区民センターに含む)	9,137	8,426			
		東灘区民センター小ホール		特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸	特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸						
8		灘区民ホール	E	国際ライフパートナー(株)	日本管財・文化遺産共同企業体	73,642	43,343 (利) 12,519	43,247 (利) 14,119	公募	4	
		丸山コミュニティ・センター		丸山コミュニティ・センター管理運営協議会	丸山コミュニティ・センター管理運営協議会	12,985	13,724	10,220			
		神戸文学館		(株) 神戸新聞地域創造	(株) 神戸新聞地域創造	0	16,970	19,290			

(注) (利)は、利用料金制度が採用されていることを示す。

市民参画推進局

青少年会館〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	青少年会館		設 置 年 月	昭和 55 年 4 月
所 在 地	中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号			
根 拠 法 令 等	地方自治法、神戸市青少年会館条例及び同法施行規則			
設 置 目 的	青少年の健全な育成及び青少年活動の促進を図る			
設 置 の 経 緯	S 52.07 「神戸市青少年会館建設運営委員会」発足 神戸市青少年団体連絡協議会（青連協）加盟団体、学識経験者、行政により構成された委員会 神戸市青少年会館の建設及び開設後の運営について、神戸市に意見具申 S 55.04 神戸市青少年会館開設 S 62.04 神戸市青少年会館のカウンター業務（夜間・日祝日）を青連協に委託 H 14.04 神戸市青少年会館の管理運営業務委託を、NPO法人こうべユースネット（旧青連協）に委託 H 18.04 神戸市青少年会館の管理運営について、指定管理者制度を導入			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	298,302	498.00		
建 物	592,090	2,799	レクリエーションホール、研修室、視聴覚室、会議室、和室、サークル室、音楽室、工作室、応接室、ロビー、学習コーナー、印刷室等	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
会 議 室	4,275		4,289		4,211		4,791		5,170	
和 室	2,794		2,597		2,583		2,892		2,553	
サークル室 1	6,367		6,759		6,412		5,425		5,390	
サークル室 2	3,901		4,127		4,466		4,080		4,626	
サークル室 3	4,445		4,003		3,975		4,197		4,686	
サークル室 4	3,273		3,424		3,721		3,819		3,910	
サークル室 5	6,130		6,193		6,581		6,744		6,980	
音 楽 室	3,970		4,950		6,371		5,798		6,265	
工 作 室	5,960		6,180		6,808		7,158		6,581	
研 修 室	10,005		9,173		10,122		10,560		11,593	
視 聴 覚 室	4,263		4,164		4,147		4,373		5,037	
レクリエーションホール	9,730		9,277		9,895		10,146		11,423	
応 接 室	671	—	911	—	985	—	928	—	756	—
ロ ビ ー	16,705	—	23,720	—	26,733	—	26,140	—	28,682	—
合 計	82,489	1,876	89,767	2,108	97,010	2,764	97,051	3,131	103,652	3,394

※青少年会館では青少年活動の促進のため、青少年グループや育成団体の団体登録制度を設けており、所定の手続を経て登録が認められた団体は使用料が無料となる。上表の利用者数は登録団体と一般団体（有料）の全利用者数であり、料金収入は一般団体が納入した使用料金を集計したものである。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		NPO 法人こうべユースネット	管理委託費	38,582	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	NPO 法人こうべユースネット	指定管理費	35,545	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	35,755	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	35,527	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	35,728	
			合 計	142,555	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	NPO 法人こうべユースネット	指定管理費	54,555	平成 22 年度から 設備管理業務 18,655 千円 を指定管理費に 含めている。
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 54,555	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 54,555	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 54,555	
			合 計	218,220	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	38,582					
指 定 管 理 料		35,545	35,755	35,527	35,728	54,555
利用料金収入						
計	38,582	35,545	35,755	35,527	35,728	54,555
支 出						
人 件 費	32,058	29,031	29,656	29,320	29,920	29,871
会 館 運 営 費	2,975	2,580	2,459	2,611	2,602	3,046
維 持 運 営 費	1,712	2,242	2,035	2,067	1,732	1,483
事 務 管 理 費	1,837	1,692	1,605	1,529	1,474	1,500
施 設 管 理						18,655
計	38,582	35,545	35,755	35,527	35,728	54,555
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成21年度の総入場者は青少年会館利用状況一覧によると103,652人となっているが、このうち28,682人がロビーの利用者数としてカウントされている。また、同館の有料使用者は11,607人と報告されているので、 $103,652 \text{ 人} - 28,682 \text{ 人} - 11,607 \text{ 人} = 63,363 \text{ 人}$ が登録団体の会員による無料利用者ということになる。

(2) 料金収入について

- ・施設利用状況表神戸市青少年会館（有料分）によると平成21年度は1,310件、11,607人の有料利用者となっており、使用料は3,394千円となっている。

平成21年4月から平成22年3月迄の月次使用料調定及び歳入徴収簿を照合して確認した。

- ・後納者の未収金管理が不十分である（平成22年3月25日実施の青少年課による監査で指摘）。

(3) 収支状況について

受託者であるNPO法人こうべユースネットは会館の管理運営業務以外にも様々な自主事業をやっており、当該法人の実質的な本部組織もこの青少年会館にあるものと考えられ、人件費の配賦や諸経費の各事業に対する分担が明確ではなく渾然一体となった運営となっているのではないかと。

上記NPO法人の事業別収入の内訳（国、県、市から多岐にわたる業務を受託している）

特定非営利活動法人こうべユースネットの収入内訳（平成21年度収支決算書より）

（単位：千円）

神戸市（青少年課）指定管理料	35,728
〃 自主事業に対する委託料（3事業）	4,048
〃 自主事業に対する補助金	6,137
厚労省・県しごと支援課・神戸市（教育委員会、青少年課）からの受託料	57,733
県民局からの助成金 若者自立塾支援センター	8,289
神戸市（建設局）満足度調査 （産振局）臨時就労相談窓口ほか	12,827
その他収入	15,703
合 計	140,465

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	会館利用者に対して意見や提案を聞くためのリクエストボックス（特に意見はなし）を設置するとともに、団体登録説明会の際にアンケート調査を実施した。 また、利用者の多様な意見を吸い上げるために、登録団体、有識者、会館リーダー・相談員の代表者から成る「運営委員会」を開催した。
②満足度調査 の結果	予約方法について 現在のままでよい 75.0% 現在の予約では回数が少ない 11.5% 特になし 5.1% その他 8.3% イメージについて（複数回答） 明るい 46.8% 暗い 9.1% 使いやすい 49.4% 使いにくい 0.0% その他 4.5% カウンターの対応について 対応が良い 68.8% ふつう 26.6% 対応が悪い 1.9% その他 1.3%

〔指摘事項－８〕 青少年会館のロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。

平成 21 年度青少年会館利用状況一覧表によれば、利用者数合計は 103,652 人と報告されているが、このうち 28,682 人が**ロビーの利用者数**としてカウントされている。ロビーは無料開放されており、定時観測（午前 11 時、午後 3 時、午後 6 時に目視によるカウント）によっている。指定管理者である NPO 法人こうべユースネットは青少年会館の運営及び維持管理に関すること以外に神戸市青少年会館条例第 3 条に規定される事業の実施に関することを行うこととされている。さらに、同法人は厚生労働省や兵庫県からも受託した事業を同会館で実施しているので、**ロビーには様々な目的をもった青少年が参集する**。しかも、同館の開館時間は午前 9 時から午後 9 時であるが、日曜・祝日は午後 5 時までということからすると、少なくとも日曜・祝日は 1 日に 2 回しか観測しないことになり、報告されている利用者数の正確性に疑問がある。このような情報はあくまでも参考情報として取り扱うべきではないか。

また、応接室（談話室）も年間 756 人が利用しているが、ここも無料とされている。

〔指摘事項－９〕 青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。

青少年会館の場合、一般団体の利用申込方法より登録団体の申込受付方法が簡略化されている。少なくとも施設の利用に関する手続は同じようにするべきである。さらには、**登録団体は 2 ヶ月前の月の初日から、申込受付が出来るのに、一般団体は 1 ヶ月前の月の初日からの受付**となっている。

これでは一般団体が希望する日時の予約は、あらかじめ、登録団体が先に全部押さえてしまっていることになるのではないか。

〔意見－⑥〕 青少年会館の登録団体となれば施設利用料が無料であるというのは再検討すべきである。

平成 21 年度の青少年会館の利用料金収入は 3,394 千円である。有料利用者は 1,310 件で、その合計人数は 11,607 人であるから 1 件当たり 2,590 円、1 人当たりにして 292 円の利用料である。

他方、登録団体の会員である無料利用者は 63,363 人と計算され、当該施設の利用は圧倒的に登録団体が多いということになっている。しかも、登録団体の受付は 2 ヶ月前の月の初日であるが、一般団体（有料）の利用申込受付は 1 ヶ月前の月の初日となっており、有料利用者のほうが不利である。これでは、青少年会館は登録団体の会員に無料で使用させるために設置されているとしか考えられない。登録団体が使用しない日時だけを一般団体に有料で使用許可をするということになっている。それならば、**受益者負担の原則**に照らして、**登録団体の会員からも 1 人当たり 100 円から 150 円位の使用料は徴収すべきではないか。**

個人からの徴収が困難であれば、200 以上の団体が登録しているのであるから年間 3 万円から 5 万円位の団体登録料の徴収を検討すべきである。

参考情報として、他都市の類似施設の状況は下表のとおりであるが、会員使用でも一般の半額位は利用料金を負担している例が多いようである。

都市名	神 戸 市	名 古 屋 市	京 都 市	札 幌 市	堺 市
施設名	青少年会館	青少年交流プラザ	中京青少年活動センター	青少年センター	青少年センター
構 造	鉄筋コンクリート 地下 1 階 地上 10 階の 5・6 階部分	鉄筋コンクリート 地上 3 階	鉄骨鉄筋コンクリート 地下 2 階、地上 4 階 の地下 1 階の一部 分及び 3 階部分	鉄骨鉄筋コンクリート 地下 1 階、地上 6 階 の 1・2・4 階 の一部	鉄筋コンクリート 地上 4 階
面 積	2,798 m ²	2,294 m ²	1,878.60 m ²	2,876 m ²	1,939 m ²
開設日	昭和 55 年 4 月 23 日	平成 19 年 7 月 7 日	昭和 35 年 7 月 (平成 6 年 4 月改築)	平成 12 年 8 月 1 日	昭和 36 年 9 月 29 日
施設概要	レクリエーションホール、研修室、視聴覚室、ロビー、会議室、和室、サークル室、音楽室、工作室、学習コーナー	プレイルーム、ミーティングルーム、音楽スタジオ、活動室、サートステーション	会議室、和室、レスポンススタジオ、音楽スタジオ	体育室、活動室 4 室、音楽室 2 室、トレーニングルーム、ロビー	プレイルーム、クラフトルーム、茶華道室、音楽室、学習室、集会室、研修室、視聴覚室、ホール等
開館時間	9:00～21:00 (日祝は 17:00)	9:00～21:30	10:00～21:00 (日祝は 18:00)	8:45～22:00	9:00～21:00
休館日	第 3 月曜 年末年始	毎週月曜 年末年始	毎週水曜 年末年始	年末年始	毎週月曜、祝日 年末年始
使用料	登録団体無料	一般料金の半額 400～2,300 円 3 時間	一般料金の半額 (23 歳未満無料) 200～1,500 円/時間	一般料金の半額 550～6,750 円 3～4 時間	一般料金の半額 200～1,000 円 3～4 時間
利用料金制導入の有無	無	無	無	有	有

市民参画推進局

神戸市勤労会館（本館）〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市勤労会館（本館）			設 置 年 月	昭和 55 年 4 月
所 在 地	中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号				
根 拠 法 令 等	神戸市勤労会館条例				
設 置 目 的	市内の勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図り、市民の体育の振興に資するため				
設 置 の 経 緯	市内の勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図り、市民の体育の振興に資するため、昭和 55 年 4 月 23 日に設置。当初より、（財）神戸勤労福祉振興財団へ管理委託。平成 18 年 4 月より公募による指定管理へ移行。				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	715,943 千円	1,195			
建 物	119,602 万円	5,603	大ホール、会議室、特別会議室、講習室、多目的ホール、和室、美術室、体育館		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
大会議室・ホール	97,409	59,030	106,285	61,767	116,231	62,610	137,760	65,340	129,617	66,770
会 議 室	87,543		100,634		109,971		126,595		130,386	
講 習 室	113,999		127,646		136,755		140,654		142,067	
特 別 室	17,905		24,564		25,698		26,623		29,901	
トレーニング室	1,649		1,710		2,262		2,410		2,957	
体 育 館	21,166		22,882		21,760		28,797		29,826	
合 計	339,671	59,030	383,721	61,767	412,677	62,610	462,839	65,340	464,754	66,770

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸勤労福祉振興財団 (現：神戸いきいき勤労財団)	管理委託費	90,352	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸勤労福祉振興財団 (H20 年度より(財) 神戸いきいき勤 労財団に改称)	指 定 管 理 費	12,302	
	平成 19 年度	〃	指 定 管 理 費	11,774	
	平成 20 年度	〃	指 定 管 理 費	11,188	
	平成 21 年度	〃	指 定 管 理 費	10,661	
			合 計	45,925	
指定管理者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸いきいき勤労財団	指 定 管 理 費	10,509	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 9,830	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 9,143	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 8,450	
			合 計	37,932	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	90,352					
指 定 管 理 料	—	12,302	11,774	11,188	10,661	10,509
利用料金収入	—	61,767	62,610	65,340	66,770	67,981
雑 収 入	—	3,312	3,691	3,695	4,850	4,398
計	90,352	77,381	78,075	80,224	82,281	82,888
支 出						
人 件 費	30,053	21,039	19,238	24,034	24,225	23,383
光 熱 水 費	18,952	19,929	20,185	21,653	19,402	18,494
修 繕 費	3,745	3,354	3,139	3,069	3,893	3,000
管理委託費	29,957	32,023	34,106	32,778	30,385	29,486
そ の 他	7,643	9,074	7,208	6,445	7,315	8,525
計	90,352	85,421	83,878	87,980	85,222	82,888
収 支 差 額	0	△8,039	△5,802	△7,755	△2,940	0

勤労会館・勤労市民センター 施設使用料収入実績表(平成21年度)

(単位:円)

施設名・項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度から繰越分	次年度への繰越分	返還額	一般利用計	いきいき勤労財団 講座事業使用分			合計
																	前期	後期	計	
勤労会館	5,981,230	4,703,790	5,096,590	5,672,440	5,670,800	5,320,430	5,412,060	4,979,430	4,748,530	5,375,380	5,238,650	6,106,830	3,820,600	△ 3,917,050	△ 1,115,050	63,054,660	1,908,550	1,797,150	3,705,700	66,770,360
六甲道 センター	1,580,110	1,501,880	1,692,680	1,521,530	1,617,680	1,709,220	1,691,170	1,625,200	1,501,920	1,534,960	1,587,800	1,604,230	946,000	△ 877,200	△ 64,800	19,182,390	6,618,250	6,857,750	13,476,000	32,658,390
兵庫 センター	1,386,870	1,438,220	1,400,920	1,497,260	1,415,310	1,696,580	1,367,580	1,479,770	1,238,080	1,356,360	1,358,610	1,602,590	394,750	△ 397,150	△ 106,300	17,129,460	5,037,600	4,930,900	9,968,500	27,097,960
新長田 センター	1,975,680	1,818,500	1,966,510	2,163,310	1,995,710	2,352,660	1,957,580	2,305,660	1,879,930	2,315,050	2,093,370	2,387,690	731,050	△ 778,650	△ 113,850	25,050,330	4,522,550	4,508,300	9,030,850	34,081,180
ピプレホール	1,754,720	1,231,580	1,810,960	1,880,040	1,723,520	1,600,480	2,063,160	1,327,220	1,424,950	1,486,430	1,908,420	1,624,950	715,150	△ 825,100	△ 127,600	19,598,880	2,050,400	2,008,200	4,058,600	23,657,480
垂水 センター	2,174,050	3,009,500	1,915,190	2,176,580	2,176,670	2,508,960	2,585,330	1,960,360	2,031,850	1,829,200	2,101,820	2,044,700	945,550	△ 795,300	△ 142,150	26,522,310	5,177,100	5,139,650	10,316,750	36,839,060
5センター計 (一括契約)	8,881,440	8,999,790	8,786,250	9,238,720	8,928,890	9,867,920	9,664,820	8,698,210	8,076,740	8,522,000	9,050,020	9,264,160	3,732,500	△ 3,673,400	△ 554,700	107,483,370	23,405,900	23,444,800	46,850,700	154,334,070
全体 合計	14,862,670	13,703,580	13,862,850	14,911,160	14,599,690	15,188,350	15,076,880	13,677,640	12,795,270	13,897,380	14,288,670	15,370,990	7,553,100	△ 7,590,450	△ 1,669,750	170,548,030	25,514,450	25,241,950	50,556,400	221,104,430

資料③

平成21年度施設管理費決算内訳（支出）

（単位：円）

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
人件費	24,225,205	15,282,174	15,674,389	13,882,046	11,537,995	15,158,796	71,535,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	4,620	52,970	14,900	30,790	44,000	39,470	182,130
通信運搬費	394,147	503,216	447,871	497,473	511,231	510,353	2,470,144
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,880,515	6,112,417	2,550,536	3,912,690	3,855,134	3,510,404	19,941,181
修繕費	3,893,513	2,538,882	4,802,291	4,147,239	2,012,073	1,822,558	15,323,043
シルバー委託料	10,074,334	11,798,286	12,644,520	12,435,416	9,666,252	12,901,200	59,445,674
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316
共益費	0	58,457,916	29,175,744	18,838,872	31,994,664	63,164,144	201,631,340
賃借料	644,976	1,621,524	1,240,924	920,838	147,840	1,112,265	5,043,391
壁面使用料	0	1,191,300	247,200	0	0	0	1,438,500
その他使用料	21,000	223,020	29,820	0	30,000	0	282,840
租税公課	1,015,444	2,331,692	2,332,104	3,146,744	839,800	2,340,304	10,990,644
負担金支出	30,000	30,200	30,000	30,000	0	30,000	120,200
雑費	43,260	31,100	12,590	38,990	31,685	4,095	118,460
保険料	281,800	232,940	309,570	434,970	0	275,730	1,253,210
光熱水費	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078
合 計	85,222,527	119,867,181	87,014,704	87,104,908	84,254,201	127,961,003	506,201,997

※その他委託料の内訳

平成21年度

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
清掃業務	6,967,815	6,408,150	9,261,000	7,396,200	3,904,740	10,566,885	37,536,975
設備管理	10,843,291	3,654,000	916,860	1,086,225	2,310,000	2,058,000	10,025,085
警備委託	225,261	0	567,000	1,530,900	226,800	0	2,324,700
EV保守点検	1,521,136	0	0	0	0	0	0
消防設備 保守点検	380,977	0	0	0	0	0	0
施設利用管理 システム保守	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	514,500
電話設備 保守点検	0	0	88,200	146,160	90,720	272,160	597,240
舞台監督業務	0	0	0	0	3,829,665	4,032,000	7,861,665
吊物装置 保守点検	0	0	0	0	310,800	315,000	625,800
舞台照明設備 保守点検	0	0	0	0	315,000	909,090	1,224,090
その他	269,539	0	548,562	267,099	1,071,000	432,600	2,319,261
計	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316

※光熱水費の内訳

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
電気代	10,280,905	7,186,579	4,307,395	11,249,924	8,264,223	5,821,976	36,830,097
ガス代	5,649,397	295,195	522,172	3,584,172	443,093	351,016	5,195,648
水道代	3,472,492	1,812,720	1,188,156	3,425,260	1,269,140	2,200,057	9,895,333
計	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078

平成17年度委託料執行明細

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
人件費	30,053,014	27,327,115	25,663,654	38,610,363	9,393,517	24,553,387	125,548,036
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,000	47,075	20,000	60,140	35,000	20,000	182,215
通信運搬費	394,639	430,171	432,265	450,287	743,812	504,190	2,560,725
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,991,889	2,774,806	4,587,256	4,631,295	4,870,728	8,145,253	25,009,338
修繕費	3,745,084	1,448,334	3,036,389	2,710,527	588,630	2,111,056	9,894,936
シルバー委託料	10,971,774	10,066,240	9,753,210	3,054,874	11,555,516	11,175,480	45,605,320
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814
共益費	0	58,465,212	29,175,744	19,594,872	27,931,132	64,874,268	200,041,228
賃借料	580,196	2,276,440	1,029,210	1,099,609	429,770	1,576,550	6,411,579
壁面使用料	0	1,267,724	462,420	0	0	0	1,730,144
その他使用料	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,555,000	1,250,000	1,250,800	1,722,000	757,000	1,050,000	6,029,800
負担金支出	10,000	72,000	15,000	10,000	0	10,000	107,000
雑費	49,560	39,900	10,080	59,010	45,510	60,060	214,560
保険料	59,940	0	0	0	0	0	0
光熱水費	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920
合 計	90,352,050	131,214,704	99,031,521	110,467,082	83,060,585	147,358,169	571,132,061

※その他委託料の内訳

平成17年度
(単位：円)

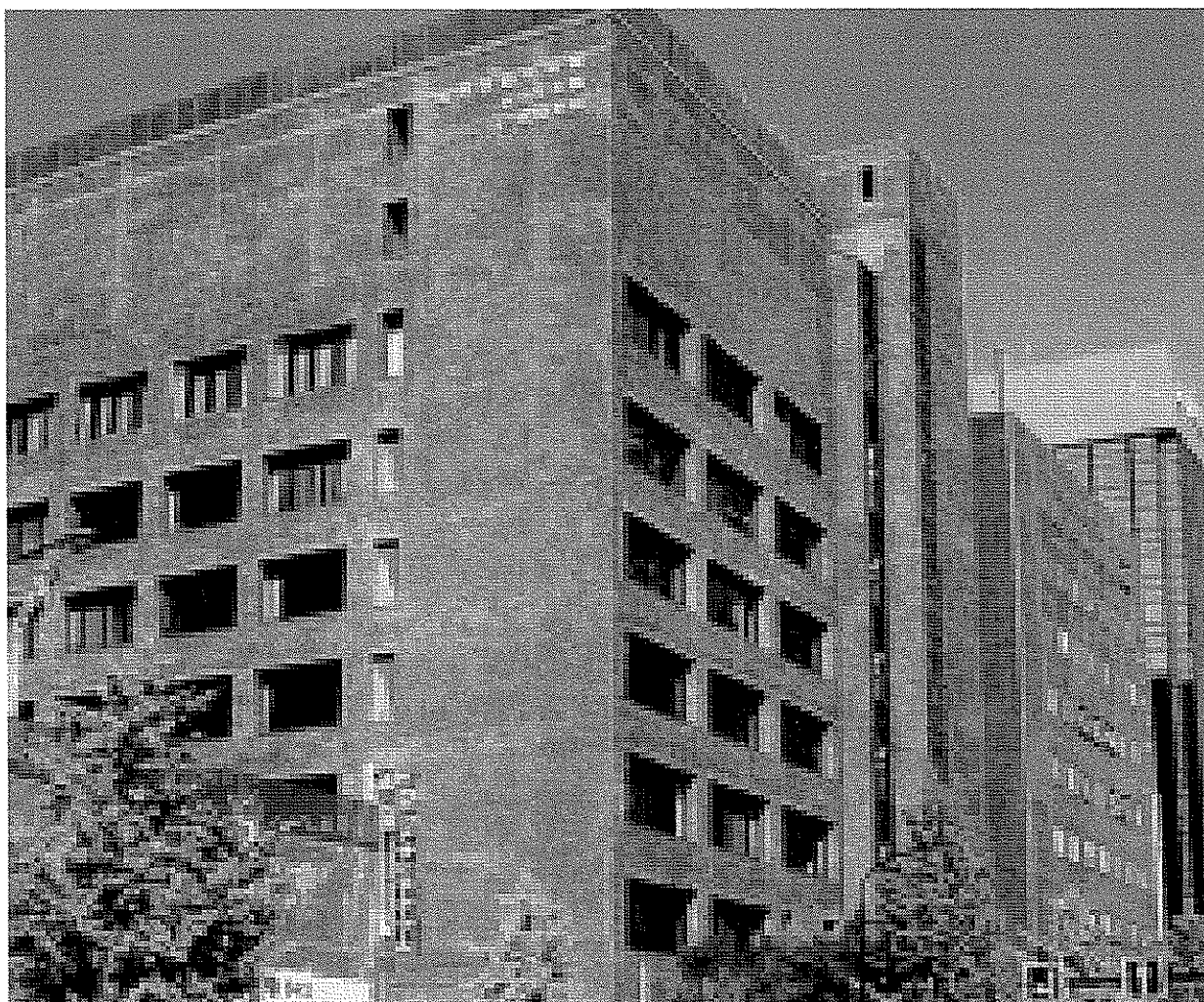
	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
清掃業務	5,868,428	5,055,750	10,038,000	6,027,000	4,074,630	10,981,546	36,176,926
設備管理	10,846,754	3,717,000	999,600	0	3,994,720	2,285,242	10,996,562
警備委託	277,628	0	856,800	2,041,200	226,800	0	3,124,800
EV保守点検	1,536,930	0	0	0	0	0	0
消防設備 保守点検	456,294	0	0	0	0	0	0
施設利用管理 システム保守	0	0	0	0	0	0	0
電話設備 保守点検	0	0	88,200	151,200	90,720	272,160	602,280
舞台監督業務	0	0	0	0	4,610,883	4,233,600	8,844,483
吊物装置 保守点検	0	0	0	0	378,000	371,700	749,700
舞台照明設備 保守点検	0	0	0	0	367,500	1,010,100	1,377,600
その他	0	8,237,250	5,754,483	5,614,830	1,255,750	5,526,150	26,388,463
計	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814

※光熱水費の内訳

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
電気代	9,920,260	6,758,813	4,624,681	13,468,515	8,565,305	5,666,658	39,083,972
ガス代	5,470,827	259,434	372,057	7,105,023	471,376	746,687	8,954,577
水道代	3,561,833	1,721,440	861,672	4,056,337	1,228,840	2,154,082	10,022,371
計	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920

【施設写真】



2階

● 多目的ホール
 約120人、机使用時50人
 会議・演習会場
 マイク、ワカセン、VHSビデオ、MD、CD
 複写機、複写機、複写機、複写機
 複写機、複写機、複写機、複写機

● 和室1和室2
 各15畳・各13畳
 各15畳・各13畳
 各15畳・各13畳
 各15畳・各13畳

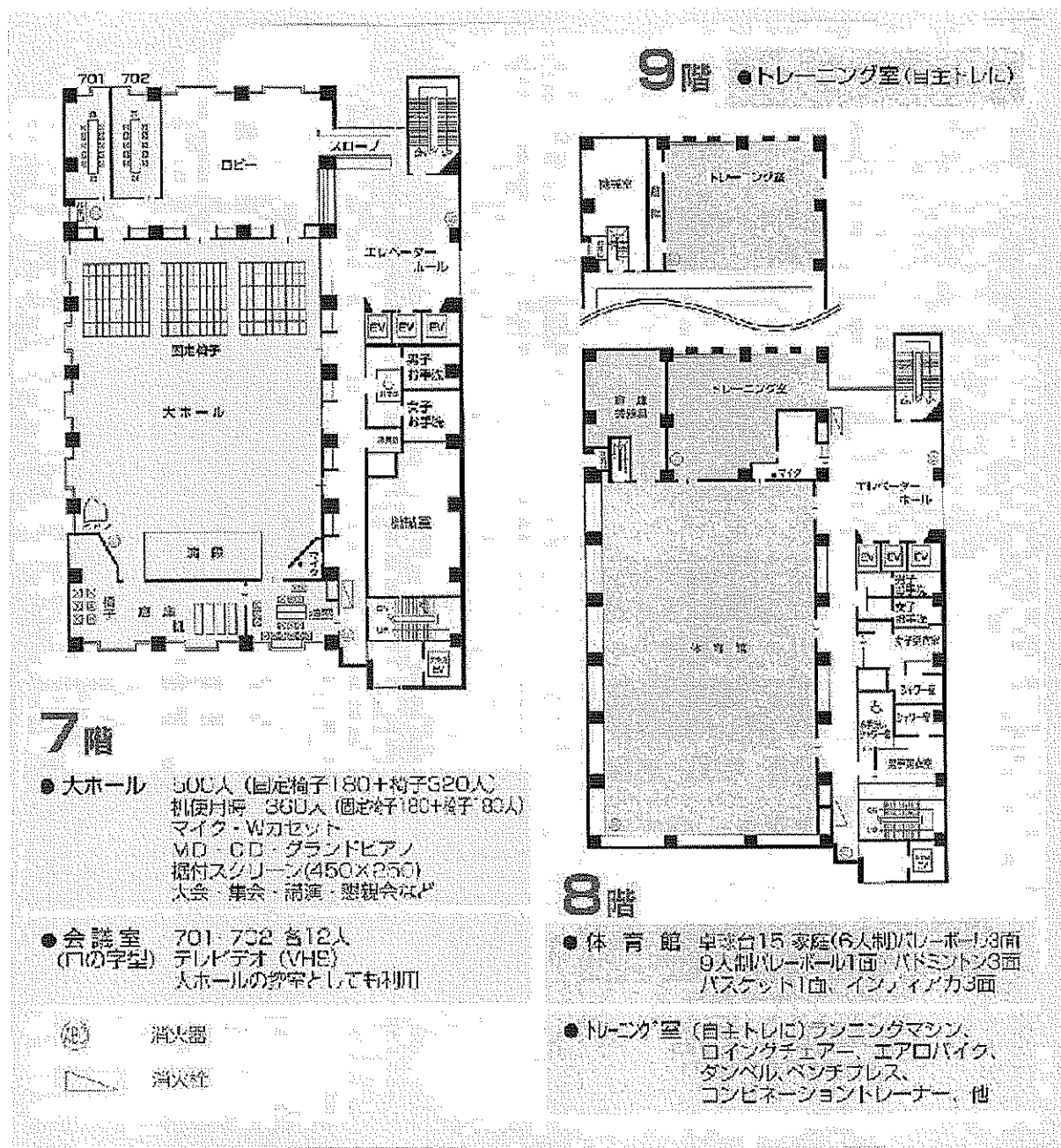
● 喫茶「煉瓦館」
 約120人、机使用時50人
 約120人、机使用時50人
 約120人、机使用時50人
 約120人、机使用時50人

● 受付
 事務室

3階

● 会議室
 303・304・305・306 各15人
 307 3人
 308 (ICH) 15人
 309 (ICH) 15人
 310 (ICH) 15人
 311 (ICH) 15人
 312 (ICH) 15人
 313 (ICH) 15人
 314 (ICH) 15人
 315 (ICH) 15人
 316 (ICH) 15人
 317 (ICH) 15人
 318 (ICH) 15人
 319 (ICH) 15人
 320 (ICH) 15人
 321 (ICH) 15人
 322 (ICH) 15人
 323 (ICH) 15人
 324 (ICH) 15人
 325 (ICH) 15人
 326 (ICH) 15人
 327 (ICH) 15人
 328 (ICH) 15人
 329 (ICH) 15人
 330 (ICH) 15人
 331 (ICH) 15人
 332 (ICH) 15人
 333 (ICH) 15人
 334 (ICH) 15人
 335 (ICH) 15人
 336 (ICH) 15人
 337 (ICH) 15人
 338 (ICH) 15人
 339 (ICH) 15人
 340 (ICH) 15人
 341 (ICH) 15人
 342 (ICH) 15人
 343 (ICH) 15人
 344 (ICH) 15人
 345 (ICH) 15人
 346 (ICH) 15人
 347 (ICH) 15人
 348 (ICH) 15人
 349 (ICH) 15人
 350 (ICH) 15人
 351 (ICH) 15人
 352 (ICH) 15人
 353 (ICH) 15人
 354 (ICH) 15人
 355 (ICH) 15人
 356 (ICH) 15人
 357 (ICH) 15人
 358 (ICH) 15人
 359 (ICH) 15人
 360 (ICH) 15人
 361 (ICH) 15人
 362 (ICH) 15人
 363 (ICH) 15人
 364 (ICH) 15人
 365 (ICH) 15人
 366 (ICH) 15人
 367 (ICH) 15人
 368 (ICH) 15人
 369 (ICH) 15人
 370 (ICH) 15人
 371 (ICH) 15人
 372 (ICH) 15人
 373 (ICH) 15人
 374 (ICH) 15人
 375 (ICH) 15人
 376 (ICH) 15人
 377 (ICH) 15人
 378 (ICH) 15人
 379 (ICH) 15人
 380 (ICH) 15人
 381 (ICH) 15人
 382 (ICH) 15人
 383 (ICH) 15人
 384 (ICH) 15人
 385 (ICH) 15人
 386 (ICH) 15人
 387 (ICH) 15人
 388 (ICH) 15人
 389 (ICH) 15人
 390 (ICH) 15人
 391 (ICH) 15人
 392 (ICH) 15人
 393 (ICH) 15人
 394 (ICH) 15人
 395 (ICH) 15人
 396 (ICH) 15人
 397 (ICH) 15人
 398 (ICH) 15人
 399 (ICH) 15人
 400 (ICH) 15人
 401 (ICH) 15人
 402 (ICH) 15人
 403 (ICH) 15人
 404 (ICH) 15人
 405 (ICH) 15人
 406 (ICH) 15人
 407 (ICH) 15人
 408 (ICH) 15人
 409 (ICH) 15人
 410 (ICH) 15人
 411 (ICH) 15人
 412 (ICH) 15人
 413 (ICH) 15人
 414 (ICH) 15人
 415 (ICH) 15人
 416 (ICH) 15人
 417 (ICH) 15人
 418 (ICH) 15人
 419 (ICH) 15人
 420 (ICH) 15人
 421 (ICH) 15人
 422 (ICH) 15人
 423 (ICH) 15人
 424 (ICH) 15人
 425 (ICH) 15人
 426 (ICH) 15人
 427 (ICH) 15人
 428 (ICH) 15人
 429 (ICH) 15人
 430 (ICH) 15人
 431 (ICH) 15人
 432 (ICH) 15人
 433 (ICH) 15人
 434 (ICH) 15人
 435 (ICH) 15人
 436 (ICH) 15人
 437 (ICH) 15人
 438 (ICH) 15人
 439 (ICH) 15人
 440 (ICH) 15人
 441 (ICH) 15人
 442 (ICH) 15人
 443 (ICH) 15人
 444 (ICH) 15人
 445 (ICH) 15人
 446 (ICH) 15人
 447 (ICH) 15人
 448 (ICH) 15人
 449 (ICH) 15人
 450 (ICH) 15人
 451 (ICH) 15人
 452 (ICH) 15人
 453 (ICH) 15人
 454 (ICH) 15人
 455 (ICH) 15人
 456 (ICH) 15人
 457 (ICH) 15人
 458 (ICH) 15人
 459 (ICH) 15人
 460 (ICH) 15人
 461 (ICH) 15人
 462 (ICH) 15人
 463 (ICH) 15人
 464 (ICH) 15人
 465 (ICH) 15人
 466 (ICH) 15人
 467 (ICH) 15人
 468 (ICH) 15人
 469 (ICH) 15人
 470 (ICH) 15人
 471 (ICH) 15人
 472 (ICH) 15人
 473 (ICH) 15人
 474 (ICH) 15人
 475 (ICH) 15人
 476 (ICH) 15人
 477 (ICH) 15人
 478 (ICH) 15人
 479 (ICH) 15人
 480 (ICH) 15人
 481 (ICH) 15人
 482 (ICH) 15人
 483 (ICH) 15人
 484 (ICH) 15人
 485 (ICH) 15人
 486 (ICH) 15人
 487 (ICH) 15人
 488 (ICH) 15人
 489 (ICH) 15人
 490 (ICH) 15人
 491 (ICH) 15人
 492 (ICH) 15人
 493 (ICH) 15人
 494 (ICH) 15人
 495 (ICH) 15人
 496 (ICH) 15人
 497 (ICH) 15人
 498 (ICH) 15人
 499 (ICH) 15人
 500 (ICH) 15人
 501 (ICH) 15人
 502 (ICH) 15人
 503 (ICH) 15人
 504 (ICH) 15人
 505 (ICH) 15人
 506 (ICH) 15人
 507 (ICH) 15人
 508 (ICH) 15人
 509 (ICH) 15人
 510 (ICH) 15人
 511 (ICH) 15人
 512 (ICH) 15人
 513 (ICH) 15人
 514 (ICH) 15人
 515 (ICH) 15人
 516 (ICH) 15人
 517 (ICH) 15人
 518 (ICH) 15人
 519 (ICH) 15人
 520 (ICH) 15人
 521 (ICH) 15人
 522 (ICH) 15人
 523 (ICH) 15人
 524 (ICH) 15人
 525 (ICH) 15人
 526 (ICH) 15人
 527 (ICH) 15人
 528 (ICH) 15人
 529 (ICH) 15人
 530 (ICH) 15人
 531 (ICH) 15人
 532 (ICH) 15人
 533 (ICH) 15人
 534 (ICH) 15人
 535 (ICH) 15人

【見取図2】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

施設利用者状況表によって、月次及び年度累計利用者数は把握できるが、コマ別の利用件数が集計されていないので、各施設の利用件数と料金収入との対応関係が分からない。

(2) 料金収入について

- ・利用料金収納表によって、日計・月計の管理が行われている。

利用料金収納表と施設別使用料集計表とを突合（4ヶ月分が不一致）…現在、財団で新システムを開発中とのことである（勤労市民課に確認した）。

- ・施設別使用料集計表（平成21年4月から平成22年3月迄）を入手して施設利用状況表と突合（7ヶ月分に不一致）…現在、財団で新システムを開発中とのことである（勤労市民課に確認した）。

年月	毎月の施設利用状況表	毎月の利用料金収納表	
	利用者数（人）	料金収入（円）	雑収入（コピー収入他）（円）
21/4	37,785	5,981,230	23,780
5	31,791	4,703,790	17,540
6	40,499	5,096,590	19,230
7	41,116	5,672,440	23,050
8	36,505	5,670,800	19,290
9	36,726	5,320,430	25,450
10	44,189	5,412,060	13,910
11	40,203	4,979,430	20,490
12	33,795	4,718,530	25,760
22/1	33,562	5,375,380	23,870
2	36,536	5,238,650	22,510
3	52,047	6,106,830	27,840
計	464,754	64,276,160	262,720
施設使用料 収入実績表	前年度からの繰越分	3,820,600	財団よりの施設一覧表と突合
	次年度への繰越分	△3,917,050	
	返還額	△1,115,050	
	一般利用 計	63,064,660	
	財団からの講座事業使用分		
	前期分	1,908,550	
	後期分	1,797,150	
	財団利用 計	3,705,700	
		66,770,360	

(3) 講座事業の運営について

(財)神戸いきいき勤労財団は、勤労会館（本館）及び市内 5 か所の勤労市民センターで、自主事業としての講座事業を展開している。市民は各施設での講座のパンフレットや市の広報誌等を見て希望する講座（特別講座を除く）があれば、財団本部の生涯現役支援課に直接申込みをする。

生涯現役支援課から、所定の請求書が申込者に送付され、入金が確認されると受講票等が申込者に届くというシステムで春季、秋季と毎週 1 回で 20 回（半年間）の講座が運営されている。施設によっては 100 を超える講座が開設されている。

財団は春季、秋季の講座が終了すると各施設での教室等の使用料を一括して各センター等へ通知するという方法を採用している。

つまり、講座事業の主催者は財団の生涯現役支援課であり、各センターは場所を提供しているにすぎないという形式になっており、各館の責任者やスタッフが主体的に管理運営しているものではない。

新長田勤労市民センターの現場視察を行った平成 22 年 10 月 12 日午後のセンターは卓球、バドミントンの受講生と個人利用者が大勢集っていて体育館からロビーまで人があふれていた。

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	一般来館者調査（配布数 500、回収数 414、回収率 82.8%） 平成 22 年 3 月 1 日～20 日の期間で、会館の入口等で来館者に対し調査票を交付、随時記入してもらい回収箱に投函
②満足度調査の結果	職員の対応 良い・まあ良い 61.1%、普通 34.5%、やや不満・不満 1.9%、無回答 2.5% 利用の満足度 満足・まあ満足 72.2%、普通 20.0%、やや不満・不満 0.7%、無回答 7.1% 施設の設備の内容 良い・まあ良い 47.3%、普通 41.3%、やや不満・不満 4.1%、無回答 7.3%

〔指摘事項－10〕 施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。

- ① 通常の場合、施設利用者は事前に利用申込書に利用予定者数を記載するが、その施設の定員以内なら無条件パスなので、定員に近い人数を書き込むことが多い。この事前の利用予定者数を集計すると実際利用者と乖離が大きくなる。施設の利用後に改めて責任者から当日の利用者数を届け出る方法に統一すべきである。
- ② 管理受託者が同一施設で受託管理事業と自主事業とを同時に実施する場合のカウント方法を工夫すべきである。

〔指摘事項－11〕 施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。

施設の利用料金については前払い制が多く採用されているが会計年度の実際利用料金を算定する際の処理方法に統一性が欠けている。

年度をまたがった未収料金、前受料金の処理並びにその管理方法を工夫する必要がある。

〔指摘事項 - 12〕 指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。

(財) 神戸いきいき勤労財団は勤労会館（本館）及び市内 5 か所の勤労市民センターで指定管理者としての受託業務に関与する傍ら、それぞれの施設において自主事業としての講座事業を展開している。

平成 21 年度の財団の決算書（特別会計）によれば、自主事業収入は 327,276 千円であり、これに対する自主事業支出は 310,678 千円であり、この支出の内には講座事業での教室使用料としての 50,556 千円が計上されている。また、自主事業収入の 5% 分 (327,276 千円×5%) である 16,363 千円が一般会計への分担金支出として計上され、さらに 10,000 千円が財政運営資金積立資産取得支出として積立てられている。指定管理料と施設使用料及び施設管理受託事業収入の総額は 618,772 千円であり、これに対する施設管理事業費支出は 617,558 千円となっているので、この部門でも収支差額は 1,214 千円の黒字である。

平成 21 年度の管理運営に対する勤労会館（本館）の評価票では指定管理者の収支がマイナスとなっていると指摘されているが、上述の如く、財団の決算書ではマイナスではない。

指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。

市民参画推進局

神戸市立新長田勤労市民センター本館〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立新長田勤労市民センター 本館		設 置 年 月	昭和 52 年 4 月
所 在 地	長田区若松町 5 丁目 5 番 1 号			
根 拠 法 令 等	神戸市立勤労市民センター条例			
設 置 目 的	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため			
設 置 の 経 緯	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため、昭和 52 年 4 月 21 日に設置。昭和 57 年 4 月より（財）神戸勤労福祉振興財団へ管理委託。平成 18 年 4 月より公募による指定管理へ移行。			
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	144,957 千円	471		
建 物	176,700 万円	6,202	大会議室、会議室、講習室、多目的ホール、音楽鑑賞室、美術室、染色室、陶芸室、文化教室、和室、体育館、トレーニング室	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
大会議室・ホール	36,282	31,841	52,061	33,243	47,381	36,423	45,995	33,786	45,367	34,081
会 議 室	34,968		41,417		40,224		37,076		36,037	
講 習 室	25,999		27,716		30,034		27,301		24,849	
特 別 室	51,136		36,576		34,647		33,970		33,367	
トレーニング室	6,041		5,994		5,317		5,823		5,768	
体 育 館	65,463		66,698		64,348		71,915		70,565	
合 計	219,889	31,841	230,462	33,243	221,951	36,423	222,080	33,786	215,953	34,081

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸勤労福祉振興財団 (現：神戸いきいき勤労財団)	管理委託費	571,132	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸勤労福祉振興財団 (H20 年度より(財) 神戸いきいき勤労財団に改称)	指定管理費	360,342	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成 19 年度	〃	指定管理費	359,742	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	359,142	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	360,873	
			合 計	1,440,099	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸いきいき勤労財団	指定管理費	356,151	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 355,316	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 354,478	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 353,634	
			合 計	1,419,579	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較 (5 勤労市民センター一括)

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	571,132					
指定管理料	—	360,342	359,742	359,142	360,873	356,151
利用料金収入	—	149,036	156,782	151,381	154,334	152,900
雑 収 入	—	5,790	6,348	6,710	8,263	6,981
計	571,132	515,168	522,872	517,234	523,470	516,032
支 出						
人 件 費	125,548	76,733	73,194	75,570	71,535	79,724
光 熱 水 費	58,060	56,080	56,844	54,063	51,921	55,063
修 繕 費	9,894	11,379	15,609	13,797	15,323	10,000
管理委託費	135,122	119,317	125,989	122,735	123,731	124,209
その他支出	242,505	233,573	233,009	237,997	243,691	247,036
計	571,132	497,084	504,647	504,164	506,201	516,032
収 支 差 額	0	18,084	18,225	13,069	17,268	0

勤労会館・勤労市民センター 施設使用料収入実績表(平成21年度)

(単位:円)

施設名・項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度から繰越分	次年度への繰越分	返還額	一般利用計	いきいき勤労財団 講座事業使用分			合計
																	前期	後期	計	
勤労会館	5,981,230	4,703,790	5,096,590	5,672,440	5,670,800	5,320,430	5,412,060	4,979,430	4,718,530	5,375,380	5,238,650	6,106,830	3,820,600	△ 3,917,050	△ 1,115,050	63,064,660	1,908,550	1,797,150	3,705,700	66,770,360
六甲道 センター	1,590,110	1,501,890	1,692,680	1,521,530	1,617,680	1,709,220	1,691,170	1,625,200	1,501,920	1,534,960	1,587,800	1,604,230	946,000	△ 877,200	△ 64,800	19,182,390	6,618,250	6,857,750	13,476,000	32,658,390
兵 庫 センター	1,386,870	1,438,220	1,400,920	1,497,260	1,415,310	1,696,580	1,367,580	1,479,770	1,238,090	1,356,360	1,388,610	1,602,590	394,750	△ 387,150	△ 106,300	17,129,460	5,037,600	4,930,900	9,968,500	27,097,960
新長田 センター	1,975,690	1,818,600	1,966,510	2,168,310	1,995,710	2,352,680	1,957,580	2,305,660	1,879,930	2,315,050	2,093,370	2,387,690	731,050	△ 778,650	△ 113,850	25,050,330	4,522,550	4,508,300	9,030,850	34,081,180
ピフレホール	1,754,720	1,231,580	1,810,960	1,880,040	1,723,520	1,600,480	2,063,160	1,327,220	1,424,950	1,486,430	1,908,420	1,624,950	715,150	△ 825,100	△ 127,800	19,598,880	2,050,400	2,008,200	4,058,600	23,657,480
垂 水 センター	2,174,050	3,009,500	1,915,190	2,176,580	2,176,670	2,508,960	2,585,330	1,960,360	2,031,850	1,829,200	2,101,820	2,044,700	945,550	△ 795,300	△ 142,150	26,522,310	5,177,100	5,139,650	10,316,750	36,839,060
5センター計 (一括契約)	8,881,440	8,999,790	8,786,260	9,238,720	8,928,890	9,867,920	9,604,820	8,698,210	8,076,740	8,522,000	9,050,020	9,264,160	3,732,500	△ 3,673,400	△ 554,700	107,483,370	23,405,900	23,444,800	46,850,700	154,334,070
全体 合計	14,862,670	13,703,580	13,882,850	14,911,160	14,599,690	15,188,350	15,076,880	13,677,640	12,795,270	13,897,380	14,288,670	15,370,990	7,553,100	△ 7,590,450	△ 1,669,750	170,548,030	25,314,450	25,241,950	50,556,400	221,104,430

平成21年度施設管理費決算内訳（支出）

（単位：円）

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
人件費	24,225,205	15,282,174	15,674,389	13,882,046	11,537,995	15,158,796	71,535,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	4,620	52,970	14,900	30,790	44,000	39,470	182,130
通信運搬費	394,147	503,216	447,871	497,473	511,231	510,353	2,470,144
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,880,515	6,112,417	2,550,536	3,912,690	3,855,134	3,510,404	19,941,181
修繕費	3,893,513	2,538,882	4,802,291	4,147,239	2,012,073	1,822,558	15,323,043
シルバー委託料	10,074,334	11,798,286	12,644,520	12,435,416	9,666,252	12,901,200	59,445,674
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316
共益費	0	58,457,916	29,175,744	18,838,872	31,994,664	63,164,144	201,631,340
賃借料	644,976	1,621,524	1,240,924	920,838	147,840	1,112,265	5,043,391
壁面使用料	0	1,191,300	247,200	0	0	0	1,438,500
その他使用料	21,000	223,020	29,820	0	30,000	0	282,840
租税公課	1,015,444	2,331,692	2,332,104	3,146,744	839,800	2,340,304	10,990,644
負担金支出	30,000	30,200	30,000	30,000	0	30,000	120,200
雑費	43,260	31,100	12,590	38,990	31,685	4,095	118,460
保険料	281,800	232,940	309,570	434,970	0	275,730	1,253,210
光熱水費	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078
合 計	85,222,527	119,867,181	87,014,704	87,104,908	84,254,201	127,961,003	506,201,997

※その他委託料の内訳

平成21年度

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
清掃業務	6,967,815	6,408,150	9,261,000	7,396,200	3,904,740	10,566,885	37,536,975
設備管理	10,843,291	3,654,000	916,860	1,086,225	2,310,000	2,058,000	10,025,085
警備委託	225,261	0	567,000	1,530,900	226,800	0	2,324,700
EV保守点検	1,521,136	0	0	0	0	0	0
消防設備 保守点検	380,977	0	0	0	0	0	0
施設利用管理 システム保守	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	514,500
電話設備 保守点検	0	0	88,200	146,160	90,720	272,160	597,240
舞台監督業務	0	0	0	0	3,829,665	4,032,000	7,861,665
吊物装置 保守点検	0	0	0	0	310,800	315,000	625,800
舞台照明設備 保守点検	0	0	0	0	315,000	909,090	1,224,090
その他	269,539	0	548,562	267,099	1,071,000	432,600	2,319,261
計	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316

※光熱水費の内訳

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
電気代	10,280,905	7,186,579	4,307,395	11,249,924	8,264,223	5,821,976	36,830,097
ガス代	5,649,397	295,195	522,172	3,584,172	443,093	351,016	5,195,648
水道代	3,472,492	1,812,720	1,188,156	3,425,260	1,269,140	2,200,057	9,895,333
計	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078

平成17年度委託料執行明細

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
人件費	30,053,014	27,327,115	25,663,654	38,610,363	9,393,517	24,553,387	125,548,036
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,000	47,075	20,000	60,140	35,000	20,000	182,215
通信運搬費	394,639	430,171	432,265	450,287	743,812	504,190	2,560,725
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,991,889	2,774,806	4,587,256	4,631,295	4,870,728	8,145,253	25,009,338
修繕費	3,745,084	1,448,334	3,036,389	2,710,527	588,630	2,111,056	9,894,936
シルバー委託料	10,971,774	10,066,240	9,753,210	3,054,874	11,555,516	11,175,480	45,605,320
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814
共益費	0	58,465,212	29,175,744	19,594,872	27,931,132	64,874,268	200,041,228
賃借料	580,196	2,276,440	1,029,210	1,099,609	429,770	1,576,550	6,411,579
壁面使用料	0	1,267,724	462,420	0	0	0	1,730,144
その他使用料	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,555,000	1,250,000	1,250,800	1,722,000	757,000	1,050,000	6,029,800
負担金支出	10,000	72,000	15,000	10,000	0	10,000	107,000
雑費	49,560	39,900	10,080	59,010	45,510	60,060	214,560
保険料	59,940	0	0	0	0	0	0
光熱水費	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920
合 計	90,352,050	131,214,704	99,031,521	110,467,082	83,060,585	147,358,169	571,132,061

※その他委託料の内訳

平成17年度

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
清掃業務	5,868,428	5,055,750	10,038,000	6,027,000	4,074,630	10,981,546	36,176,926
設備管理	10,846,754	3,717,000	999,600	0	3,994,720	2,285,242	10,996,562
警備委託	277,628	0	856,800	2,041,200	226,800	0	3,124,800
EV保守点検	1,536,930	0	0	0	0	0	0
消防設備 保守点検	456,294	0	0	0	0	0	0
施設利用管理 システム保守	0	0	0	0	0	0	0
電話設備 保守点検	0	0	88,200	151,200	90,720	272,160	602,280
舞台監督業務	0	0	0	0	4,610,883	4,233,600	8,844,483
吊物装置 保守点検	0	0	0	0	378,000	371,700	749,700
舞台照明設備 保守点検	0	0	0	0	367,500	1,010,100	1,377,600
その他	0	8,237,250	5,754,483	5,614,830	1,255,750	5,526,150	26,388,463
計	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814

※光熱水費の内訳

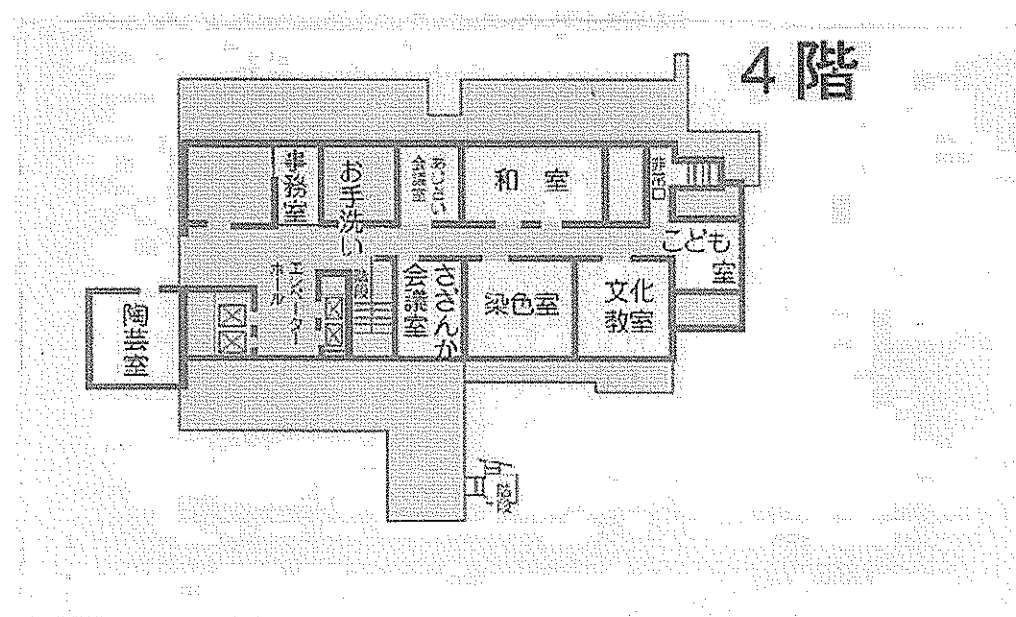
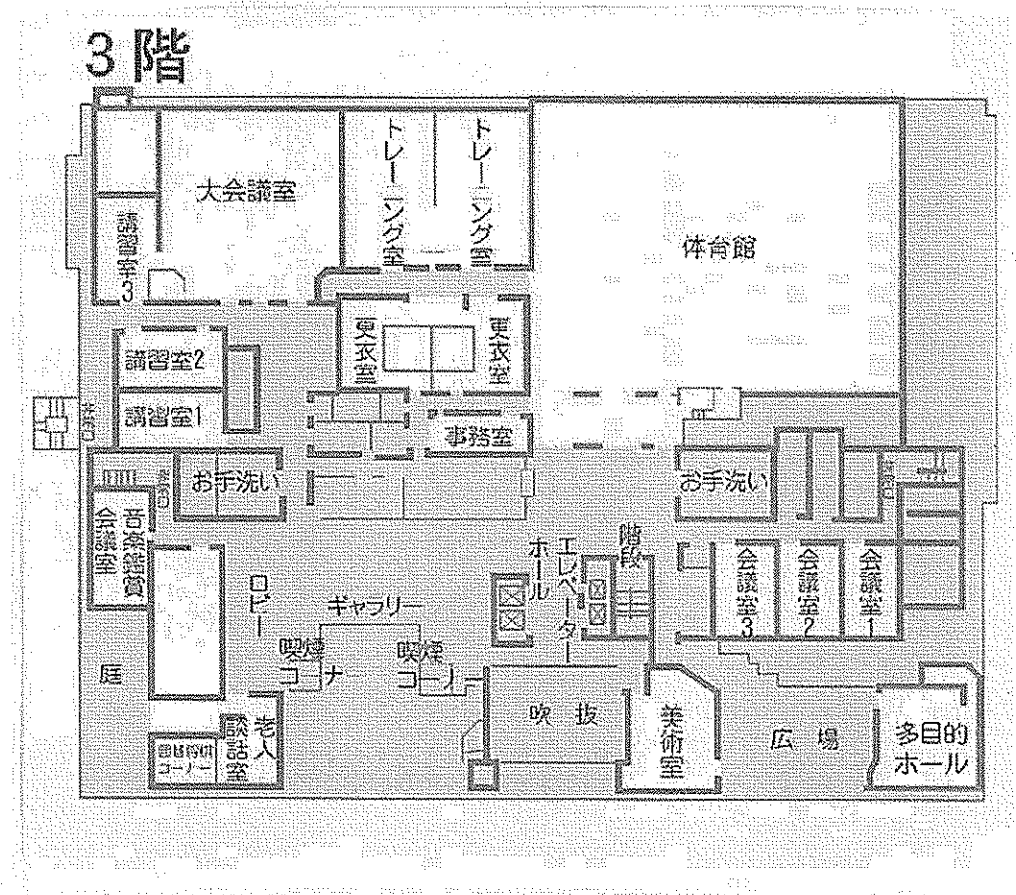
(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
電気代	9,920,260	6,758,813	4,624,681	13,468,515	8,565,305	5,666,658	39,083,972
ガス代	5,470,827	259,434	372,057	7,105,023	471,376	746,687	8,954,577
水道代	3,561,833	1,721,440	861,672	4,056,337	1,228,840	2,154,082	10,022,371
計	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

施設利用状況表によって月次及び年度累計利用者数を照合した。

(2) 料金収入について

施設別使用料集計に前期末の前受金を加え、当期末の前受金を減算し、キャンセルによる返還分を控除したものに財団の講座使用による室料等を加えて照合した。但し、期首・期末の未収金は計上されていない。

(3) 収支状況について

	毎月の施設利用状況表	毎月の施設別使用料集計表
	利用者数（人）	利用料収入（円）
21/4	17,897	1,975,690
5	15,908	1,818,600
6	19,002	1,966,510
7	20,944	2,163,310
8	18,498	1,995,710
9	17,313	2,352,680
10	19,648	1,957,580
11	18,617	2,305,660
12	15,473	1,879,930
22/1	16,549	2,315,050
2	19,195	2,093,370
3	16,909	2,387,690
	215,953	25,211,780
		731,050 前年度から繰越された前受金
		△778,650 次年度へ繰越す前受金
		△113,850 キャンセル等による返還金
		25,050,330 一般利用 計
		4,522,550 財団からの講座使用分（前期分）
		4,508,300 "（後期分）
		9,030,850 財団使用 計
		34,081,180 合 計

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	一般来館者調査（配布数 1,300、回収数 1,260、回収率 96.9%） 平成 22 年 3 月 1 日～20 日の期間で、センターの入口等で来館者に対し調査票を交付、随時記入してもらい回収箱に投函
②満足度調査の結果	職員の対応 良い・まあ良い 78.2%、普通 18.1%、やや不満・不満 1.1%、無回答 2.6% 利用の満足度 満足・まあ満足 77.3%、普通 14.2%、やや不満・不満 1.7%、無回答 6.8% 施設の設備の内容 良い・まあ良い 57.0%、普通 32.7%、やや不満・不満 3.1%、無回答 7.2%

市民参画推進局

神戸市立新長田勤労市民センター別館（ピフレホール）〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立新長田勤労市民センター別館（ピフレホール）			設 置 年 月	平成 10 年 4 月
所 在 地	長田区若松町 4 丁目 2 番 15 号				
根 拠 法 令 等	神戸市立勤労市民センター条例				
設 置 目 的	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため				
設 置 の 経 緯	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため、平成 10 年 4 月 1 日に設置。当初より（財）神戸勤労福祉振興財団へ管理委託。平成 18 年 4 月より公募による指定管理へ移行。				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	123,363 千円	401			
建 物	158,366 万円	2,481	大ホール、会議室、レッスンルーム、クラフト室、料理教室、和室		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
大 ホ ー ル	110,001	21,449	110,276	21,899	112,345	23,506	119,149	21,592	134,325	23,657
会議室 (A,B,C)	28,972		31,049		36,567		35,567		37,377	
レッスンルーム 料理教室ほか	24,167		24,131		27,328		27,970		32,027	
合 計	163,140	21,449	165,456	21,899	176,240	23,506	182,686	21,592	203,729	23,657

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸勤労福祉振興財団 (現：神戸いきいき勤労財団)	管理委託費	571,132	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸勤労福祉振興財団 (H20 年度より(財) 神戸いきいき勤労財団に改称)	指定管理費	360,342	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成 19 年度	〃	指定管理費	359,742	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	359,142	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	360,873	
			合 計	1,440,099	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸いきいき勤労財団	指定管理費	356,151	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 355,316	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 354,478	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 353,634	
			合 計	1,419,579	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較 (5 勤労市民センター一括)

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	571,132					
指定管理料	—	360,342	359,742	359,142	360,873	356,151
利用料金収入	—	149,036	156,782	151,381	154,334	152,900
雑 収 入	—	5,790	6,348	6,710	8,263	6,981
計	571,132	515,168	522,872	517,234	523,470	516,032
支 出						
人 件 費	125,548	76,733	73,194	75,570	71,535	79,724
光 熱 水 費	58,060	56,080	56,844	54,063	51,921	55,063
修 繕 費	9,894	11,379	15,609	13,797	15,323	10,000
管理委託費	135,122	119,317	125,989	122,735	123,731	124,209
その他支出	242,505	233,573	233,009	237,997	243,691	247,036
計	571,132	497,084	504,647	504,164	506,201	516,032
収 支 差 額	0	18,084	18,225	13,069	17,268	0

勤労会館・勤労市民センター 施設使用料収入実績表(平成21年度)

(単位:円)

施設名・項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度から繰越分	次年度への繰越分	返還額	一般利用計	いきいき勤労財団 講座事業使用分			合計
																	前期	後期	計	
勤労会館	5,981,230	4,703,790	5,096,590	5,672,440	5,670,800	5,320,430	5,412,060	4,979,430	4,718,530	5,375,380	5,238,650	6,106,830	3,820,600	△ 3,917,050	△ 1,115,050	63,064,660	1,908,550	1,797,150	3,705,700	66,770,360
六甲道 センター	1,590,110	1,501,890	1,692,680	1,521,530	1,617,680	1,709,220	1,691,170	1,625,200	1,501,920	1,534,960	1,587,800	1,604,230	946,000	△ 877,200	△ 64,800	19,182,380	6,618,250	6,857,750	13,476,000	32,658,390
兵 庫 センター	1,386,870	1,438,220	1,400,920	1,497,260	1,415,310	1,696,580	1,367,580	1,479,770	1,238,090	1,356,360	1,358,610	1,602,590	394,750	△ 397,150	△ 106,300	17,129,460	5,037,600	4,930,900	9,968,500	27,097,960
新長田 センター	1,975,690	1,818,600	1,966,510	2,163,310	1,995,710	2,352,660	1,957,580	2,305,660	1,879,930	2,315,050	2,093,370	2,387,690	731,050	△ 778,650	△ 113,850	25,050,330	4,522,550	4,508,300	9,030,850	34,081,180
ビブレホール	1,754,720	1,231,580	1,810,960	1,380,040	1,723,520	1,600,480	2,063,160	1,327,220	1,424,950	1,486,430	1,908,420	1,624,950	715,150	△ 825,100	△ 127,600	19,598,380	2,050,400	2,008,200	4,058,600	23,657,480
垂 水 センター	2,174,050	3,009,500	1,915,190	2,176,580	2,176,670	2,508,960	2,585,330	1,960,360	2,031,850	1,829,200	2,101,820	2,044,700	945,550	△ 795,300	△ 142,150	26,522,310	5,177,100	5,139,650	10,316,750	36,839,060
5センター計 (一括契約)	8,881,440	8,999,790	8,766,260	9,238,720	8,928,880	9,867,920	9,664,820	8,698,210	8,076,740	8,522,000	9,050,020	9,264,160	3,732,500	△ 3,673,400	△ 554,700	107,483,370	23,405,900	23,444,800	46,850,700	154,334,070
全体 合計	14,862,670	13,703,580	13,882,850	14,911,160	14,599,690	15,188,350	15,076,880	13,677,640	12,795,270	13,897,380	14,288,670	15,370,990	7,553,100	△ 7,590,450	△ 1,569,750	170,548,030	25,314,450	25,241,950	50,556,400	221,104,430

平成21年度施設管理費決算内訳（支出）

（単位：円）

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
人件費	24,225,205	15,282,174	15,674,389	13,882,046	11,537,995	15,158,796	71,535,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	4,620	52,970	14,900	30,790	44,000	39,470	182,130
通信運搬費	394,147	503,216	447,871	497,473	511,231	510,353	2,470,144
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,880,515	6,112,417	2,550,536	3,912,690	3,855,134	3,510,404	19,941,181
修繕費	3,893,513	2,538,882	4,802,291	4,147,239	2,012,073	1,822,558	15,323,043
シルバー委託料	10,074,334	11,798,286	12,644,520	12,435,416	9,666,252	12,901,200	59,445,674
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316
共益費	0	58,457,916	29,175,744	18,838,872	31,994,664	63,164,144	201,631,340
賃借料	644,976	1,621,524	1,240,924	920,838	147,840	1,112,265	5,043,391
壁面使用料	0	1,191,300	247,200	0	0	0	1,438,500
その他使用料	21,000	223,020	29,820	0	30,000	0	282,840
租税公課	1,015,444	2,331,692	2,332,104	3,146,744	839,800	2,340,304	10,990,644
負担金支出	30,000	30,200	30,000	30,000	0	30,000	120,200
雑費	43,260	31,100	12,590	38,990	31,685	4,095	118,460
保険料	281,800	232,940	309,570	434,970	0	275,730	1,253,210
光熱水費	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078
合 計	85,222,527	119,867,181	87,014,704	87,104,908	84,254,201	127,961,003	506,201,997

※その他委託料の内訳

平成21年度

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ビブレ ホール	垂 水 センター	センター計
清掃業務	6,967,815	6,408,150	9,261,000	7,396,200	3,904,740	10,566,885	37,536,975
設備管理	10,843,291	3,654,000	916,860	1,086,225	2,310,000	2,058,000	10,025,085
警備委託	225,261	0	567,000	1,530,900	226,800	0	2,324,700
EV保守点検	1,521,136	0	0	0	0	0	0
消防設備 保守点検	380,977	0	0	0	0	0	0
施設利用管理 システム保守	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	514,500
電話設備 保守点検	0	0	88,200	146,160	90,720	272,160	597,240
舞台監督業務	0	0	0	0	3,829,665	4,032,000	7,861,665
吊物装置 保守点検	0	0	0	0	310,800	315,000	625,800
舞台照明設備 保守点検	0	0	0	0	315,000	909,090	1,224,090
その他	269,539	0	548,562	267,099	1,071,000	432,600	2,319,261
計	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316

※光熱水費の内訳

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ビブレ ホール	垂 水 センター	センター計
電気代	10,280,905	7,186,579	4,307,395	11,249,924	8,264,223	5,821,976	36,830,097
ガス代	5,649,397	295,195	522,172	3,584,172	443,093	351,016	5,195,648
水道代	3,472,492	1,812,720	1,188,156	3,425,260	1,269,140	2,200,057	9,895,333
計	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078

平成17年度委託料執行明細

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ピフレ ホール	垂 水 センター	センター計
人件費	30,053,014	27,327,115	25,663,654	38,610,363	9,393,517	24,553,387	125,548,036
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,000	47,075	20,000	60,140	35,000	20,000	182,215
通信運搬費	394,639	430,171	432,265	450,287	743,812	504,190	2,560,725
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,991,889	2,774,806	4,587,256	4,631,295	4,870,728	8,145,253	25,009,338
修繕費	3,745,084	1,448,334	3,036,389	2,710,527	588,630	2,111,056	9,894,936
シルバー委託料	10,971,774	10,066,240	9,753,210	3,054,874	11,555,516	11,175,480	45,605,320
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814
共益費	0	58,465,212	29,175,744	19,594,872	27,931,132	64,874,268	200,041,228
賃借料	580,196	2,276,440	1,029,210	1,099,609	429,770	1,576,550	6,411,579
壁面使用料	0	1,267,724	462,420	0	0	0	1,730,144
その他使用料	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,555,000	1,250,000	1,250,800	1,722,000	757,000	1,050,000	6,029,800
負担金支出	10,000	72,000	15,000	10,000	0	10,000	107,000
雑費	49,560	39,900	10,080	59,010	45,510	60,060	214,560
保険料	59,940	0	0	0	0	0	0
光熱水費	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920
合 計	90,352,050	131,214,704	99,031,521	110,467,082	83,060,585	147,358,169	571,132,061

※その他委託料の内訳

平成17年度

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ビブレ ホール	垂 水 センター	センター計
清掃業務	5,868,428	5,055,750	10,038,000	6,027,000	4,074,630	10,981,546	36,176,926
設備管理	10,846,754	3,717,000	999,600	0	3,994,720	2,285,242	10,996,562
警備委託	277,628	0	856,800	2,041,200	226,800	0	3,124,800
EV保守点検	1,536,930	0	0	0	0	0	0
消防設備 保守点検	456,294	0	0	0	0	0	0
施設利用管理 システム保守	0	0	0	0	0	0	0
電話設備 保守点検	0	0	88,200	151,200	90,720	272,160	602,280
舞台監督業務	0	0	0	0	4,610,883	4,233,600	8,844,483
吊物装置 保守点検	0	0	0	0	378,000	371,700	749,700
舞台照明設備 保守点検	0	0	0	0	367,500	1,010,100	1,377,600
その他	0	8,237,250	5,754,483	5,614,830	1,255,750	5,526,150	26,388,463
計	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814

※光熱水費の内訳

(単位：円)

	会 館	六甲道 センター	兵 庫 センター	新長田 センター	ビブレ ホール	垂 水 センター	センター計
電気代	9,920,260	6,758,813	4,624,681	13,468,515	8,565,305	5,666,658	39,083,972
ガス代	5,470,827	259,434	372,057	7,105,023	471,376	746,687	8,954,577
水道代	3,561,833	1,721,440	861,672	4,056,337	1,228,840	2,154,082	10,022,371
計	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920

【施設写真】



【見取図】

施設の概要

開設 平成10年4月1日
 構造 鉄筋（一部鉄骨造）コンクリート造
 規模 地下2階・地上27階のうち3階全床、4階の一部
 床面積 約2,500㎡

■大ホール ◇客席数：414（内20席可動）

◇機 台：間口＝11m(W)×6m(H)
 奥行＝6m
 高さ＝10m（舞台高0.5m）
 高さ＝3m（特定目的別に別に3室可）

◇ピアノ：グランドピアノ

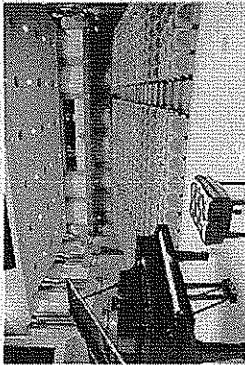
■会議室 A：70名（AV設備・ホール側のモニター可）
 会議室 B：24名（AV設備・OHP）
 会議室 C：18名（AV設備）

■レッスンルーム：48名（バレエ・エアロビクス等に）

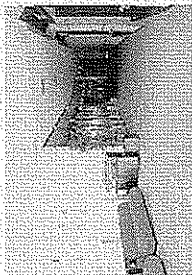
■クラフト室：54名

■和室：18名（伊勢崎）

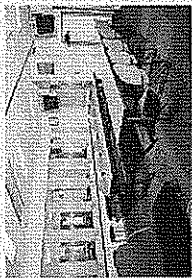
■資料室：57名（AV設備）



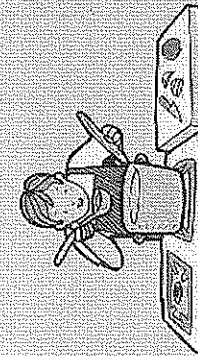
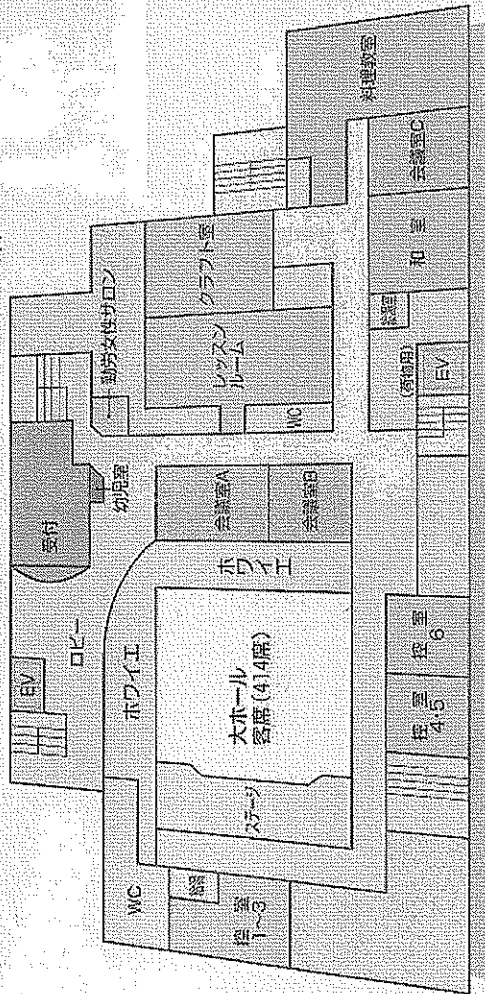
ホワイエ



ホワイエ

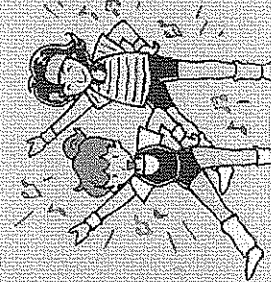


客席



クラブ 利用のてき内

ホールではみなさまが余暇を利用して気軽に
 参加していただけるクラブや講座を開いてお
 ります。
 募集するクラブ、講座の内容や申込み方法な
 ど詳しいことは、パンフレットや広報「こころ」
 等でお知らせします。



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

施設利用状況表によって、月次及び年度累計利用者数を照合した。

(2) 料金収入について

施設使用料収入実績表（月次）を集計し、前年度から繰越した当年度使用分を加算し、当年度に収入した次年度使用分並びにキャンセル等の返還分を減算し、さらに講座使用分として財団本部で計算された室料等を加えて計上されている。但し、期首・期末の未収金は計上されていない。

	毎月の施設 利用状況表	(A) 毎月の施設 別使用料集計表	(B) 施設使用料 収入実績表	差 異
	利用者数（人）	利用料収入（円）	収入実績表（円）	(A)-(B)
21/4	12,258	1,754,720	1,754,720	
5	19,999	1,229,480	1,231,580	△2,100
6	13,307	1,810,960	1,810,960	
7	18,378	1,714,040	1,880,040	△166,000
8	18,054	1,723,520	1,723,520	
9	18,476	1,600,480	1,600,480	
10	19,202	2,063,160	2,063,160	
11	18,352	1,327,220	1,327,220	
12	16,111	1,424,950	1,424,950	
23/1	15,812	1,334,530	1,486,430	△151,900
2	16,535	1,813,920	1,908,420	△94,500
3	17,245	1,212,250	1,624,950	△412,700
計	203,729	19,009,230	19,836,430	△2,100 (※) △825,100
前年度からの繰越分				715,150
次年度への繰越分				(※) △825,100
キャンセルによる返還分				△127,600
一般利用 計				19,598,880
財団からの講座使用分（前期）				2,050,400
"（後期）				2,008,200
財団使用 計				4,058,600
合 計				23,657,480

… システム上の誤処理分

(3) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	一般来館者調査（配布数 1,300、回収数 1,260、回収率 96.9%） 平成 22 年 3 月 1 日～20 日の期間で、センターの入口等で来館者に対し調査票を交付、随時記入してもらい回収箱に投函
②満足度調査 の結果	職員の対応 良い・まあ良い 78.2%、普通 18.1%、やや不満・不満 1.1%、無回答 2.6% 利用の満足度 満足・まあ満足 77.3%、普通 14.2%、やや不満・不満 1.7%、無回答 6.8% 施設の設備の内容 良い・まあ良い 57.0%、普通 32.7%、やや不満・不満 3.1%、無回答 7.2%

〔意見—7〕 5 勤労市民センターの一括契約は改めるべきである。

市は、平成 22 年 4 月から平成 26 年 3 月までの指定管理者の公募に当たり、従前どおり市内 5 か所の勤労市民センターを一括して募集の対象施設としている。本年度の包括外部監査で指定管理料の各センター別の金額の開示を求めたところ、**5 施設一括の契約**であるから、**個別施設ごとの指定管理料は開示できない**という回答であった。

5 施設は、それぞれ独立した施設であり、**資料—①**及び**資料—②**にあるように、各施設での利用料金収入とその他収入は個別に計算されており、さらに、**資料—③**にあるように、各施設で発生した費用は施設管理費決算内訳（支出）として計算されている。

そもそも指定管理者制度の導入以前の平成 17 年度の管理委託の委託先も平成 21 年度の指定管理者も（財）神戸いきいき勤労財団であり、**資料—④**にあるように、平成 17 年度の管理委託費 571,132 千円（5 勤労市民センターの合計）の内訳表に平成 17 年度委託料執行明細として 5 センターの個別の執行金額が開示されている。平成 18 年度からは利用料金制も導入したので、指定管理料は利用料金収入相当額が減額されているが、**資料—⑤**にあるように、平成 21 年度までの 4 年間は収入額も支出額もほぼ同額で推移している。

市が指定管理料を個別施設ごとに開示できないのなら、**5 施設一括の契約ではなしに、個別施設ごとの契約に改めて、個々の施設の収支が明瞭に把握できるようにすべきである。**

5 センターで受託者の財団が自主事業として展開している講座事業が財団によって一括管理されているのが理由だとすれば、指定管理者が民間団体に替わった場合にどうするのか。

ちなみに、指定管理第 1 期（平成 18 年度～平成 21 年度）は 2 団体が応募して財団が選定されたが、指定管理第 2 期（平成 22 年度～平成 25 年度）は財団の他に応募者はいなかった。各センターでの自主事業として運営している講座の管理システムのノウハウを財団が保有しているので、新たにこのノウハウを開発してまで新規参入することは難しいと判断した結果ではないか。

市民参画推進局

神戸文化ホール（練習場含む）〔Bタイプ〕

1. 概 況

（1）施設の概要

施 設 名	神戸文化ホール（練習場含む）		設 置 年 月	昭和 48 年 10 月 （練習場：平成 4 年 3 月）	
所 在 地	中央区楠町 4 丁目 2 番 2 号 （練習場：中央区橘通 3 丁目 4 番 3 号 男女共同参画センター内）				
根 拠 法 令 等	神戸文化ホール条例				
設 置 目 的	市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため				
設 置 の 経 緯	神戸市における舞台芸術文化の中核施設として、昭和 48 年に設置				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	ホール：－ 練習場：65,348 千円	ホール：－ 練習場：338.59			
建 物	ホール：324,820 万円 練習場：30,319 万円	ホール：18,604 練習場：1,180	大ホール、 中ホール 練習場 (5)		

（2）施設利用状況

（単位）利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
大 ホ ー ル	367,304		364,130		242,666		336,278		329,267	
中 ホ ー ル	146,671	165,364	136,720	148,987	120,928	143,383	142,895	167,581	149,011	168,192
練 習 場	53,812		56,627		55,710		56,512		58,071	
合 計	567,787	165,364	557,477	148,987	419,304	143,383	535,685	167,581	536,349	168,192

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市民文化振興財団	管理委託費	322,794	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 17 年度	(財) 神戸市民文化振興財団	指 定 管 理 費	319,000	※管理受託 制
	平成 18 年度	"	指 定 管 理 費	326,929	
	平成 19 年度	"	指 定 管 理 費	313,385	
	平成 20 年度	"	指 定 管 理 費	321,671	
			合 計	1,280,985	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 21 年度	神戸市民文化振興財団 神戸国際会館共同事業体	指 定 管 理 費	140,189	※利用料金 制
	平成 22 年度	" (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 127,000	
	平成 23 年度	" (")	指 定 管 理 費	(") 124,000	
	平成 24 年度	" (")	指 定 管 理 費	(") 120,000	
			合 計	511,189	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	0	0	0	0	0	0
指 定 管 理 料	319,000	326,929	313,385	321,671	140,189	127,000
利用料金収入	0	0	0	0	168,192	172,000
文化振興財団 への補助金	0	0	0	0	0	0
計	319,000	326,929	313,385	321,671	308,381	299,000
支 出						
人 件 費	66,527	69,254	63,324	71,138	53,254	51,700
光 熱 水 費	57,085	56,464	52,256	63,080	51,995	58,000
修 繕 費	15,632	20,081	14,459	12,677	16,592	10,000
管理委託費	181,652	168,516	163,868	163,384	174,107	163,640
そ の 他 支 出	18,081	12,938	16,265	14,201	16,294	15,660
計	338,979	327,255	310,174	324,482	312,244	299,000
収 支 差 額	△19,979	△326	3,210	△2,810	△3,862	0

【施設写真】



神戸文化ホール 友の会
新規会員募集中

お得な神戸文化ホール友の会に
入会しませんか！

年会費2,100円(入会時から1年間)で神戸文化ホールの自主公演を…

特典

- 1公演4枚まで 1割引で購入できます
- 優先予約できます(座席指定はできません)
- 情報誌「ほーるめいと」を毎月お届けします
- お支払は口座振替のため、安心・安全です

*自主公演で割引座席除外もありますのでご注意ください。

耳よりな
お知らせ

友の会会員登録が終了になり、プレイガイド窓口で自主公演チケット購入すると、ポイントが貯まります。

● 入会のお問い合わせ ●

神戸文化ホールプレイガイド TEL.078-351-3349
ホームページ <http://www.kobe-bunka.jp/hall/>

資料請求・お問い合わせ 神戸文化ホール事業課 tel.078-351-3535

【見取図】

施設の種類

大ホール	
用 途	音楽を中心とした多目的ホール
収容人数	2,945人(観劇者専用座席30席を含む) オペラ・バレエ・コンサート利用時は1,900人 時短演奏使用時は1,000人 IF:1,458人 25×28.5人
舞台寸法	プロセニウム型 28.7m プロセニウム高 8.8m 舞臺奥行 16.0m 舞臺幅 44.3m(ピアノ/管絃・大正琴演奏台含む) 24m奥行 39.7m
主な設備	オーケストラピット 80リットル(15分間180リットル) 後方10分間使用 2.3m(奥行 1.8m) 移動式、伸縮式、昇降台型、オペラ・アーン 15m×6m(伸縮式、伸縮式、リフト式、リフト式) クライム・アップ・システム・227.4m×10.4m アップ・システム・227.4m×10.4m
楽 座	7案(2～3人用14案、大ホール32) 24席 1人用、管絃6人用、管絃、リフト式

中ホール	
用 途	演劇を中心とした多目的ホール
観 客 人 数	954人（洋座席専用席60席を含む） 774席（洋座席専用席374人） 1F/782人、2F/182人
舞台寸法	プロットニアム幅 16.0m プロットニアム深さ 2.2m 舞台奥行 18.0m 口幅幅 43.5m（プロット座席・歩道・観客席を含む） 深さ 15.8m
主な設備	10t（35.5m×4m）18t（15.5m×4m）吊り機、壁面射灯、オペラカーブ、35.5m×16.0m幅、ビデオプロジェクター・可変型、デジタルディスプレイ（LED27型、マデラ）
来 場	7時（4人）開場、大開演14時25分（15分前、最終40分前、シャワー）

● リハーサル室

- 広さ/260㎡(20.0m×13.0m)
- 主な設備/ミキサー室、更衣室、鏡、レッスンバー、グラブ、ビデオカメラ、マイクスタンド、ワイヤレスマイク2本

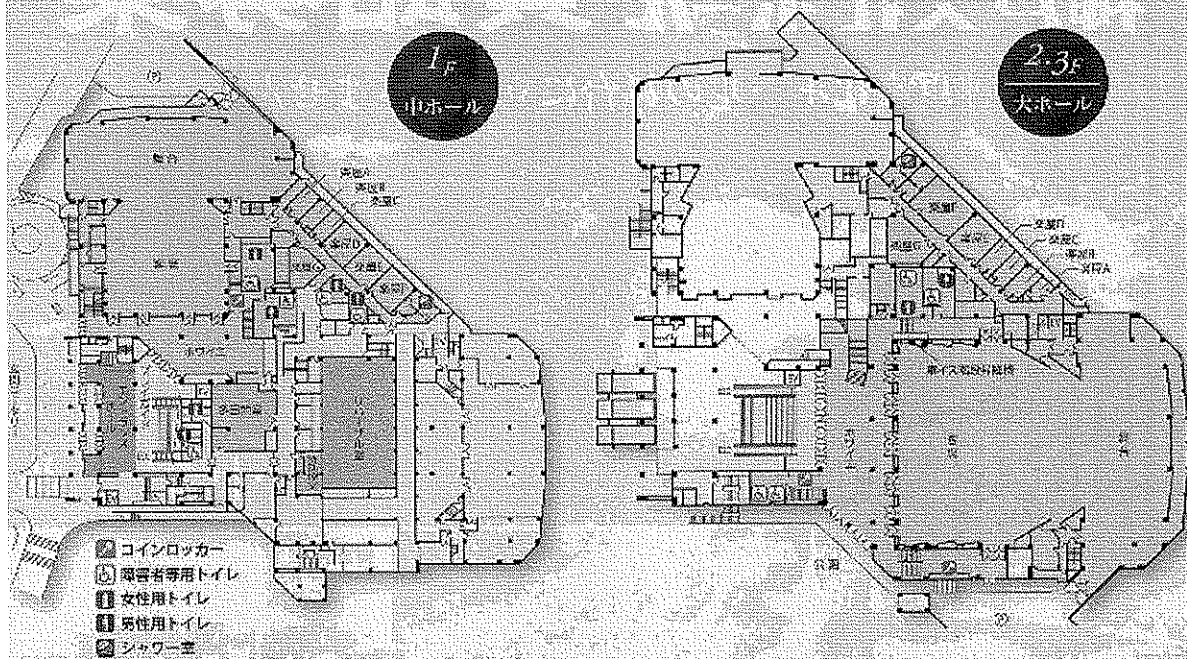
多目的室

- 用途/会議、パーティ
- 広さ/138㎡
- 主な設備/ワイヤレスマイク2本

特別控室

- 用途/VIP控待々室
- 広さ/33㎡(2名様待々49名様・4人1)

施設の平面図

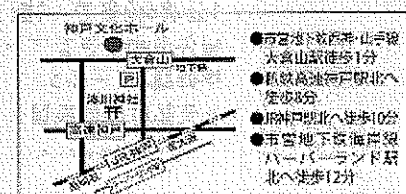


施設の利用料金

施設の名称	使用料金 (単位)						
	使用時間 休区区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日
		9:00 12:00	13:00 16:30	17:30 22:00	9:00 16:30	13:00 22:00	9:00 22:00
大ホール (63席・無機・可動型・収容250)	平日	59,000	119,000	163,000	175,000	262,000	385,000
	土曜・日曜及び休日	116,000	173,000	212,000	270,000	347,000	385,000
中ホール (21席・大・可動・可動型・収容130)	平日	29,000	59,000	85,000	86,000	131,000	147,000
	土曜・日曜及び休日	58,000	87,000	106,000	133,000	173,000	193,000
リバーサル室 (150席・可動)	練習に使用するとき	4,000	7,800	10,900	11,200	17,200	19,600
	試合及び応用するとき	7,900	15,600	21,800	22,400	34,300	33,200
多目的室	—	3,900	12,000	12,000	13,200	16,700	21,600
特別控室	—	1,800	3,600	3,600	4,000	5,100	6,600

※左記施設利用費金のほか、別項委託の利用料金などが加算されます。詳しくは、ホームページ
(<http://www.kobe-shinkai.jp/hall/>)をご覧ください。
神戸文化ホール事業課へお問い合わせください。
資料を送付いたします。

※貸付品等に事前にご予約が必要です。



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

施設別ジャンル別使用状況表と照合した。

(単位：人)			
大ホール	329,267	練習室 3	(5,552)
中ホール	149,011	練習室 4	(10,143)
練習室 1	(17,307)	練習室 5	(16,322)
練習室 2	(8,747)	練習室計	58,071
			総計 536,349

(2) 料金収入について

(単位：円)		
21/4～22/3 収入	179,132,750	174,068,610
〃 返還金	△5,064,140	
インフルエンザによる キャンセル補填金	+2,629,400	
21/3 末 前受金	+58,052,135	
22/3 末 〃	△65,523,790	
計上漏れ等修正	△1,034,150	
差 引 計	168,192,205	(注)

(注) 料金収入については、期首の未収金並びに期末の未収金が計上されていない。

(3) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	・来館者アンケート（21年4月～22年2月実施）回答数約6,700 自主事業の入場者に、会場、職員の対応、公演内容等について、5段階評価で実施。 ・貸館利用者アンケート（22年2月実施）回答数約87 貸館の利用者に施設、職員の対応等について、5段階評価で実施。 ・友の会アンケート（22年2月実施）回答数約750 文化ホール友の会の会員に、会員特典、プレイガイドの対応等についてアンケートを実施。		
②満足度調査 の結果	・来館者アンケート - 会場全体 「大変よかった」「よかった」71.4% 「普通」22.6% - 職員の対応 「大変よかった」「よかった」67.8% 「普通」31.3% - 公演内容 「大変よかった」「よかった」96.0% 「普通」3.2% ・貸館利用者アンケート - 施設全般 「良い」「概ね良い」77.9% 「普通」15.1% - 職員の対応 「良い」「概ね良い」78.8% 「普通」21.2% ・友の会アンケート - 会員特典について 「このままでよい」78.7% - プレイガイドの対応 「大変満足」「満足」62.6% 「普通」34.5%		

(4) その他

当該施設は昭和 48 年 10 月に設置されたもので、かなり老朽化が進んでいるので、今後修繕費の負担が重くなることが予想される。

市民参画推進局

神戸アートビレッジセンター〔Dタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸アートビレッジセンター		設 置 年 月	平成 8 年 4 月
所 在 地	兵庫区新開地 5 丁目 3 番 14 号			
根 拠 法 令 等	神戸アートビレッジセンター条例			
設 置 目 的	市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として設置			
設 置 の 経 緯	若手芸術家の育成を図るとともに、新開地を芸術の村として構築し、まちの活性化を図るための創造型芸術文化施設として、平成 8 年に設置			
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	447,805 千円	1,938.55		
建 物	210,436 万円	4,376	多機能ホール、視聴覚ホール、 多目的稽古場(2)、スタジオ (3)、工房(2)、ギャラリー、会 議室(2)	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
多機能ホール	28,978	16,621	28,575	16,354	26,149	14,153	24,755	15,407
視聴覚ホール	15,635		13,579		16,776		19,663	
多目的稽古場	17,856		16,981		14,898		14,513	
スタジオ	5,652		8,252		6,072		4,662	
工房	190		205		300		189	
ギャラリー	15,626	11,586	12,870	11,332	14,371	6,443	11,545	6,545
会議室	11,586		11,332		6,443		6,545	
合 計	95,523	16,621	91,794	16,354	85,009	14,153	81,872	15,407

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
多機能ホール	22,797	15,558	21,621	15,895
視聴覚ホール	20,119		16,772	
多目的稽古場	17,651		18,388	
スタジオ	5,483		6,844	
工房	345		282	
ギャラリー	12,196	5,331	15,958	6,085
会議室	5,331		6,085	
合 計	83,922	15,558	85,950	15,895

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市民文化振興財団	管理委託費	125,591	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	※管理受託制
第 1 期	平成 17 年度	大阪ガスビジネスクリエイト（株）	指定管理費	135,000	
	平成 18 年度	〃	指定管理費	134,418	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	136,646	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	134,819	
			合 計	540,883	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	※利用料金制
第 2 期	平成 21 年度	大阪ガスビジネスクリエイト（株）	指定管理費	118,812	
	平成 22 年度	〃（予定）	指定管理費	（予定） 118,000	
	平成 23 年度	〃（ 〃 ）	指定管理費	（ 〃 ） 118,000	
	平成 24 年度	〃（ 〃 ）	指定管理費	（ 〃 ） 118,000	
			合 計	472,812	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入							
委 託 料	125,591	0	0	0	0	0	0
指 定 管 理 料		135,000	134,418	136,646	134,819	118,812	118,000
利用料金収入		0	0	0	0	15,895	17,400
そ の 他 収 入		6,509	6,661	5,567	5,157	5,597	5,569
文化振興財団 への補助金	19,836	0	0	0	0	0	0
計	145,428	141,509	141,079	142,213	139,976	140,305	140,969
支 出							
人 件 費	27,135	58,696	60,924	62,214	60,404	63,696	62,300
光 熱 水 費	17,027	14,811	13,838	14,324	14,924	13,518	15,075
修 繕 費	その他に含む	2,078	3,803	4,106	1,958	2,629	1,800
管理委託費	79,747	34,301	37,305	34,751	35,652	32,263	32,160
そ の 他 支 出	21,517	25,173	23,783	21,601	22,857	23,472	29,634
計	145,428	135,060	139,654	136,997	135,797	135,581	140,969
収 支 差 額	0	6,449	1,425	5,215	4,178	4,723	0

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

- ・施設別利用実績（月報）と照合した（1階フリースペースは24,321人とカウントされているが、参考情報のため利用者数からは除外されている）。
- ・平成16年度は95千人の利用者であったが、その後5年間は84千人前後の利用者数となっており、当初の期待程には、まちの活性化にはつながっていない。

(2) 料金収入について

- ・料金収入は平成16年度の約17百万円から、その後5年間は15百万円台が続いている。平成21年度からは利用料金制を導入したが、市の実質負担額は年額約140百万円で変わらない。
- ・平成21年度のその他収入は、利用者が負担する舞台増員分の収入が4,781千円含まれている。

(3) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	・貸館利用者アンケート（オープン KAVC 時に実施）97 件
②満足度調査 の結果	・自主事業への来場者は市内が6割、神戸市以外の兵庫県下が1割、新開地では2%であった。 ・年代別では20代、40～60代以上で8割弱を占め圧倒的に多いが、20代だけで2割弱と若い年代の方にも来館頂けた。 ・当館への来館は、初めての方が45%に上ることから、さらなる利用者の活用が望める反面、リピーターの確保を図る必要がある。

〔意見—8〕 神戸アートビレッジセンターは、利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。

当該施設は平成 8 年の設置から 15 年目になるが、前頁の「2. 監査の結果（1）利用者数について、（2）料金収入について」のところで述べたように、利用者数や料金収入は低迷しており、その一方で、平成 17 年度以降の年間支出額は殆ど一定額となっている。その内容を分析すると**人件費は 64 百万円**で、人件費比率は 45% 前後（平成 21 年度実績は 47%で、館長・副館長を除く常備スタッフは 14 名）となっている。その他の経費では、**舞台管理委託・舞台人件費等が 32 百万円**で 23.6%、水光熱費が 13.5 百万円で約 10%、本社経費及び管理経費が 6.3 百万円で 4.6%と割合に**高コスト体質**になっており、この施設で料金収入を飛躍的に増加させることが難しいことを考え合せると、市の負担も年間 140 百万円前後が今後も続くと言想される。当初の設置目的に照らして、市の負担が地域の振興に寄与するためのコストとして妥当なのか再検討すべきである。

市民参画推進局

東灘区民センター〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	東灘区民センター	設 置 年 月	平成 4 年 8 月	
所 在 地	東灘区住吉東町 5 丁目 1 番 16 号			
根 拠 法 令 等	神戸市立区民センター条例			
設 置 目 的	市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資するため			
設 置 の 経 緯	行政区におけるシビルミニマムの設置目標として設定された「1 区 1 区民センターの基準」に基づき、東灘区における文化活動の拠点として昭和 51 年に「東灘文化センター」が魚崎に設置されたが、その後、神戸新交通六甲アイランド線の建設に伴い、住吉駅周辺が生活都心として整備されたことにより、生活都心にふさわしい区民センターとして平成 4 年に設置			
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	—	—		
建 物	340,517 万円	5,702	大ホール、会議室(5)、和室、料理教室、音楽室、視聴覚室、美術室、陶工芸室、衣服文化室、多目的ホール、図書コーナー、青少年コーナー、ロビーその他の便益施設	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
大 ホ ー ル	94,300	41,119	131,603	35,127	124,534	34,203	163,234	37,391	171,717	38,237
会 議 室	59,524		71,945		80,961		83,517		71,103	
特定目的室	33,556		39,508		44,920		43,444		40,273	
合 計	187,380	41,119	243,056	35,127	250,415	34,203	290,195	37,391	283,093	38,237

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市民文化振興財団	管理委託費	557,499	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市民文化振興財団	指 定 管 理 費	332,155	6 館（東灘・ 葺合・生田・ 北・須磨・西） 一括管理 ※利用料金金 制
	平成 19 年度	"	指 定 管 理 費	332,365	
	平成 20 年度	"	指 定 管 理 費	326,427	
	平成 21 年度	"	指 定 管 理 費	320,873	
			合 計	1,311,821	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市民文化振興財団	指 定 管 理 費	305,499	6 館（東灘・ 葺合・生田・ 北・須磨・西） 一括管理 ※利用料金金 制
	平成 23 年度	" (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 304,499	
	平成 24 年度	" (")	指 定 管 理 費	(") 302,899	
	平成 25 年度	" (")	指 定 管 理 費	(") 300,999	
			合 計	1,213,896	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	557,499	0	0	0	0	0
指 定 管 理 料	0	332,155	332,365	326,427	320,873	305,499
利用料金収入	0	143,519	145,314	149,926	156,432	153,000
そ の 他 収 入	0	9,121	9,161	9,241	9,196	13,969
計	557,499	484,796	486,840	485,594	486,502	472,468
支 出						
人 件 費	166,562	137,643	122,377	125,768	126,011	123,194
光 熱 水 費	83,819	80,426	79,108	85,112	67,470	87,904
修 繕 費	(その他を含む)	32,240	31,564	28,411	24,662	24,000
管理委託費	229,717	202,460	200,345	200,943	211,323	212,610
そ の 他 支 出	77,399	19,664	25,754	20,842	20,035	24,760
計	557,499	472,434	459,151	461,079	449,503	472,468
収 支 差 額	0	12,361	27,689	24,515	36,999	0

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

施設利用状況によって詳細に把握されており、利用率についてもコマ数による併用件数と実際の利用件数との比率としての利用率と、参考的に踏入率とが対比されている。団体利用についても一般利用と減額利用と免除利用並びに割増利用が区分して集計されている。

(2) 料金収入について

現年度使用料、翌年度使用料、前年度未収金、現年度キャンセル、翌年度キャンセルが正確に集計され、財団本部から年2回に一括振替される自主事業(講座使用分)が加算されて施設使用料収入として計上されている。他の施設では、とにかくこのあたりが不明瞭であるのに比して、管理状況は良好である。

(3) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	・来館者アンケート 平成 21 年 12 月実施 回答数約 2,400		
②満足度調査の結果	・来館者アンケート 5段階評価で実施		
	態度や言葉づかい	「良い」「概ね良い」 69.2%	「普通」 27.8%
	説明の分かり易さ	「良い」「概ね良い」 63.6%	「普通」 33.6%
	施設・設備	「良い」「概ね良い」 50.9%	「普通」 39.5%

〔意見－9〕 市は（財）神戸市民文化振興財団と市内 6 区民センターの指定管理委託契約を一括契約している。
1 施設 1 契約とすべきである。

指定管理者の選定単位が 6 施設一括方式となっている。

- （1）講座事業の内容や講座事業収支を（財）神戸市民文化振興財団で一括管理していることから一括方式となっているのではと思われるが、6 施設にはそれぞれの経営努力の結果責任を明確にするという観点から、1 施設 1 管理とすべきである。
- （2）公募の際、新規参入団体にとって講座事業と貸館事業を併せて行うことは、参入障壁になっているのではないか。

市民参画推進局

灘区民ホール〔Eタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	灘区民ホール			設 置 年 月	平成 5 年 3 月
所 在 地	灘区岸地通 1 丁目 1 番 1 号				
根 拠 法 令 等	神戸市立区民センター条例				
設 置 目 的	市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資するため				
設 置 の 経 緯	行政区におけるシビルミニマムの設置目標として設定された「1 区 1 区民センターの基準」に基づき、灘区における文化活動の拠点として昭和 49 年に「六甲道勤労市民センター」が設置されたが、同センターや区内に十分な規模のホール機能を有していなかったため、ホール機能を補完する施設として平成 5 年に設置				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	163,478 千円	717.01			
建 物	122,990 万円	3,051	大ホール、会議室(2)、音楽室、ロビーその他の便益施設		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
大 ホ ー ル	48,441	11,767	62,030	12,519	57,559	12,903	43,148	12,912	81,509	14,119
会 議 室	10,291		10,698		17,262		11,237		22,389	
特定目的室	1,708		1,387		2,203		1,730		2,301	
合 計	60,440	11,767	74,115	12,519	77,024	12,903	56,115	12,912	106,199	14,119

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸勤労福祉振興財団	管理委託費	73,642	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	国際ライフパートナー (株)	指定管理費	43,343	※利用料金 制
	平成 19 年度	〃	指定管理費	45,653	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	43,700	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	43,247	
			合 計	175,945	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	日本管財・文化律灘共同企業体	指定管理費	41,177	※利用料金 制
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 41,177	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 41,177	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 41,177	
			合 計	164,708	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

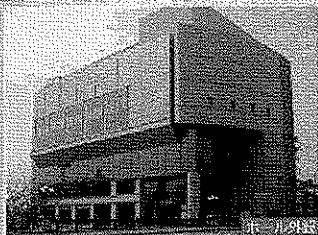
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	73,642	0	0	0	0	0
指 定 管 理 料	0	43,343	45,653	43,700	43,247	41,177
利 用 料 金 収 入	0	12,519	12,903	12,912	14,119	13,558
そ の 他 収 入	0	17,211	17,211	17,211	17,211	17,211
計	73,642	73,074	75,768	73,824	74,578	71,946
支 出						
人 件 費	12,937	15,014	15,164	17,699	21,374	21,680
光 熱 水 費	8,671	13,951	16,012	16,633	14,524	16,700
修 繕 費	3,479	4,015	6,320	4,357	3,904	4,000
管 理 委 託 費	43,842	40,093	38,271	29,788	23,493	29,566
そ の 他 支 出	4,713			5,345	11,281	
計	73,642	73,074	75,768	73,824	74,578	71,946
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

(注) その他収入は、当該施設の 2～3 階を兵庫県の外郭団体が使用しているため、所管局の神戸市保健福祉局から管理委託料として受領しているものである。

【施設写真】

2010年4月1日から

神戸市立 灘区民ホールの運営が変わります。



申込受付・抽選方法 (2010年6月1日以降)

- 大ホール** 利用1年前と同じ月の初日9時から抽選(受付は10分前)
- 会議室** 利用2ヶ月前の初日9時から抽選(受付は10分前)
- 音楽室** 電話申込は、抽選日の午後1時から先着順で受付

ホール開館中はいつでも受付します。

平日9:00~21:00 日・祝日9:00~17:00

利用サービスの充実

- 年中無休(12/28~1/4及び施設点検日休館)
- 時間外(8時から、22時まで)利用が可能になります。
- 大ホール利用2ヶ月前以降に申込時の料金は半額。
- ホール内での飲食が可能になります。
(イベント・コンベンション・集会・展示・パーティー)
- 企業利用や物販も可能(料金は2倍)になります。

主催者・地域サポート

- 広報宣伝や集客の協力をします。
- 公演チラシ挟み込みシステムを充実します。
- チケット販売の委託扱いをします。
- パブリシティリストを提供します。
- 主催者荷物の事前事後預かりをします。
- ホール共催事業へ職員・備品の支援をします。

**どなたでも開催可能な
「市民主催講座」を募集中!**
詳しくは、ホームページをご覧ください。

ロビーの活用 (無料)

- 練習会場・発表会・展示会・打合せなどにご利用頂けます。
- 公演・行催事・地域イベントのご相談も受付けます。
- インターネットラジオ局サテライトを開設し、催物のPRをします。(4月中旬)

22年度自主事業計画

- 地元アーティストとの共催公演を開催します。
- アートマップの作成をします。
- インターンシップの受入(神戸大学)をします。
- アートマネジメントボランティア講座を開催します。
- 周辺学校へのアウトリーチを行います。
- 地域アートコンベンション開催に取り組みます。
- メモリアル事業に取り組みます。
(7月28日都賀川 1月17日阪神大震災)
- 灘区文化基金の設立に取り組みます。
(人・物・情報・お金のネットワーク)



アクセス図 (都賀川と山手新橋との交差点周辺)



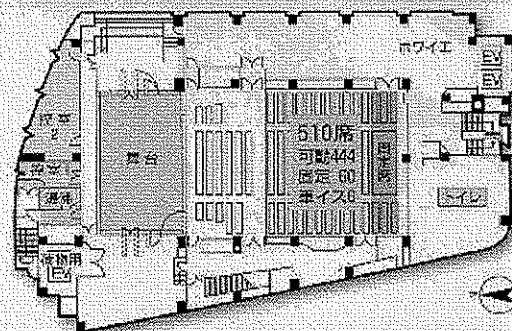
神戸市立 灘区民ホール (指定管理者)
日本芸術文化振興共同企業体
〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1
TEL (078) 802-8555 FAX (078) 802-9811
http://nadakuminhall.net E-mail:info@nadakuminhall.net

【見取図】



- 休館日 年中無休(12/28~1/4及び施設点検日休館)
- 開館時間 平日9時~21時 日・祝、休日9時~17時(時間外利用可能)
- 施設 大ホール(5階)510席(可動度444 固定席60 車椅子席6)
音楽室 (6階)10人(35㎡ クラムセットほか機材一式)
会議室 (1階)50人(101㎡ 机25 イス50 ピアノ)
(2分割使用可能 各25人)
1階ロビー 約300㎡

大ホール(5階) ※客席は平土間使用可



- 申込受付・抽選(2010年6月1日以降)
大ホール 利用1年前と同じ月の初日9時から抽選(受付は10分前)
会議室 利用2ヶ月前の初日9時から抽選(受付は10分前)
音楽室 電話申込は、抽選日の午後1時から先着順で受付
ロビーの利用は1年前から受付



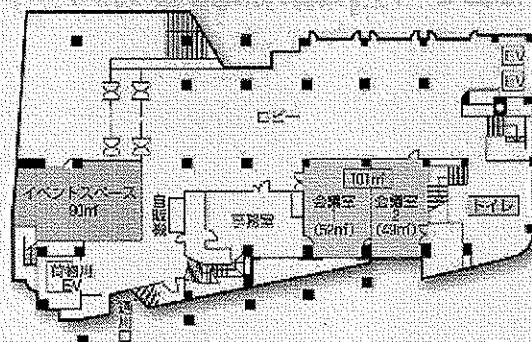
利用料金

- ①利用料金は、抽選時又は申込後2週間以内に前納していただきます。
- ②入場料が3,000円以上の場合は、2倍の料金となります。
- ③貸料行方は、2倍の料金となります。
- ④舞台・照明・音響の追加人件費及びピアノ調律料は別途必要です。

キャンセル

- ①大ホールは、6ヶ月前までに取消された場合は全額を返還します。
また1ヶ月前までに取消された場合は50%を返還します。
 - ②会議室及び音楽室は、1週間前までに取消された場合は全額を返還します。
- ※いずれの場合も「利用辞退書」を提出ください。

1階



利用料金表(税込)

※1階ロビー利用は無料 (単位:円)

時間 部屋	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:00	午前・午後 9:00~17:00	午後・夜間 13:00~21:00	全日 9:00~21:00	時間外 1時間
大ホール 510席 (可動)	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400	8,100
直前利用割引	12,150	16,200	14,200	25,550	27,350	36,200	適用なし
会議室全室 101㎡・50人	4,300	5,800	5,100	9,100	9,700	12,900	1,500
会議室① 50㎡・25人	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800
会議室② 50㎡・25人	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700
音楽室(6階) 35㎡・10人	1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	600

② 大ホール追加人件費 1名4時間まで 19,800 以後1時間につき 1,050 12時間 25,200	③ 大ホール附属設備使用料(同とは午前・午後・夜間の各時間割をいす) *フジテレビ・TBS・NHK・BS 3,000 *ケーブルテレビ 4,442円(23件) 18,900 *増設会議室(各1室につき) 2,300 (マイク・LED使用、音響設備など) *4名まで利用可 *16名以上利用可 1,900 *3名保持1日2,500 *特設席(年費) 17,000円につき 1,200 *4名まで利用可	④ 大ホール直前割引 利用2ヶ月前以前に申込の場合、利用料金は半額となります。
--	--	--

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

- ・施設利用実績報告の月次実績並びに平成 21 年度集計表を照合した。
財団関係等の使用人数が財団からの報告では 2,766 人となっているが、集計表では 4,660 人となっている。
- ・平成 21 年度は大幅に利用者が増加した。特に大ホールの使用者が、前年に比し、189%となった。しかし、総合計では実質利用件数で 45.8%、名目利用率（踏入れ方式）で 68.5%となっている。

(2) 料金収入について

- ・歳入徴収簿兼使用許可社員使用簿の月次収納額を集計して照合した。
申込書・許可書の書損が年間 21 件発生しており若干多いのではないかと。
- ・自主事業に関する収支は別途報告されており、平成 21 年度の自主事業は講座事業収入が 4,865 千円、入場料・物販収入が 1,407 千円、その他収入が 107 千円の合計 6,380 千円で、これに対する支出総額は 6,376 千円となっている。

(3) 収支状況について

- ・指定管理料のうち、修繕費は精算方式であるが、平成 21 年度実績は 3,904,300 円であったので、95,700 円を市に返済納付した。
- ・その他収入の 17,211 千円は建物の 2～3 階部分につき、保健福祉局と締結している旧灘保健センターの管理業務を受託していることによる収入である。
- ・平成 17 年度から平成 21 年度迄の収支状況に関しては特に指摘することはなく、ほぼ 7 千数百万円の収支で均衡している。

(4) 指定管理者の選定について

- ・平成 22 年度～平成 25 年度の指定管理者の選定にあたっては 4 団体が応募し、新たに日本管財・文化律灘共同企業体が、運営上の基本方針、施設の管理運営体制と組織・業務に関する計画、利用者への提供するサービスの計画、収支計画について総合的に評価した結果、候補者の提案が他の提案に比べて総合的に優れているということで選定された。

(5) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	21 年度中に利用者を対象にアンケート調査を実施。回答数 65
②満足度調査 の結果	・ アンケート結果抜粋 施設について「利用しやすい」(63.1%)「まあまあ」(23.1%) 応対(親切・丁寧さ)「良い」(80.0%)「まあまあ」(9.2%) 応対(仕事の正確さ)「良い」(69.2%)「まあまあ」(20.2%) ・ 自由意見では、職員の応対に対する評価が高い一方で、ホール利用上の要望(時間貸し・控室の改善など)などがあった。

〔改善要望〕

- ・ 当該施設の地下にある機械式駐車場 34 台分の稼働率が低いということで閉鎖されている。

パンフレットでは、灘区民ホールから徒歩 3 分圏内に有料駐車場(1 時間約 200 円)が 100 台可と記載されているが、周辺はダイエーや水道筋商店街等の買物客用に設置されているので、空きスペースが常時ある訳ではない。

利用者が増加している大ホールは 510 席の収容可能な施設であるのに地下駐車場を閉鎖するのは利用者側からすれば不便極まりないということになるので、再開を検討すべきである。

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	庶務課	産業振興センター	A	(財)神戸市産業振興財団 ※第1期は平成17年度～平成20年度	(財)神戸市産業振興財団 ※第2期は平成21年度～平成24年度	268,417	163,854	161,987	公募	1	
2	工業課	ものづくり復興工場	C	(財)神戸市産業振興財団	神戸電鉄(株)	122,737	128,118	121,825	公募	2	〔指摘事項－13〕 〔指摘事項－14〕
3		ファッション美術館	A	(財)神戸市産業振興財団	(財)神戸市産業振興財団	284,119	275,585	252,590	公募	1	
4	農産課	フルーツ・フラワーパーク	A	(株)神戸ワイン	(株)神戸ワイン	563,317 (利)282,681	472,198 (利)273,814	303,838 (利)328,536	公募	1	〔指摘事項－15〕 〔意見－10〕
5	観光コンベンション推進室	国民宿舎須磨荘(シンバル須磨)	E	神戸サウナビル(株) ※第1期は平成18年度～平成20年8月31日	一実グループ ※第2期は平成20年9月1日～平成24年度	(利)173,783	(利)194,783	(利)145,796	公募	4	
6		神戸国際会議場(イ) 神戸国際展示場(ロ)	B	(財)神戸国際観光コンベンション協会	神戸コンベンションコンソーシアム	(イ) (利)196,886 (ロ) (利)572,911	(イ) (利)209,239 (ロ) (利)584,504	(イ) (利)169,058 (ロ) (利)500,969	公募	3	〔指摘事項－16〕 〔意見－11〕
7		須磨海浜水族園	C	(財)神戸国際観光コンベンション協会	ウエスコ・名鉄インプレス・アクアアート特定業務共同事業体	880,212	(利)794,941	(利)552,338	公募	3	〔意見－12〕 〔意見－13〕
	農政計画課	農村環境改善センター		農村環境改善センター 管理運営協議会	農村環境改善センター 管理運営協議会	8,454	7,490	7,452	随意		
		農業集落排水処理施設(26箇所)		(財)神戸都市整備公社	(財)神戸都市整備公社	157,053	145,870	154,823	公募		
		自然体験村管理センター		特定非営利法人 山田の里自然学校 高和自然環境 活用センター管理会	特定非営利法人 山田の里自然学校 高和自然環境 活用センター管理会	328	1,000	1,000	公募		
	農水産課	水産体験学習館		(財)神戸みのりの公社	(財)神戸みのりの公社	15,878	10,845	11,550	公募		
		六甲山牧場		(財)神戸みのりの公社	(財)神戸みのりの公社	利用料金制	利用料金制	利用料金制 【18,500】	公募		
		水産会館		神戸市漁業協同組合	神戸市漁業協同組合	6,705	6,309	5,985	随意		
		海づり公園(須磨、平磯)		(財)神戸みのりの公社	(財)神戸みのりの公社	利用料金制	利用料金制	利用料金制	公募		
	観光コンベンション推進室	有馬温泉の館(金の湯・銀の湯)		(財)神戸国際観光コンベンション協会	(財)神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制 【3,427】	利用料金制	利用料金制	公募		
		有馬温泉観光交流センター		(財)神戸国際観光コンベンション協会	(財)神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制 (13,455)	利用料金制 (13,000)	利用料金制 (13,000)	随意		
		神戸セミナーハウス		(株)ケントク	(株)ケントク	利用料金制 (7,319)	利用料金制 (6,500)	利用料金制 (5,629)	公募		
		大岡の湯旅館		(財)神戸国際観光コンベンション協会	(財)神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制 (3,500)	利用料金制 (3,500)	利用料金制 (3,500)	随意		

(注) (利)は、利用料金制度が採用されていることを示す。

産業振興局

産業振興センター〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	産業振興センター			設 置 年 月	平成5年5月
所 在 地	中央区東川崎町1丁目8-4				
根 拠 法 令 等	神戸市産業振興センター条例				
設 置 目 的	市内中小企業の基盤強化・振興を図り、もって市内産業の発展に寄与する				
設 置 の 経 緯	産業振興施策のより一層の充実を図るため、市内企業の技術の高度化と経営基盤の安定化を柱とした諸事業を行い、神戸経済振興の核施設とするため設置に至る。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地	610,785	1,546			
建 物	3,102,590	11,225	展示場、ホール、会議室など		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用率：％、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入
会 議 室	83.2	34,248	83.3	31,921	81.2	29,555	79.4	31,596	80.3	38,883
展 示 場	52.0	17,562	53.9	15,042	32.5	12,799	34.3	13,169	35.4	10,975
ホ ー ル	69.8	14,822	67.9	15,716	70.6	13,289	65.5	15,514	63.2	14,205
レセプション ル ー ム	31.0	2,128	50.2	3,855	58.2	4,687	50.7	3,963	45.4	4,349
合 計		68,760		66,534		60,330		64,242		68,412

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

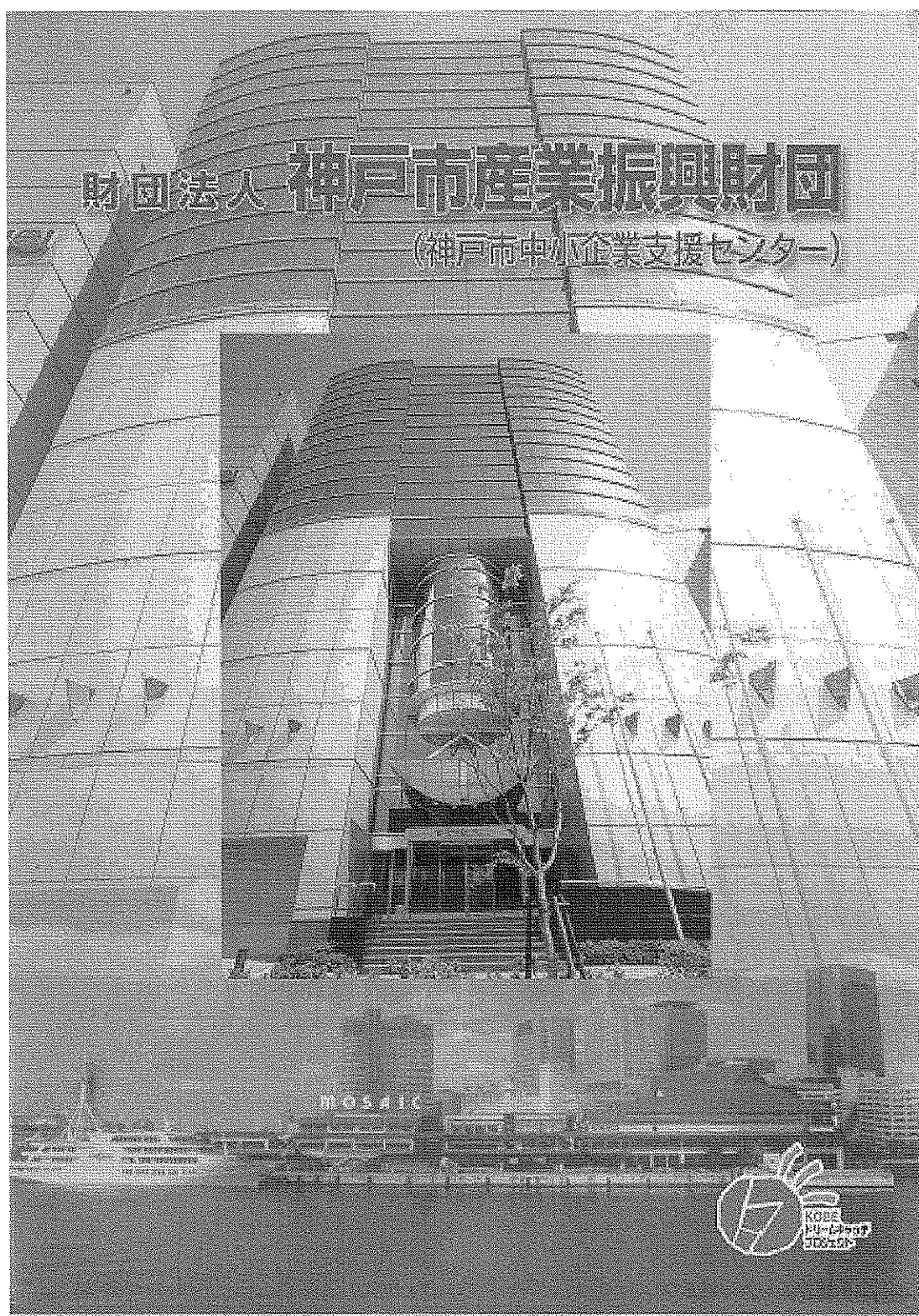
指定管理者導入以前		(財) 神戸市産業振興財団	管理委託費	217,220	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成17年度	(財) 神戸市産業振興財団	指定管理費	163,854	
	平成18年度	"	指定管理費	164,194	
	平成19年度	"	指定管理費	165,189	
	平成20年度	"	指定管理費	165,218	
			合計	658,455	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成21年度	(財) 神戸市産業振興財団	指定管理費	161,987	
	平成22年度	"	指定管理費	162,972	
	平成23年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 162,118	
	平成24年度	" (")	指定管理費	(") 162,118	
			合計	649,195	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入							
委託料	268,417						
指定管理料		163,854	164,194	165,189	165,218	161,987	162,118
利用料金収入							
計	268,417	163,854	164,194	165,189	165,218	161,987	162,118
支出							
人件費	86,476	23,940	23,940	23,940	23,940	23,020	23,021
事務費	21,509	9,503	10,346	11,765	8,862	12,950	12,850
維持管理費	152,068	125,348	123,994	126,594	129,447	121,398	123,247
修繕費	265	5,064	5,916	2,891	2,970	4,619	3,000
運営費	8,099						
計	268,417	163,855	164,196	165,190	165,219	161,987	162,118
収支差額	0	△1	△2	△1	△1	0	0

【施設写真】



[illegible]

2. 監査の結果

(1) 利用率について

施設利用状況に表示されている利用率は踏入率（利用日数÷開館日数×100）である。1日を3コマ（午前、午後、夜間）として計算する方式では、会議室（80.3%→52.4%）、展示場（35.4%→28.0%）、ホール（63.2%→48.7%）、レセプションルーム（45.4%→24.8%）となる。料金収入との関連性からすると後者の方が分かり易いので、利用率として表示する場合は踏入率によらないことが望ましい。

(2) 料金収入について

施設利用状況の平成21年度料金収入は68,412千円となっているが、キャンセル等による返還金2,590千円が控除されていない。

(3) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

指定管理者制度導入以前の平成16年度と平成21年度の収支決算の内訳を比較すると人件費で63,456千円、維持管理費で30,670千円の減少となっている。その内容を分析すると平成16年度の人件費には6人の市派遣職員の分が57,734千円及び退職一時金が1,177千円、総務アルバイト1,790千円が含まれており、これらを控除すると人件費差額は2,755千円となり、従前と殆ど変わらない。一方、維持管理費では外部委託をしている施設管理費が39,940千円から20,837千円に引き下げられ、さらに、光熱水費が7,299千円減少した。

前者は見積合わせによる契約の見直し効果と考えられ、後者は電力の節減効果が実現されたものと見られる。結果的には指定管理制度を導入したことによって、約3千万円（平成16年度の人件費を除いた費用総額に対して16.8%の減少）のコストが削減されたことになる。

平成 16 年度の人件費と平成 21 年度の人件費比較

(単位：円)

平成 16 年度の人件費		平成 21 年度（人件費相当額）	
(1)固有職員 6 人	57,734,737	(1)	
(2)専務理事（注 1）	—	(2)	
(3)嘱託職員 3 人	13,743,945	(3)～(5)	3,780,000
嘱託（課長・9 階 2 人）	(12,566,945)	マネージャー（1 人）	
退職一時金 2 人	(1,177,000)	1 階受付（3 人）	7,140,000
(4)受 付 2 人	5,622,409	9 階サービスステーション（4 人）	12,100,200
(5)シムバ-人材センター	7,584,598		
1 階嘱託・臨時	(2,608,737)		
9 階嘱託・臨時	(4,975,861)		
(6)総務7階1人	1,790,657	(6)全体調整費（注 3）	1,338,366
	86,476,346		24,358,566

（注 1）予算として 9,753 千円が計上されているのに計上されていない。

（注 2）合計 23,020,200 円が神戸ビル管理へ委託されている。

（注 3）施設管理係長の人件費の 1/4 が全体調整費として計上されている。

（４）利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	件名：貸館、レストランに関するアンケート調査 調査期間：平成 22 年 2 月 1 日～2 月 28 日 回答件数：貸館：100 名、レストラン：84 名 調査場所：1 階受付窓口、9 階サービスステーション、10 階レストラン
②満足度調査の結果	〔貸館〕（４段階評価） ・施設全体について…「大変良かった・良かった」 99.0% ・設備備品…「大変良かった・良かった」 95.9% ・利用料…「大変安い・安い」 87.6% ・職員の対応…「大変良かった・良かった」 95.7% 〔レストラン〕（４段階評価） ・サービス全体について…「大変良かった・良かった」 97.6% ・メニュー・味…「大変良かった・良かった」 98.8% ・値段…「安い・適切」 96.4% ・雰囲気…「大変良かった・良かった」 98.8% ・従業員の対応…「大変良かった・良かった」 98.8%

〔改善要望〕

- ・市内には展示場（類似施設を含む）が数多くあるが、本施設の 2 階にある展示場は、レイアウト自由で 546 m²のスペースである。

広さとしては中途半端な感があるし、天井が低いのが展示場としては使いにくい。平成 19 年度より 3 年連続して利用率（コマ数換算）が 30%を割っており、展示場以外の用途をも考慮しながら、利用率の向上を模索すべきである。

産業振興局

神戸市ものづくり復興工場〔Cタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市ものづくり復興工場		設 置 年 月	A・B 棟：平成 10 年 5 月 C 棟：平成 11 年 4 月 D 棟：平成 12 年 4 月
所 在 地	兵庫区和田山通 1 丁目 2-25			
根 拠 法 令 等	神戸市ものづくり復興工場条例			
設 置 目 的	阪神・淡路大震災により被害を受けた中小の製造業者及びものづくり技術の高度化を図る製造業者を支援する「ものづくりの拠点」として、良好な操業環境を提供すること			
設 置 の 経 緯	当初、本市における中小製造業者の阪神・淡路大震災からの復興を支援することを目的に建設したが、初期の目的が達成され、市内中小企業の厳しい経営状況の支援のため、工場の役割を震災復興支援に限らず、神戸経済を支えてきた優れたものづくり技術の創造的復興拠点として位置づけている。現在、ものづくり復興工場には、「神戸リエゾン・ラボ」を設置し、中小製造業のものづくり技術の高度化や中小企業の共同研究・開発等を積極的に支援し、中小企業の活性化を図っている。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	792,955	18,621		
建 物	5,533,560	25,990	ユニット、機械式二段駐車場、 屋上クレーン、エレベーター等	4 棟

(2) 施設利用状況

(単位) 利用率：％、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入	利 用 率	料金収入
生 産 施 設	61.3	180,361	70.4	186,766	77.3	199,382	73.8	203,802	72.6	194,057
駐 車 場	48.3	20,727	52.5	20,948	57.8	23,283	55.9	24,708	56.4	23,841
合 計		201,088		207,714		222,665		228,510		217,898

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市産業振興財団	管理委託費	122,737	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市産業振興財団	指定管理費	128,118	<精算額> 4,382 (H18) 666 (H19) 448 (H20) 10,675 (H21)
	平成 19 年度	"	指定管理費	131,834	
	平成 20 年度	"	指定管理費	132,052	
	平成 21 年度	"	指定管理費	121,825	
			合 計	513,829	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	神戸電鉄(株)	指定管理費	131,950	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 130,950	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 130,950	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 131,950	
			合 計	525,800	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	122,737					
指 定 管 理 料		128,118	131,834	132,052	121,825	131,950
利用料金収入						
計	122,737	128,118	131,834	132,052	121,825	131,950
支 出						
人 件 費	6,865	13,418	12,729	13,166	12,451	12,262
光 熱 水 費	54,404	54,703	58,267	58,721	50,824	60,000
保 守 管 理 費	26,762	22,130	22,130	22,130	22,130	20,501
清 掃 費	9,895	9,387	9,387	9,387	9,387	9,932
警 備 費	12,990	13,200	13,200	13,200	13,200	12,075
事 務 費	4,533	4,312	2,951	4,511	2,940	6,180
修 繕 費	7,288	10,968	13,170	10,937	10,893	11,000
計	122,737	128,118	131,834	132,052	121,825	131,950
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】



2. 監査の結果

(1) 利用率について

生産施設の貸出可能ユニットが 226 ユニットあり、平成 22 年 3 月末現在でケミカル関連が 27 社、機械関連が 37 社、その他 24 社の合計 88 社が 164 ユニットを使用しているので 72.6%の利用率である。

(2) 料金収入について

入居者には生産設備の使用料と駐車場の使用料並びに共益費と電気使用料が毎月請求され、入居者は期日までに金融機関から振込をする。入金処理は市の会計室でデータ管理が行なわれている。

(3) 収支状況について

平成 21 年度の当初管理運営費は 132,500 千円であったが、精算方式であるので、実際の支出額 121,825 千円との差額 10,675 千円が市に返還されている。各年度の収支差額は当然ゼロとなる。

管理委託であった平成 17 年度以降、平成 21 年度迄の運営費の総額は 122 百万円から 132 百万円とほぼ一定している。

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	対 象: 平成 21 年 8 月 1 日現在において復興工場に入居する企業 調査方法: アンケート用紙を入居企業に個別配布し、記載後に回収 回答件数: 92 社配布、53 社回収 (回収率 57.6%)		
②満足度調査の結果	1. 施設の操業環境について: 「良くなった」「少し良くなった」	67.3%	(20 年度 68.7%)
	2. 職員の対応について: 「良くなった」「少し良くなった」	88.2%	(20 年度 88.1%)
	3. 利便施設における自販機の販売品目について: 「大変満足」「少し満足」	66.7%	(20 年度 47.1%)
	4. 指定管理者が行う各種情報提供: 「大変役立つ」「少しは役立つ」	71.4%	(20 年度 61.4%)

〔指摘事項－13〕 神戸市ものづくり復興工場の使用料等について
多額の未収金が発生しており、市の債権管理が
甘かったのではないか。

ものづくり復興工場は平成 10 年 5 月に A 棟、B 棟が完成し、続いて平成 11 年 4 月に C 棟が完成、最後の D 棟が平成 12 年 4 月に完成して現在に至っているが、入居者の料金滞納は平成 10 年から発生しており、平成 22 年 3 月末での未収金は下表-①の 186,416 千円となっており、さらに平成 17 年度から平成 21 年度の間に不能欠損処理をした金額が下表-②に示された 114,341 千円である。

表-① 平成 22 年 3 月末未収金

年度 (平成)	企業数 (社)	滞納額 (円)
10	1	183,259
11	4	6,070,791
12	12	19,107,404
13	21	27,798,994
14	29	34,017,997
15	35	35,704,398
16	21	28,220,051
17	21	11,824,016
18	7	6,683,806
19	6	5,115,364
20	9	3,780,537
21	16	7,909,815
計	182	186,416,432

表-② 不能欠損処理の内訳

年度 (平成)	件数	不能欠損額 (円)	発生年度 (平成)
10	不能欠損処理はしていない。		
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17	10	48,738,966	13～17
18	4	13,336,313	18
19	6	28,572,957	16～20
20	5	14,055,057	15～20
21	4	9,638,316	18～22
計	29	114,341,609	

自 己 破 産	18 件	80,903,151 円
相 続 放 棄	2	8,428,603
個 人 再 生	1	1,847,267
清 算 結 了	1	1,787,816
居 所 不 明	3	10,168,991
交 渉 困 難	4	11,205,781
計	29	114,341,609

〔指摘事項－14〕 指定管理者の選定手続に疑義がある。

第2期（平成22年4月より平成26年3月迄）の指定管理者選定にあたっては、2団体から応募があり、それぞれ具体的な提案がなされた。

ところが、第1期（平成18年4月より平成22年3月迄）の指定管理を受託していた(財)神戸市産業振興財団が提出した**提案書類の枚数が制限枚数を超えていた**として第1次集計の得点から大幅に減点され、結果的にはそのことが原因で得点が逆転し、民間会社の神戸電鉄(株)が受託者に指定された。

指定管理者候補者選定委員会の議事録を査閲したところ、「**次回からは、公募の時点で注意喚起して、枚数オーバーすればペナルティ（減点）があることを示し、注意喚起すべきである**」という意見が記述されている。さらに、「**今後のこともあり、対外的に説明するためにも、ルール化すべき**。枚数の規定の根拠については今後の課題である」とも書かれている。

つまり、**枚数オーバーすればペナルティとして減点するという注意喚起も無く、枚数規定の根拠も明らかにせずに、結果的に失格と同じ扱いにした**ということになり、何故このような裁定をしたのか大きな疑問が残る。

産業振興局

神戸ファッション美術館〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸ファッション美術館			設 置 年 月	平成 9 年 4 月
所 在 地	東灘区向洋町中 2 丁目 9 番地の 1				
根 拠 法 令 等	神戸ファッション美術館条例				
設 置 目 的	ファッションに関する産業及び文化の振興を図るため、人材育成、情報発信、集客等の機能を備えたファッションに係る振興の拠点として、設置。				
設 置 の 経 緯					
固定資産の内容	帳簿価額 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	420,205	2,980		全体 15,963 ㎡のうち区分所有	
建 物	8,053,040	17,082	展示室、ライブラリー、 ホール等	全体 91,501 ㎡のうち区分所有	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
展 示 室	28	9,749	31	10,691	36	11,234	25	7,490	42	7,963
ライブラリー	97	-	91	-	89	-	92	-	80	-
5 階 ホール	22	8,170	20	7,521	26	8,062	25	8,273	25	9,017
セミナー室	5		3		5		7		8	
ギャラリー・ロビー等	22	595	35	474	37	667	36	1,160	54	1,419
ファッション多目的室(※)	16	1,654	48	6,510	-	-	-	-	-	-
その他諸収入	-	4,874	-	5,846	-	6,562	-	10,020	-	6,454
合 計	190	25,042	228	31,042	193	26,525	185	26,943	209	24,853

(※) 平成 19 年度以降は「神戸ゆかりの美術館」として神戸市直営の施設として使われている

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

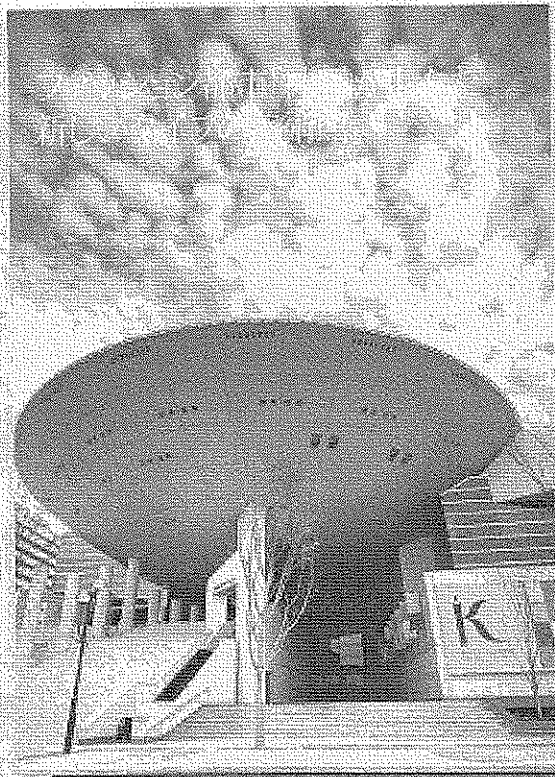
指定管理者導入以前		(財) 神戸市産業振興財団	管理委託費	285,555	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市産業振興財団	指定管理費	275,585	インセンティブを含む
	平成 19 年度	〃	指定管理費	268,726	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	269,111	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	252,590	
			合 計	1,066,012	
指定管理者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市産業振興財団	指定管理費	249,080	指定管理者が公募時に提案した収入額に基づくインセンティブを含む
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 249,480	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 249,880	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 250,280	
			合 計	998,720	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	285,555					
指 定 管 理 料		271,088	265,537	265,662	250,190	247,980
インセンティブ		4,497	3,189	3,449	2,400	1,100
利用料金収入						
計	285,555	275,585	268,726	269,111	252,590	249,080
支 出						
人 件 費	91,373	116,911	116,141	113,437	114,574	98,194
事 務 費	85,091	56,527	59,220	61,315	53,218	57,315
維持管理費	108,488	95,628	89,154	90,117	80,724	89,471
修 繕 費	603	2,022	1,022	793	1,674	3,000
インセンティブ事業		4,497	3,189	3,449	2,400	1,100
計	285,555	275,585	268,726	269,111	252,590	249,080
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設案内】



神戸ファッション美術館は、ファッションをテーマにした公立で、日本初の美術館です。ファッションの神髄としての、ファッションに関する産業及び文化の振興を図ることを目的に、人材育成、情報発信、見客等の機能を合わせ持つ施設として、平成9年（1997年）4月25日に開館しました。

1F展示室では貴重な収蔵品を活用し、「衣」を様々な切り口で紹介する「ベーシック展示」とテーマを決めて展示する「特別展示」を常設展示として開催。また、3Fリソースセンターのライブラリーではファッションに関わる書籍、雑誌等の資料を数多く揃え、4Fではセミナー室やギャラリー等の施設を有しており、企業関係者やクリエイター、学生はもとより、市民の方々にも幅広くご利用いただけます。即オールドビルは、各種イベント・スポットとして、神戸の新しいファッション産業と文化の発展・振興をめざしています。

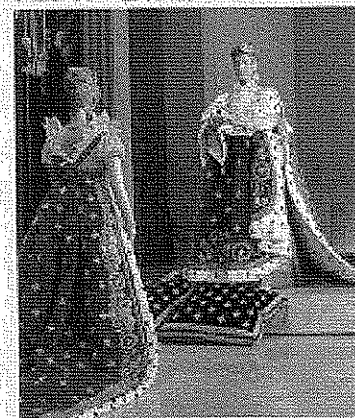
このようにミュージアム、リソースセンター、イベントスペースという3部門を有する神戸ファッション美術館は、ファッションを体験することができる新しいタイプの美術館です。

MUSEUM 展示室



世界諸地域の民族衣装、18世紀の宮廷衣装から現代ファッションに至るまでの服飾資料や装飾小物など、豊富な収蔵品を活用した展示をしています。見ることで、私達にとって身近な必需品である「服」について体感できるベーシック展示と、テーマを絞った特別展示を開催しています。

ナポレオン一世の衣装



1804年12月のノートルダム寺院で執り行われた戴冠式の時に、皇帝ナポレオン一世が着用した衣装（レプリカ）を展示。今に伝わる数々の資料や式の模様を忠実に再現したダヴィッドの絵画を基に、フランスの職人による伝統の技を用いて制作されたものです。また、製作過程の資料や制作サンプルなども併せて展示します。

編織



「裸形型」、「登年型」、「襦袢型」、「前開型」、「林形型」と5つに大別された世界各地の衣装・服飾を服飾の資料により紹介します。また、ローブ・ア・ラ・フランセーズやタリノリン・スワイルのドレスのトワールに施れながら学ぶこともできます。



[illegible]

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

Figure 1

[illegible][illegible]

THE
J
N
E
R
A
L

[illegible][illegible]

Copyright Clearance Center, Inc.

[illegible][illegible]

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
85

年四月二十一日

[illegible]

第三編 附人地

[illegible][illegible]

其後又有一人自京師來云：「近日京師中，亦頗有知此理者，然其言多不切要，且多自誇其能，此亦不足為怪。」

2000年12月15日

Architectural drawing of a large building with multiple wings and a central tower. The drawing is labeled with various numbers and letters, indicating different sections and features. The building appears to be a large institutional or commercial structure.

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

利用者数については正確にカウントされている。

(2) 料金収入について

利用料金制は導入していないので、施設の利用料は全て市の歳入として処理されている。平成 21 年の利用料収入は 24,853 千円であり、協定書に基づき、20,000 千円を超える部分はインセンティブの対象となっている。

(3) 収支状況について

精算方式のため収支はゼロとなっている。

$$\begin{array}{rclclcl} \text{当初委託料} & & \text{精算額} & & \text{インセンティブ事業費} & & \\ \hline 274,092,000 \text{ 円} & - & 250,189,658 \text{ 円} & - & 2,399,962 \text{ 円} & = & 21,502,380 \text{ 円} \end{array}$$

(4) 満足度調査について

①満足度調査の実施内容	展示室（1 階）やライブラリー（3 階）において、来館者に対して実施。 調査期間：平成 21 年 4 月 2 日～平成 22 年 3 月 30 日 調査方法：展示室やライブラリー出入り口付近にアンケート用紙を設置。 回答人数：3,365 名
②満足度調査の結果	(1)特別展示「非常によい」66.8%、「どちらかといえばよい」12.4%、「普通」3.1% (2)ベーシック展示「非常によい」36.8%、「どちらかといえばよい」23.7%、「普通」17.7% (3)スタッフの案内「非常によい」20.9%、「どちらかといえばよい」13.3%、「普通」43.3% (4)美術館清掃「非常に清潔」55.5%、「どちらかといえば清潔」15.3%、「普通」10.9% (5)美術館にまた来たいか「是非来たい」40.2%、「機会があれば来たい」39.9%、「わからない」1.9%

産業振興局

神戸市立フルーツ・フラワーパーク〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立フルーツ・フラワーパーク			設 置 年 月	平成 5 年 4 月
所 在 地	北区大沢町上大沢 2150				
根 拠 法 令 等	神戸市立フルーツ・フラワーパーク条例				
設 置 目 的	市域農業の活性化、都市と農村の交流の促進に資するため。				
設 置 の 経 緯					
固 定 資 産 の 内 容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	3,047,932	322,645			
建 物	11,018,880	38,860	ホテル研修館、園芸 バイテク館		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入 園 料	620,288	113,752	603,520	105,249	571,015	111,943	517,889	104,344	520,332	84,690
ホテル宿泊	(36,062)	209,168	(42,287)	215,885	(44,167)	219,950	(40,921)	208,800	(37,990)	181,963
温 浴 施 設	(172,494)	67,598	(172,828)	50,089	(175,374)	48,468	(171,793)	48,798	(163,335)	47,693
合 計		390,518		371,223		380,361		361,942		314,346

※1 ホテル宿泊者、温浴施設利用者は、入園者の内数

※2 平成 21 年度については、7/17～8/16 の 1 ヶ月間、「行こう！神戸キャンペーン」により入園無料とした。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸みよりの公社、 (株) 神戸ワイン	管理委託費	563,317	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(株) 神戸ワイン	指定管理費	448,806	平成 21 年度から 入園料等に利用 料金制度を導入 21 年度「行こ う！神戸キャン ペーン」に伴う 16,000 千円含む
	平成 19 年度	〃	指定管理費	442,102	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	410,466	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	303,838	
			合 計	1,605,212	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(株) 神戸ワイン	指定管理費	350,000	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 350,000	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 350,000	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 350,000	
			合 計	1,400,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

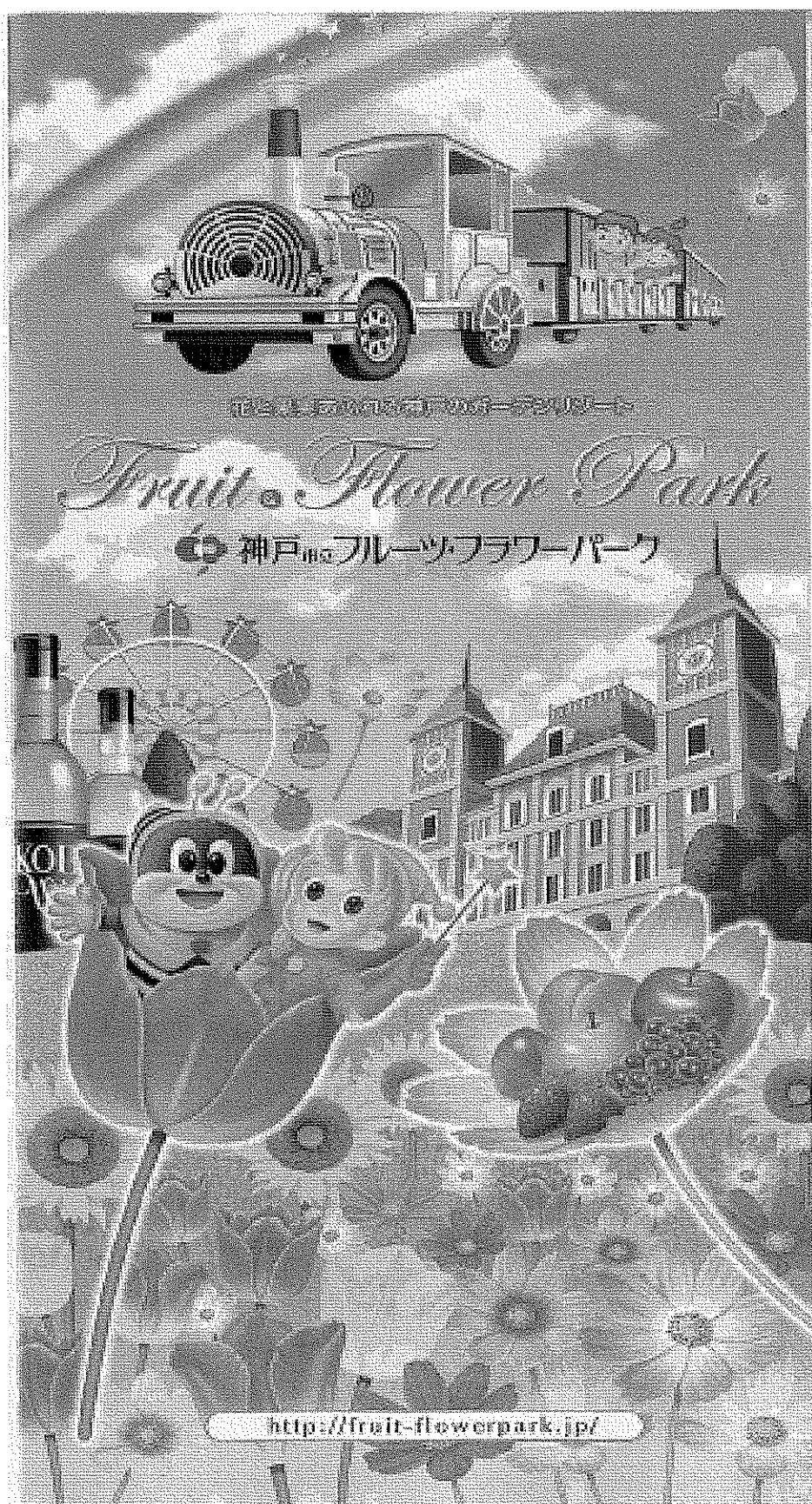
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	563,317					
指 定 管 理 料		472,198	465,615	444,029	303,838	350,000
利 用 料 金 収 入	282,681	273,814	276,292	262,708	328,536	390,298
計	845,998	746,012	741,907	706,737	632,374	740,298
支 出						
人 件 費	307,806	215,428	222,838	222,443	203,584	226,990
事 務 費						
維 持 管 理 費	513,192	491,190	479,775	447,292	409,348	480,308
修 繕 費		28,047	27,626	23,518	22,715	22,000
消 費 税		11,347	11,668	13,484	11,003	11,000
計	820,998	746,012	741,907	706,737	646,650	740,298
収 支 差 額	25,000	0	0	0	△14,276	0

(注 1) 平成 21 年度から入園料等に利用料金制度を導入

平成 21 年度指定管理料は「行こう！神戸キャンペーン」に伴う 16,000 千円を含む。

(注 2) 平成 17 年度は、収入は消費税込み、支出は消費税含まず。また、修繕費は維持管理費に含まれる。

【施設案内】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

開業以来の入園者数及び宿泊者数の年度推移を見ると入園者は開業初年度の平成 5 年こそ 160 万人超であったが翌年以降は減少の一途を辿り、平成 19 年には 50 万人台となり、平成 21 年度は 52 万人と最盛期の 32.4%となった。

宿泊者数に関しても、当初の 2 年間だけは 53 千人、55 千人と好調であったが、その後は 1 度も 5 万人に達しないで、3 万 6 千人から 4 万 4 千人の間で推移している。

提出された資料によれば平成 21 年度の利用者数は 520,332 人（対前年比＋2,443 人）とされているが、有料入園者数は 180,863 人（対前年比△41,623 人）、宿泊者数は 37,990 人（対前年比△2,931 人）となっており、いずれも減少している。これは無料入園者が 191,329 人（対前年比＋60,682 人）と対前年比大幅に増加したことに因るものである（平成 21 年度は、7/17～8/16 の間、「行こう！神戸キャンペーン」により入園無料としている。なお、期間中への入園者 7 万 8 千人）。

開業以来の入園者数及び宿泊者数（入園者数には無料入園者を含む）

（単位：人）

平成	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
入園者数	1,603,777	1,177,120	754,702	914,561	873,896	867,248	799,417	710,873	703,343
宿泊者数	53,082	55,517	42,705	47,130	44,427	41,508	38,716	39,435	37,209

平成	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	累 計
入園者数	664,034	718,466	603,006	620,288	603,520	571,015	517,889	520,332	13,223,487
宿泊者数	36,130	35,913	35,710	36,062	42,287	44,167	40,921	37,990	708,999

(2) 収支状況について

〔改善要望〕

（株）神戸ワインの委託事業収支と自主事業収支との区分処理が不十分だと考えられる。指定管理者公募要領によると、「法人等の経理とは別に、フルーツ・フラワーパーク単独の経理処理を行うこと。また、委託事業及び自主事業について、それぞれ区分して経理処理を行うこと」とされているが、提出された資料では、それが不十分である。

(3) 指定管理者の選定について

- ・指定管理第1期（平成18年度～平成21年度）は応募登録申請のあった5団体のうち2団体から具体的な提案があり、(株)神戸ワインが選定された。
- ・指定管理第2期（平成22年度～平成25年度）は(株)神戸ワインのみが具体的な提案をし、(株)神戸ワインが選定された。

(4) 利用者の満足度調査について（平成21年10月9日～同年10月19日実施）

問9 当該施設の感想は？（『ご来園アンケート』集計より）回収件数207件

	満足		ほぼ満足		普通		普通以上
	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	率(%)
全体的な感想・印象	57	28.4	94	46.8	42	20.9	96.1
従業員の接客態度	59	30.6	74	38.3	55	28.5	97.4
施設内での案内表示	42	22.0	87	45.5	56	29.3	96.8
入園料金	58	30.4	55	28.8	63	33.0	92.2
ホテル宿泊料金	22	19.5	33	29.2	52	46.0	94.7
		26.2		37.7		31.5	95.4

問9では回答者の95%もの人が普通以上と答えるアンケート調査などは満足度調査とは云わない。もっとシビアに意見を徴求すべきである。

問10

また来たい		来たいと思わない		その他	
件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)
176	89.3	10	5.1	11	5.6

問10でも、また来たい人が約90%と答えている割には開園以来16年を経過した施設の来園者及び宿泊者数が伸びないのは何故かを分析すべきではないか。

〔指摘事項－15〕 FFPファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないか。

FFP ファミリークラブの会員になろうとする利用者が、仮に大人4名で来園し、入場窓口で2,000円を支払って、入園後に総合案内所でFFP ファミリークラブへの入会手続（年会費2,000円）を済ますと、その日から会員特典が受けられ、入園料の2,000円が返還されることになっている。即ち、年会費を支払えば当日から無料入園できることになる訳である。これは過剰サービスである。せめて初回だけでも有料とし、2回目以降が無料ということにしないと、正規の料金を支払って入園する人が余りにも不利である。

FFP ファミリークラブの特典

(1) 2,000円の年会費で1年間フリーパス（大人小人あわせて4名まで無料）	
(2) 神戸おとぎの国ののりもの回数券の割引など	
(3) ポイントプレゼント	
1回の入園	1名様 5P 4名様 20P
100ポイント	バーデハウス入浴券1枚
180ポイント	園内売店お買いもの券（1,500円分）
230ポイント	バーベキューご利用券（2,000円分）

〔意見－**10**〕 フルーツ・フラワーパークは約 300 億円の初期の過剰投資に加え、その後の運営状況も悪く、市は毎年約 7 億円（指定管理料＋利用料金収入）の負担をしている。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。

当該施設は我が国がバブル経済の最盛期に中世ヨーロッパのルネサンス調をイメージしたお城のようなホテルを中心施設として、「都市と農村の共存共栄」、「人と花と果実のふれあいの場」を基本テーマとするテーマパークとして計画され、約 300 億円を投入して建設されたもので、典型的な過大投資物件であり、市は毎年約 7 億円（指定管理料＋利用料金収入）を負担している（従来から利用料金制であったホテル宿泊と温浴施設に加えて平成 21 年度からは入園料等も利用料金制となったので平成 21 年度は 303 百万円の指定管理料と 328 百万円の利用料金となった）。

管理運営する（株）神戸ワイン（神戸市が 93%を出資している）は開園当初から（財）神戸みのりの公社（旧：財団法人神戸市園芸振興基金協会）と共同で管理委託を受託しており、引続き平成 18 年度から単独で指定管理者となった。同社の平成 19 年 3 月期から 22 年 3 月期の決算は連続して赤字であり**累積欠損金は 44 億円**に達している。同社が第 2 期（平成 22 年 4 月より平成 26 年 3 月まで）の指定管理者への応募書類に添付した収支予算書によると、同じ 4 期間の受託事業部門の収支は損益ゼロとなっており、自主事業では 4 期間合計 38 百万円の利益を見込んでいるが、これも飲食事業や物販事業部門で約 96 百万円の増収を見込んだ上でのこととなっている。

つまり、当該施設で営業利益を獲得するのは大変難しいということが窺われるのである。

当該施設の建設資金 299.3 億円は、神戸市が 124.7 億円（41.65%）（財）神戸みのりの公社が 52.7 億円（17.6%）、そして（株）神戸ワインが 121.9 億円（40.75%）を、それぞれが調達して出発したが、その後、平成 14 年に神戸市は（株）神戸ワインの出資持分を総額約 83 億円で買取り、別途 30 億円を運転資金（うち、20 億円は無利子、10 億円は有利子貸付である）として貸付けた。なお、（財）神戸みのりの公社の持分は施設完成直後に神戸市が買戻している。

第 2 期の指定管理者公募要領の「7.指定管理業務における本市との責任の分担（2）改修工事、大規模改装工事」において、「改修工事、大規模改装工事はすべて本市が行う。工事の必要性が生じた場合には、本市に依頼すること。本市は工事の依頼

があった場合、計画の妥当性、必要性を判断し、予算の範囲内でこれを実施する」と記されている。

(株)神戸ワインが提出した事業計画書にも「フルーツ・フラワーパークは開園から 16 年が経過しており、施設・設備等の経年劣化が各所で見受けられる」と記述されている。当該施設がさらに大規模改修費が必要となった場合に、市は多額の予算を組んで、これを実施する必要性が有ると判断するのであろうか。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。

産業振興局

国民宿舎須磨荘（シーパル須磨）〔Ｅタイプ〕

１．概 況

（１）施設の概要

施 設 名	国民宿舎須磨荘（シーパル須磨）			設 置 年 月	平成 8 年 7 月
所 在 地	須磨区須磨浦通 1 丁目 1—1				
根 拠 法 令 等	神戸市立国民宿舎条例				
設 置 目 的	市民に健全な休養の場を提供するとともに、神戸市西部地区の集客・観光の拠点としての役割を担う。				
設 置 の 経 緯					
固 定 資 産 の 内 容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		1,413.73		須磨海浜公園用地	
建 物	585,064	11,739	地上 11 階地下 1 階、 地下駐車場		

（２）施設利用状況

（単位）利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
宿 泊 利 用 者	31		29		29		27		29	
食 事 等 利 用 者	115	173,783	104	194,715	102	174,758	125	138,545	134	145,796
合 計	146	173,783	133	194,715	131	174,758	152	138,545	163	145,796

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸国際観光コンベンション協会	管 理 委 託 費		備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	神戸ワールドホテル (株)	利用料金制 (納付金)	△11,130	指定管理者からの辞退を受けて H20.8.31 をもって指定取消。
	平成 19 年度	"	利用料金制 (納付金)	△11,130	
	～平成 20 年 8 月 31 日	"	利用料金制 (納付金)	0	
			合 計	△22,260	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 20 年 9 月 1 日～	一栄グループ	利用料金制 (納付金)	0	
	平成 21 年度	"	利用料金制 (納付金)	△3,048	
	平成 22 年度	"	利用料金制 (納付金)	△4,400	
	平成 23 年度	" (予定)	利用料金制 (納付金)	(予定) △4,500	
	平成 24 年度	" (")	利用料金制 (納付金)	(") △4,600	
			合 計	△16,548	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
利用料金収入	173,783	194,715	174,758	73,922	145,796	185,000
その他収入	461,240	378,623	375,406	191,776	358,749	403,100
計	635,023	573,338	550,164	265,698	504,545	588,100
支 出						
人 件 費	201,884	161,543	163,441	76,658	136,232	154,500
事務費(食料費含)	163,459	178,894	180,602	92,254	166,286	186,300
維持管理費	114,033	69,551	45,343	67,011	89,299	45,500
修 繕 費	2,854	8,371	5,987	4,557	6,758	6,000
その他支出	161,292	183,402	178,987	60,798	91,620	191,400
計	643,522	601,761	574,360	301,278	490,195	583,700
収 支 差 額	△8,499	△28,423	△24,196	△35,580	14,350	4,400

(注 1) H20 年度については、一栄グループ指定管理期間 (H20.9～H21.3) のみ収支を計上

【施設案内】

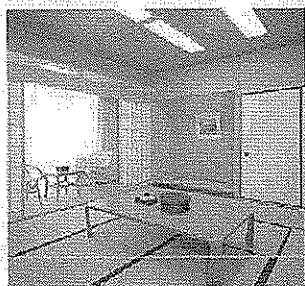


SEAPAL SUMA

「シーパル須磨」はただの国民宿舎ではありません。
季節ごとのお得な宿泊プランをはじめ、合宿・研修旅行等
遠方から神戸観光でお越しいただいた方はもちろん、
ランチと入浴がセットになった日帰り温泉、各種宴会・公会、挙式、法要まで
地元の方にも気軽にご利用いただける施設として
どんどん進化しています。



泊まる 全館オーシャンビュー



和室

座いすでくつろぎながら、ゆったり
瀬戸内海をご覧いただけます。
(テレビ、冷蔵庫、ボット、金庫、
タオル、歯ブラシ、バスタオル、
浴衣を完備)

◆和室10畳・バストイレ付
…20室(南向き海良正面)

◆和室10畳・トイレ付
…16室(東向き海岸線眺望)



洋室

のびのび深呼吸できるゆったりサ
イズのベッド。波の音をBGMに…。
(テレビ、冷蔵庫、ボット、金庫、
タオル、歯ブラシ、バスタオル、
浴衣を完備)

◆洋室ツインルーム・バストイレ付
…9室(西向き明石海峡大橋眺望)

※洋室にはエキストラベッドを入
れてトリプルでもお使いいただけます。

車椅子対応手洗い・浴室付客室



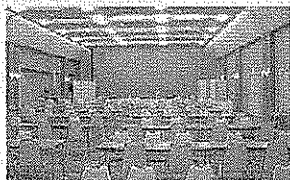
体の不自由な方にも安心してご利用いただけます。
(ハンディキャップトイレ、バス、非常時用ゾナ、完備)

◆ハンディキャップルーム…2室

◆チェックイン…午後3時

◆チェックアウト…午前10時

集う 披露宴・ご宴会・会議・講演会に



バンケットホール 「オンディーヌ」

披露宴やご宴会、パーティー、講
演会等、どんなプランも自由に演出
できる多目的ホール。(200インチ
大型ビデオ・プロジェクター完備)



バンケットホール「コスモス」

松林越しに海が見える小ホール。
会議・研修・ご宴会などにご利用
いただけます。



バンケットホール「アネモネ」

船や砂浜が一望できる小ホール。
結婚式の式場や少人数でのご
宴会にご利用ください。

食べる 海を眺めながらのお食事



和食処「漁(すなど)」

和食処「漁」の窓からは、波の間
を静かに分け入る船や紀州の山
の端がくっきりと望めます。
瀬戸内の新鮮な魚介類や山の
幸、旬の食材をふんだんに使
った会席料理をお楽しみください。



ランチ

◆須磨江弁当…1,500円
◆漁会席…3,500円

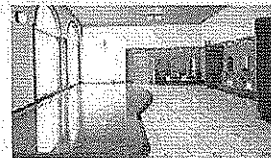
ディナー

◆須磨御膳…3,150円
◆月替会席/衣掛…5,250円
(要予約)

※その他各種ランチ・ディナー、
一品料理多数あります。

【昼】平日/11:00~14:30(ラストオーダー14:00)
土日祝/11:00~15:00(ラストオーダー14:30)
【夜】18:00~21:00(ラストオーダー20:30)

癒し 展望大浴場で心も体も癒される



朝日の湯・夕日の湯

11階から望む瀬戸内海と波路島。広々
としたスペースでお湯と戯れ、海に昇り
沈む太陽をながめながら、のんびりと
おくつろぎください。

<ご利用時間> ◆6:00~9:30 ◆11:00~23:00

フロア ガイド

大浴場・カラオケルーム

客室

客室

客室

客室

和室宴会場・客室

和室宴会場・客室

和室宴会場

バンケットホール「オンディーヌ」

和食処「漁」・食事会場「アリーナ」

フロント・夜茶・多目的ホール「赤松台」・売店

地下駐車場(普通車44台収容)



4・5F 和室宴会場



11F カラオケルーム



5F 屋上ガーデン



11F 赤松台



1F 赤松台



11F 赤松台



11F 赤松台



11F 赤松台

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度実績シーパル須磨利用状況より

利用目的	人数（人）	対前年度（％）
宿 泊 者	28,981	+5.9
食 事	122,718	+10.0
会 議	10,972	△15.8
計	162,671	+7.1

客室稼働率 55.6%（前年度 51.3%）

(2) 料金収入について

収支日報と平成 21 年度部署別売上一覧表と照合して検討した結果、正確に計上されていることを確認した。その他収入の内訳は料理売上 279,630 千円、飲料売上 44,952 千円、売店等売上 34,167 千円の合計額である。

(3) 指定管理者の交替について

平成 18 年度より指定管理を受託していた神戸タワーサイドホテル（株）からの途中辞退を受けて平成 20 年 8 月 31 日をもって指定取消をした。

新たに公募により同年 9 月 1 日から一栄グループが指定管理者となった。

(4) 指定管理者制度導入によるプロパー職員の去就について

第 1 期指定管理導入時（平成 17 年度→平成 18 年度）

- ・ 正規職員について・・・固有職員 9 名が従事していたが、料理人 4 名は希望退職、残り 5 名については（財）神戸国際観光コンベンション協会に残留（他部署に異動）。
- ・ 非正規職員について・・・嘱託職員 14 名、パート 95 名の計 109 名が従事していたが、応募要領運営条件に「平成 18 年度に関しては、引き続き勤務を希望する者については現行条件で雇用すること」となっていたので、希望者 85 名が新指定管理者である神戸タワーサイドホテル（株）に継続雇用された。

第 2 期指定管理移行時（平成 20 年 8 月→平成 20 年 9 月）

希望者のうち、料理人及び料飲、サービス担当の 13 名が退職し、フロント担当等の 9 名が社員として、残り約 55 名がパートとして継続雇用された。

(5) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	宿泊者アンケート（随時） 回答数 835 件。
②満足度調査の結果	3 段階評価で実施 ・ 客室設備等 「良い」 65.2% 「普通」 32.4% ・ 館内設備 「良い」 65.1% 「普通」 29.3% ・ 接客態度 「良い」 70.4% 「普通」 28.0% ・ 料理の内容 「良い」 66.7% 「普通」 31.6%

産業振興局

神戸国際会議場〔Bタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸国際会議場			設 置 年 月	昭和 56 年 3 月
所 在 地	中央区港島中町 6-9-1				
根 拠 法 令 等	—				
設 置 目 的	学術・文化等に関するコンベンションの中核施設として産業経済の発展と市民文化の向上に資するため				
設 置 の 経 緯	神戸国際交流会館の中に神戸国際会議場があり、神戸国際交流会館は、(財)神戸市開発管理事業団と(株)サンテレビジョンと神戸市の3者で区分所有を行っている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	747,855	3,895.08	宅地		
建 物	3,480,090	15,678	集会所・会議室		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用率：％、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用率	料金収入	利用率	料金収入	利用率	料金収入	利用率	料金収入	利用率	料金収入
	38	196,886	48.3	209,239	46.2	176,716	48.6	182,129	40.7	169,058

※利用率は、メインホール及び 301 号で算出

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

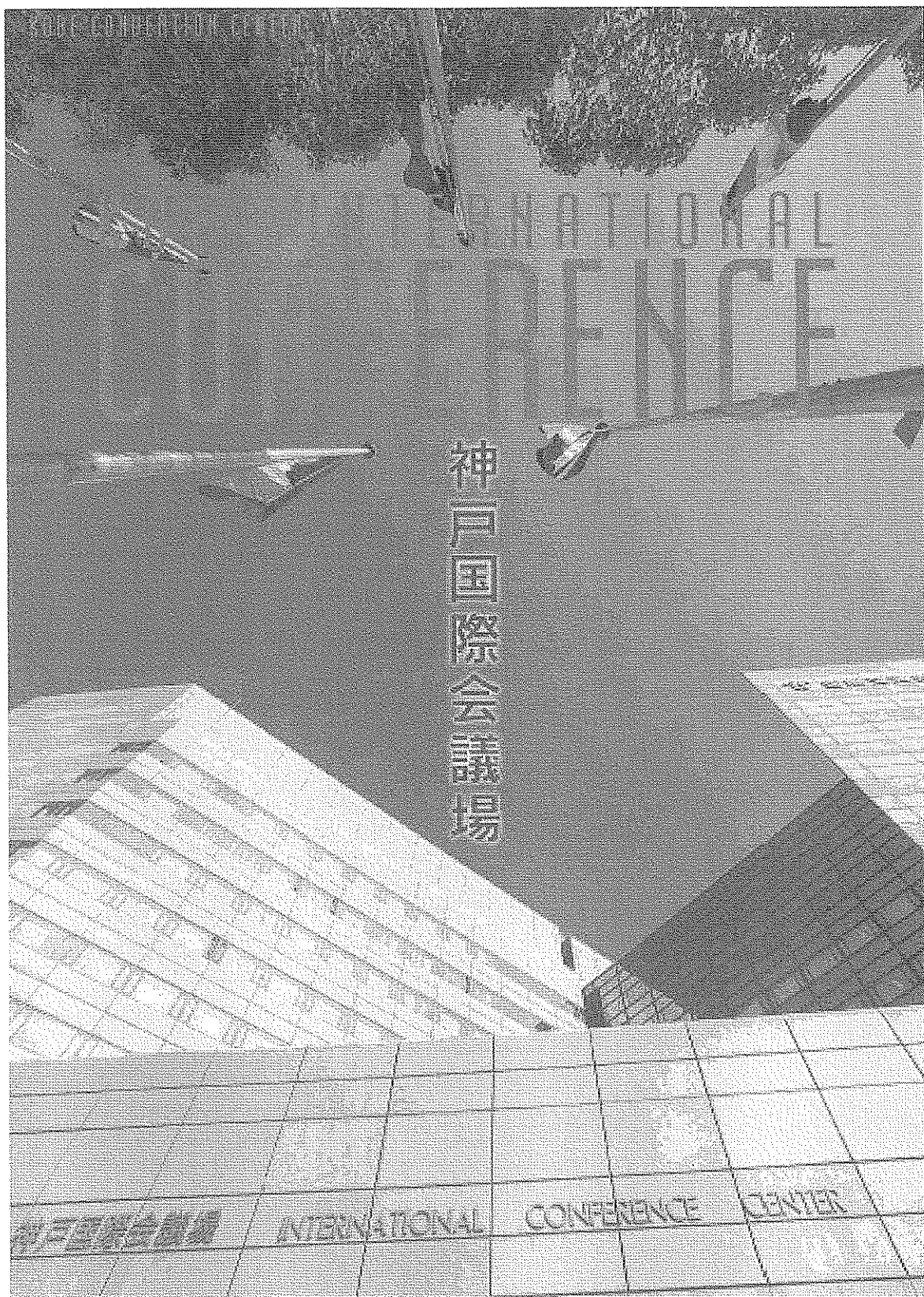
指定管理者導入以前		(財)神戸国際観光コンベンション協会	管 理 委 託 費	0	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制 (納付金)	0	展示場で 計上
	平成 19 年度	"	利用料金制 (納付金)	0	
	平成 20 年度	"	利用料金制 (納付金)	0	
	平成 21 年度	"	利用料金制 (納付金)	0	
			合 計	0	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	神戸コンベンション Consortium	利用料金制 (納付金)	0	展示場で 計上
	平成 23 年度	" (予定)	利用料金制 (納付金)	(予定)0	
	平成 24 年度	" (")	利用料金制 (納付金)	(")0	
	平成 25 年度	" (")	利用料金制 (納付金)	(")0	
			合 計	0	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料						
指定管理料						
利用料金収入	196,886	209,239	176,716	182,129	169,058	198,893
そ の 他 収 入	49,087	134,096	111,189	137,733	122,710	127,953
計	245,973	343,335	287,905	319,862	291,768	326,846
支 出						
人 件 費	59,132	42,526	41,879	43,374	43,510	43,400
事 務 費	10,440	9,564	6,589	6,208	8,234	6,500
維持管理費	82,336	80,255	80,255	80,255	80,255	80,255
修 繕 費	1,784	6,610	28,743	13,384	20,219	15,000
そ の 他 支 出	151,828	210,276	177,061	195,594	184,431	192,923
計	305,520	349,231	334,527	338,815	336,649	338,078
収 支 差 額	△59,547	△5,896	△46,622	△18,953	△44,881	△11,232

【施設写真】



【施設案内】



2. 監査の結果

(1) 国際会議場と展示場とが合体して一つの施設として指定管理者制度の対象施設となっている。

指定管理者制度は原則として1施設、1管理ということではないのか。

2つの施設を同一団体が管理しなければならないという理由が見つからない。
会議場と展示場が同時に使用されるようなイベントは殆ど見当たらない。

(2) 国際会議場は平成16～21年度は6年連続で赤字であり、平成22年度も赤字予算となっている。

赤字施設には民間の活力を生かして、様々な工夫をして黒字化を目指すということであるのに、多額の黒字が見込まれる神戸国際展示場と合算して数値を公表するのは透明性の観点からしても問題がある。

(3) 国際展示場は平成18～21年度は各年度131,250千円(4年合計で525,000千円)の納付金を市に納入している(但し、平成21年度はインフルエンザの影響で97,518千円に減額納付をした)。

平成22～25年度については各年度2億円(4年合計で8億円)の納付をすることにして指定管理者に選定されている。

第1期に年額131,250千円であった納付金が第2期に年額200,000千円と増額されているのは、同一施設を対象とした納付金の提案としては差が開き過ぎているのではないか。

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	主催者アンケート(随時) 回答数70(会議場35件、展示場35件)
②満足度調査の結果	(1)神戸国際会議場 ・今後の利用 「利用したい」「利用を考えてもよい」90% ・スタッフ対応 「とても良い」「良い」100% ・施設・設備 「とても良い」「良い」75% 「普通」18% (2)神戸国際展示場 ・今後の利用 「利用したい」「利用を考えてもよい」86% ・スタッフ対応 「良い」97% 「普通」3% ・設備・備品 「充実している」57% 「普通」37%

産業振興局

神戸国際展示場〔Bタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸国際展示場	設 置 年 月	1号館：昭和56年2月 2号館：平成3年3月 3号館：平成18年5月	
所 在 地	中央区港島中町6-11-1ほか			
根 拠 法 令 等	-			
設 置 目 的	学術・文化等に関するコンベンションの中核施設として産業経済の発展と市民文化の向上に資するため			
設 置 の 経 緯	3号館については、(財)神戸国際観光コンベンション協会所有分を神戸市が賃借して一体で指定管理施設として供用している（3号館土地 8,058.01㎡、建物 5,108.71㎡）。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	2,887,300	18,748.70	宅地	
建 物	6,949,520	31,490	陳列場・展示室	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用率：％、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用率	料金収入	利用率	料金収入	利用率	料金収入	利用率	料金収入	利用率	料金収入
1・2号	45	572,911	37.7	584,504	43.2	648,752	38.4	583,457	32.0	500,969
3号館	—		38.1	1・2号館に含む	38.5	1・2号館に含む	33.1	1・2号館に含む	27.2	1・2号館に含む
合 計	45	572,911	76	584,504	82	648,752	72	583,457	59	500,969

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

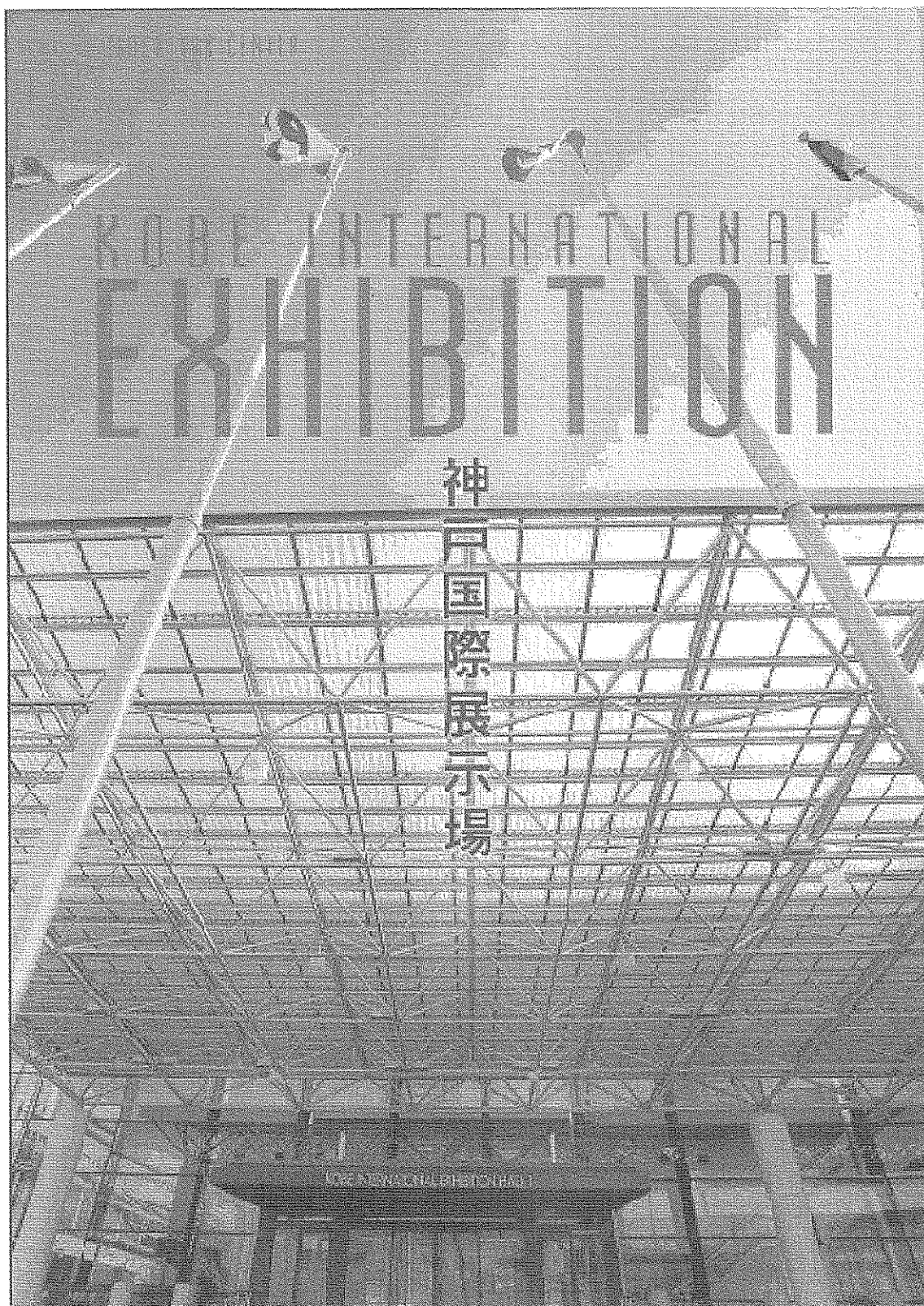
指定管理者導入以前		(財)神戸国際観光コンベンション協会	管理委託費(納付金)	△52,000	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制(納付金)	△131,250	会議場分含む
	平成 19 年度	"	利用料金制(納付金)	△131,250	
	平成 20 年度	"	利用料金制(納付金)	△131,250	
	平成 21 年度	"	利用料金制(納付金)	△131,250	
			合 計	△525,000	
指定管理者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	神戸コンベンションコンソーシアム	利用料金制(納付金)	△200,000	会議場分含む
	平成 23 年度	" (予定)	利用料金制(納付金)	(予定)△200,000	
	平成 24 年度	" (")	利用料金制(納付金)	(") △200,00	
	平成 25 年度	" (")	利用料金制(納付金)	(") △200,00	
			合 計	△800,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料						
指 定 管 理 料						
利用料金収入	572,911	584,504	648,752	583,457	500,969	575,500
そ の 他 収 入	38,288	58,814	119,146	75,465	150,760	105,822
計	611,199	643,318	767,898	658,922	651,729	681,322
支 出						
人 件 費	84,415	68,392	74,917	61,030	44,109	48,600
事 務 費	10,731	7,813	8,411	6,425	7,812	7,000
設備管理費	61,360	63,414	64,823	64,460	64,232	63,012
修 繕 費	18,685	14,257	2,691	15,886	13,748	19,500
そ の 他 支 出	256,945	377,994	433,388	372,710	385,985	465,858
計	432,136	531,870	584,230	520,511	515,886	603,970
収 支 差 額	179,063	111,448	183,668	138,411	135,843	77,352

【施設写真】



【施設案内】



〔指摘事項－16〕 国際展示場 3 号館は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。

国際展示場 3 号館の土地 (8,058.01 m²) は市の公共用財産であるが、当該土地の上に(財)神戸国際観光コンベンション協会 (以下、「コンベンション協会」という。) が平成 18 年 5 月に展示場施設用の建物 (5,108.71 m²) を建設し、それを市が借り上げて、国際展示場 3 号館として開設したものである。

コンベンション協会は、国際会議場・展示場 (1・2 号館) の施設につき平成 18 年 4 月より指定管理者を市より受託していたので、3 号館もそのまま、管理対象施設に追加した。

市は、コンベンション協会に平成 18 年 5 月から平成 20 年 3 月末までは、月額 800 万円の賃料を支払い、平成 20 年 4 月から平成 25 年 3 月まで月額 7,961,239 円を支払う旨の賃貸借契約書を締結しているが、この賃料算定の際の基礎となった m² あたりの再建築費は 194,000 円となっている。これに 3 号館の延べ床面積 5,068.71 m² を乗じると、9 億 8 千 3 百円となる。即ち、市は約 10 億円の資金を調達して 3 号館を自ら建設し、公の施設として公募すべきところを、コンベンション協会に建設させて、年額約 96 百万円の家賃を支払っていることとなる。尚、この契約にはコンベンション協会が市に支払うべき地代は全く考慮されていない。市がコンベンション協会に仮に現在の賃料で家賃を支払続けると平成 29 年 3 月迄で 10 億 4 千 8 百万円を支払うことになり、11 年弱で建設費相当額を支払ってしまうことになる。

〔意見―11〕 慢性的な赤字施設と多額の黒字が見込まれている施設を合算して1つの施設として数値を公表するのは、透明性の観点から問題がある。

国際会議場と国際展示場というそれぞれ独立した2つの施設を対象として1つの指定管理施設としている。

指定管理制度の趣旨からすると、1施設・1管理が望ましく、しかも国際会議場は慢性的な赤字状態が続いており、多額の黒字が見込まれている国際展示場と合算して数値を公表するのは、透明性の観点からしても問題がある。

国際会議場は、民間の活力を利用して単独施設として採算が合うように努力すべきであり、市は、指定管理者の応募要領等で、そのことが正しく反映されるように配慮し、市の重要な施設として維持していく必要がある。収益力のある施設と抱き合わせの数字を公表しても問題の解決にはならない。

産業振興局

須磨海浜水族園〔Cタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	須磨海浜水族園	設 置 年 月	昭和 62 年 7 月
所 在 地	須磨区若宮町 1 丁目 3-5		
根 拠 法 令 等	神戸市立須磨海浜水族園条例		
設 置 目 的	市民に水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに寄与する。		
設 置 の 経 緯	アマゾン館については、(財)神戸国際観光コンベンション協会所有分を市が賃借して、一体で指定管理施設として供用している(アマゾン館延床面積 765.11 m ²)。		
固 定 資 産 の 内 容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (m ²)	主要施設、設備等 備 考
土 地		約 23,700	須磨海浜公園用地
建 物	417,180	13,619	本館、イルカライブ館 など

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料 金 収 入	利用者数	料 金 収 入
有 料	665	751,320	715	794,941	722	793,034	706	777,648	505	552,338
無 料	376		389		390		391		860	
合 計	1,041	751,320	1,104	794,941	1,112	793,034	1,097	777,648	1,365	552,338

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸国際観光コンベンション協会	管 理 委 託 費	880,212	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制(納付金)	△54,255	余剰金(利益)が発生した場合、精算金として市に納付(精算制)。H21年度については、「行こう!神戸」キャンペーン無料開放に伴う補填として153,100千円を支出。
	平成 19 年度	"	利用料金制(納付金)	△15,777	
	平成 20 年度	"	利用料金制(納付金)	△2,012	
	平成 21 年度	"	利用料金制(納付金)	△2,125	
			合 計	△74,169	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	ウエスト・名鉄インプレス・アーク特定業務共同事業体	利用料金制(納付金)	△15,000	
	平成 23 年度	" (予定)	利用料金制(納付金)	(予定) △15,000	
	平成 24 年度	" (")	利用料金制(納付金)	(") △15,000	
	平成 25 年度	" (")	利用料金制(納付金)	(") △15,000	
			合 計	△60,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	880,212					
利用料金収入		794,941	793,034	777,648	552,338	785,000
その他収入		43,022	42,828	42,205	186,637	48,000
計	880,212	837,963	835,862	819,853	738,975	833,000
支 出						
人 件 費	303,104	298,678	288,384	279,928	255,453	286,122
事 務 費	115,090	85,310	102,480	94,147	88,022	92,500
維持管理費	263,485	211,706	197,311	182,971	175,406	190,000
修繕費	31,169	48,000	55,547	55,952	37,906	48,000
その他支出	167,364	194,269	192,140	206,855	182,188	213,581
計	880,212	837,963	835,862	819,853	738,975	830,203
収 支 差 額	0	0	0	0	0	2,797

【施設案内】

営業案内

※入場料

大人(18歳以上)	中学生(12歳～17歳)	小学生(6歳～11歳)	幼児
1,310円	760円	510円	無料

※団体料金

11人以上	50人以上	100人以上
92%OFF	81%OFF	70%OFF

※団体料金、小学生以上の場合は大人料金(幼児は別料金)で計算します。

※年間パスポート 大人4,000円、中学生2,800円、小学生1,200円

※観覧時間 天候により変更される場合があります。

※休園日 5月～9月の第1土曜日のみ、10月～翌年3月の第1土曜日のみ、12月1日～翌年1月31日の期間、休園日となります。

アクセス

※車で 最寄り駅は神戸市立須磨水族館(須磨)駅です。

※バス 須磨水族館(須磨)駅より徒歩10分。

※徒歩 須磨水族館(須磨)駅より徒歩10分。

※交通機関 神戸市営地下鉄有明線「須磨」駅より徒歩10分。

※駐車場 須磨水族館(須磨)駅より徒歩10分。

※お問い合わせ 078-821-1111

http://suma-aquarium.jp

※須磨水族館(須磨)駅より徒歩10分。

※須磨水族館(須磨)駅より徒歩10分。

※須磨水族館(須磨)駅より徒歩10分。

S U M A AQUALIFE PARK IN K O B E

もっと楽しむ水族館

スライム 他

[illegible]

2. 監査の結果

(1) 利用者数について（表-1）

平成 21 年度は新型インフルエンザの発生により入園者が激減したものの、「行こう！ 神戸」キャンペーンの一環として実施した無料開放により、年間合計としては、対前年比 124.4%の 1,364,802 人となった。このうち、有料入園者は 505,151 人で、対前年比は 71.5%であった。

(2) 料金収入について（表-2）

入園料収入については、売上月報を集計して照合した。

その他収入は上記の無料開放実施に伴う収入補填として 153,100 千円が市より交付され、修繕費超過負担金が同じく市から 29,906 千円支出されたものに、（表-2）の諸収入 3,619 千円と雑収入としていた現金過不足（超過の 11 千円）を加算した合計額である。

(3) 収支状況について

収支比較表の平成 21 年度の金額にはテナントから徴収した光熱水費 16,163 千円とそれに対応する原価 14,038 千円が収支ともに計上漏れである。従って、その差額 2,125 千円は収入超過の余剰金として市に精算された。

入園者数調（表-1）		水族園（利用料金制）売上月報（表-2）	
年月	入園者数（人）	入園料収入（円）	その他（諸収入）（円）
21/4	78,477	55,400,170	249,000
5	103,531	80,271,880	257,500
6	77,214	43,625,630	425,400
7	245,981	27,339,810	391,980
8	403,894	55,288,480	405,760
9	94,518	68,892,160	323,960
10	88,209	44,242,220	389,400
11	65,135	40,694,460	306,240
12	25,443	18,797,830	123,500
22/1	46,482	34,592,820	213,542
2	49,276	31,867,210	226,200
3	88,642	51,325,624	307,100
合 計	1,364,802	552,338,294	3,619,582

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施 内容	・来園者アンケート（平成 21 年 8 月 3 日（月）） 回答数 515 ※居住地・交通手段等、来園者の動向について調査 ・上記アンケートのほか ア）水族園内に意見募集箱「スマイル BOX」を設置し、来園者の生の声を収集（1,258 件） イ）公式ホームページを通じて幅広く意見を収集（510 件）
②利用者からの主な 苦情、意見とそれへの 対応	・入園者から窓口や事務室に直接受けた苦情、意見については、必要に応じて担当職員が応対し、適切な処理を行っている。また、その記録は業務日報に記入し、園内で情報を共有している。 ・「スマイル BOX」や公式ホームページからの意見、苦情については、すぐに対応できるものは速やかに対応、回答し、そうでないものについても、必要に応じて検討を行うなど適切に対処している。

〔意見－12〕 指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。

平成22年度から指定管理者が市の外郭団体から民間会社3社による特定業務共同事業体に変更されたが、同園には平成22年3月末の時点で正規職員18名、非正規職員33名が勤務していたが、このうち新指定管理者に引き継がれたのは正規職員7名、非正規職員23名であった。

・正規職員について

	平成21年度	平成22年度の雇用状況
市派遣職員	6名	4名は市に引き上げ、2名は定年退職。
固有職員	12名	7名（全て技術職）は新指定管理者に引継ぎ（水族園で雇用）、 5名（事務4名、技術1名）は旧指定管理者に残留。

上記の継続雇用となった7名の身分は4年間を上限とする有期契約社員である。

・非正規職員について

	平成21年度	平成22年度の雇用状況
嘱託職員	13名	9名について引続き有期契約社員として新指定管理者が雇用。 4名（うち、2名は市OB、1名は継続雇用希望せず）は退職。
アルバイト	20名	14名については契約社員として引続き雇用。6名は退職。

平成21年度末の33名は、いずれも指定管理期間終了時点までの雇用となっていた。

指定管理者制度は当該施設で働いている人々にとって、ある日突然に指定管理者が交替することによって自分達の雇用が継続されないかも知れないという不安にさらされる職場になってしまった。今後、この制度を維持するとすれば、公募時の提案内容に雇用の継続に関する項目を追加することも考えられるが、受託者側からすれば人員の交替或いは削減によってコストを引き下げることが必須だとすれば、そんなに簡単には解決策は見当たらない。

本件では51名の職員のうち、雇用が継続されたのは30名であり、そのうち16名が4年間の有期契約社員で、残りの14名は契約社員の身分で新指定管理者に引継がれたが、4年先の雇用が不安定であることは事実である。

〔意見—13〕 須磨海浜水族園の園内にあるアマゾン館は市が買い戻すべきものである

須磨海浜水族園の第3期整備の一環として平成12年5月に開設されたアマゾン館は、(財)神戸国際観光コンベンション協会が建設した建物（延床面積延 765.11 ㎡）を市が借り上げ、他の施設と一体で管理委託（現在は指定管理）の施設として供用しているものである。

市は(財)神戸国際観光コンベンション協会に対して賃料を払い続けており、開設以降、平成22年3月迄の支払総額は6億1千万円になる。賃料計算の根拠としている建物の再建築費用から逆算した取得価額は、6億7千円強と推定されるので、あと1～2年で市の支払総額は取得価額に達することになる。本来は市が建設すべき施設を便宜的に外郭団体に依頼したのであれば、外郭団体が自治体の求めに応じて先行取得（或いは、整備）した後に買戻す際は、金利その他諸経費を上乗せするのと同様の計算により算出した金額で早急に買戻すべきである。

【3】

保健福祉局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	計画調整課	しあわせの村 (注)	B	(財)こうべ市民福祉振興協会	しあわせの村運営共同事業体	1,623,809	1,632,175	1,631,566	公募	1	〔指摘事項一17〕 〔指摘事項一18〕 〔意見一14〕
2		こうべ市民福祉交流 センター	A	(社)福神戸市社会福祉協議会	(社)福神戸市社会福祉協議会	93,347	137,718	144,339	公募	1	
3	子育て支援部	市立児童館(市社協 が運営するもの) (71箇所)	A	(社)福神戸市社会福祉協議会	(社)福神戸市社会福祉協議会	1,760,805	1,541,507	1,587,443	随意	1	〔意見一15〕
		市立児童館(市社協 以外が運営するもの) (46箇所)		本庄ふれあいのまちづくり協 議会 他	本庄ふれあいのまちづくり協 議会 他	318,656	682,992	771,545	随意		
4	障害福祉課	市民福祉スポーツセ ンター	D	(株)オー・ジェス・スポーツ	(株)オー・ジェス・スポーツ	151,777	64,438	62,743	公募	3	
	計画調整課	地域福祉センター(183箇所)		魚崎南ふれあいのまちづくり協議会 他	魚崎南ふれあいのまちづくり協議会 他	271,117	279,193	283,229	随意		
	子育て支援部	総合福祉センター		(社)福神戸市社会福祉協議会	(社)福神戸市社会福祉協議会	74,591	70,020	70,092	公募		
		西園学園保育コーナー		西園ふれあいのまちづくり協議会	西園ふれあいのまちづくり協議会	4,449	4,493	7,286	随意		
		総合児童センター		(社)福神戸市社会福祉協議会	(社)福神戸市社会福祉協議会	165,638	311,460	328,483	随意		
		ケアハウス松葉園		(社)福ぶどうの枝福祉社会	(社)福ぶどうの枝福祉社会	利用料金制	利用料金制	利用料金制	公募		
		在宅福祉センター(9箇所)		(社)福二人同心会 他	(社)福二人同心会 他	利用料金制	利用料金制	利用料金制	公募		
		デイサービスセンター(7箇所)		(社)福二人同心会 他	(社)福二人同心会 他	利用料金制	利用料金制	利用料金制	公募		
	高齢福祉課	高齢者介護支援センター(12箇所)		(社)福ささやけり会 他	(社)福ささやけり会 他	利用料金制	利用料金制	利用料金制	随意		
		シルバーカレッジ		(財)こうべ市民福祉振興協会	(財)こうべ市民福祉振興協会	150,803	163,800	162,000	随意		
		老人いこいの家(17箇所)		梁江南老人いこいの家管理運営委員会 他	梁江南老人いこいの家管理運営委員会 他	7,056	6,228	5,814	随意		
	自立支援課	サード事業所(3箇所)		(社)福神戸市明輪会 他	(社)福神戸市明輪会 他	1,000	1,000	1,000	随意		
	障害福祉課	在宅障害者福祉センター(3箇所)		(社)福神戸市明輪会・(社)福新緑福祉社会協 同事業体 他	(社)福神戸市明輪会・(社)福新緑福祉社会協 同事業体 他	136,808	142,636	160,280	随意		
		市立京平図書館		(社)福神戸市社会福祉協議会	(社)福神戸市社会福祉協議会	68,037	67,000	54,752	公募		
	母子支援課	母子福祉センター		(社)福神戸市母子福祉たちばな会	(社)福神戸市母子福祉たちばな会	15,892	15,933	15,823	随意		
		山の福祉センター		(社)福神戸市社会福祉協議会	(社)福神戸市社会福祉協議会	2,509	927	927	随意		

(注) しあわせの村は複合施設であり、村内には180頁のとおり、保健福祉局所管の施設と建設局所管の施設(240頁表中のNo.11「しあわせの森」)とがある。
上表及び、173頁～184頁には、しあわせの村全体について記述している。

保健福祉局：神戸市しあわせの村〔Bタイプ〕

建設局：神戸市しあわせの森〔Bタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市しあわせの村			設置年月	平成元年4月
所在地	北区山田町下谷上字中一里山14-1				
根拠法令等	神戸市しあわせの村条例、神戸市民の福祉をまもる条例、都市公園条例				
設置目的	市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を総合的に行い、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年1月条例第62号）の理念の実現を目指し、市民福祉の総合的推進を図る。				
設置の経緯	昭和63年9月：運動広場オープン。 平成元年4月：しあわせの村開村。総合センター、温泉健康センター等オープン。 平成5年4月：たんぼぼの家、あおぞらオープン。 平成7年7月：キャンプ場、トリム園地オープン。 平成12年7月：球技場オープン。 平成18年4月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備考
土地	109,001,040	3,014,441.59			
建物	11,869,370	47,760.00	総合センター（本館、宿泊館等）、温泉健康センター、 保養センター「ひよどり」、婦人交流施設「たんぼぼの家」 野外活動センター「あおぞら」等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
総合センター (宿泊館等)	39	132,355	37	125,793	38	124,223	38	124,449	33	107,245
婦人交流施設 (たんぼぼの家)	15	53,658	15	53,047	14	49,804	13	46,462	11	39,625
保養センター (ひよどり)	13	40,811	13	39,371	12	37,237	12	36,552	11	32,641
野外活動センター (あおぞら)	28	42,981	28	41,640	29	43,610	28	41,089	24	35,843
温泉	282	138,063	269	128,290	263	124,907	247	116,798	218	101,423
研修館	99	8,111	105	8,045	105	8,199	97	7,492	93	6,936
キャンプ場	63	24,099	61	23,986	63	24,742	68	24,942	61	23,279
体育館	116	11,417	112	11,088	110	10,764	112	11,261	111	11,101
プール	119	36,120	110	32,831	109	32,543	110	32,441	100	27,011
トレーニングジム	84	14,497	90	15,084	80	11,978	83	11,762	84	11,643
運動広場	34	1,473	39	1,105	34	1,224	34	1,328	35	1,324
球技場	19	702	19	690	19	957	19	880	19	829
テニスコート	119	26,856	146	25,571	131	26,775	129	26,458	122	25,966
その他	14	1,898	13	2,337	17	2,808	17	2,684	18	2,833
合計	1,044	533,041	1,057	508,878	1,024	499,771	1,007	484,607	940	427,708

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

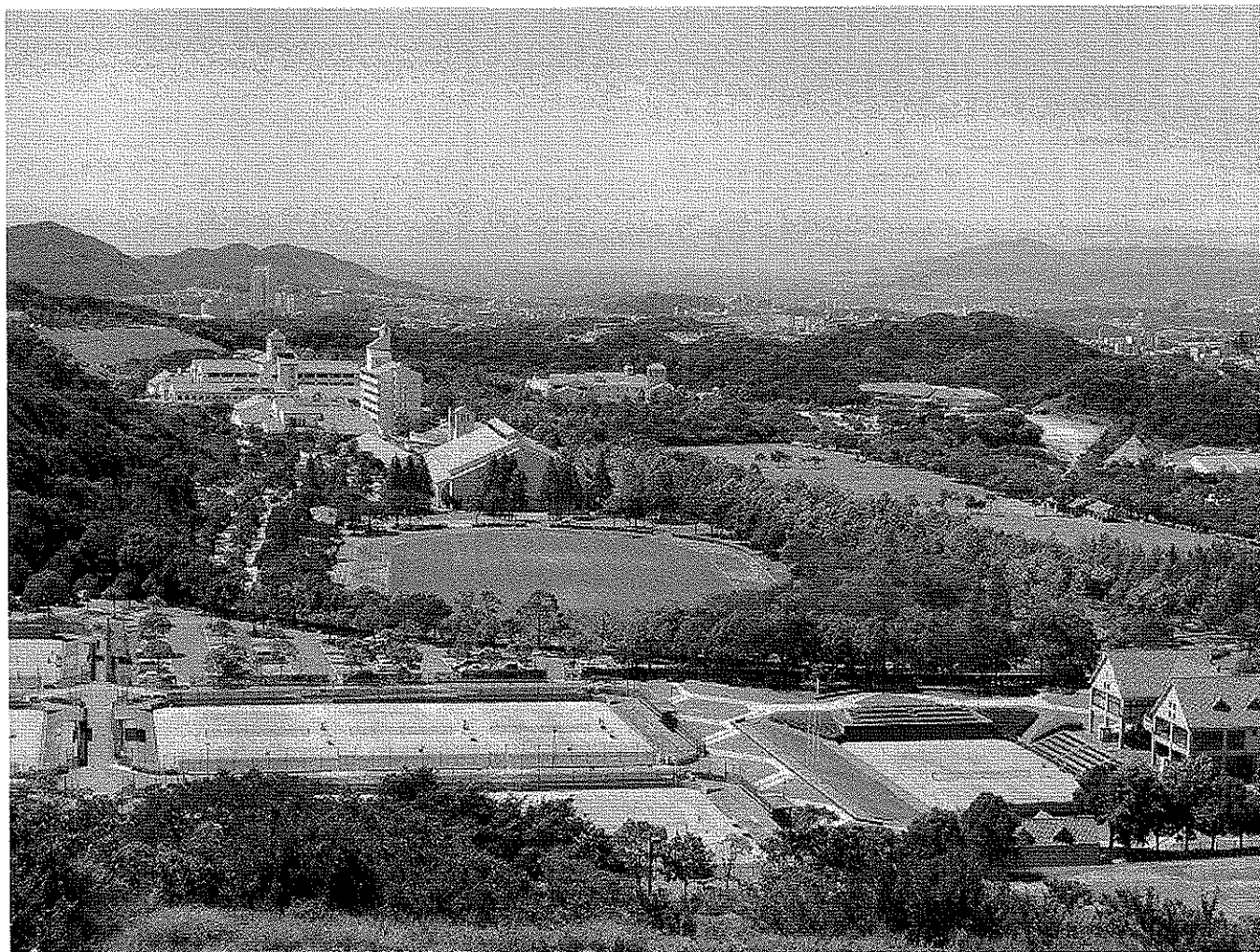
指定管理者導入以前		(財) こうべ市民福祉振興協会	管理委託費	1,623,809	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財) こうべ市民福祉振興協会	指定管理費	1,632,175	
	平成19年度	"	指定管理費	1,642,475	
	平成20年度	"	指定管理費	1,636,554	
	平成21年度	"	指定管理費	1,631,565	
			合計	6,542,769	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	しあわせの村運営共同事業体	指定管理費	1,160,000	
	平成23年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 1,160,000	
	平成24年度	" (")	指定管理費	(") 1,160,000	
	平成25年度	" (")	指定管理費	(") 1,160,000	
			合計	4,640,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

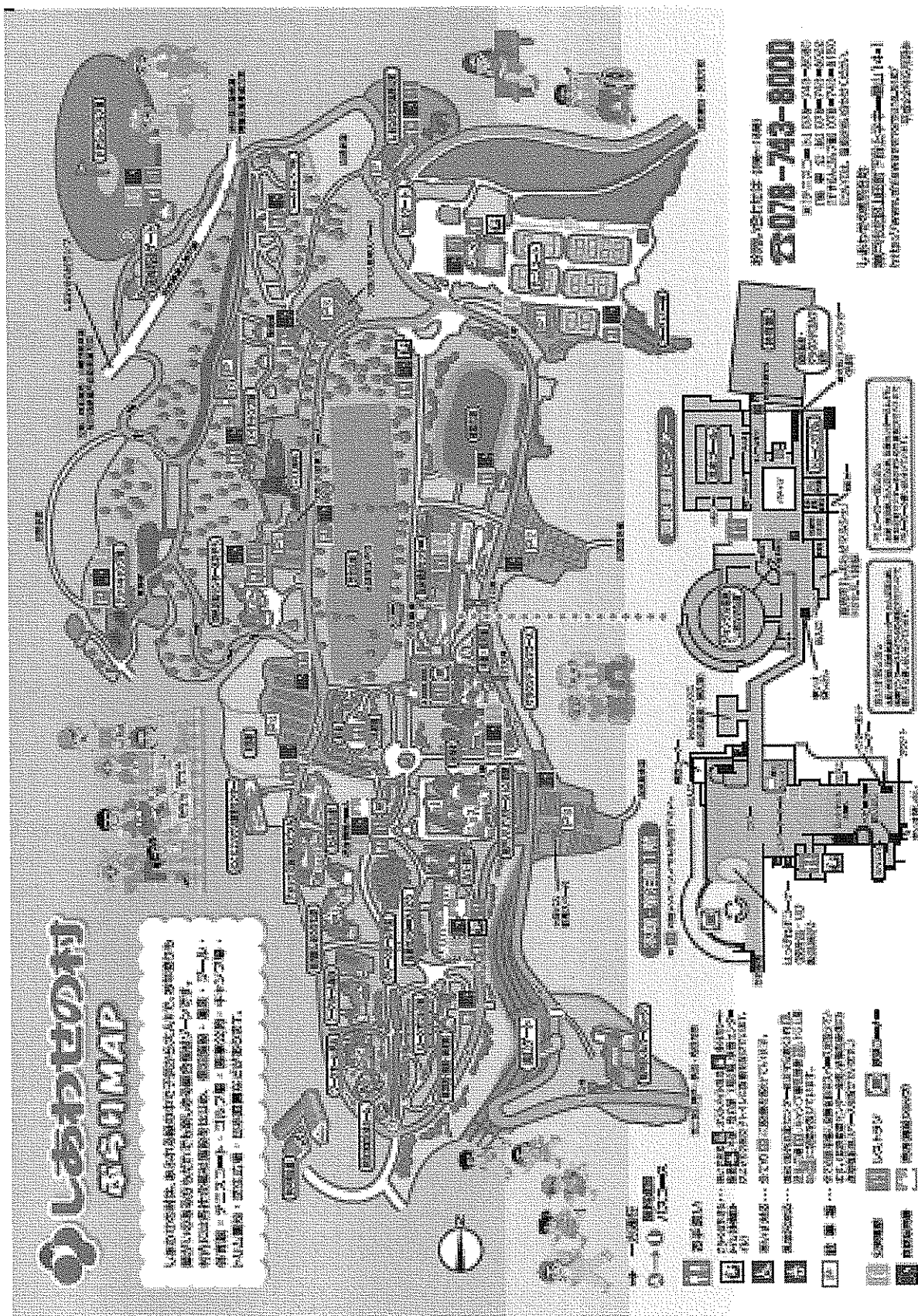
(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	1,626,766	2,419	3,010	3,612	3,410	
指定管理料		1,632,175	1,642,475	1,636,554	1,631,565	1,160,000
市補助金	167,806					
馬事公苑事業収入	31,019					
光熱水費償還収入			231,918	214,602	214,784	
利用料金収入						477,020
計	1,825,591	1,634,594	1,877,403	1,854,768	1,849,761	1,637,020
支出						
人件費	591,213	533,407	303,222	275,975	272,903	529,455
修繕費	140,007	115,679	172,964	163,803	162,276	100,000
光熱水費	304,620	241,281	284,248	295,411	259,683	235,954
役務費	301,381	288,412	147,635	141,619	135,148	456,882
委託費	305,612	322,634	836,583	838,586	811,454	108,834
その他	207,178	145,138	109,635	108,871	110,474	250,298
計	1,850,011	1,646,551	1,854,387	1,824,265	1,751,938	1,681,423
収支差額	△24,420	△11,957	23,116	30,503	97,817	△44,403

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、原則として、利用申込書等に基づき作成した「利用件数・人数合計表」を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告しているが、一部の施設については、利用申込書に利用予定者数を記載する欄がなく、利用者に口頭で確認した人数を集計し報告していた。

なお、利用者数は、平成 18 年度の指定管理者制度導入以後、減少の一途を辿っている。

(2) 料金収入について

指定管理者は、毎日の入金額に基づき日報を作成し、毎月市へ日報に基づく実績報告を行い、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、料金収入は、平成 18 年度の指定管理者制度導入以後、減少の一途を辿っている。また、神戸市しあわせの村については、平成 21 年度までは、利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属するが、平成 22 年度以降は利用料金制度を採用するため、料金収入は指定管理者に帰属することとなる。

(3) 収支状況について

神戸市しあわせの村は、市が平成元年 4 月に約 400 億円もの総事業費で設置し、毎年 16 億円もの指定管理料を投じてきた施設である。しかし、指定管理対象施設は、老朽化が目立ち始めており、平成 17 年度以降、利用者数及び料金収入は減少傾向にある。市は財政状況の厳しい中で、財政負担を極力抑える必要があり、長期的視点で、神戸市しあわせの村の利用者数及び料金収入の増加と施設運営コストを削減する方策を検討しなければならない時期に差し掛かっているものと言える。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する市補助金収入がなくなった。また、平成 19 年度以降、宿泊施設運営、温泉プール等運営を民間業者に再委託したことにより委託費が増加し、さらに、光熱水費については、一旦委託料に含めて支払い、実績額を民間事業者に償還させたことにより、光熱水費償還収入が計上されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期公募時の応募団体数は 1 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 1 団体である。

なお、第 2 期の指定管理者であるしあわせの村運営共同事業体は、(財) こうべ市民福祉振興協会が代表となり、第 1 期において再委託先となっていた(財) 神戸市開発管理事業団、(株) グリーンハウス、(株) ウェルネスサプライ、(社) 神戸乗馬倶楽部のほか、新たに加わった美津濃 (株) が構成員となっている。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成 21 年 11 月 25 日、28 日に合計 1,902 名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は 97.0%となっているが、レストラン、売店に対する不満は 12.8%であり他の村内施設と比較すると高く、1 日定額 500 円の駐車料金についても不満の声が多数寄せられていた。

〔指摘事項－17〕 市は、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行う必要がある。

神戸市しあわせの村には、次頁表のとおり、「学習・交流・リフレッシュのための施設」、「野外スポーツ・レクリエーション施設」、「自立・社会参加実現のための施設」が合計 33 施設設置されており、このうち、総合センター、婦人交流施設、保養センター、シルバーカレッジ、温泉健康センター等 22 施設が指定管理の対象となっている。

市では「しあわせの村に関する指定管理協定書」第 9 条に定められる事業報告書の提出を指定管理者より受けており、その中の収支実績報告の様式を確認したところ、指定管理対象施設全体の収支実績報告を入手するのみで、施設別の収支実績報告を入手していないことが判明した。

指定管理者に応募する際の「指定管理者 指定申請書」の様式では、指定管理対象施設全体の収支予算書だけでなく個別施設の指定管理事業に係る収支予算書の提出が求められており、また、実際に指定管理者は施設別に収支実績を把握できることから、市は、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行う必要がある。

【神戸市しあわせの村施設一覧】

No.	目的	施設名称	設置年度	内 容	所管	指定管理	
1	学習・交流・リフレッシュ	総合センター	平成元年	宿泊館等、宿泊定員 148 名、7 階建、延床 8,580 ㎡	保健	対象施設	
2		たんぼぼの家	平成 5 年	婦人交流施設、宿泊定員 68 名、4 階建、延床 5,800 ㎡	〃		
3		ひよどり	平成元年	保養センター、宿泊定員 66 名、2 階建、延床 2,955 ㎡	〃		
4		あおぞら	平成 5 年	野外活動センター、宿泊定員 228 名、平屋建、延床 4,900 ㎡	建設		
5		温泉健康センター	平成元年	温泉、プール、体育館、トレーニングジム、平屋建、延床 8,500 ㎡	建設		
6		研修館	平成元年	300 名収容ホール等、平屋建、延床 1,730 ㎡	保健		
7		シルバーカレッジ	平成 5 年	生涯学習の場（3 年制）、1 学年定員 420 名、2 階建、延床 6,000 ㎡	〃		
8	屋外スポーツ・レクリエーション	オートキャンプ場	平成 7 年	450 名収容、2.5ha	建設		対象施設
9		デイキャンプ場	平成 7 年	144 名収容、1ha	〃		
10		テントキャンプ場	平成 5 年	170 名収容、0.5ha	〃		
11		トリム園地	平成 7 年	フィールドアスレチック施設、2ha	〃		
12		テニスコート	昭和 62 年	テニスコート 16 面、クラブハウス、3.6ha	〃		
13		アーチェリー場	昭和 62 年	25 脚、0.6ha	〃		
14		運動広場	昭和 63 年	芝生フィールド、トラック（1 周 400m、6 コース）、2.4ha	〃		
15		球技場	平成 12 年	サッカー、グラウンドゴルフ等の多目的利用施設、2ha	〃		
16		ローンボウルス場	平成元年	イギリス発祥のスポーツ施設、0.5ha	保健		
17		グラウンドゴルフ場	平成 2 年	ファミリー向け軽スポーツ、8 ホール、パー30、0.8ha	建設		
18		芝生広場	昭和 63 年	ピクニック、レクリエーションに最適、7ha	〃		
19		日本庭園	平成元年	池泉回遊式庭園、1.4ha	〃		
20		農園	平成元年	0.3ha	〃		
21		果樹園、薬草園	平成元年	0.8ha	〃		
22		馬事公苑	平成 5 年	野外馬場、室内馬場、ポニー広場、クラブハウス、3.4ha	〃		
23	ゴルフ場	平成 3 年	すずらんコース(9 ホール)、クローバーコース(パター)、37.3ha	〃	対象外施設		
24	自立・社会参加実現	ワークホーム明友	昭和 62 年	障害者支援施設、定員入所 50 名、平屋建、延床 1,945 ㎡		保健	
25		明友デイサービス	平成 2 年	生活介護事業所、定員 1 日 10 名、平屋建、延床 250 ㎡			
26		ワークホーム緑友	昭和 62 年	知的障害者通所授産施設、定員 50 名、平屋建、延床 840 ㎡			
27		グリーンホーム平成	平成元年	障害者福祉サービス生活介護事業所、定員 50 名、平屋建、延床 850 ㎡			
28		神戸明生園	平成 3 年	知的障害者更生施設、定員入所 80 名、2 階建、延床 2,708 ㎡			
29		にこにこハウス療育センター	平成 13 年	重症心身障害児施設、定員入所 78 名、2 階建、延床 4,458 ㎡			
30		神港園しあわせの家	平成元年	特別養護老人ホーム他、定員入所 100 名、2・3 階建、延床 5,856 ㎡			
31		アネックス湊川ホスピタル	平成 13 年	認知症専門病院、定員入院 100 床、3 階建、延床 4,832 ㎡			
32		神戸リハビリテーション病院	昭和 63 年	定員入院 180 床、4 階建、延床 12,075 ㎡			
33		リハ・神戸	平成 12 年	介護老人保健施設、定員入所 90 名、3 階建、延床 4,841 ㎡			

(注) 所管欄

「保健」は神戸市しあわせの村条例に基づき保健福祉局が所管する施設（村の南側に設置）、

「建設」は都市公園条例に基づき建設局が所管する施設（村の北側に設置）である。

〔指摘事項－18〕 全ての施設で、利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け、現地確認するなどにより、可能な限り、実際利用者数を把握できるようにすべきである。

市は、「しあわせの村に関する指定管理協定書」第9条に基づき事業報告書の提出を指定管理者より受けている。この中で報告される施設利用実績人数は、指定管理対象施設の殆んどが、利用申込書の利用予定者数を集計し報告しているが、テニスコート、運動広場、球技場については、利用申込書に利用予定者数を記載する欄がないため、指定管理者が利用者に口頭で確認した人数を、現地確認の上、集計し報告していた。集計資料を閲覧すると、テニスコート、運動広場、球技場については、100名単位の大ざっぱな人数で集計されている例が散見され、それが正確なものかどうかについてはチェックする資料がないため検証する術がない。

全ての施設で、利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け、現地確認するなどにより、可能な限り、実際利用者数を把握できるようにすべきである。

〔意見－14〕 神戸市しあわせの村のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、SPCを事業主体としたPFI方式を活用することにより、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行い、その後は、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。

神戸市しあわせの村は、市が平成元年4月に約400億円の総事業費で設置し、毎年約16億円の指定管理料を投じてきた施設である。

しかし、指定管理対象施設は、180頁の表のとおり、平成元年から5年までに建設されているものが多く、老朽化が目立ちはじめており、また、近隣に民間の大型温泉施設が設置された影響等から、平成17年度以降、利用者数及び料金収入は減少傾向にある（173頁の1.（2）表）。

市は財政状況の厳しい中で、財政負担を極力抑える必要があり、長期的視点で、神戸市しあわせの村の利用者数及び料金収入の増加と施設運営コストを削減する方策を検討しなければならない時期に差し掛かっているものと言える。

利用者数及び料金収入の増加

神戸市しあわせの村は、上述のとおり施設の老朽化が目立ちはじめており、利用者数及び料金収入を再び増加させるためには、施設のリニューアルを考える必要があるが、市の厳しい財政状況の中では、リニューアルコストの全てを賄うのは極めて難しいものと推察される。

「公の施設の指定管理者制度運用指針」では、施設のリニューアルにかかる投資の提案を求める指定管理者の公募を行い、原則の4年間を超える投資回収に必要な期間を指定管理期間とすることが認められているが、単一の事業者あるいは法人格を有しない共同事業体である指定管理者の資金調達方法には限界があり、神戸市しあわせの村のような大規模施設では、適用は困難と考えられる。

神戸市しあわせの村の施設のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、法人格を有するSPCを事業主体としたPFI方式を活用することにより、事業者側の多様な資金調達を可能にし、また、実質的に事業を行うSPCへの出資者（設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社等）の責任範囲を限定することで、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行うべきである。

施設運営コストの削減

神戸市しあわせの村の施設運営コスト（174頁の1.（4）表の支出総額から光熱水費償還収入^{（注）}を差し引いた金額）は、下表のとおり、指定管理者制度導入

後、若干減少の傾向にあるが、コスト削減割合は高いとは言えない。福祉的配慮が求められる施設ではあるが、指定管理者が 16 億円にもなる施設運営コストの削減努力を十分に行ってきたのかについては疑問である。

179 頁の【指摘事項－17】に記載のとおり、市が、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行い、次のステップとして、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。

(注) 光熱水費償還収入について

光熱水費については、効率性の観点から、(財) こうべ市民福祉振興協会が神戸市しあわせの村全体で一括契約し、支出している。平成 19 年度以降、宿泊施設等の運営を民間事業者に再委託した際、公募時に事業者が提案した各施設の光熱水費の金額を(財) こうべ市民福祉振興協会が委託料に含めて支払い、実際に使用した光熱水費の金額を各事業者から償還金として収入している。

【公の施設の指定管理者制度運用指針】

(指定期間)

指定期間は、原則として 4 年とする。

ただし、

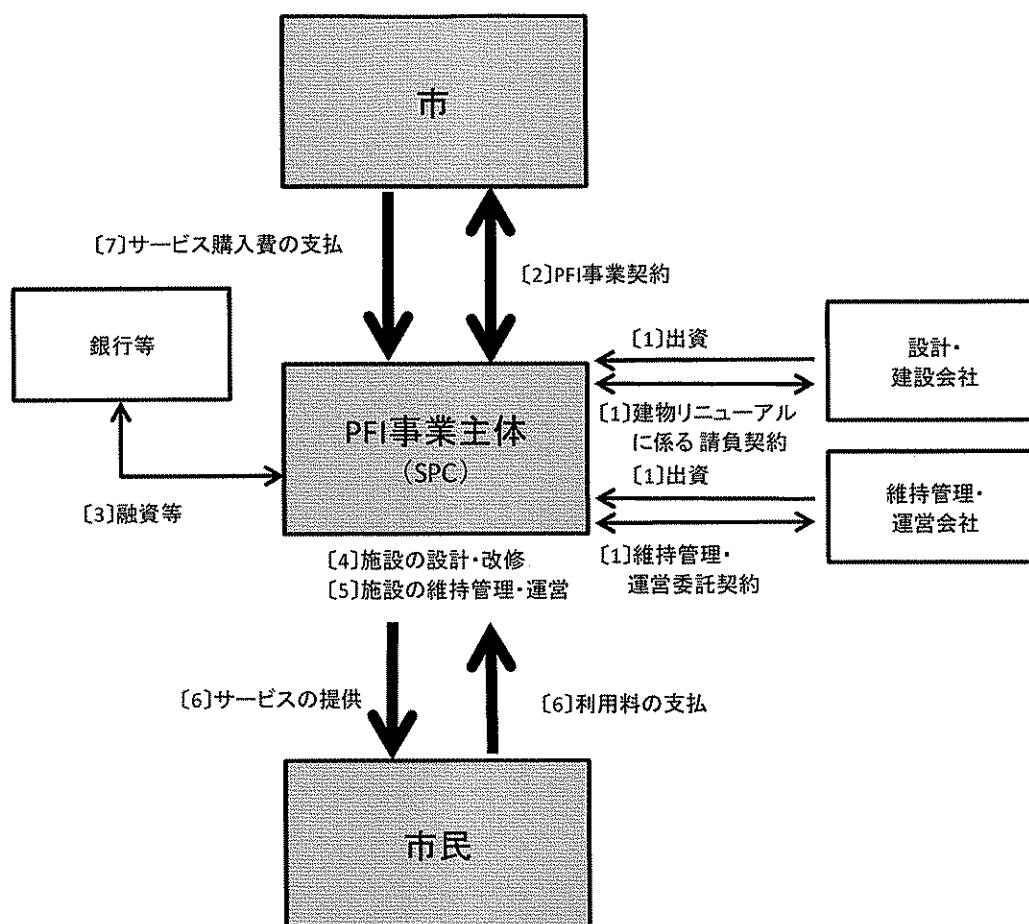
- ①PFI 事業において別途事業期間が定められている場合
 - ②PFI 事業による施設との一体的運用が必要な施設の場合
 - ③施設の利用促進を目的として、施設整備にかかる投資などの提案を求める指定管理者の公募を行う場合（ただし、投資などの回収に必要な期間が客観的に妥当と認められるとともに、市が費用負担を行わない場合に限る）
- にはその必要な期間とします。

【施設運営コスト】

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1. (4) の支出総額 (①)	1,646,551	1,854,387	1,824,265	1,751,938
1. (4) の光熱水費償還収入 (②)	—	231,918	214,602	214,784
差引：施設運営コスト (①－②)	1,646,551	1,622,469	1,609,663	1,537,154
コスト削減割合 (前年比%)		1.5%	0.8%	4.5%

【神戸市しあわせの村において考えられる PFI の方式】



[1]	設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社等が共同出資して PFI 事業主体としての SPC を組成し、実質的事業主体として当該事業に関する契約を締結する。
[2]	PFI 案件に関して、市と PFI 事業契約を締結。
[3]	PFI 事業に関して必要な資金を銀行等から調達する。
[4]	SPC に参加している設計・建設会社が施設のリニューアルに係る設計・改修を行う。
[5]	施設は、PFI 事業によりリニューアルして市民に提供され、SPC に参加している企業は当該施設を維持管理・運営する。
[6]	市民はサービス提供された施設に対する利用料金を SPC に対し支払う。
[7]	市はサービス購入費（「設計費・改修費」「維持管理費」「運営費」）を SPC に対し支払う。

保健福祉局

神戸市立こうべ市民福祉交流センター〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立こうべ市民福祉交流センター			設 置 年 月	平成 6 年 3 月
所 在 地	中央区磯上通 3 丁目 1 番 32 号				
根 拠 法 令 等	神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例				
設 置 目 的	市民の福祉教育及び福祉活動の推進、健康の増進等の事業を総合的に行い、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和 52 年 1 月条例第 62 号）の理念の実現を目指し、市民福祉の総合的推進を図る。				
設 置 の 経 緯	平成 6 年 3 月：センター開設。 平成 18 年 4 月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価額 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地	565,042	1,961.95			
建 物	6,546,330	15,546	交流ホール（2F） 研修室及び実習室（3～5F） 福祉ライブラリー（2F） 神戸市立中央在宅福祉センター（6F） 市民福祉スポーツセンター（7～10F）		

(2) 施設利用状況

（単位）利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
会 議 室 等	104	7,705	94	7,951	93	7,378	95	7,635	98	8,587
音響等付属設備		658		626		654		607		426
駐 車 場		5,243		3,951		3,328		3,471		3,458
合 計		13,606		12,528		11,360		11,713		12,471

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

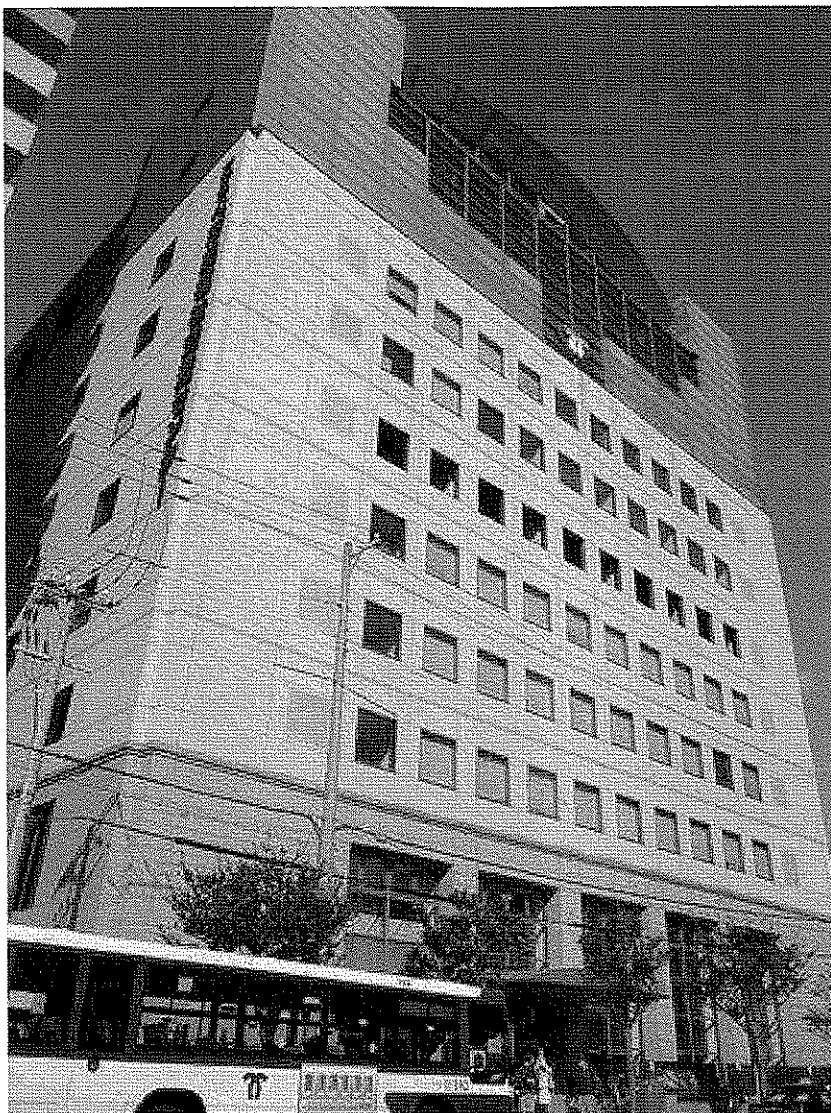
指定管理者導入以前		(社福) 神戸市社会福祉協議会	管理委託費	93,347	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(社福) 神戸市社会福祉協議会	指定管理費	137,718	
	平成 19 年度	"	指定管理費	145,827	
	平成 20 年度	"	指定管理費	145,687	
	平成 21 年度	"	指定管理費	144,339	
			合 計	573,571	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(社福) 神戸市社会福祉協議会	指定管理費	146,126	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 146,126	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 146,126	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 146,126	
			合 計	584,504	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

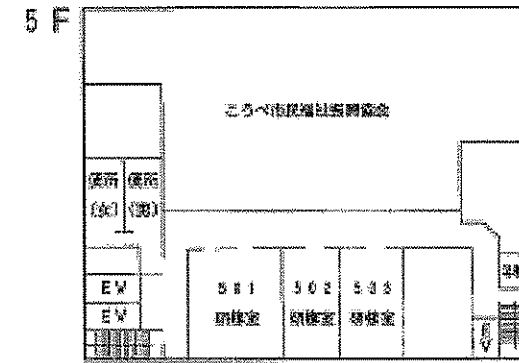
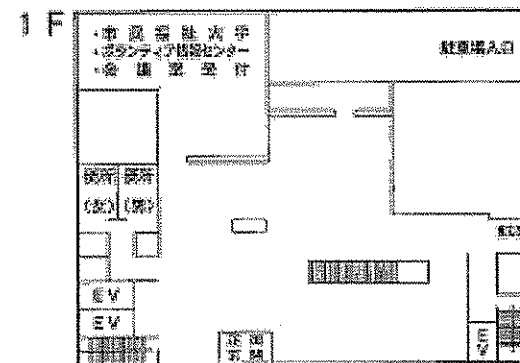
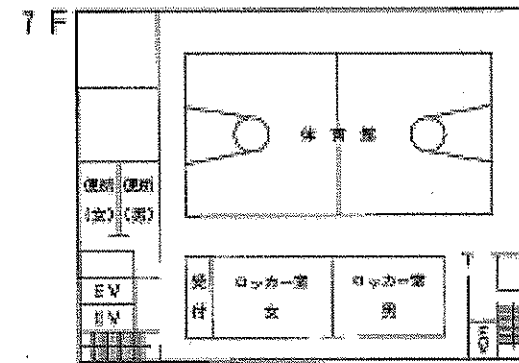
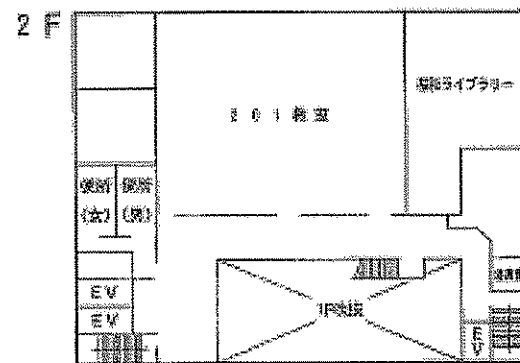
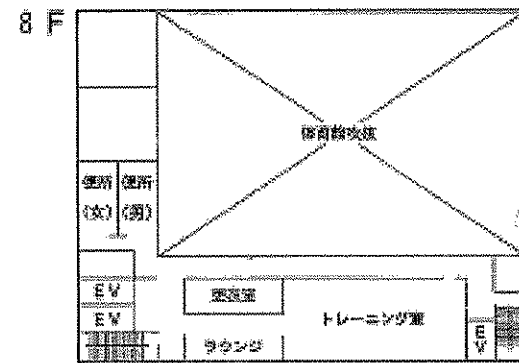
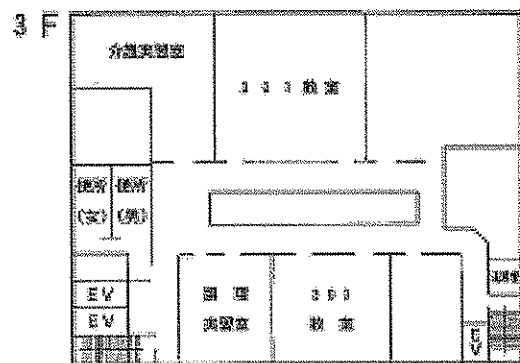
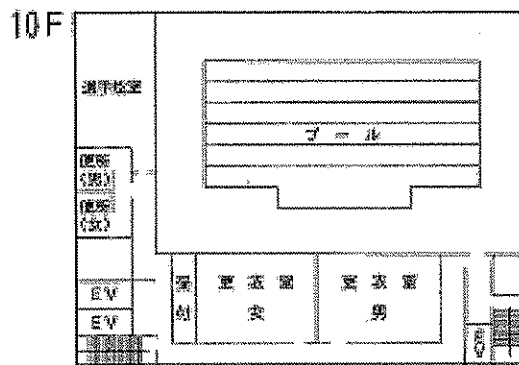
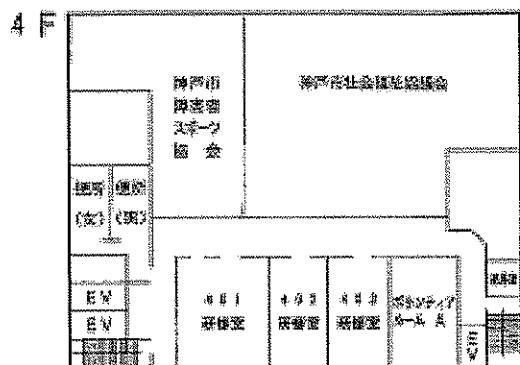
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	93,347					
指 定 管 理 料		137,718	145,827	145,687	144,339	146,126
計	93,347	137,718	145,827	145,687	144,339	146,126
支 出						
人 件 費	4,612	8,000	8,160	8,323	8,489	8,000
施設管理費	66,353	83,210	79,978	81,111	81,915	84,119
光 熱 水 費	10,016	39,764	39,947	43,577	39,911	44,785
修 繕 費	3,128	1,192	9,796	7,972	5,514	5,500
そ の 他	9,238	5,550	7,946	4,704	8,510	3,722
計	93,347	137,718	145,827	145,687	144,339	146,126
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用件数について

指定管理者は、使用申込書の会議室使用件数を使用状況一覧に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

【利用件数推移】

(単位：件)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	利 用 件 数	利 用 件 数	利 用 件 数	利 用 件 数	利 用 件 数
会 議 室 等	(有料)	(有料)	(有料)	(有料)	(有料)
	1,459	1,535	1,346	1,373	1,552
	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)
	1,325	1,166	1,127	1,199	1,197
合 計	2,784	2,701	2,473	2,572	2,749

(2) 料金収入について

指定管理者は、使用状況一覧に料金収入を集計し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。監査対象である平成 21 年度につき、市に報告された料金収入が、上記 (1) の有料利用件数に平均的な利用料金単価を乗じた金額と大きく乖離していないことを確認した。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。

(3) 収支状況について

指定管理者は、協定書の規定に基づき、指定管理料と事業費支出額（実績）の差額を精算金として市に返還しているため、収支差額はゼロとなっている。

また、指定管理者制度導入に伴い、施設全体の管理業務が新たに管理の対象となったため、平成 17 年度の委託料と比べ、平成 18 年度以降の指定管理料は多額である。

【改善要望】

指定管理者の契約規則上、経費支出を伴う契約締結は、競争入札を原則としているが、例外として、予定金額が 1,000 万円以下、または、1,000 万円を超える場合でも、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるときには、見積もり合わせによる随意契約が認められている。

下表の 1,000 万円を超える再委託契約は、随意契約により業者選定を行っていたが、いずれの条件にも該当しないため、本来、競争入札による業者選

定を行うべきであった。

【1,000 万円を超える再委託契約】

(単位：千円、税込)

業務内容	業者名	契約金額
設備管理業務	(財)神戸市開発管理事業団<外郭>	38,668
警備・駐車場運営管理業務	国際ライフパートナー㈱<民間> (旧)国際警備保障神戸㈱	20,726
清掃業務	商船三井興産㈱ <民間>	10,935
合計		70,330

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は4団体、第2期公募時の応募団体数は1団体である。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成22年2月7日、8日に合計176名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は80.1%となっていた。

保健福祉局

神戸市立児童館（市社協が運営するもの）〔Aタイプ〕

1. 概 況

（1）施設の概要

施 設 名	神戸市立児童館（市社協が運営するもの）			設 置 年 月	
所 在 地	東灘区住吉宮町 1 丁目 2-15（神戸立住之江児童館） 他 合計 71 館				
根 拠 法 令 等	神戸市立児童福祉施設等に関する条例				
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにする。				
設 置 の 経 緯	平成 18 年 4 月：指定管理者による管理運営開始。 平成 17 年度：市社協が運営する児童館 92 館 平成 18 年度： " 83 館 平成 19 年度： " 77 館 平成 20 年度： " 72 館 平成 21 年度： " 71 館				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地	1,744,280	21,319.86			
建 物	364,895	23,032.00			

（2）施設利用状況

（単位）利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
学 童 保 育	994		958		962		808		759	
児童一般利用	362		302		258		232		213	
親子クラブ等	639	6,597	606	10,301	608	9,194	563	6,817	540	6,537
合 計	1,996	6,597	1,867	10,301	1,829	9,194	1,604	6,817	1,513	6,537

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

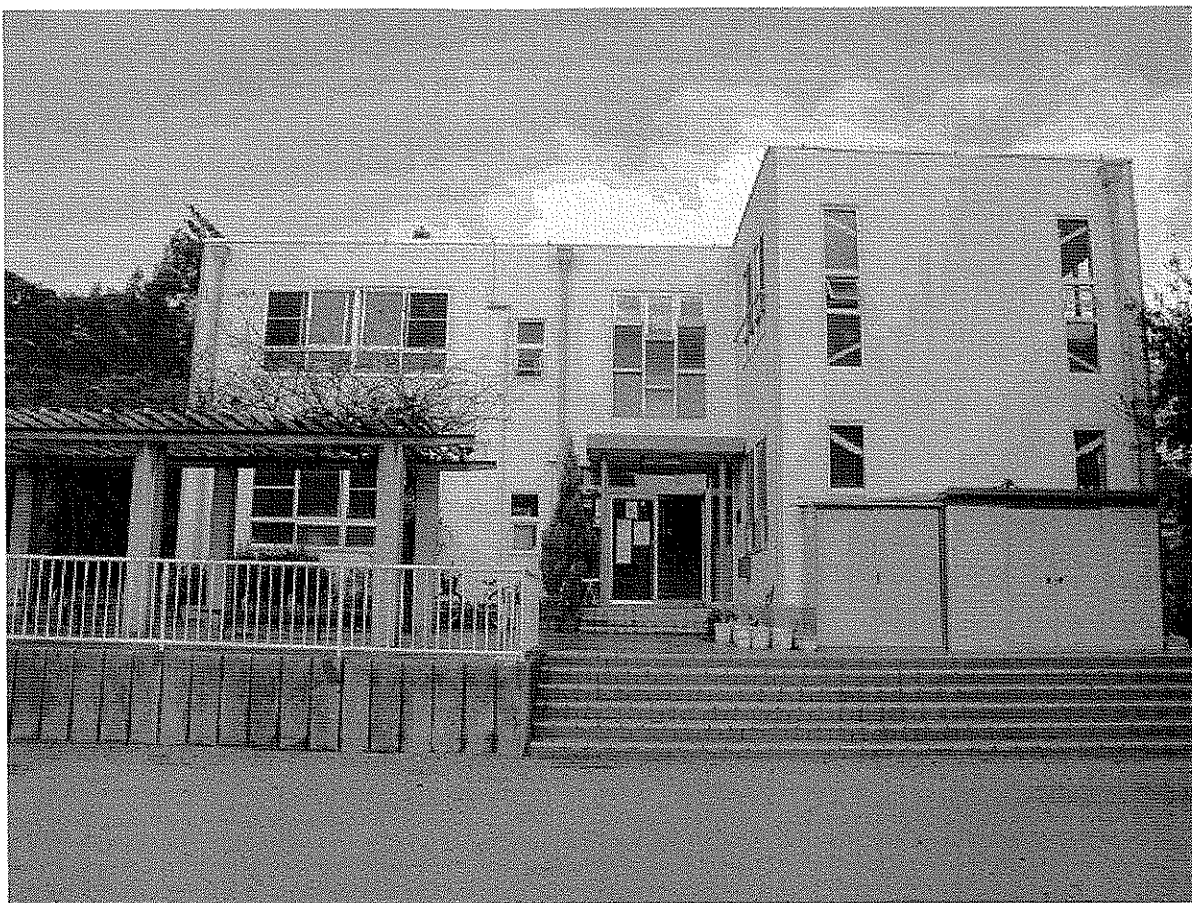
指定管理者導入以前		市社協	管理委託費	1,760,805	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	随意契約	
第 1 期	平成 18 年度	市社協	指定管理費	1,541,507	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	1,555,960	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	1,607,862	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	1,587,443	
			合 計	6,292,772	
指 定 管 理 者			選定方法	随意契約	
第 2 期	平成 22 年度	市社協	指定管理費	1,428,694	(注) 単年度の随 意契約とな っている。
	平成 23 年度	(注)	指定管理費	(注)	
	平成 24 年度	(注)	指定管理費	(注)	
	平成 25 年度	(注)	指定管理費	(注)	
			合 計		

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
市 受 託 金	1,760,805	1,541,507	1,555,960	1,607,862	1,587,443	1,428,694
そ の 他 受 託 金	606	—	—	—	—	—
事 業 収 入	6,597	10,301	9,194	6,817	6,537	7,152
雑 収 入	5	1,075	943	982	2,945	—
計	1,768,014	1,552,884	1,566,097	1,615,662	1,596,925	1,435,846
支 出						
人 件 費	1,074,357	897,959	852,470	802,264	798,980	677,801
事 務 費	769	664	263	963	568	1,400
事 業 費	677,467	644,860	704,163	803,533	788,477	748,745
助 成 金	10,500	9,400	9,200	8,900	8,900	7,900
経理区分間繰入金	4,919	—	—	—	—	—
計	1,768,014	1,552,884	1,566,097	1,615,662	1,596,925	1,435,846
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】
(神戸市立原田児童館)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、各児童館が、学童保育・親子クラブ等については日々の出席簿、一般利用については日々の入館カード等に基づき作成した、児童館月報の月合計を、指定管理者が表計算による児童館月報集計表に転記し、これを毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、各児童館が親子クラブ等の年会費領収名簿に基づき作成した年会費振込報告書の振込額合計を、指定管理者が表計算による年会費振込額総計表に転記し、これを市に報告している。

なお、各児童館で徴収する親子クラブ等の会費収入は、全て市社協の収入として処理されている。

(3) 収支状況について

【改善要望】

市と指定管理者は、平成 21 年 4 月 1 日付で「平成 21 年度 神戸市立住之江児童館他（71 館）の管理に関する協定書」を締結し、その中で指定管理料を 1,307,051 千円と定めているが、平成 21 年 11 月 25 日付で「変更協定書」、平成 22 年 3 月 31 日付で「再 変更協定書」を締結し、指定管理料を合計 280,392 千円増額し、1,587,443 千円に変更している。平成 18 年度～20 年度も下表のとおり同様の変更が行われている。

これは、予算の段階で予定していたとおりに指定管理者の変更が進まなかったことにより、当初の予算と実績に乖離が生じたことが主な要因とのことであるが、市では変更協定書を締結する際の決裁書において、変更金額の詳細が分かる書類が添付されていない。書類の整備が必要である。

【平成 18～21 年度の指定管理料の増額】

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
当初の協定書	1,465,464	1,334,896	1,403,044	1,307,051
変更協定書	76,043 (5.2%up)	221,064 (16.6%up)	204,818 (14.6%up)	280,392 (21.5%up)
合 計	1,541,507	1,555,960	1,607,862	1,587,443

(4) 指定管理者の選定について

第1期及び第2期の指定管理者選定は単年度随意契約によっており、公募は実施されていない。「公の施設の指定管理者制度運用指針」の3.において、「将来、地域人材を活用する場合は、現在の運営団体を公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる。」とされており、この取り扱いによっているとの説明を受けた。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成22年3月1日～31日に保護者3,696名、学童保育児童2,085名の合計5,781名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は、サービスについて96.6%、施設について87.1%、職員対応について98.5%となっていた。

〔意見－15〕 神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴じまない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。

「公の施設の指定管理者制度運用指針」（平成 20 年 12 月改定）の第 3 項によると、施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、原則、公募を実施することになっているが、市は、地域人材の活用の観点から、例外的取り扱いにより、地域の社会福祉法人等を公募によらず随意契約により神戸市立児童館の指定管理者に指定する方針を示している。

市社協が運営する児童館数は、地域の社会福祉法人等への指定管理者変更により減少することが予定されているが、下表のとおり、当該減少幅には陰りが見え始めている。これは、一概には言えないが、児童館を運営しようとする地域の社会福祉法人等に対する指定管理料が必ずしも十分ではないことが要因であるとも考えられ、指定管理料を増額することにより、この状況を打開することができるかもしれない。参考までに、市社協が運営する児童館と市社協以外の団体が運営する児童館の利用者一人当たりの運営費を比較すると、市社協が 1,055 円／名のところ、市社協以外の団体は 823 円／名となっている。

そもそも児童館は、地域における子育て支援の拠点として、少子化対策や女性の社会進出のためには欠かせない施設であり、遊びを通じた児童の健全な成長を促し、また、保護者が安心して子供を預けることのできる体制を整備する必要があるが、指定管理者制度の目的の一つであるコストダウンだけを追求した場合には、上記の理念に反し、サービスの質の低下を招きかねない。また、児童館の運営には、一定の専門性を備えた人材を継続的・安定的に確保する必要があると考えられる。

従って、神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴じまない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。

【市社協が運営する児童館数】

平成 17 年度 : 92 館
平成 18 年度 : 83 館 (前年比 9 館減少)
平成 19 年度 : 77 館 (前年比 6 館減少)
平成 20 年度 : 72 館 (前年比 5 館減少)
平成 21 年度 : 71 館 (前年比 1 館減少)

「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）」（平成 22 年 2 月策定）

児童館については、1 中学校区に 1 館を基準に整備を進めてきた結果、平成 20 年度に全中学校区への設置を完了しているが、今後、既設児童館が利用しにくい地域において、全市的な視野のもと児童数や地理的状况を勘案しながら新たな整備を図る方針である。

【市社協が運営する児童館の利用者 1 人当り運営費】

区	施設数	利用者数 (名)	運営費 (千円)				利用者 1 人当り 運営費 (円)
			負担区分	人件費	その他	合 計	
東 灘	7	199,274	市社協	79,302	0	79,302	
			区社協	78,533	20,419	98,952	
			計	157,835	20,419	178,254	895
灘	6	137,069	市社協	66,382	0	66,382	
			区社協	50,001	11,288	61,289	
			計	116,383	11,288	127,671	931
中 央	5	109,948	市社協	57,417	0	57,417	
			区社協	37,014	9,729	46,743	
			計	94,431	9,729	104,160	947
兵 庫	7	168,779	市社協	81,027	0	81,027	
			区社協	69,593	12,903	82,496	
			計	150,620	12,903	163,523	969
北	14	242,806	市社協	150,131	0	150,131	
			区社協	99,859	28,388	128,247	
			計	249,990	28,388	278,378	1,147
長 田	8	147,954	市社協	84,981	0	84,981	
			区社協	67,522	13,224	80,746	
			計	152,503	13,224	165,727	1,120
須 磨	11	202,254	市社協	119,708	0	119,708	
			区社協	84,622	28,534	113,156	
			計	204,330	28,534	232,864	1,151
垂 水	6	156,279	市社協	65,053	0	65,053	
			区社協	61,005	19,311	80,316	
			計	126,058	19,311	145,369	930
西	7	149,158	市社協	74,370	0	74,370	
			区社協	65,013	20,859	85,872	
			計	139,383	20,859	160,242	1,074
市 社 協 直 執 行		学童保育登録センター		1,917	0	1,917	
		退職金		18,692	0	18,692	
		その他管理費		0	20,128	20,128	
		計		20,609	20,128	40,737	
合 計	71	1,513,521	市社協	798,980	20,128	819,108	
			区社協	613,162	164,655	777,817	
			計	1,412,142	184,783	1,596,925	1,055

(注 1) 上表は、包括外部監査人の依頼により、市社協が作成した資料である。

(注 2) 児童館の利用者 1 人当りの運営費

$$1,596,925 \text{ 千円} \div 1,513,521 \text{ 人} = 1,055 \text{ 円/人}$$

(注 3) 上表と 1. (4) の収支状況の関係

運営費の合計 1,596,925 千円は、1. (4) の平成 21 年度の支出計と一致する。

市社協は児童館管理運営業務の一部を区社協に再委託しており、区社協の合計 777,817 千円は、1. (4) の平成 21 年度の支出のうちの事業費に含まれる。

【市社協以外の指定管理者が運営する児童館の利用者 1 人当り運営費】

区	施設数 (館)	利用者数 (名)	指定管理料	運営費 (千円)			利用者 1 人当り 運営費 (円)
				人件費	その他	合計	
東 灘	3	90,292	70,253	58,317	11,936	70,253	778
灘	4	74,884	68,157	50,172	17,985	68,157	910
中 央	6	105,295	92,122	73,551	18,571	92,122	875
兵 庫	1	10,431	14,806	13,147	1,659	14,806	1,419
北	9	166,393	137,037	113,941	23,096	137,037	824
長 田	2	24,954	28,847	23,156	5,691	28,847	1,156
須 磨	2	39,298	36,165	30,398	5,767	36,165	920
垂 水	8	157,932	139,804	111,812	27,992	139,804	885
西	11	267,551	184,354	135,514	48,840	184,354	689
合 計	46	937,030	771,545	610,008	161,537	771,545	823

(注 1) 上表は、包括外部監査人の依頼により、市の担当課が作成した資料である。

(注 2) 児童館の利用者 1 人当りの運営費

771,545 千円÷937,030 人=823 円／人

保健福祉局

神戸市立市民福祉スポーツセンター〔Dタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立市民福祉スポーツセンター			設 置 年 月	平成 6 年 4 月
所 在 地	中央区磯上通 3 丁目 1 番 32 号（神戸市立こうべ市民福祉交流センターの 7・8・10 階部分）				
根 拠 法 令 等	神戸市立身体障害者社会参加支援施設条例、神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例				
設 置 目 的	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 31 条の規定に基づく身体障害者福祉センターとして、障害者・高齢者をはじめすべての市民に開かれたスポーツ施設として、障害者等のスポーツの振興に努めるとともに、スポーツを通じて市民との交流を通じてノーマライゼーションの実現を図る。				
設 置 の 経 緯	平成 6 年 4 月：センター開設。 平成 18 年 4 月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価額 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	—	—		当施設の土地、建物は、公有財産表上、「神戸市立こうべ市民福祉交流センター」の土地、建物として一括表記されている。	
建 物	—	—			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
プ ー ル	45	10,538	42	10,271	39	9,504	40	10,158	38	9,415
トレーニング室	22	2,604	25	2,958	23	2,632	24	2,718	25	2,673
体 育 館		2,058	18	1,933	17	2,109	19	2,057	19	2,066
		15,200	85	15,162	79	14,245	83	14,933	82	14,154

(注) 平成 17 年度の体育館の利用者数は、利用者数をカウントしていないため、不明。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

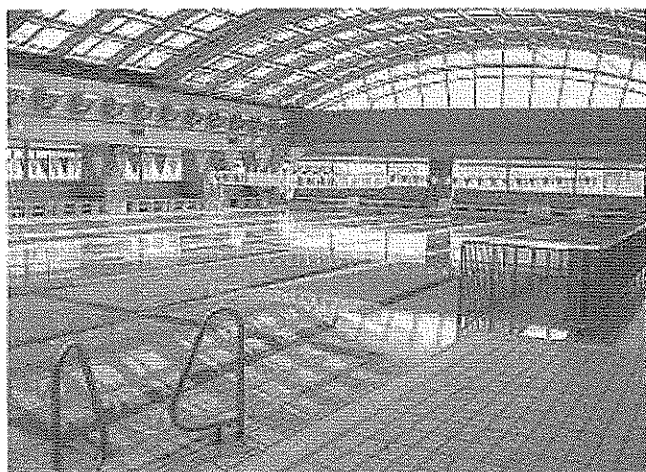
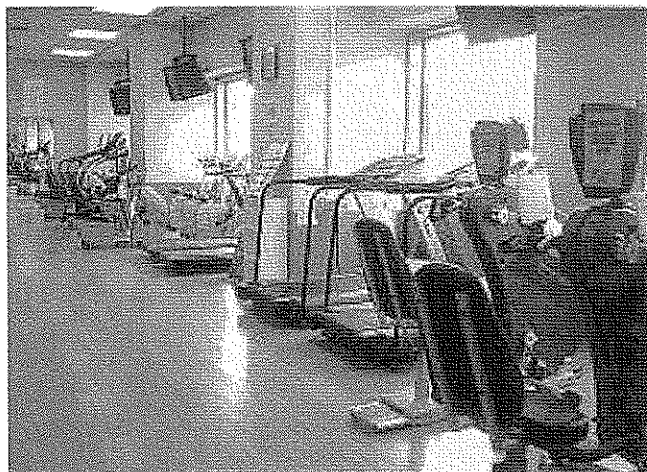
指定管理者導入以前		(財)神戸市障害者スポーツ協会	管理委託費	151,777	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	株式会社オージースポーツ	指定管理費	64,438	
	平成 19 年度	"	指定管理費	62,743	
	平成 20 年度	"	指定管理費	62,743	
	平成 21 年度	"	指定管理費	62,743	
			合 計	252,667	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	株式会社オージースポーツ	指定管理費	62,830	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 62,830	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 62,830	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 62,830	
			合 計	251,320	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

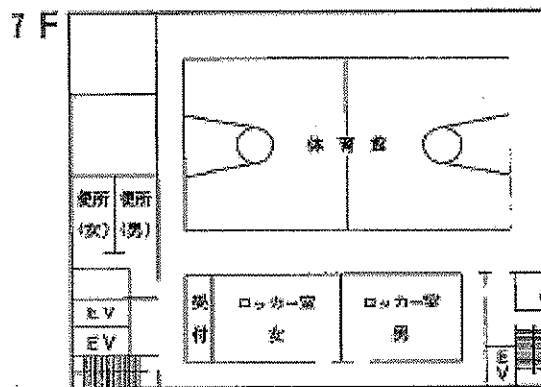
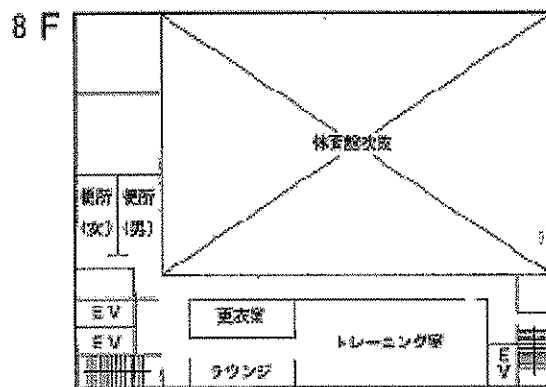
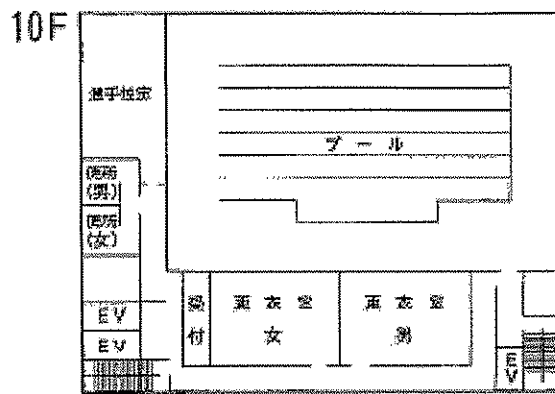
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	151,777					
指 定 管 理 料		64,438	62,743	62,743	62,743	62,830
計	151,777	64,438	62,743	62,743	62,743	62,830
支 出						
人 件 費		48,798	48,594	50,387	51,459	50,600
リ ー ス 料		1,950	2,136	2,136	2,016	1,300
一 般 管 理 費		3,079	2,994	2,994	2,992	2,949
そ の 他		11,156	10,974	10,098	10,014	7,053
計	149,736	64,983	64,698	65,615	66,481	61,902
収支差額	2,040	△545	△1,955	△2,872	△3,738	928

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、プール、トレーニングルームについてはチケットの枚数を、体育館については目視により確認した利用者数を業務日報に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、券売機の日計レシートに記載の料金収入を収入集計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。

(3) 収支状況について

平成 17 年度の委託料 151,777 千円には施設管理料が含まれていたが、平成 18 年度に導入された指定管理者制度では、施設管理業務が含まれていないため、平成 18 年度の指定管理料 64,438 千円は平成 17 年度の委託料よりも大幅に少ない金額となっている。

また、平成 17 年度の収支状況は、委託事業収支決算書に基づく数値であるが、平成 18 年度以降の指定管理者の収支決算書とは科目区分が異なるため、支出については合計額のための記載となっている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期公募時の応募団体数は 3 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 3 団体である。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成 22 年 3 月 15 日～31 日に合計 88 名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想は、5 段階評価で平均値が 4.31 となっていた。

[4]

消防局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	庶務課	神戸市防災コミュニ ティセンター	C	(財)神戸市防災安全公社	(株)双葉化学商会	9,278	7,414	7,414	公募	4	[指摘事項-19] [意見-16]

消防局

神戸市防災コミュニティセンター〔Cタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市防災コミュニティセンター			設 置 年 月	平成 2 年 4 月
所 在 地	長田区北町 3 丁目 4 番地 8 神戸市長田消防署 4 階				
根 拠 法 令 等	神戸市防災コミュニティセンター条例				
設 置 目 的	市民の防災意識の高揚、防災活動の推進等を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を目指し、市民の連帯によるコミュニティの創造を図る。				
設 置 の 経 緯	平成 2 年 4 月：神戸市長田消防署移転とともに同建物 4 階部分にセンター設置。 (管理運営は、長田消防署が行う。) 平成 6 年 4 月：(財)神戸市防災安全公社設立。センターの管理運営を引き継ぐ。 平成 18 年 4 月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	329,440	1,800.22			
建 物	128,556	630.00	劇場形式ホール 300 席、ロビー	地下 1 階地上 4 階建ての 4 階部分。地下 1 階から 3 階部分は長田消防署占有部分。	

(注) 上表の帳簿価格、延べ面積は、神戸市防災コミュニティセンターと長田消防署の合計を公有財産表に基づき記載している。

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
防災管理講習会			12		11		11		12	
救急関係講習会			4		4		5		4	
防災関係講習会			2		2		1		4	
危険物関係講習会			1		1		0		—	
音 楽 会			—		—		0		—	
社 交 ダ ン ス			9		8		8		8	
そ の 他			2		1		1		0	
合 計	30	3,159	32	2,911	29	3,102	29	4,419	30	4,719

※各年度の料金収入及び平成 17 年度利用者数については、施設において、当該項目の個別集計をしていないため、合計金額のみを記載している。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

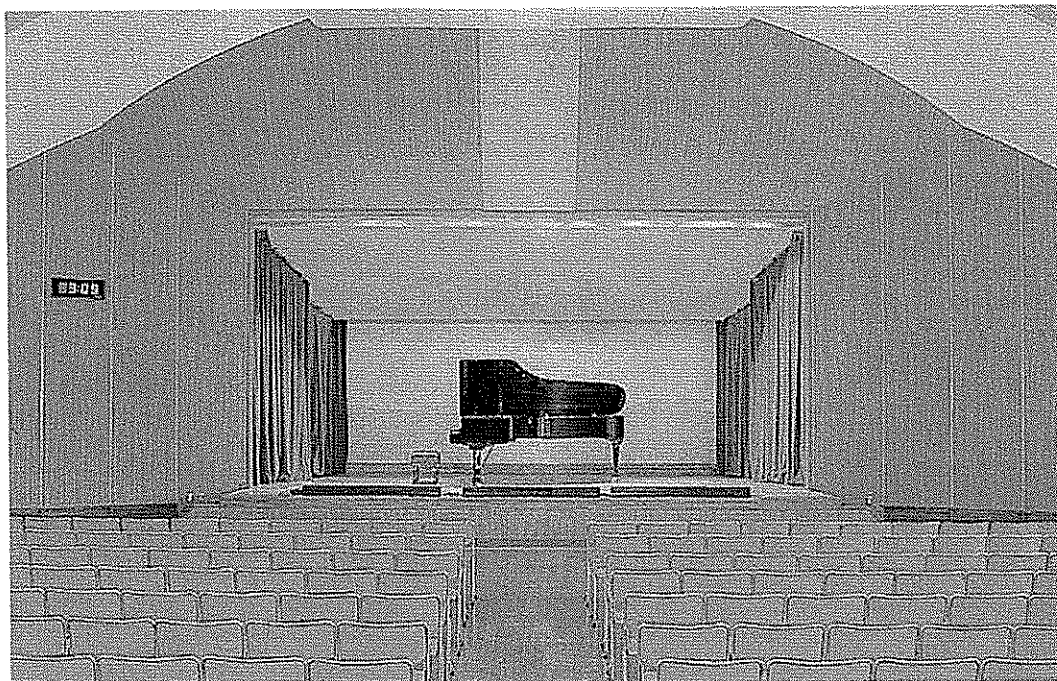
指定管理者導入以前		(財)神戸市防災安全公社	管理委託費	9,278	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市防災安全公社	指定管理費	7,414	
	平成19年度	"	指定管理費	7,414	
	平成20年度	"	指定管理費	7,414	
	平成21年度	"	指定管理費	7,414	
			合計	29,656	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(株)双葉化学商会	指定管理費	6,427	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)6,427	
	平成24年度	"()	指定管理費	()6,427	
	平成25年度	"()	指定管理費	()6,427	
			合計	25,708	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

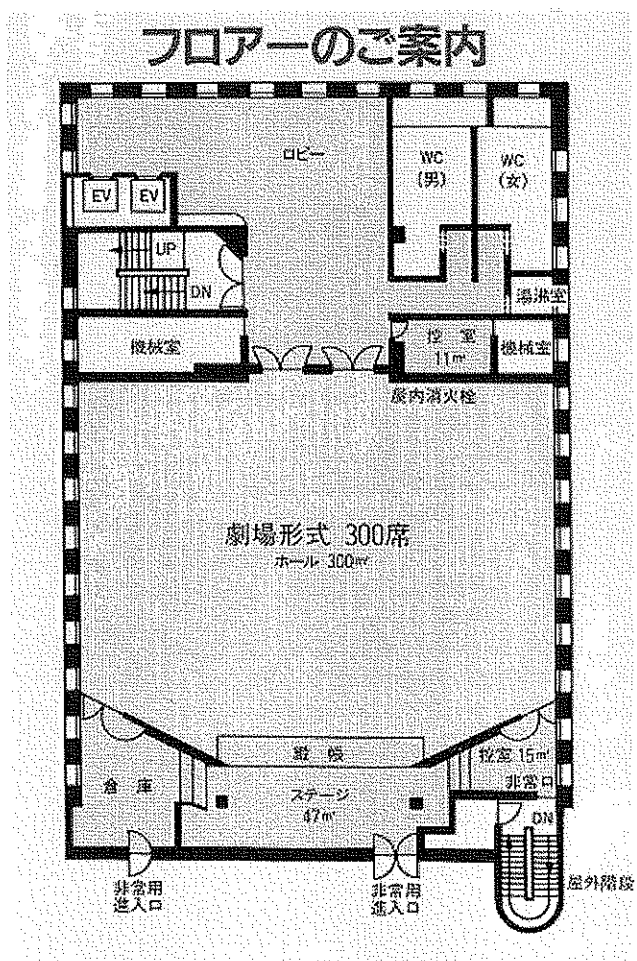
(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	9,278					
指定管理料		7,414	7,414	7,414	7,414	6,427
計	9,278	7,414	7,414	7,414	7,414	6,427
支出						
人件費	8,716	7,777	6,457	6,572	6,382	4,182
施設維持費等	524	690	931	838	1,027	2,245
計	9,241	8,467	7,388	7,410	7,409	6,427
収支差額	36	△1,053	25	3	4	0

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用件数について

指定管理者は、利用者が使用申込書に記載した利用件数を使用状況一覧に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

【利用件数推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
防災管理講習会	132	126	133	134
救急関係講習会	122	107	135	142
防災関係講習会	35	43	37	71
危険物関係講習会	22	25	10	—
音楽会	—	—	3	—
社交ダンス	152	145	142	143
その他	26	30	33	24
合 計	489 (195)	476 (191)	493 (340)	514 (369)

(注) 利用件数については、午前、午後、夜間を各 1 回として延数を記載している。また、合計のカッコ内には、有料による利用件数を内書している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、利用者が使用申込書に記載した料金収入を使用料納入集計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。また別途、利用料金収入の収受と市への納入状況を預金通帳から手書元帳に転記し管理している。

監査対象である平成 21 年度につき、市に報告された料金収入が、上記(1)の有料利用件数に平均的な利用料金単価を乗じた金額と大きく乖離しないことを確認した。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。また、平成 20 年度より、従来、無料であった公的機関による消防目的使用が有料となったため、利用件数と料金収入が増加している。

(3) 収支状況について

平成 18 年度は、指定管理者制度導入初年度の対応のため、人件費が当初予算を上回り、収支差額が赤字となっている。平成 19 年度には、職員を 1 名減としたことにより収支が改善している。

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は4団体、第2期公募時の応募団体数は4団体である。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成21年9月3日、4日と平成22年1月20日に合計307名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は90.5%となっているが、個別質問項目の中では、設備について11名中10名がやや不満と回答している。

〔指摘事項 - 19〕 毎日、夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。

「神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則」第 7 条では、施設の使用時間が午前 9 時から午後 9 時までと定められているため、指定管理者は休館日を除き、同時間帯に管理人を施設に配置している。

指定管理者が市へ毎月報告している使用状況表によると、平成 21 年度の夜間使用は合計 83 日であり、開館日（年間 322 日）の 25.7%となっており、また、この 5 年間の利用者数に大きな変化はない。現状を見極めたうえで、休館日は別として、毎日、夜間に管理人を施設に配置する現行の管理体制は再考すべきである。

〔意見 - 16〕 消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

当施設は、収容人数 300 名であり、市民の防災意識の高揚さらに防災活動の推進を図るための講演会、音楽会、映画会、地域住民の文化教養のサークル活動等の用途に使用が可能となっている。これらの用途に対応するため、パイプ椅子や音響設備が整備されており、ピアノも備え置かれている。

しかし、施設は長田消防署の 4 階にあり、エレベーター 2 基（定員各 11 名）が設置されているものの、利用者は原則として消防施設に併設されている階段を使うことができないため、利用勝手が悪い。また、音響施設やピアノも置かれているが、平成 21 年度中の音楽会、映画会の利用はゼロとなっており、全体の稼働率は 57.8%^(注) となっている。

消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

(注) 1 日を午前、午後、夜間の 3 回に分けた場合、実際に使用した回数は 514 回である。開館日 (322 日) の中での使用可能回数は 888 回であり、稼働率を、 $514 \text{ 回} \div 888 \text{ 回} = 57.8\%$ とした。

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	スポーツ 課	ポートアライランドホ ール	F	(財)神戸市体育協会・(株)加 藤商会・(株)神戸国際会館 共同企画	(財)神戸市体育協会・(株)神 戸国際会館共同企画	162,382	146,144	154,995	公募	3	【指橋事項-7】
2		ポートアライランドス ポーツセンター	F	(財)神戸市体育協会・(株)加 藤商会・(株)神戸国際会館 共同企画	(財)神戸市体育協会・(株)加 藤商会共同企画	235,412	226,476	226,476	公募	2	
3		自然の家 運動公園	A	(財)神戸市体育協会 神戸新聞・TRCグループ	(財)神戸市体育協会 —	144,448	116,470	117,784	公募	4	
4	中央図 書館 総務課	三宮図書館	F	神戸新聞・TRCグループ	—	直営	43,043	42,715	公募	5	【意見-17】
		兵庫図書館		大新東グループ	—	直営	平成22年度より指定管理者 制度導入	46,797	公募	2	
		北図書館 (北神分館含む)		大新東グループ	—	直営	平成21年度より指定管理者 制度導入	73,341	公募	3	
		新長田図書館		(株)図書館流通センター	—	直営	平成21年度より指定管理者 制度導入	37,043	公募	2	
		須磨図書館		神戸新聞・TRCグループ	—	直営	平成22年度より指定管理者 制度導入	39,252	公募	3	
		垂水図書館		神戸新聞・TRCグループ	—	直営	39,264	39,252	公募	7	
		西図書館		神戸新聞・TRCグループ	—	直営	47,013	46,583	公募	4	
	スポーツ 課	中央体育館		(財)神戸市体育協会・NPO神戸アス リートタウンクラブ共同企画	(財)神戸市体育協会	195,471	163,478	164,244	公募		
		東灘体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	49,157	49,068	49,081	公募		
		須磨体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	48,084	46,083	46,020	公募		
		垂水体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	48,496	46,552	46,489	公募		
		西体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企 画	シンコースポーツ・大成サーブスグル ープ	50,689	50,635	50,677	公募		
	生涯学習課	王子スポーツセンター		(財)神戸市体育協会・NPO神戸アス リートタウンクラブ共同企画	(財)神戸市体育協会	242,172	191,040	191,196	公募		
		青少年科学館		大阪ガスビジネススクリエイト大阪ガス コミュニティサービス共同事業体	大阪ガスビジネススクリエイト大阪ガス コミュニティサービス共同事業体	426,484	391,663	379,000	公募		
		生涯学習支援センター		(財)神戸市体育協会	(財)神戸市体育協会	133,434	132,053	125,068	公募		
		婦人会館		神戸市立婦人会館管理運営共同事業体 神戸市民生活協同組合	神戸市立婦人会館管理運営共同事業体 神戸市民生活協同組合	17,211	16,750	16,540	公募		
	文化財課	鳳凰の館		神戸市民生活協同組合	神戸市民生活協同組合	27,584	21,403	35,723	公募		
		ラインの館		神戸市民生活協同組合	神戸市民生活協同組合	14,864	12,945		公募		

神戸市立の体育施設

教育委員会事務局

神戸市立ポートアイランドホール〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立ポートアイランドホール			設 置 年 月	昭和 59 年 8 月
所 在 地	中央区港島中町 6 丁目 12 番地の 2				
根 拠 法 令 等	神戸ポートアイランドホール条例				
設 置 目 的	本市における体育、文化及び産業の振興並びに福祉の増進を図る。				
設 置 の 経 緯	昭和 59 年 8 月 : ホール開設。 平成 18 年 4 月 : 指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	1,600,736	10,389.08			
建 物	3,815,160	13,325.00			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
アマチュアスポーツ	11	14,601	34	37,446	25	22,547	21	18,944	10	5,979
集 会 ・ 式 典	19	66,074	18	58,245	25	81,552	25	76,238	13	40,052
興 行	12	37,560	10	48,560	8	63,389	18	121,166	21	159,277
展 示 会 等	4	17,060	4	3,019	4	15,113	5	22,699	5	23,172
合 計	46	135,295	66	147,270	62	182,601	69	239,047	49	228,480

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

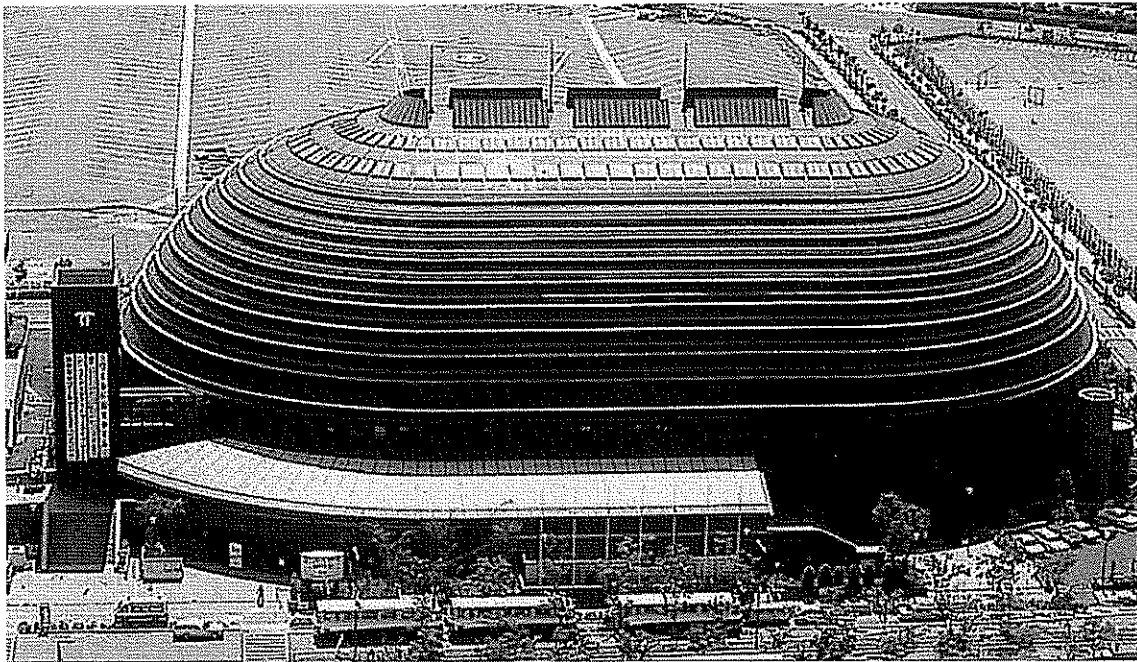
指定管理者導入以前		直 営	管 理 委 託 費	162,382	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・(株) 神戸国際会館共同企画	指 定 管 理 費	146,144	
	平成 19 年度	〃	指 定 管 理 費	150,489	
	平成 20 年度	〃	指 定 管 理 費	152,708	
	平成 21 年度	〃	指 定 管 理 費	154,995	
			合 計	604,336	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市体育協会・ (株) 神戸国際会館 共同企画	指 定 管 理 費	16,000	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 16,000	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 16,000	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 16,000	
			合 計	64,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

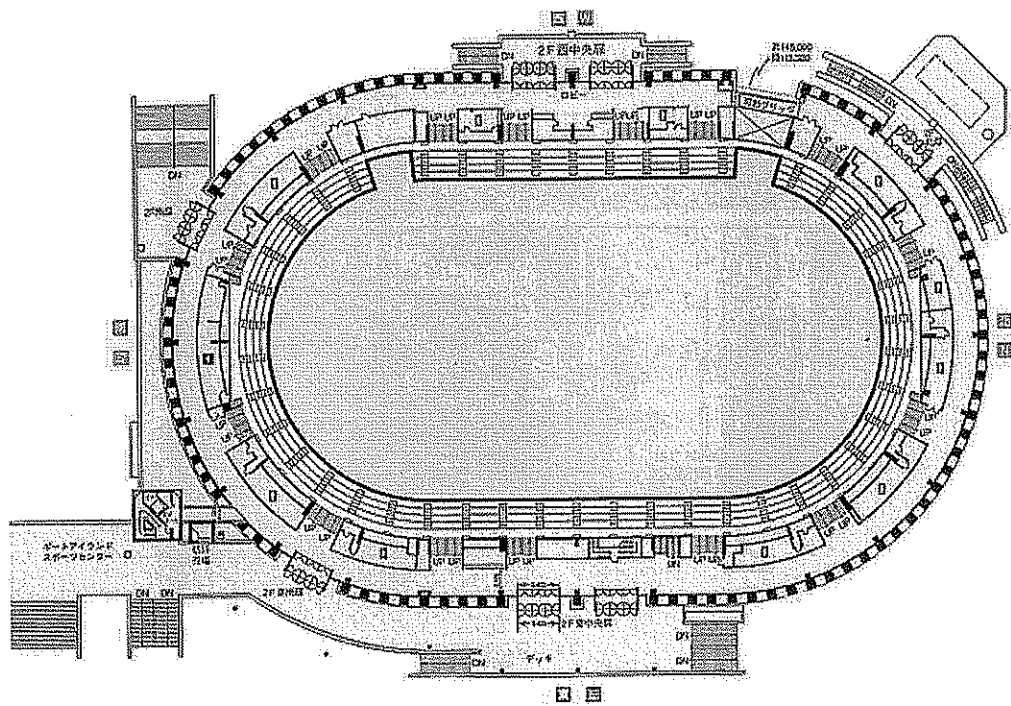
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	162,382					
指 定 管 理 料		146,144	150,489	152,708	154,995	16,000
利 用 料 金 収 入						168,874
計	162,382	146,144	150,489	152,708	154,995	184,874
支 出						
人 件 費	51,656	27,054	39,836	53,191	64,757	51,720
光 熱 水 費	37,952	33,059	32,104	35,711	29,580	36,000
施設維持管理費	60,402	71,929	67,373	56,111	49,658	49,346
諸 経 費 (うち、事務費)	12,372	14,102 (7,494)	11,176 (6,920)	7,695 (3,953)	11,000 (4,815)	20,225 (7,490)
計	162,382	146,144	150,489	152,708	154,995	157,291
収 支 差 額	0	0	0	0	0	27,583

【施設写真】



【見取図】



教育委員会事務局

神戸市立ポートアイランドスポーツセンター〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター		設 置 年 月	昭和 56 年 1 月
所 在 地	中央区港島中町 6 丁目 12 番地の 1			
根 拠 法 令 等	神戸市体育施設条例			
設 置 目 的	市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与する。			
設 置 の 経 緯	昭和 56 年 1 月 : センター開設。 平成 18 年 4 月 : 指定管理者による管理運営開始。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	1,647,300	10,696.75		
建 物	3,144,340	11,770.00		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数 : 人、料金収入 : 千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
50m プール	38,518		37,490		39,626		34,931		38,463	
25m プール	26,086		26,240		27,462		29,637		32,189	
飛び込みプール	35,169		30,948		32,702		30,184		30,313	
スケート場	125,819		95,067		95,771		91,455		95,262	
会議室	1,410		900		1,950		1,200		1,260	
合 計	227,002	115,109	190,645	86,159	197,511	82,964	187,407	87,930	197,487	89,339

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		直 営	管理委託費	235,412	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・ (株) 神戸国際会館共同企画	指定管理費	226,476	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	226,476	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	226,476	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	226,476	
			合 計	905,904	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会共同企画	指定管理費	140,149	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 140,149	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 140,149	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 140,149	
			合 計	560,596	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

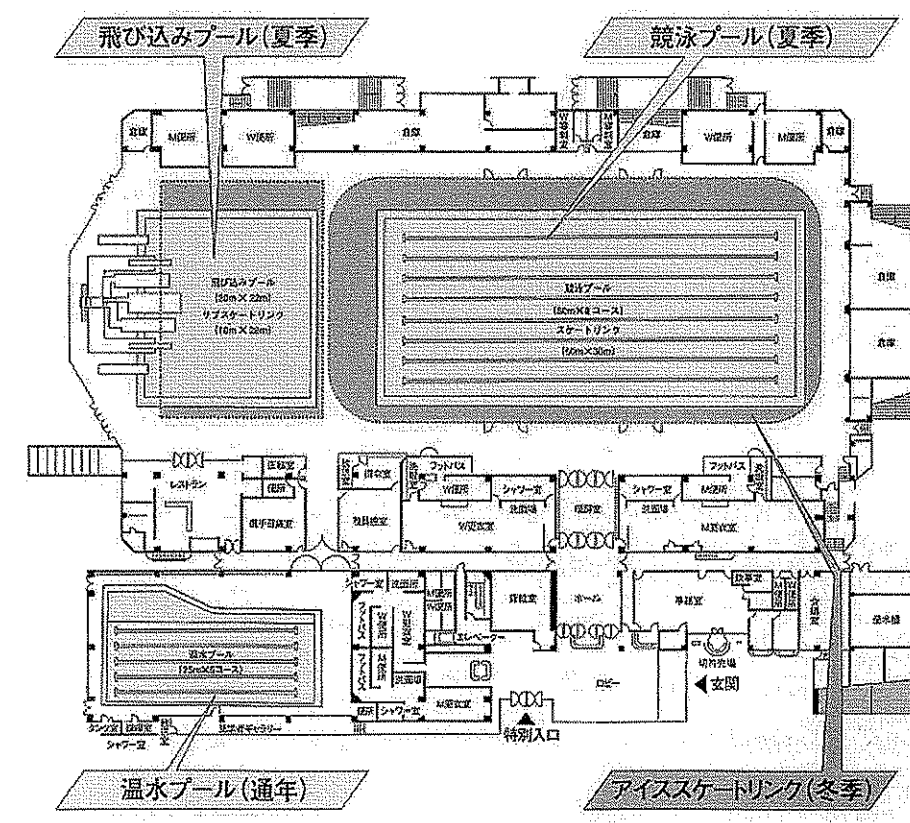
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	235,412					
指 定 管 理 料		226,476	226,476	226,476	226,476	140,149
利 用 料 金 収 入						88,000
計	235,412	226,476	226,476	226,476	226,476	228,149
支 出						
人 件 費	53,679	80,500	102,004	97,273	87,920	98,480
光 熱 水 費	40,344	45,414	46,423	46,607	49,989	54,528
施設維持管理費	121,582	75,078	56,133	54,253	54,519	53,384
諸 経 費 (うち、事務費)	19,807	25,484 (8,047)	21,916 (7,659)	28,343 (4,043)	34,046 (11,444)	21,757 (8,775)
計	235,412	226,476	226,476	226,476	226,476	228,149
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】



【見取図】



教育委員会事務局

神戸市立自然の家〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立自然の家			設 置 年 月	昭和 37 年 11 月
所 在 地	灘区六甲山町中一里山 1 番地の 1				
根 拠 法 令 等	神戸市立自然の家条例				
設 置 目 的	自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習に係る機会の提供に資する。				
設 置 の 経 緯	昭和 37 年 11 月：摩耶施設開設。 昭和 38 年 1 月：キャビン施設、テント施設開設。 昭和 48 年 8 月：六甲施設開設。 平成 18 年 4 月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	—	—			
建 物	1,023,720	6,383.00			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
六 甲 施 設	10,766		12,768		12,841		13,435		11,562	
摩 耶 施 設	14,624		16,617		14,876		16,141		13,927	
キャビン施設	1,164		1,291		1,527		1,578		1,363	
テント施設	663		355		565		371		614	
デイキャンプ	1,879		1,721		1,958		4,173		9,207	
	29,096	12,028	32,752	12,818	31,767	12,663	35,698	14,534	36,673	16,388

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

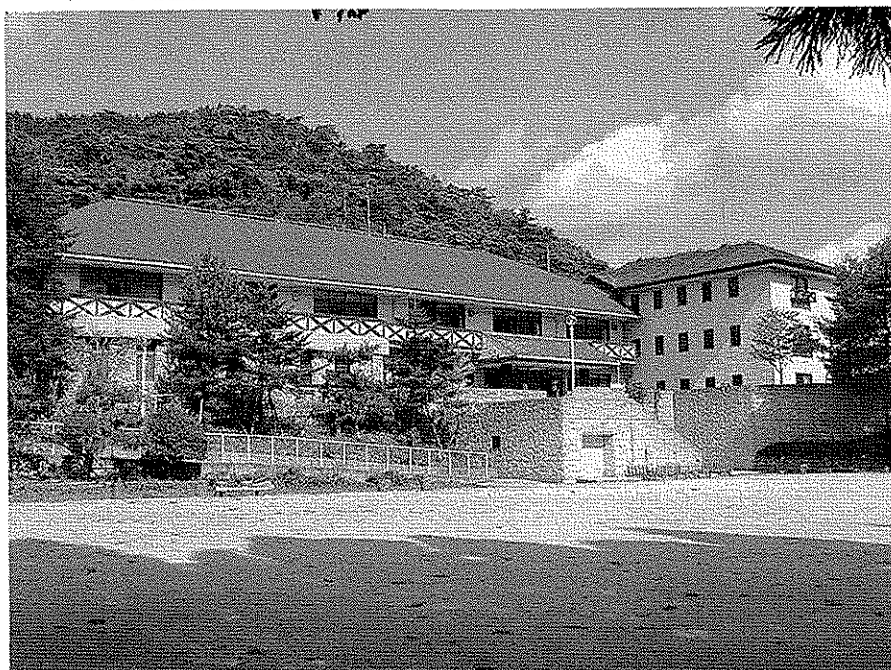
指定管理者導入以前		直 営	管理委託費	144,448	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市体育協会	指定管理費	116,470	
	平成 19 年度	"	指定管理費	116,900	
	平成 20 年度	"	指定管理費	117,338	
	平成 21 年度	"	指定管理費	117,784	
			合 計	468,492	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市体育協会	指定管理費	105,033	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 105,033	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 105,033	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 105,033	
			合 計	420,132	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

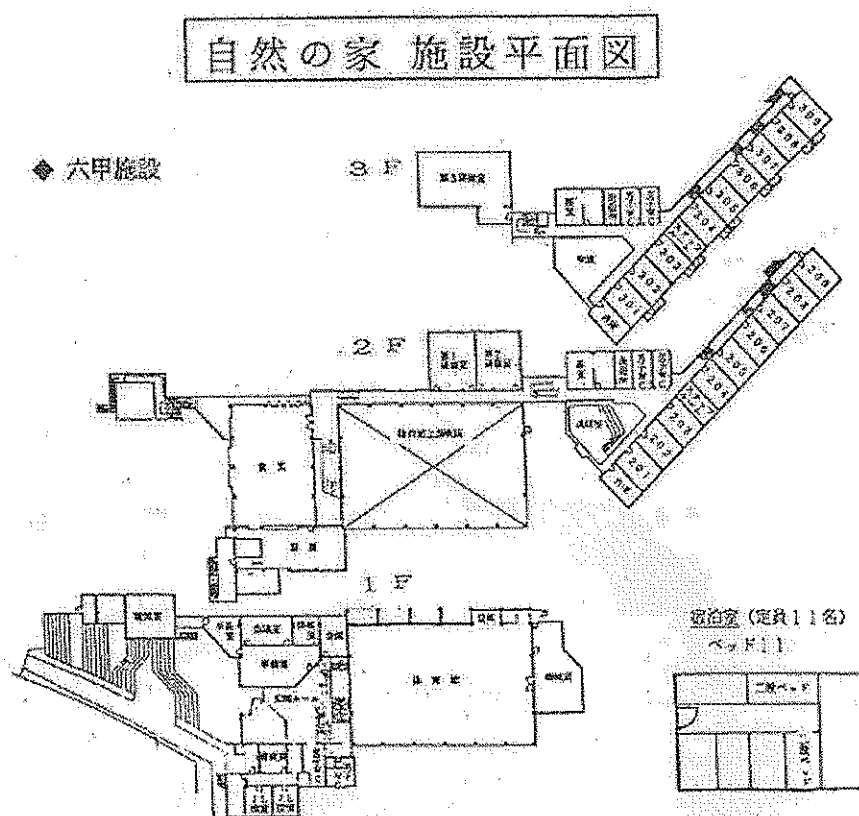
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	144,448					
指 定 管 理 料		116,470	116,900	117,338	117,784	105,033
利 用 料 金 収 入						
計	144,448	116,470	116,900	117,338	117,784	105,033
支 出						
人 件 費	82,598	50,691	51,912	69,642	68,272	61,878
光 熱 水 費	10,897	14,267	10,431	13,731	11,775	9,708
施設維持管理費	30,916	28,298	32,285	16,964	11,247	15,552
諸 経 費 (うち、事務費)	20,037	23,214 (7,250)	22,272 (4,930)	17,001 (3,690)	26,490 (8,609)	17,895 (4,995)
計	144,448	116,470	116,900	117,338	117,784	105,033
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】
(六甲施設)



【見取図】
(六甲施設)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

① ポートアイランドホール

指定管理者は、ホール入口で主催者がカウントした利用者数を、業務日誌に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

② ポートアイランドスポーツセンター

指定管理者は、団体利用者については団体割引申請書に記載の利用者数を、一般利用者については券売機及び窓口とも日計レシートに記載の利用者数を日計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

③ 自然の家

指定管理者は、使用人数確認表に記載の利用者数の月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

① ポートアイランドホール

指定管理者は、使用申込書に記載の使用料を収入明細に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については、平成 21 年度までは、利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属するが、平成 22 年度より利用料金制度を採用し、料金収入は指定管理者に帰属する。

② ポートアイランドスポーツセンター

指定管理者は、団体利用者については団体割引申請書に記載の料金収入を、一般利用者については券売機及び窓口とも日計レシートに記載の料金収入を日計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については、平成 21 年度までは、利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属するが、平成 22 年度より利用料金制度を採用し、料金収入は指定管理者に帰属する。

③ 自然の家

指定管理者は、使用人数確認表に記載の料金収入の月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない当該施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように事務費（間接費）を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告していた。

① ポートアイランドホール

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員が前年度の 2 名から 0 名に減少し、人件費が前年比 24,602 千円減少している。また、平成 21 年度に従来、施設維持管理費に計上していた舞台操作業務応援人件費 8,071 千円を人件費に計上したこと、プロパー職員の増加で人件費が 3,208 千円増加したこと等により、人件費が前年比 11,566 千円増加している。

② ポートアイランドスポーツセンター

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、共同事業体の指定管理者が選定されたことにより、平成 17 年度に施設維持管理費として計上していたスケートリンク管理、プール監視、改札関係の人件費 50,801 千円を、共同事業体構成員人件費として計上する一方、市派遣職員が前年度の 1 名から 0 名に減少したこと及び嘱託職員の減少により人件費が 24,818 千円減少し、結果として人件費が前年比 26,821 千円増加している。

③ 自然の家

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員が前年度の 8 名から 3 名に減少したことにより人件費が 43,248 千円減少する一方、野外活動協会からの派遣人件費の増加、嘱託職員の増加により人件費が 11,341 千円増加し、結果として人件費が前年比 31,907 千円減少している。

(4) 指定管理者の選定について

① ポートアイランドホール

第 1 期公募時の応募団体数は 1 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 3 団体である。

② ポートアイランドスポーツセンター

第 1 期公募時の応募団体数は 1 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 2 団体である。

③ 自然の家

第1期公募時の応募団体数は5団体、第2期公募時の応募団体数は4団体である。

(5) 満足度調査について

① ポートアイランドホール

指定管理者は、平成22年1月25日から3月25日まで合計37名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は97.2%となっていた。

② ポートアイランドスポーツセンター

指定管理者は、プールについては平成21年8月2日から8月16日までと10月1日から10月19日までの2回に分けて合計572名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は93.6%となっていた。個別感想として館内のトイレ・更衣室・シャワーに対する不満率が32.5%と比較的高かった。

また、スケートについては平成22年1月11日から1月17日までと1月28日から2月2日までの2回に分けて合計523名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は98.9%となっていた。個別感想として利用料金に対する不満率が25.2%と比較的高かった。

③ 自然の家

指定管理者は、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで合計389名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99.2%となっていた。

教育委員会事務局

神戸市立図書館〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施設名 設置年月	神戸市立中央図書館		明治 44 年 4 月		
	" 東灘図書館		昭和 49 年 2 月		
	" 灘 図 書 館		昭和 42 年 10 月		
	" 三宮図書館		昭和 35 年 12 月		
	" 兵庫図書館		平成 8 年 5 月		
	" 北 図 書 館		昭和 49 年 12 月		
	" 新長田図書館		昭和 33 年 6 月		
	" 須磨図書館		昭和 56 年 9 月		
	" 垂水図書館		平成 3 年 11 月		
	" 西 図 書 館		昭和 45 年 10 月		
根拠法令等		神戸市図書館条例			
設置目的		図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。（図書館法第 2 条）			
設置の経緯		平成 20 年 4 月：灘、垂水、西の 3 図書館に指定管理者による管理運営開始。 平成 21 年 4 月：兵庫、北、新長田の 3 図書館に指定管理者による管理運営開始。 平成 22 年 4 月：三宮、須磨の 2 図書館に指定管理者による管理運営開始。			
固定資産の内容		帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地		615,420	3,005.14		
建 物		3,722,200	17,300.00		

(2) 施設利用状況

(単位：千名、千冊)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
登 録 者 数	325	359	386	424	456	140%
(中 央)	(68)	(75)	(81)	(89)	(95)	(140%)
(東 灘)	(23)	(26)	(28)	(31)	(34)	(145%)
(灘)	(40)	(44)	(48)	(53)	(58)	(145%)
(三 宮)	(28)	(32)	(35)	(39)	(42)	(149%)
(兵 庫)	(18)	(20)	(21)	(23)	(25)	(138%)
(北)	(35)	(38)	(41)	(45)	(48)	(139%)
(新長田)	(14)	(15)	(16)	(18)	(19)	(137%)
(須 磨)	(15)	(16)	(17)	(19)	(21)	(139%)
(垂 水)	(40)	(44)	(47)	(51)	(55)	(138%)
(西)	(41)	(45)	(47)	(52)	(55)	(134%)
貸 出 冊 数	5,799	5,930	6,284	6,698	7,013	121%
(中 央)	(983)	(1,018)	(1,064)	(1,104)	(1,129)	(115%)
(東 灘)	(499)	(507)	(551)	(583)	(635)	(127%)
(灘)	(662)	(692)	(756)	(878)	(909)	(137%)
(三 宮)	(408)	(414)	(463)	(501)	(549)	(135%)
(兵 庫)	(354)	(350)	(352)	(361)	(392)	(111%)
(北)	(754)	(761)	(806)	(829)	(869)	(115%)
(新長田)	(329)	(319)	(324)	(332)	(363)	(110%)
(須 磨)	(380)	(372)	(373)	(390)	(412)	(108%)
(垂 水)	(628)	(667)	(713)	(772)	(801)	(128%)
(西)	(797)	(826)	(878)	(944)	(949)	(119%)

※平成 21 年度の右欄は、平成 17 年度比。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

① 灘、垂水、西の3図書館（平成20年度指定管理者制度導入）

（単位：千円）

				灘 図 書 館	垂 水 図 書 館	西 図 書 館	備 考
指定管理者導入以前		直 営					
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	公 募	公 募	
第 1 期	平成 20 年度	神戸新聞・ TRCグループ	指定管理費	43,043	39,264	47,013	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	42,715	39,252	46,583	
	平成 22 年度	〃	指定管理費	42,959	39,310	46,883	
	平成 23 年度	〃（〃）	指定管理費	（〃）42,959	（〃）39,310	（〃）46,883	
			合 計	171,676	157,136	187,362	

② 兵庫、北、新長田の3図書館（平成21年度指定管理者制度導入）

（単位：千円）

				兵 庫 図 書 館	北 図 書 館	新 長 田 図 書 館	備 考
指定管理者導入以前		直 営					
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	公 募	公 募	
第 1 期	平成 21 年度	（兵庫・北） 大新東グループ （新長田） ㈱図書館流通 センター	指定管理費	46,797	73,341	37,043	
	平成 22 年度	〃	指定管理費	46,800	73,800	37,050	
	平成 23 年度	〃（〃）	指定管理費	（〃）46,800	（〃）73,800	（〃）37,050	
	平成 24 年度	〃（〃）	指定管理費	（〃）46,800	（〃）73,800	（〃）37,050	
			合 計	187,197	294,741	148,193	

③ 三宮、須磨の2図書館（平成22年度指定管理者制度導入）

（単位：千円）

				三宮図書館	須磨図書館	備考
指定管理者導入以前		直 営				
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	公 募	
第 1 期	平成22年度	神戸新聞・ TRCグループ	指定管理費	52,800	41,800	
	平成23年度	〃（〃）	指定管理費	（〃）52,800	（〃）41,800	
	平成24年度	〃（〃）	指定管理費	（〃）52,800	（〃）41,800	
	平成25年度	〃（〃）	指定管理費	（〃）52,800	（〃）41,800	
			合 計	211,200	167,200	

（4）指定管理制度導入後の収支比較

① 灘、垂水、西の3図書館（平成20年度指定管理者制度導入）

【灘図書館】

【垂水図書館】

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度
収 入		
指定管理料	43,043	42,715
支 出		
人件費	38,892	39,654
施設維持費等	11,637	12,019
計	50,530	51,673
収支差額	△7,487	△8,959

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度
収 入		
指定管理料	39,264	39,252
支 出		
人件費	35,219	31,046
施設維持費等	7,116	7,034
計	42,335	38,080
収支差額	△3,071	1,172

【西図書館】

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度
収 入		
指 定 管 理 料	47,013	46,583
支 出		
人 件 費	39,728	39,214
施設維持費等	12,563	12,550
計	52,292	51,764
収 支 差 額	△5,279	△5,181

② 兵庫、北、新長田の 3 図書館 (平成 21 年度指定管理者制度導入)

【兵庫図書館】

(単位：千円)

	平成 21 年度
収 入	
指 定 管 理 料	46,797
支 出	
人 件 費	31,617
施設維持費等	15,180
計	46,797
収 支 差 額	—

【北図書館】

(単位：千円)

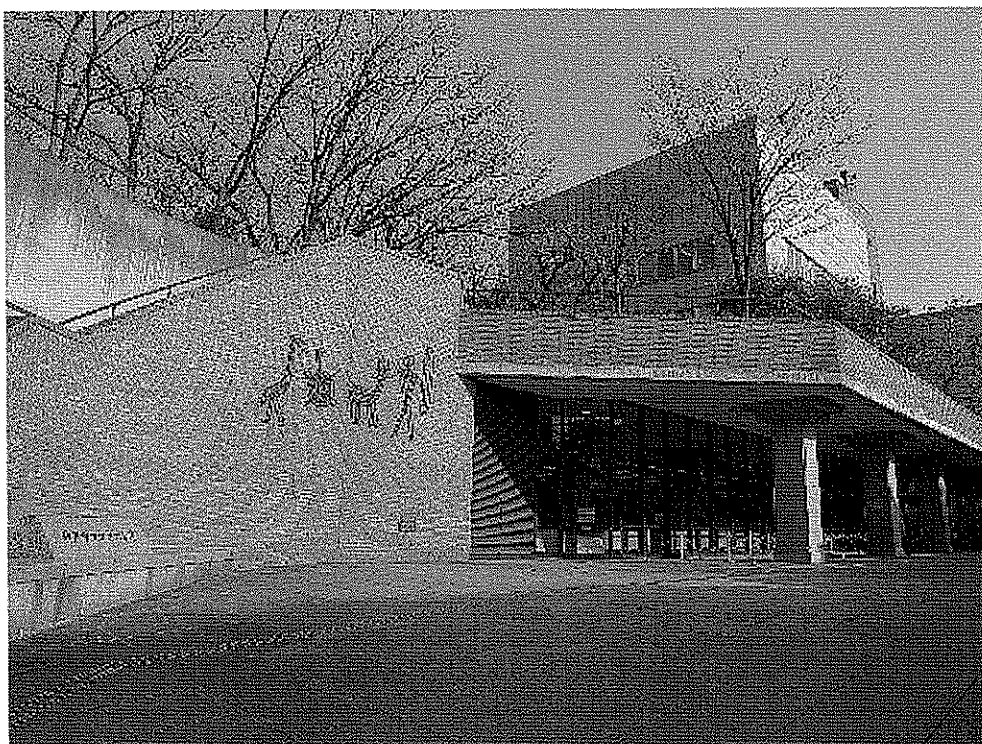
	平成 21 年度
収 入	
指 定 管 理 料	73,341
支 出	
人 件 費	53,602
施設維持費等	19,738
計	73,341
収 支 差 額	—

【新長田図書館】

(単位：千円)

	平成 21 年度
収 入	
指 定 管 理 料	37,043
支 出	
人 件 費	26,920
施設維持費等	4,974
計	31,894
収 支 差 額	5,149

【施設写真】
(中央図書館)



(東灘図書館)



(灘図書館)



(三宮図書館)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、入館カウンターで把握された利用者数を、集計シートに転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

料金収入はなし。

(3) 収支状況について

〔改善要望〕

灘図書館の実績報告書上、協定書で報告を求められている指定管理業務の収支状況が記載されていなかった。市は、この実績報告書を受理しており、指定管理業務のチェック体制に甘さがある。

(4) 指定管理者の選定について

指定管理者制度導入図書館は、全て第1期目であり、公募時の応募団体数は灘図書館が5団体、垂水図書館が7団体、西図書館が4団体、兵庫図書館が3団体、北図書館が3団体、新長田図書館が2団体であった。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成21年12月4日に合計6,422名を対象に全館対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は96.7%となっていた。

〔意見 - 17〕 神戸市立図書館は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

市では、中央図書館と東灘図書館以外の神戸市立図書館 8 施設について、平成 22 年度までに指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度導入の目的の一つは、施設運営コストの削減にあり、実際に、235～236 頁表のとおり、指定管理者制度導入図書館は、施設運営コストを削減しているが、このコスト削減は、指定管理者制度導入前に勤務していた市正規職員（図書館司書等）を市直営の中央図書館に移籍させたことによるもので、これにより中央図書館の運営コストは 237 頁表のとおり増加の一途を辿っており、結果として、神戸市立図書館の運営コスト合計も、238 頁表のとおり増加の一途を辿っている。指定管理者制度導入により導入施設の運営コストは減少しているが、実際は市の図書館運営コストは増え続けているのである。

神戸市立図書館は、図書館司書等の専門職員により運営されているため、図書館以外への人材の配置転換が進みにくく、施設運営コストを全体として削減するのは、短期的には相当困難なものと考えられる。また、そもそも、神戸市立図書館には、239 頁表のとおり選書や資料の収集など、教育・文化的に配慮が必要な業務が存在し、中・長期的な視点にたち業務を行わなければ、サービスの質の低下を招きかねない。

従って、神戸市立図書館は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

【平成 20 年度指定管理者制度導入図書館（灘、垂水、西）の市歳出比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市 直 営			指定管理制度導入	
支 出					
指 定 管 理 料	—	—	—	129,410	128,550
（ 灘 ）	（－）	（－）	（－）	（43,043）	（42,715）
（垂水）	（－）	（－）	（－）	（39,264）	（39,252）
（ 西 ）	（－）	（－）	（－）	（47,103）	（46,583）
人 件 費	145,517	145,605	148,119	—	—
（ 灘 ）	（47,968）	（48,449）	（49,464）	（－）	（－）
（垂水）	（47,494）	（48,407）	（49,374）	（－）	（－）
（ 西 ）	（50,055）	（48,749）	（49,281）	（－）	（－）
施設維持費等	38,145	36,805	35,634	15,047	14,055
（ 灘 ）	（17,401）	（15,966）	（15,914）	（7,091）	（6,331）
（垂水）	（11,465）	（10,932）	（10,675）	（7,956）	（7,724）
（ 西 ）	（9,279）	（9,907）	（9,045）	（－）	（－）
合 計	183,662	182,410	183,753	144,457	142,605
（ 灘 ）	（65,369）	（64,415）	（65,378）	（50,134）	（49,046）
（垂水）	（58,959）	（59,339）	（60,049）	（47,220）	（46,976）
（ 西 ）	（59,334）	（58,656）	（58,326）	（47,103）	（46,583）

（注 1）上表は、図書館に関する市の歳出推移である。平成 20～21 年度（指定管理者制度導入）は、人件費や施設維持費等に含まれる修繕費は、指定管理料に含めて支出されるため、人件費はゼロとなり、施設維持費等は共益費等のみとなる。

（注 2）平成 20 年度導入後の市の灘、垂水、西図書館費歳出額合計は前年比で 39 百万円（＝144,457 千円－183,753 千円）減少している。主な要因は、指定管理者制度導入に伴い、嘱託職員への切り替えを行う等によるコスト削減を行ったことによる。なお、直営時期の図書館の市正規職員（図書館司書等）は市直営図書館に移籍している。

【平成 21 年度指定管理者制度導入図書館（兵庫、北、新長田）の市歳出比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市 直 営				指定管理制度導入
支 出					
指定管理料	—	—	—	—	157,181
（兵 庫）	（—）	（—）	（—）	（—）	（46,797）
（ 北 ）	（—）	（—）	（—）	（—）	（73,341）
（新長田）	（—）	（—）	（—）	（—）	（37,043）
人 件 費	163,196	155,400	154,655	141,942	—
（兵 庫）	（45,961）	（36,845）	（37,797）	（37,265）	（—）
（ 北 ）	（71,305）	（71,885）	（69,451）	（67,864）	（—）
（新長田）	（45,930）	（46,670）	（47,407）	（36,813）	（—）
施設維持費	41,953	40,953	42,703	43,503	22,867
（兵 庫）	（9,039）	（9,042）	（9,392）	（10,223）	（—）
（ 北 ）	（30,152）	（30,160）	（29,914）	（30,210）	（21,836）
（新長田）	（2,762）	（1,751）	（3,397）	（3,070）	（1,031）
合 計	205,149	196,353	197,358	185,445	180,048
（兵 庫）	（55,000）	（45,887）	（47,189）	（47,488）	（46,797）
（ 北 ）	（101,457）	（102,045）	（99,365）	（98,074）	（95,177）
（新長田）	（48,692）	（48,421）	（50,804）	（39,883）	（38,074）

（注 1）上表は、図書館に関する市の歳出推移である。平成 21 年度（指定管理者制度導入）は、人件費や施設維持費等に含まれる修繕費は、指定管理料に含めて支出されるため、人件費はゼロとなり、施設維持費等は共益費等のみとなる。

（注 2）平成 21 年度導入後の市の兵庫、北、新長田図書館費歳出額合計は前年比で 5 百万円（＝180,048 千円－185,445 千円）減少している。主な要因は、指定管理者制度導入に伴い、嘱託職員への切り替えを行う等によるコスト削減を行ったことによる。なお、直営時期の図書館の市正規職員（図書館司書等）は市直営図書館に移籍している。

【平成 21 年度指定管理者制度導入未済図書館（中央、三宮、須磨、東灘）の市歳出比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市 直 営				
支 出					
人 件 費	538,596	536,478	545,999	595,446	665,967
（中央）	(381,813)	(386,875)	(393,400)	(445,479)	(467,338)
（三宮）	(63,063)	(64,248)	(65,559)	(64,313)	(65,104)
（須磨）	(46,022)	(36,798)	(37,476)	(37,031)	(64,798)
（東灘）	(47,698)	(48,557)	(49,564)	(48,623)	(68,727)
施設維持費	364,123	355,861	377,556	382,461	382,497
（中央）	(347,075)	(339,554)	(361,823)	(365,834)	(366,312)
（三宮）	(7,886)	(7,595)	(7,518)	(7,686)	(7,792)
（須磨）	(5,365)	(5,258)	(5,050)	(4,954)	(4,993)
（東灘）	(3,797)	(3,454)	(3,165)	(3,987)	(3,400)
合 計	902,719	892,339	923,555	977,907	1,048,464
（中央）	(728,888)	(726,429)	(755,223)	(811,313)	(833,650)
（三宮）	(70,949)	(71,843)	(73,077)	(71,999)	(72,896)
（須磨）	(51,387)	(42,056)	(42,526)	(41,985)	(69,791)
（東灘）	(51,495)	(52,011)	(52,729)	(52,610)	(72,127)

（注 1）上表は、図書館に関する市の歳出推移である。

（注 2）指定管理者制度導入未済の市直営図書館については、平成 21 年度支出合計が 4 館合計で、1,048 百万円であり、平成 17 年度比で 145 百万円（＝902,719 千円－1,048,464 千円）の支出増加となっている。主な要因は、他図書館の指定管理者制度導入に伴い、市直営の時期に他図書館に勤務していた市正規職員（図書館司書等）の受け入れ先となったこと等による。

（注 3）三宮、須磨図書館は、平成 22 年度より指定管理者制度を導入している。

【全図書館の市歳出比較】

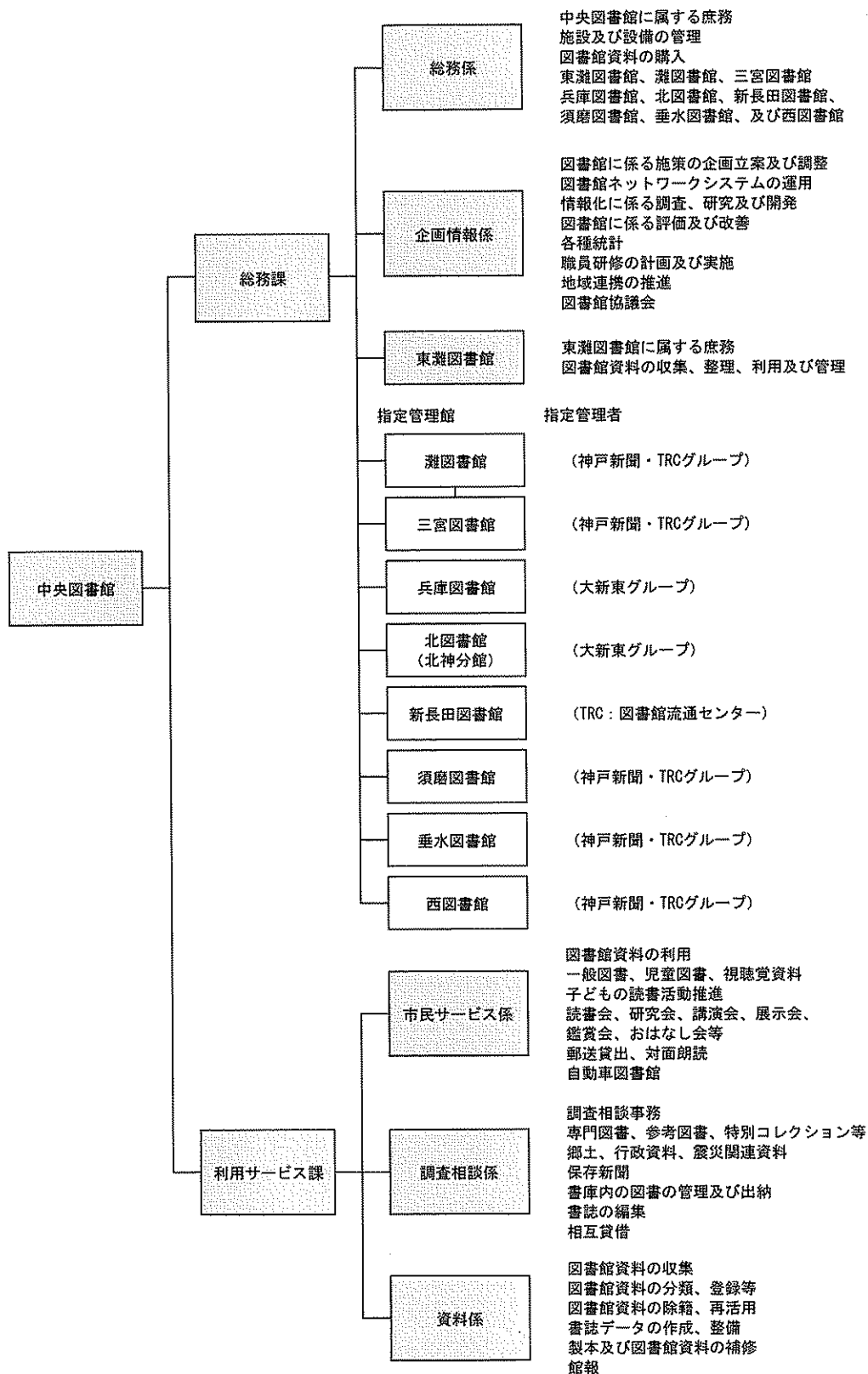
(単位：千円)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
合 計		1,291,530	1,271,102	1,304,666	1,307,809	1,371,117
平成 20 年度 指定管理者 制度導入	(灘)	(65,369)	(64,415)	(65,378)	(50,134)	(49,046)
	(垂水)	(58,959)	(59,339)	(60,049)	(47,220)	(46,976)
	(西)	(59,334)	(58,656)	(58,326)	(47,103)	(46,583)
平成 21 年度 指定管理者 制度導入	(兵庫)	(55,000)	(45,887)	(47,189)	(47,488)	(46,797)
	(北)	(101,457)	(102,045)	(99,365)	(98,074)	(95,177)
	(新長田)	(48,692)	(48,421)	(50,804)	(39,883)	(38,074)
平成 21 年度 指定管理者 制度導入未済	(中央)	(728,888)	(726,429)	(755,223)	(811,313)	(833,650)
	(三宮)	(70,949)	(71,843)	(73,077)	(71,999)	(72,896)
	(須磨)	(51,387)	(42,056)	(42,526)	(41,985)	(69,791)
	(東灘)	(51,495)	(52,011)	(52,729)	(52,610)	(72,127)

(注 1) 上表は、全図書館に関する市の歳出推移である。網掛部分が指定管理者制度導入後の歳出である。

(注 2) 指定管理者制度導入により、指定管理者制度導入図書館の市歳出額は減少傾向にあるが、一方で、市直営図書館の歳出が増加傾向にあり、全体として図書館の歳出は増加している。

【中央図書館の組織図及び業務内容】



(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	公園 砂防 管理課	布引ハイパースクエア	E	清里ハイランドパーク(株)	神戸リゾートサービス(株)	250,016	224,735	218,376	公募	1	[指摘事項-20]
2		相楽園	F	神戸市造園共同企業体	神戸市造園協会・ 神戸市公園緑化協会 グループ	17,834	35,432	33,833	公募	2	
3		森林植物園	A	(財)神戸市公園緑化協会	(財)神戸市公園緑化協会	223,327	164,152	162,387	公募	2	
4		離宮公園	B	(財)神戸市公園緑化協会	(財)神戸市公園緑化協会・ 神戸市造園協会 グループ	213,024	190,146	183,091	公募	2	[意見-18]
5		神戸総合運動公園	A	(財)神戸市公園緑化協会	(財)神戸市公園緑化協会	552,586	508,399	566,778	公募	3	
6		北神戸田園スポーツ 公園	D	神戸電鉄(株)	神戸電鉄(株)	94,745	111,665	112,384	公募	3	[指摘事項-21]
7		北須磨文化センター	C	(財)神戸市民文化振興財団	シンコースポーツ・ 日本管財グループ	129,181	109,522	123,802	公募	3	
8		住吉公園テニス コート 大和公園テニス コート	F	(財)神戸市公園 緑化協会・ 酒井テニス企画 グループ	—	5,850 ※平成20年度	3,675 ※12月～3月	同左	公募	1	
9		大原山公園テニスコ ート・駐車場 榎谷公園テニス コート・駐車場	F	神戸市公園緑化協会・ ITCグループ	—	5,376 ※平成20年度	利用料金制 のため、指定 管理料の支 払いなし	同左	公募	1	
10		住吉公園駐車場 大和公園駐車場	F	アミノ・アミノマネジメント サービス 住吉公園他指定管理者共同 事業体	—	—	2,765 ※12月～3月	同左	公募	3	
11		しあわせの森 (しあわせの村)	B	(財)こうべ市民福祉 振興協会	しあわせの村運営 共同事業体	(建設局負担 分のみ) 734,473	(建設局負担 分のみ) 687,056	(建設局負担 分のみ) 683,678	公募	1	[指摘事項-17] [指摘事項-18] [意見-14]

(注) しあわせの村は複合施設であり、村内には180頁のとおり、保健福祉局所管の施設と建設局所管の施設の施設とがある。
上表の「しあわせの森」は上記建設局所管の施設であり、指摘事項や意見は、173頁～184頁に記載している。

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		指定管 理料	応 募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
		市立三宮駐車場		パーク24(株)	神戸電鉄(株)	219,779	166,004	154,472	公募		
		市立花隈駐車場		神戸地下街(株)	神戸不動産(株)	54,772	36,784	34,407	公募		
		市立赤川公園駐車場			神戸電鉄(株)	46,229	34,327	30,634	公募		
		市立和田岬駅前駐車場		国際整備保証神戸(株)(現:国際ラ イフパートナー(株))	国際ライフパートナー(株)	19,995	17,200	19,471	公募		自転車駐車場と一体
		市立長田北町駐車場		(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	31,681	23,823	22,896	公募		
		市立鈴蘭台駐車場		(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	11,384	8,174	33,984	公募		
		市立新長田駐車場		パーク24(株)	パーク24(株)	17,056	15,673	46,167	公募		
		市立新長田駅前駐車場		パーク24(株)	パーク24(株)	10,467	9,379	8,634	公募		
		市立舞子駅前駐車場		(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	45,546	42,704	32,563	公募		
		市立自転車駐車場		パーク24(株)	パーク24(株)	29,585	29,682	43,535	公募		
		市立自転車駐車場 (東部管内)		日駐管理(株)	(株)駐輪サービス		90,850 ※5月～	◎ 231,583	公募		
		市立自転車駐車場 (中部管内)		(財)神戸市都市整備公社	日駐管理(株)		63,784 ※5月～		公募		
		市立自転車駐車場 (北部管内)		(財)神戸市都市整備公社	日駐管理(株)		41,047 ※5月～	107,578	公募		
		市立自転車駐車場 (西部管内)		(財)神戸市都市整備公社	サイカバパーキング(株)		86,226 ※5月～	83,939	公募		
		市立自転車駐車場 (通水管内)		神戸中央不動産事業協同組合	(株)駐輪サービス		88,739 ※5月～		公募		
		市立自転車駐車場 (西管内)		(財)神戸市都市整備公社	(株)駐輪サービス	573,716	51,315 ※5月～	(◎に含む)	公募		
		市立JR住吉駅前 自転車駐車場		NPOコミュニティ・ サポーターセンター神戸	NPOコミュニティ・ サポーターセンター神戸		11,258 ※8月～	17,761	公募		
		市立阪神御影駅前 自転車駐車場		NPO東灘地域創り合い ネットワーク	NPO東灘地域創り合い ネットワーク		5,159 ※8月～	8,120	公募		
		市立和田岬駅前 自転車駐車場		国際ライフパートナー(株)	国際ライフパートナー(株)		6,924	7,000	公募		駐車場と一体
		市立蔵股駅前 自転車駐車場		NPOたかとり コミュニティセンター	NPOたかとり コミュニティセンター		7,702 ※8月～	18,467	公募		
		市立蔵股駅前 自転車駐車場		NPO緑しおや ※平成19年度～平成20年度	NPO緑しおや		13,354 ※平成19年4月～	14,273	公募		

建設局

布引ハーブ園〔Eタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	布引ハーブ園			設 置 年 月	平成 3 年 10 月
所 在 地	布引ハーブ園：神戸市中央区葺合町、加納町 1 丁目、北野町 1 丁目ほか (新神戸ロープウェー：神戸市中央区北野町 1-4-3)				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	森林の防災対策と神戸の地理的条件を生かした観光資源				
設 置 の 経 緯	平成 3 年 10 月ハーブ園のオープンとともにロープウェーも供用開始され、当初年間約 200 万人の利用があったが、近年は減少傾向が続いているため、平成 22 年度から PFI 事業方式によりロープウェーおよびハーブ園の一体的運営を行っている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地			ラベンダー園、スパイス工房等	参考：布引公園（全体） 458,283.89 ㎡、3,215,919 千円	
建 物				参考：布引公園（全体） 9,948 ㎡、3,378,970 千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
布 引 公 園	369	26,601	290	32,296	293	32,338	286	31,929	274	31,911

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	250,016	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	清里ハイランドパーク側	指定管理費	224,735	
	平成19年度	〃	指定管理費	221,923	
	平成20年度	〃	指定管理費	218,339	
	平成21年度	〃	指定管理費	218,376	
			合計	883,373	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	神戸リゾートサービス側	指定管理費	252,460	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)258,025	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)258,025	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)258,025	
			合計	1,026,535	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

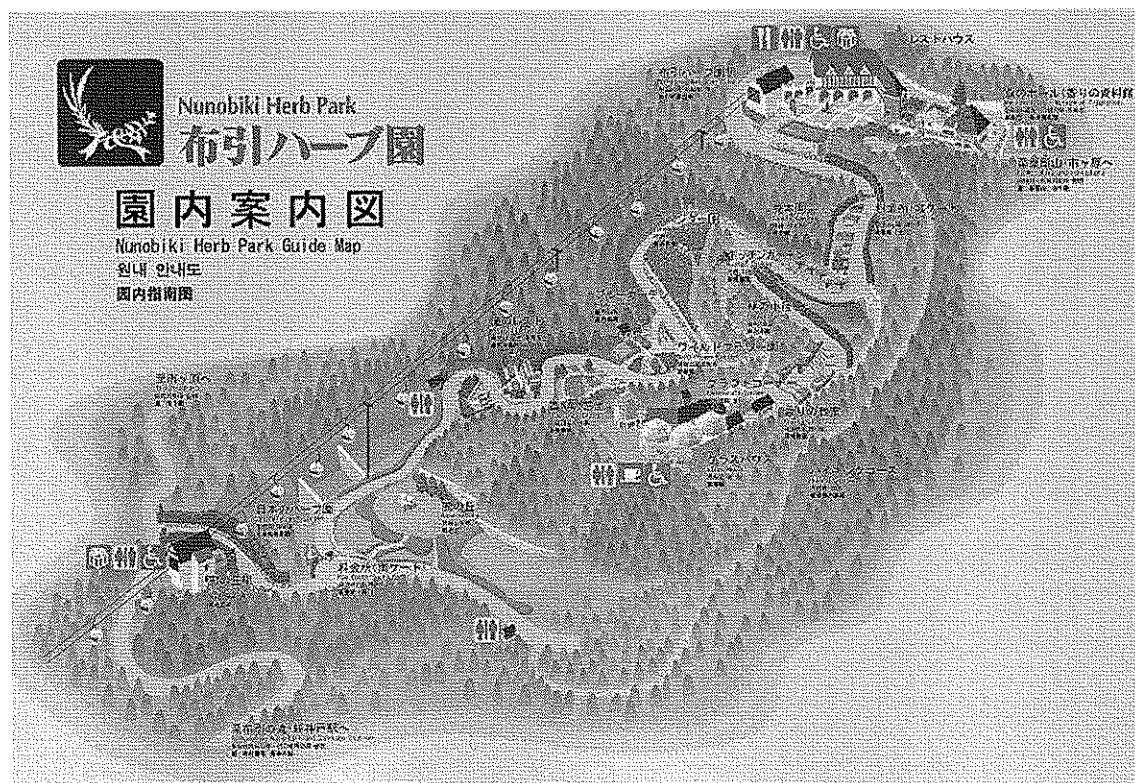
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	170,018					
指定管理料		224,735	221,923	218,339	218,376	252,460
緑地事業補助金	79,998					
自主事業売上	24,966	17,273	69,312	75,759	59,074	13,190
計	274,982	242,008	291,235	294,098	277,450	265,650
支出						
人件費	119,300	52,318	38,979	42,652	34,811	69,508
イベント等経費	8,937	6,175	9,575	9,829	8,368	15,750
園地・設備管理等外注費	79,314	109,873	100,077	99,627	90,090	116,575
光熱水費	32,114	26,390	28,531	26,979	20,132	22,260
消耗備品費	9,099	10,498	12,619	3,177	1,083	2,100
その他事務等経費	7,541	37,992	40,797	43,089	24,640	26,267
(再掲)委託費	—	(21,307)	(83,786)	(92,307)	(77,806)	0
自主事業経費	15,086	20,163	64,038	65,442	50,895	15,561
計	271,391	263,409	294,616	290,795	230,019	268,021
収支差額	3,591	△21,401	△3,381	3,303	47,431	△2,371

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、ゲート料金所でのカウンターや一定の仮定に基づく推計計算により算出した利用者数に基づき、日次管理資料である「ハーブ園売上集計」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「神戸市立布引ハーブ園 概況」・「ハーブ園集計表」・「清里ハイランドパーク株式会社神戸事業所 2009 年度営業成績比較」を作成し、年次集計結果を「神戸布引ハーブ園指定管理業務 実施報告書」の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、各ゲートの料金箱に投入された料金収入等に基づき、日次管理資料である「ハーブ園売上集計」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「神戸市立布引ハーブ園 概況」・「ハーブ園集計表」・「清里ハイランドパーク株式会社神戸事業所 2009 年度営業成績比較」を作成し、年次集計結果を「神戸布引ハーブ園指定管理業務 実施報告書」の中で市に報告している。

なお、南ゲート料金所は無人の状態（料金所付近には有人の売店は存在する）で、単にゲート付近に料金箱が設置されているのみであり、規定料金を支払わずとも容易に有料入園ゾーンへ入園することが可能な状態である。

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「布引ハーブ園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。但し、指定管理者は5月決算会社であるため、管理運営期間（4月～3月）との間で収支金額にズレが生じることとなるが、平成21年度については、収支金額を管理運営期間（4月～3月）に調整する資料が提示されなかったため、指定管理料を除き、調整前の資料に基づくものである。

なお、平成18年度より指定管理者制度が導入されたことにより、市派遣職員に対する補助金支給が廃止されている。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「布引ハーブ園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、**市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。**市における実績報告書のチェックは不十分であり、**指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備すべきである。**

また、指定管理者の決算期が3月以外の場合には、指定管理業務の収支状況を管理運営期間（4月～3月）に調整した上で市へ報告させるよう、市は指定管理者に対して指導・監督すべきである。

（4）指定管理者の選定について

第1期及び第2期ともに、公募時の応募団体数は1団体のみである。

なお、布引ハーブ園は、当初は年間200万人の利用者があったが、近年は利用者数の減少傾向が続いており、老朽化しつつある施設の大規模更新や効率的な運行システムの構築が求められ、また、布引ハーブ園の魅力向上による集客力強化が求められる状況となった。そのため、市は、民間事業者の優れたノウハウを活用してロープウェー施設の更新とロープウェー及び布引ハーブ園事業の運営を一体的に行うことにより、財政負担の縮減や市民・観光客へのサービス向上を図ることを目的として、平成22年度より新神戸ロープウェー及び布引ハーブ園の一体的運営を実施することとなった。運営期間は平成22年4月から平成38年3月まで（16年間）であり、新神戸ロープウェーの改修・運営事業はPFI事業として、布引ハーブ園の運営事業は指定管理事業として神戸リゾートサービス（株）が一体的に行うこととなった。

今後、神戸リゾートサービス（株）は、新神戸ロープウェーの料金収入、市から収受するPFI事業費（初期投資に係る総額の一部）及びハーブ園の指定管理業務に係る指定管理料により、新神戸ロープウェー及びハーブ園の一体的運営を行っていくことになる。

（5）満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査（有料公園等）委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率^{（注1）}は99%と高い値を示している。

(注 1) 建設局所管施設の満足度調査は、「利用目的」・「利用しやすさ」・「営業時間」・「設備の状況」・「花壇等」・「園内移動案内表示」・「清掃状況」・「応対状況」・「レストラン物販」などにつき、「よい」・「普通」・「悪い」の選択肢を設けて回答する形式を採用しており、満足度は以下の計算式により算出している（布引ハーブ園以外の施設も同様）。

$$\text{満足度} = \frac{\text{満足（よい）} + \text{普通}}{\text{満足（よい）} + \text{普通} + \text{不満（悪い）}}$$

〔指摘事項－20〕 南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも有料ゾーンに入園出来る状況が常態化し、合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。

布引ハーブ園の利用客の多くは、新神戸ロープウェーの「北野 1 丁目駅」で乗車し、六甲山の中腹に位置する「風の丘駅」か、山頂付近にある終着駅の「布引ハーブ園駅」で下車するか、新神戸付近から各駅に繋がるハイキング道を上って施設へ向かっている。両駅とも、駅周辺は無料入園ゾーンであるが、「風の丘駅」付近にある南ゲート料金所と「布引ハーブ園駅」付近にある北ゲート料金所に囲まれた有料入園ゾーンに入園するためには、各料金所で入園料（大人（高校生以上）：200 円、中学生：100 円、6 歳以上：100 円）を支払う必要がある。

布引ハーブ園の過去 4 年間の入園者数の推移は下表の通りである。

（単位：人）

	有料ゾーン 入園者数（A）	無料ゾーン 入園者数（B）	合計入園者数 （C）
平成 18 年度	210,931	78,941	289,872
平成 19 年度	209,729	83,282	293,011
平成 20 年度	218,784	68,057	286,841
平成 21 年度	224,164	49,668	273,832

布引ハーブ園の入園者数は、以下の方法で集計され、市に対して報告されている。

➤ 有料ゾーン入園者数（A）

北ゲート：北ゲート料金所におけるカウンターでのカウント数

南ゲート：①料金箱での徴収金額÷100 円で算出した人数、②新神戸ロープウェー「布引ハーブ園駅」乗車人員×20%（雨天の場合は 10%）で算出した人数、③南ゲートからの団体入園者数の合計人数

➤ 無料ゾーン入園者数（B）

合計入園者数から有料ゾーン入園者数を控除して算出した人数

➤ 合計入園者数（C）

①新神戸ロープウェー「北野町 1 丁目駅」におけるカウント数、②有料ゾーンの南ゲート入園者数の合計人数

上記方法の場合、南ゲートからの入園者は実際の入園者数ではなく、料金箱での

徴収金額や新神戸ロープウェーの乗車人数等から一定の仮定に基づき算出した推計入園者数であるが、料金箱での徴収金額からは一律子供料金で人数を算出し、また平日と休日、繁忙期（春・秋）と閑散期（冬）の区分等を設けることなく、年間を通じて同一の計算方法により入園者数を推計しており、合理性に疑問が残る。

また、指定管理者への質問及び現地視察等を実施した結果、北ゲート料金所では職員が常時 1 名待機し、料金徴収（実際は、料金箱が設置され、入園者が自ら料金箱に料金を投入する形式であり、職員が直接料金を徴収する形式ではない）を行っていた。しかし、南ゲート料金所は無人の状態（料金所付近には有人の売店は存在する）で、単にゲート付近に料金箱が設置されているのみであることから、正確に入園者数を把握することが出来ず、規定料金を支払わずとも容易に有料入園ゾーンへ入園することが可能な状態である。

指定管理者は、「布引ハーブ園に関する指定管理協定書」第 3 条^(注 1)に基づき、施設の料金収入を適切に徴収し、市へ納付する責務を負っている。入園者数と料金収入は相関関係にあることから、市へ納付された料金収入が適切か否かを検証するに当たっては、入園者数を正確に把握していることが前提条件であるが、現状では、入園者数と料金収入の相関関係は崩壊している。

また、布引ハーブ園は、六甲山の斜面に設けられており、園内の道の勾配は非常に急であることから、利用者の多くが北ゲート料金所から入園し、坂道を下って南ゲート料金所から退園するため、南ゲート料金所からの入園者は限定的であると想定し、費用対効果の面から料金所の有人化は行っていないとのことである。しかし、南ゲート料金所のすぐ近くに布引ハーブ園の名所の一つである「風の丘ラベンダー園」や「芝生広場」等があり、指定管理者自らが新神戸ロープウェー「布引ハーブ園駅」乗車人員の 20%（雨天の場合は 10%）は南ゲートから入場すると想定している。従って、南ゲート料金所からの入園者が限定的であると言えるか疑問が残るとともに、南ゲート料金所では入園料の徴収漏れが発生している可能性が高く、有料入園ゾーンの利用者間で公平性を欠く状況が常態化している。

そのため、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない点で問題である。

施設の料金収入が市の歳入になる以上、市は料金収入を可能な限り網羅的に徴収するよう指導すべきであり、また、料金収入の納付が正確かつ網羅的に行われているか否かを事後的に検証するために、入園者数を可能な限り正確に捕捉するよう指導すべきである。

(注 1)「布引ハーブ園に関する指定管理協定書」第 3 条

乙（指定管理者）は、条例（神戸市都市公園条例）第 23 条の 2 第 1 項に定める業務に係る使用料を徴収する。

建設局

相楽園〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	相楽園			設 置 年 月	昭和 16 年 11 月
所 在 地	神戸市中央区中山手通 5 丁目 3 番 1 号				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	地域、ひいては市民の文化的な核をめざす				
設 置 の 経 緯	元神戸市長小寺謙吉氏の先代小寺泰次郎氏の本邸に営まれた庭園で、明治 18 年頃から築造に着手され、明治末期に完成した。昭和 16 年以降神戸市の所有となり中国の古書『易経』の一節にある「和悦相楽（わしてよろこびあいたのしむ）」からとって「相楽園」と名づけられ、一般に公開されるようになった。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地		14,180	記念石、池、滝等		参考：相楽園 18,257.00 ㎡、 5,203,245 千円
建 物		160	管理事務所等		参考：相楽園 30,280 千円

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
相 楽 園	81	11,698	76	11,435	85	11,910	83	11,101	103	13,900

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	17,834	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	神戸市造園共同企業体	指定管理費	35,432	
	平成19年度	〃	指定管理費	33,463	
	平成20年度	〃	指定管理費	30,997	
	平成21年度	〃	指定管理費	33,833	
			合計	133,725	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	神戸市造園協会・ 神戸市公園緑化協会グループ (代表者(社)神戸市造園協会)	指定管理費	35,000	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)35,000	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)35,000	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)35,000	
			合計	140,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	17,834					
指定管理料		35,432	33,464	30,997	33,833	35,000
自主事業収入	193	659	1,164	1,477	1,719	1,450
計	18,027	36,091	34,628	32,475	35,552	36,450
支出						
人件費	5,367	22,374	22,393	19,546	19,953	20,400
イベント等経費	4,825	2,693	1,984	1,505	1,080	1,800
園地・設備管理等外注費	16,278	7,582	5,042	7,138	7,108	8,600
光熱水費	3,005	2,861	2,891	2,893	2,824	2,800
消耗備品費	327	0	0	0	0	300
その他事務等経費	707	1,579	1,941	1,514	1,406	2,100
(再掲)委託費	—	(2,190)	(1,862)	(1,848)	(1,843)	(2,000)
自主事業経費	—	243	404	440	386	450
計	30,509	37,332	34,655	33,036	32,757	36,450
収支差額	△12,482	△1,241	△27	△561	2,795	0

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「入園者数・料金日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「相楽園入園料収入・入園者数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告」の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度の入園者数は 102,508 人であり、その内訳は有料入園者数が 52,344 人、無料入園者数が 50,164 人である。入園者数の約半分が無料入園者であるが、下表のとおり、第 1 期の指定期間を通じて同一傾向と言える。

【入園者数推移（平成 18 年度～平成 21 年度）】

（単位：人）

	有料入園者数 (A)	無料入園者数 (B)	合 計 (C)	無料入園者数割合 (B) / (C)
平成 18 年度	41,594	34,416	76,010	45.2%
平成 19 年度	44,454	40,643	85,097	47.7%
平成 20 年度	42,093	41,184	83,277	49.4%
平成 21 年度	52,344	50,164	102,508	48.9%

(2) 料金収入について

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「入園者数・料金日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「相楽園入園料収入・入園者数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告」の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度は、8 月開催イベント「にわのあかり」や 11 月開催イベント「菊花展」等の集客が好調であったため、(1) に記載のとおり有料入園者数が増加したことに伴い、料金収入も増加している。

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「相楽園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。

「1 (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成 17 年度まで（財）神戸市公園緑化協会（以下、「緑化協会」という。）が管理業務を受託しており、園地管理等の業務を外部へ委託していたが、平成 18 年度より指定管理者が神戸市造園共同企業体となり、指定管理者が自

ら園地管理等の業務の多くを実施することとなったため、人件費が増加する一方、園地・設備管理等外注費が減少している。

また、指定管理者制度導入前は、本来市が負担すべき管理費用の一部を緑化協会が負担していたが、第1期の指定管理者の公募に当たり、募集要項において平成13年度～平成15年度の委託事業の管理受託者（緑化協会）における運営管理費が開示され、第1期の指定管理者（神戸市造園共同企業体）が当該情報を基礎として指定管理料の積算を行ったため、指定管理者制度導入後の委託料の方が倍増する結果となっている。

【平成17年度と平成21年度の委託料と運営管理費の比較】

（単位：千円）

	平成17年度	平成21年度
委託料（指定管理料）	17,834	33,833
運営管理費※	30,509	32,371

※自主事業を除く

【改善要望】

- ① 上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「相楽園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備すべきである。
- ② 指定管理者は、指定管理業務を遂行するに当たり、指定管理者制度移行以前に施設の管理者であった緑化協会が再委託していた下記の業務につき、引き続き同一業者へ再委託しているが、当該再委託に係る契約書が締結されていなかった。
今後、指定管理者が指定管理業務の再委託を行う場合には、指定管理業務の再委託先一覧表等の作成を義務付け、委託契約書の写しとともに、市へ提出させる体制を整備すべきである。

【委託契約書が未締結であった主な再委託業務】

主な再委託業務内容	平成21年度委託費
池浄化装置管理業務	1,260千円
警備サービス業務	425千円

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は8団体、第2期公募時の応募団体数は2団体である。

第1期指定管理者である神戸市造園共同企業体は、神戸市造園協力会の一員である山手造園土木(株)、関西造園土木(株)、神戸企業(株)、小西造園(株)、神鋼総合サービス(株)、神港農園芸(株)、(株)対馬造園店、津田造園土木(株)の8社で構成されているため、第1期と第2期の運営主体に実質的な変更はない。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査(アンケート調査)を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査(有料公園等)委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は100%と非常に高い値を示しており、個別質問項目の中でも、「レストラン物販」を除く全ての項目で多くの回答者が「よい」と回答している。

(財)神戸市公園緑化協会が指定管理者に選定されている施設

建設局

森林植物園〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	森林植物園			設 置 年 月	昭和 15 年 2 月
所 在 地	神戸市北区山田町上谷上字長尾 1-2 他				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	六甲山の山なみと自然を背景に、端正な樹形をした針葉樹を林として植栽し、四季を彩る落葉樹や花木をそえる				
設 置 の 経 緯	昭和 15 年開設 昭和 27 年博物館相当施設指定 昭和 46 年アジサイ園整備開始 平成 18 年度より指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		1,426,000	学習の森、スポーツ広場、 多目的広場等	参考：森林植物園（全体） 2,556,361.66 ㎡ 12,726,017 千円	
建 物		1,104	森林展示館	参考：森林植物園（全体） 403,150 千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
森林植物園	240	40,609	242	38,400	246	39,239	231	36,594	234	35,261

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	223,327	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	164,152	
	平成19年度	"	指定管理費	165,099	
	平成20年度	"	指定管理費	162,710	
	平成21年度	"	指定管理費	162,387	
			合計	654,368	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	161,809	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)161,740	
	平成24年度	"()"	指定管理費	()161,671	
	平成25年度	"()"	指定管理費	()161,602	
			合計	646,822	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (決算)	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	87,533					
指定管理料		164,152	165,099	162,710	162,387	161,809
緑地事業補助金	135,794					
自主事業売上	31,146	30,188	32,128	30,501	33,572	32,485
計	254,473	194,340	197,227	193,211	195,959	194,294
支出						
人件費	163,434	88,652	86,041	77,974	75,349	77,202
イベント等経費	14,106	14,299	13,064	14,787	14,271	15,272
園地・設備管理等外注費	45,570	43,224	44,494	45,710	47,521	49,305
光熱水費	9,634	6,776	6,276	6,601	6,824	6,360
消耗備品費	8,029	7,703	11,074	11,074	12,983	11,258
その他事務等経費	6,372	14,825	15,896	20,101	15,286	16,992
(再掲)委託費	(21,914)	(28,775)	(26,685)	(27,328)	(29,540)	(29,690)
自主事業経費	16,270	14,664	15,556	12,476	13,674	14,080
計	263,415	190,143	192,401	188,723	185,908	190,469
収支差額	△8,912	4,197	4,826	4,488	10,051	3,825

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



[illegible]

建設局

離宮公園〔Bタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	離宮公園			設 置 年 月	昭和 40 年 4 月
所 在 地	神戸市須磨区東須磨 1-1、1-2、若木町 4 丁目 22-3、24、水野町 6				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	豊かな緑、四季に変化する多くの花木や草花を始め、恵まれた眺望や変化に富んだ造形美を生かし、潤いと安らぎのある市民の憩いの場（オアシス）をめざす				
設 置 の 経 緯	大正 3 年武庫離宮整備 昭和 40 年供用開始 平成 18 年度から指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		826,000	噴水池、鑑賞芝生、花壇等	参考：離宮公園（全体） 1,082,819.50㎡ 79,476,446 千円	
建 物		1,254	レストハウス、鑑賞温室等	参考：離宮公園（全体） 391,000 千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
離 宮 公 園	223	46,209	210	35,887	253	41,472	250	39,495	223	36,559

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	213,024	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	190,146	
	平成19年度	"	指定管理費	193,519	
	平成20年度	"	指定管理費	189,235	
	平成21年度	"	指定管理費	183,091	
			合計	755,991	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(財)神戸市公園緑化協会・ 神戸市造園協会グループ 代表者(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	186,289	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)186,182	
	平成24年度	"()	指定管理費	()185,575	
	平成25年度	"()	指定管理費	()185,468	
			合計	743,514	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

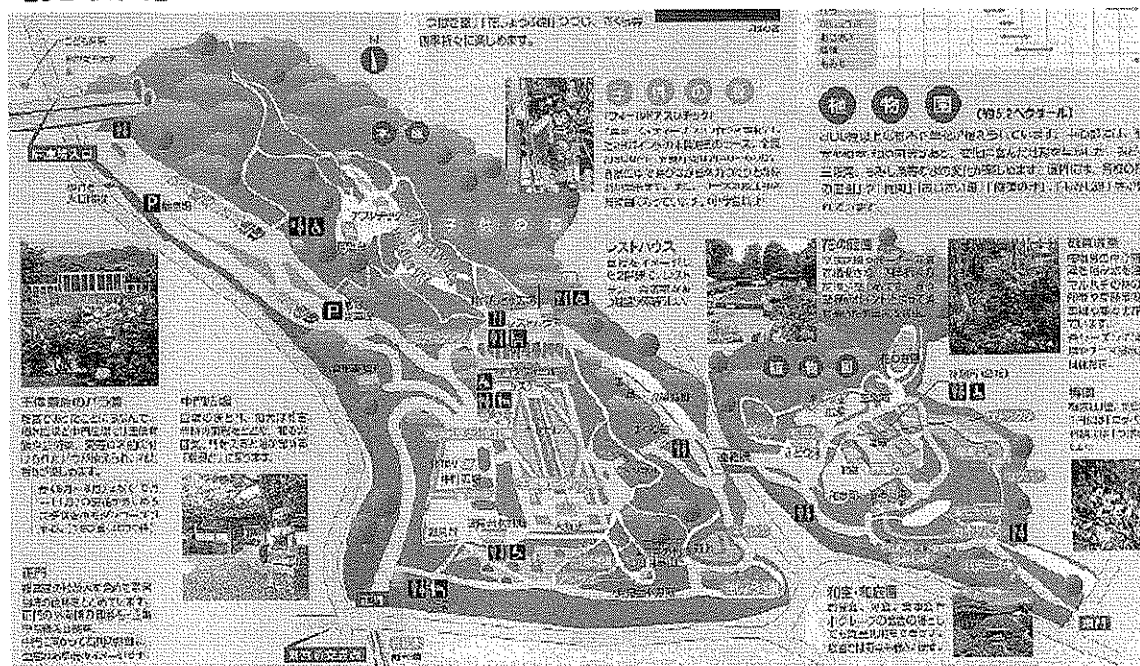
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	112,374					
指定管理料		190,146	193,519	189,235	183,091	186,289
緑地事業補助金	100,650					
自主事業売上	5,125	25,461	31,028	28,075	27,712	27,494
計	218,149	215,607	224,547	217,310	210,803	213,783
支出						
人件費	133,756	62,407	60,488	60,562	58,245	58,945
イベント等経費	7,784	6,874	9,167	8,325	8,474	8,900
園地・設備管理等外注費	52,973	82,524	78,927	82,875	73,885	76,444
光熱水費	25,606	22,202	22,056	21,745	23,663	22,200
消耗備品費	13,222	14,690	14,881	14,833	18,550	10,023
その他事務等経費	5,370	16,388	20,385	12,522	18,263	17,575
(再掲)委託費	(18,458)	(36,373)	(36,542)	(34,745)	(14,249)	(2,803)
自主事業経費	2,127	11,819	12,822	12,718	9,597	16,618
計	240,838	216,904	218,726	213,580	210,677	210,705
収支差額	△22,689	△1,297	5,821	3,730	126	3,078

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



建設局

神戸総合運動公園〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸総合運動公園			設 置 年 月	昭和 59 年 10 月
所 在 地	神戸市須磨区緑台				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	国際試合ができる公式競技施設と市民のレクリエーション施設が一体となった神戸を代表する総合運動公園				
設 置 の 経 緯	昭和 54 年から整備開始 昭和 59 年 10 月供用開始 平成 18 年度から指定管理者制度導入 平成 18 年度国体開催のため随意指定 平成 19 年度から公募による指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		53,500	神戸総合運動公園	参考：神戸総合運動公園（全体） 384,300.67 ㎡ 35,296,072 千円	
建 物		83,000	陸上競技場、他運動施設	参考：神戸総合運動公園（全体） 16,208,600 千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：件、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
神戸総合運動公園										
陸 上 競 技 場	237	24,564	187	17,189	287	25,220	236	59,511	254	18,952
補助陸上競技場	1,124	3,284	1,046	3,108	1,249	3,352	954	2,783	1,790	3,658
体 育 館	456	39,603	341	31,722	447	38,729	553	42,828	547	44,257
補 助 体 育 館	2,196	6,756	1,766	5,496	2,293	7,550	2,488	7,407	2,626	8,133
テニスコート	5,213	34,590	5,437	24,963	5,098	33,970	4,748	32,077	4,535	31,126
球 技 場	524	3,192	407	2,917	574	2,311	515	2,169	473	2,135
第 2 球 技 場	147	1,763	70	1,653	82	1,041	96	1,218	140	1,301
野 外 ス テ ー ジ	7	69	7	66	11	93	9	76	13	102
駐 車 場	—	—	—	—	—	132,173	—	132,600	—	132,655
広 告 掲 出		9,321	16	4,374	43	5,967	27	4,752	41	3,128
合 計	9,904	123,142	9,277	91,488	10,084	250,406	9,626	285,421	10,419	245,448

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管 理 委 託	552,586	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	随意契約	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸市公園緑化協会	指 定 管 理 費	508,399	
			合 計	508,399	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 19 年度	(財)神戸市公園緑化協会	指 定 管 理 費	562,240	
	平成 20 年度	"	指 定 管 理 費	594,147	
	平成 21 年度	"	指 定 管 理 費	566,778	
	平成 22 年度	"	指 定 管 理 費	584,763	
			合 計	2,307,928	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	336,891	—	—	—	—	—
指 定 管 理 料	—	508,399	562,240	594,147	566,778	584,763
緑 地 事 業 補 助 金	215,695	—	—	—	—	—
自 主 事 業 売 上	422,437	332,825	53,479	64,499	54,208	54,879
計	975,023	841,224	615,719	658,646	620,986	639,642
支 出						
人 件 費	300,096	288,885	135,138	121,711	108,425	114,262
イ ベ ン ト 等 経 費	7,644	13,480	4,136	8,670	5,815	31,723
園地・設備管理等外注費	183,970	163,475	271,209	307,587	306,803	259,397
光 熱 水 費	92,912	84,827	79,203	88,168	77,160	114,862
消 耗 備 品 費	26,167	13,429	28,199	27,005	25,326	17,260
そ の 他 事 務 等 経 費	11,339	41,608	58,424	62,361	55,350	60,075
(再 掲) 委 託 費	(72,433)	(86,103)	(148,555)	(150,565)	(147,018)	(152,277)
自 主 事 業 経 費	206,671	207,144	32,070	32,791	36,156	36,233
計	828,799	812,848	608,379	648,293	615,035	633,812
収 支 差 額	146,224	28,376	7,340	10,353	5,951	5,830

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】

(陸上競技場)



(体育館)



[illegible]

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

① 森林植物園

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「料金所日報」や「森林植物園利用券販売日報兼現金出納簿」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「森林植物園収入月報」を作成するとともに、年間の利用者数の推移を示す「(財) 神戸市公園緑化協会公園部 入園者数等一覧表 <森林植物園>」を作成し、年次集計結果を管理業務報告書の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度の入園者数は 234,402 人であり、その内訳は有料入園者数が 136,065 人、無料入園者数が 98,337 人と、入園者数の約 40%が無料入園者である。

② 離宮公園

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「利用券発売伝票」や「利用料金高日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「須磨離宮公園 入園者数及び収入報告書」や「須磨離宮公園 利用料金月報兼(昼・夜)累計及び前年度比較表」を作成し、年次集計結果を「須磨離宮公園 管理運営実施報告書」の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度の入園者数は 222,647 人であり、その内訳は有料入園者数が 106,716 人、無料入園者数が 115,931 人と、入園者数の半分以上が無料入園者である。

③ 神戸総合運動公園

指定管理者は、利用者からの申込に基づき、日次管理資料として施設別の受付台帳等を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「神戸総合運動公園施設使用料収入月報」・「神戸総合運動公園施設使用料明細(施設別)」・「神戸総合運動公園施設使用料一覧」等を作成し、年次集計結果を「神戸総合運動公園業務報告一覧表(総括)」の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

① 森林植物園

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「料金所日報」や「森林植物園利用券販売日報兼現金出納簿」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「森林植物園収入月報」を作成するとともに、年間の料金収入の推移を示す「(財) 神戸市公園緑化協会公園部 入園者数等一覧表 <森林植物園>」を作成し、年次集計結果を管理業務報告書の中で市に報告している。

なお、無料入園者数が増加傾向にある一方、有料入園者数が減少しているため、料金収入は減少傾向にある。

② 離宮公園

指定管理者は、料金徴収業務を外部業者へ再委託し、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「利用券発売伝票」や「利用料金高日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「須磨離宮公園 入園者数及び収入報告書」や「須磨離宮公園 利用料金月報兼〔昼・夜〕累計及び前年度比較表」を作成し、年次集計結果を「須磨離宮公園 管理運営実施報告書」の中で市に報告している。

なお、指定管理者制度移行後の入園者数は増加傾向にあったが（平成 21 年度は新型インフルエンザの影響により減少）、主として無料入園者数の増加によるものであるため、料金収入の増加には繋がっていない。

③ 神戸総合運動公園

指定管理者は、利用者からの申込に基づき、日次管理資料として施設別の受付台帳等を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「神戸総合運動公園施設使用料収入月報」・「神戸総合運動公園施設使用料明細（施設別）」・「神戸総合運動公園施設使用料一覧」等を作成し、年次集計結果を「神戸総合運動公園業務報告一覧表（総括）」の中で市に報告している。また、指定管理者は、離宮公園と同様、一部の施設の料金徴収業務を外部業者へ再委託している。

なお、平成 19 年度より駐車場が指定管理施設に含められたため、平成 18 年度と比較して料金収入が増加している。

〔改善要望〕

指定管理者は、離宮公園の指定管理業務の遂行に当たり、民間会社へ**須磨離宮公園料金所管理運営業務（料金徴収業務を含む）**を再委託している。また、神戸総合運動公園の指定管理業務の遂行に当たり、民間会社へ**テニスコート管理運営業務（料金收受業務を含む）**を、NPO 法人へ**体育館及び補助体育館の設置等業務（料金收受業務を含む）**を再委託している。

地方自治法第 243 条^{（注 1）}では、普通地方公共団体が公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任することを原則として禁止しているが、地方自治法施行令第 158 条第 1 項^{（注 2）}において、**使用料等の歳入**については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限って、**例外的に私人に委託することを認めており**、指定管理者制度の導入は同項に定める例外に該当すると解されている。但し、この場合には、**同条第 2 項^{（注 3）}**において、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表することが義務付けられている。

上記 2 つの施設では、料金徴収業務が指定管理者以外の私人に委託されていることとなるため、地方自治法施行令第 158 条第 2 項に定める告示及び公表が必要となるが、当該対応が行われていない。なお、平成 22 年度の指定管理協定書から、指定管理者が使用料の徴収事務を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する旨が明記されたことを鑑みれば、上記法令違反の有無に関わらず、料金徴収業務を第三者に再委託することは厳に慎むべきであったと考える。

(注 1) 地方自治法第 243 条

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(注 2) 地方自治法施行令第 158 条第 1 項

次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

(注 3) 地方自治法施行令第 158 条第 2 項

前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

(3) 収支状況について

① 森林植物園

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「森林植物園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。

「1 (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、指定管理者制度移行後は、職員数が減少（平成 17 年度：19 名（内、市派遣職員は 14 名）、平成 21 年度：9 名（内、市派遣職員は 5 名））したことにより人件費は減少しているが、人件費以外の費用は制度移行後の方が増加しており（平成 17 年度：99,981 千円、平成 21 年度：110,559 千円）、管理運営コストの実質的な削減が進んでいない。

② 離宮公園

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「離宮公園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、指定管理者制度移行後は、職員数が減少（平成 17 年度：18 名（内、市派遣職員は 10 名）、平成 21 年度：9 名（内、市派遣職員は 3 名））したことにより人件費が減少する一方、委託業務の増加に伴い外注費が増加するとともに、駐車場業務が平成 18 年度以降自主事業に変更となったため、指定管理者制度移行後の自主事業収入及び経費が増加している。

③ 神戸総合運動公園

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「神戸総合運動公園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、指定管理者制度移行後は、職員数が減少（平成 17 年度：40 名（内、市派遣職員は 23 名）、平成 21 年度：17 名（内、市派遣職員は 7 名））したことにより人件費が減少する一方、委託業務の増加に伴い外注費が増加するとともに、平成 19 年度より新たに駐車場の一部等が指定管理業務に含まれることとなったため、制度移行前と比較して自主事業収入・経費が減少する一方、指定管理料が増加している。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「森林植物園の管理に係る経費の収支状況」・「離宮公園の管理に係る経費の収支状況」・「神戸総合運動公園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備すべきである。

(4) 指定管理者の選定について

① 森林植物園

第1期公募時の応募団体数は3団体、第2期公募時の応募団体数は2団体である。

② 離宮公園

第1期公募時の応募団体数は4団体、第2期公募時の応募団体数は2団体である。

③ 神戸総合運動公園

神戸総合運動公園では、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、平成18年度については、(財)神戸市公園緑化協会を随意指定している。これは、平成18年9月～10月に実施された第61回国民体育大会(のじぎく兵庫国体)及び第6回全国障害者スポーツ大会(のじぎく兵庫大会)の開閉会式が行われ、また、競技種目も多いメインの会場であり、平成17年度当時の運営団体(管理委託先)である(財)神戸市公園緑化協会が既に大会開催に向けての調整・準備を進めていたことから、開催直前に新たな運営者を指定することは適当でないとの判断のもと、平成17年9月に「公の施設の指定管理者制度運用指針」が改定され、『第61回国民体育大会及び第6回全国障害者スポーツ大会』の会場となる場合は、現在の運営団体を18年度に限り、公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる」旨の規定が追加されて、当該規定に基づき「建設局指定管理者候補者選定委員会」の選定を経て、公募によらず同協会を指定している。

平成19年度以降(第2期目)は、公募により指定している(応募団体数:3団体)。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査(アンケート調査)を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査(有料公園等)委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

平成21年度の利用者満足度調査の各施設の結果は、下記のとおりである。

① 森林植物園

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99%と高い値を示しているが、個別質問項目では「設備の状況」や「レストラン物販」の2項目は、「普通」が全体の50%超となっており、トイレの水洗化等の個別要望意見の記載も見受けられる。

② 離宮公園

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は 99%と高い値を示しているが、個別質問項目のうち「レストラン物販」では約 10%が「悪い」と回答しており、個別要望意見の記載も見受けられる。

③ 神戸総合運動公園

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は 100%と非常に高い値を示しているが、個別質問項目のうち「レストラン物販」では、「悪い」が全体の約 15%となっている。

〔意見―18〕 **森林植物園及び離宮公園は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。**

森林植物園の魅力は、市民が風景を楽しみながら日本や世界の森めぐりができ、四季折々の森の自然を楽しめることや、アジサイ園を始めとした数多くの花木類を鑑賞できること、更には、昭和 27 年に博物館相当施設の指定を受けており、国内外の植物園等の学術的交流による植物の収集・育成・保存など、学術研究機能を有していることにある。一方、離宮公園の魅力は、バラ・ツツジ・花菖蒲・モミジ・梅・ボタン等、四季折々、植物を体感出来ることであるが、指定管理者は各施設の特性を理解し、それに応じた施設の運営管理を行うことが求められる。しかし、花木や草花には、**植栽後一定の育成期間が必要なものや、高度な管理・観察体制が必要なものも多数存在することから、短期的な公園の運営管理ではなく、中・長期的な計画に基づく植栽・育成等を実施しなければ、公園の魅力を低減させる結果を招きかねない**と考えられる。また、指定管理者が交替した場合でも、前任の指定管理者が行った植栽等をそのまま引き継いだ上で指定管理業務を行う必要があるため、後任の指定管理者が独自に創意工夫を発揮し得る範囲は、他の指定管理施設と比較して少ないと言える。更に、両施設は、下表のとおり**入園者数の 40%～50%程度が無料入園者**であり、料金収入は施設の運営経費の 20%弱に止まることから、**料金収入により運営を行う収益的施設とは言い難い状況にある。**

すなわち、指定管理者制度に民間事業者等の独自の創意工夫とコスト削減努力が発揮されることを期待するのは必要ではあるが、他方、**中・長期的な運営計画や高度な管理・観察体制に基づく継続的かつ安定的なサービスの提供が強く求められる施設も存在するのである。**

従って、上記の両施設は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には**馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。**

【森林植物園・離宮公園入園者数推移（平成 18 年度～平成 21 年度）】

（単位：人）

	施設名	有料入園者数 (A)	無料入園者数 (B)	合計 (C)	無料入園者数割合 (B) / (C)
平成 18 年度	森林植物園	148,235	93,866	242,101	38.7%
	離宮公園	104,798	105,919	210,717	50.2%
平成 19 年度	森林植物園	153,755	92,157	245,912	37.4%
	離宮公園	118,681	134,391	253,072	53.1%
平成 20 年度	森林植物園	142,385	89,013	231,398	38.4%
	離宮公園	114,054	136,286	250,340	54.4%
平成 21 年度	森林植物園	135,065	98,337	233,402	42.1%
	離宮公園	106,716	115,931	222,647	52.0%

建設局

北神戸田園スポーツ公園〔Dタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	北神戸田園スポーツ公園			設 置 年 月	平成 12 年 4 月
所 在 地	神戸市北区有野町二郎字西山 938-44 他、八多町				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	都市と農村の人々が交流できる場				
設 置 の 経 緯	平成 12 年供用開始 平成 18 年度から指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		357,000	スポーツ広場、多目的球技場、一般園地等	参考：北神戸田園スポーツ公園 193,738.39 ㎡ 5,025,913 千円	
建 物	1,342,290	6,730	メイン球場、体育館		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：件、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
野 球 場	1,465	15,545	1,494	12,677	1,529	15,104	1,809	15,932	2,072	16,161
第 2 球 技 場	—	—	318	636	252	753	367	1,453	274	1,129
体 育 館	3,434	5,669	4,525	7,013	4,858	7,566	5,236	7,672	5,191	7,433
ス ポー ツ 広 場	1,871	2,649	2,134	3,197	1,940	3,464	1,789	4,667	1,807	3,711
合 計	6,770	23,863	8,471	23,523	8,579	26,887	9,201	29,724	9,344	28,434

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市公園緑化協会	管理委託費	94,745	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	神戸電鉄 (株)	指定管理費	111,665	
	平成 19 年度	"	指定管理費	109,390	
	平成 20 年度	"	指定管理費	110,653	
	平成 21 年度	"	指定管理費	112,384	
			合 計	444,092	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	神戸電鉄 (株)	指定管理費	100,000	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 99,900	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 99,800	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 99,700	
			合 計	399,400	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

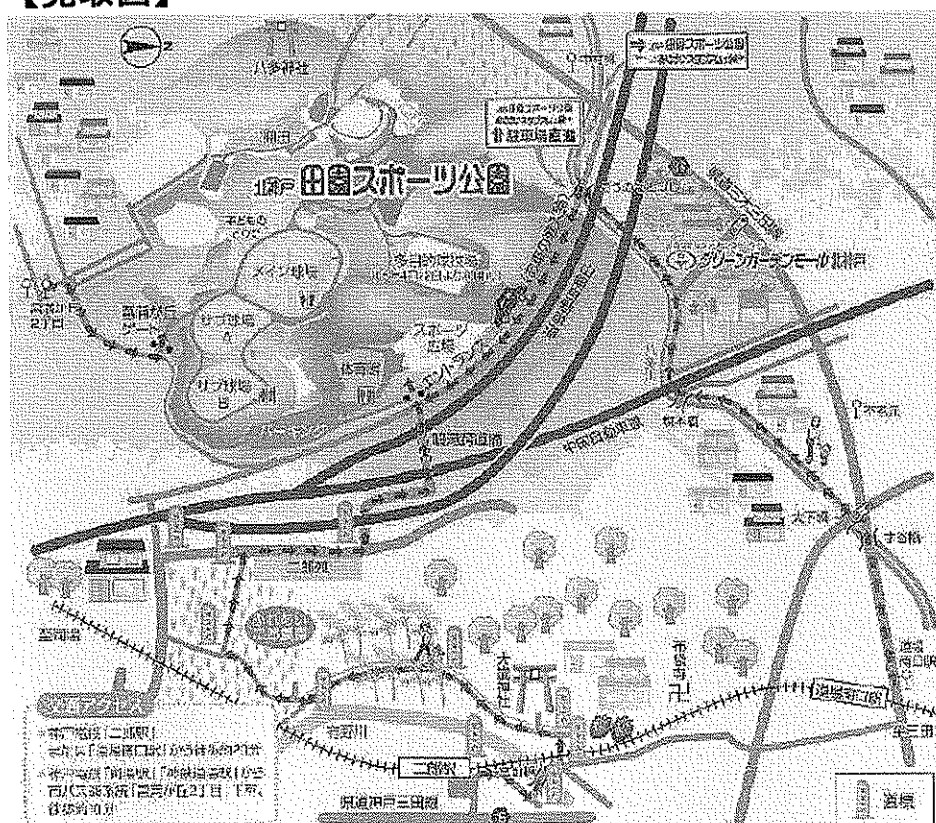
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (決算)	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	70,229					
指 定 管 理 料		111,665	109,390	110,653	112,384	100,000
緑 地 事 業 補 助 金	24,516					
自 主 事 業 売 上	30,927	33,220	34,142	34,904	32,635	35,000
計	125,672	144,885	143,532	145,557	145,019	135,000
支 出						
人 件 費	64,972	42,092	41,490	41,701	39,439	40,300
イ ベ ン ト 等 経 費	1,904	5,659	6,875	6,687	6,980	5,700
園地・設備管理等外注費	49,886	46,914	39,386	37,453	44,297	39,500
光 熱 水 費	20,785	18,441	20,960	21,351	20,377	21,500
消 耗 備 品 費	4,181	6,054	6,068	4,868	5,532	4,500
そ の 他 事 務 等 経 費	4,532	9,113	9,379	8,309	8,121	7,500
(再 掲) 委 託 費	—	(14,834)	(16,659)	(13,814)	(13,953)	(12,843)
自 主 事 業 経 費	7,978	12,720	12,444	16,496	17,758	16,000
計	154,238	140,993	136,602	136,865	142,504	135,000
収 支 差 額	△28,566	3,892	6,930	8,692	2,515	0

(注) 「(再掲) 委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、券売機のジャーナルや利用者が記載した利用申込書等に基づき、日次管理資料として「駐車場・券売機・収納金日報」・「券売機売上集計表」・「収納還付日報」を作成している。当該資料に基づき、「野球場・アリーナ他利用件数・金額集計表」・「北神戸田園スポーツ公園使用料収入・利用件数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告書」の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、券売機のジャーナルや利用者が記載した利用申込書等に基づき、日次管理資料として「駐車場・券売機・収納金日報」・「券売機売上集計表」・「収納還付日報」を作成している。当該資料に基づき、「野球場・アリーナ他利用件数・金額集計表」・「北神戸田園スポーツ公園使用料収入・利用件数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告書」の中で市に報告しているが、平成 22 年 3 月度について、誤った金額の料金収入を納付し、報告していた。

(3) 収支状況について

指定管理者は、「健康・保育事業営業費」・「H21 年度経費配付表」等に基づき年度事業報告書の決算書を作成し、市に報告している。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、先に述べた相楽園と同様、指定管理者制度導入前は、本来市が負担すべき管理費用の一部を緑化協会が負担していたが、第 1 期の指定管理者の公募に当たり、募集要項において平成 13 年度～平成 15 年度の委託事業の管理受託者（緑化協会）における運営管理費が開示され、第 1 期の指定管理者（神戸電鉄（株））が当該情報を基礎として指定管理料の積算を行ったため、指定管理者制度導入後の委託料の方が増加する結果となっている。

【平成 17 年度と平成 21 年度の委託料と運営管理費の比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 21 年度
委託料（指定管理料）※1	94,745	112,384
運営管理費※2	146,260	124,746

※1 緑地事業補助金を含む

※2 自主事業を除く

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は7団体、第2期公募時の応募団体数は3団体である。いずれも、僅差で神戸電鉄（株）が指定管理者に選定されている。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査（有料公園等）委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99%と非常に高い値を示しているが、個別質問項目では、「設備の状況」、「応対状況」の2項目を除く全ての項目で「普通」が「よい」を上回っている。また、「利用者が公園を知った方法」の中で「人聞き」が圧倒的に高く（全体の7割）、施設のPR方法については改善の余地があると考えられる。

〔改善要望〕

下表は、平成19年度～平成21年度の北神戸田園スポーツ公園の施設ごとの利用率を示した資料である。過去3年間の利用率は決して高くはない状況であることが見て取れるが、これは、北神戸田園スポーツ公園までのアクセスの悪さと知名度が低いことが原因の一つと考えられる。

北神戸田園スポーツ公園は、市の中心地からは有料道路を利用して車で30分～40分程度の時間を要する。また、電車を利用した場合でも、最寄駅の神戸電鉄「二郎駅」及び「道場南口駅」からは徒歩約20分程度を要する。そのため、利用者の中心は施設付近の住民となる傾向にあり、また、その多くが自家用車を使って施設へ来園する。また、市民へのPR活動として、イベント情報等を「広報こうべ」や市のホームページへの掲載や、ポスターの車内吊りや駅貼り、イベントチラシの神戸電鉄各駅での配布等を実施している。しかし、神戸電鉄の路線の中心が神戸市北区及び西区であることから、それ以外の区の住民へのPRが十分出来ず、結果として知名度の上昇に繋がっていないのではないだろうか。平成21年度の利用者満足度調査において、「利用者が公園を知った方法」の中で「人聞き」が圧倒的に高い（全体の7割）ことから分かる。

指定管理者には、限られた指定管理料の中で効果的・効率的にPR活動を行うことが求められるが、例えば、市の広報への掲載回数を増加させる、神戸電鉄グループのホームページ上トップページに施設へのリンク情報を掲載する等、市内全域の住民が当該施設の情報に容易に触れることが出来るようPR活動を充実させ、市内全域から利用者呼び込むためのより一層踏み込んだ努力が望まれる。

【北神戸田園スポーツ公園施設別利用率（平成 19 年度～平成 21 年度）】

施設名	主要施設	主な利用目的	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
球 場	「あじさいスタジアム」、サブ球場	野球	37.2%	39.3%	38.9%
体 育 館	アリーナ、スタジオ、トレーニングセンター	バスケットボール、バレーボール、エアロビクスダンス、各種トレーニング等	64.9%	66.2%	66.3%
スポーツ広場	フットサルコート、スケートコート	フットサル、スケートボード等	33.3%	33.5%	30.7%
多目的球技場	グラウンド	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等	48.7%	50.0%	48.9%

【利用者が知り得た方法（利用者満足度調査結果）】

	観光案内	ツアー	ホームページ	市の広報	イベント案内	人聞き
平成 20 年度	0%	0%	4.51%	20.3%	15.8%	59.4%
平成 21 年度	0.75%	0%	12%	14.3%	2.26%	70.7%

〔指摘事項－21〕 指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。

現地視察時に指定管理者への質問、資料の閲覧等を実施した結果、平成 22 年 3 月度の料金収入について、券売機で徴収した料金収入（144 千円）が「券売機売上集計表」では入力されていたものの、「野球場・アリーナ他利用件数・金額集計表」への転記が漏れていたため、その分だけ市への料金収入の納付及び報告が過少となっていた。なお、平成 21 年度の使用料収入は目標収入額を下回り、差額が指定管理者から市に納付されているため、市への料金収入の納付が過少であった分についても、その差額の一部として市に納付されており、市に損失は発生していない。

指定管理者は、「北神戸田園スポーツ公園に関する指定管理協定書」第 3 条^{（注 1）}に基づき、施設の料金収入を適切に徴収し、市へ納付する責務を負っており、上記資料の照合を適切に実施すべきであったが、チェック体制が甘く上記誤りが看過されていた。

指定管理者は再発防止のためのチェック体制を早急に整備する必要があるとともに、市においても、指導・監督を強化すべきである。

（注 1）「北神戸田園スポーツ公園に関する指定管理協定書」第 3 条

乙は、条例第 23 条の 2 第 1 項に定める業務にかかる使用料を徴収する。ただし、神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）により事務処理を行っている場合は、この限りではない。

建設局

北須磨文化センター〔Cタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	落合中央公園（有料公園施設に係る建築物の部分に限る：北須磨文化センター）			設 置 年 月	昭和 57 年 7 月
所 在 地	神戸市須磨区中落合 3 丁目 1-2				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する				
設 置 の 経 緯	昭和 57 年 7 月完成 ・文化施設：特別会議室、大会議室、中会議室、小会議室(5 室)、和室(3 室)、 料理室、音楽室、美術室、陶芸室、工芸室 ・体育施設：体育館、柔剣道室、トレーニング室、プール ・図書室 平成 18 年 4 月指定管理者制度導入				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地					参考：落合中央公園 91,959.24 ㎡ 13,161,223 千円
建 物	1,418,960	7,631	北須磨文化センター		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用人数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入
北 須 磨 文化センター	299,666	34,708	248,616	41,189	242,394	40,542	232,780	39,373	232,018	38,437

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市民文化振興財団	管理委託費	129,181	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸市民文化振興財団	指定管理費	109,522	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	110,119	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	110,793	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	123,802	
			合 計	454,236	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	※第 1 期・第 2 期の指定管理費の変動は、落合クリーンセンター休止による熱源の供給停止に伴うボイラー燃料費の増によるもの
第 2 期	平成 22 年度	シンコースポーツ・日本管財グループ	指定管理費	142,394	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 142,694	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 142,994	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 143,294	
			合 計	571,376	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

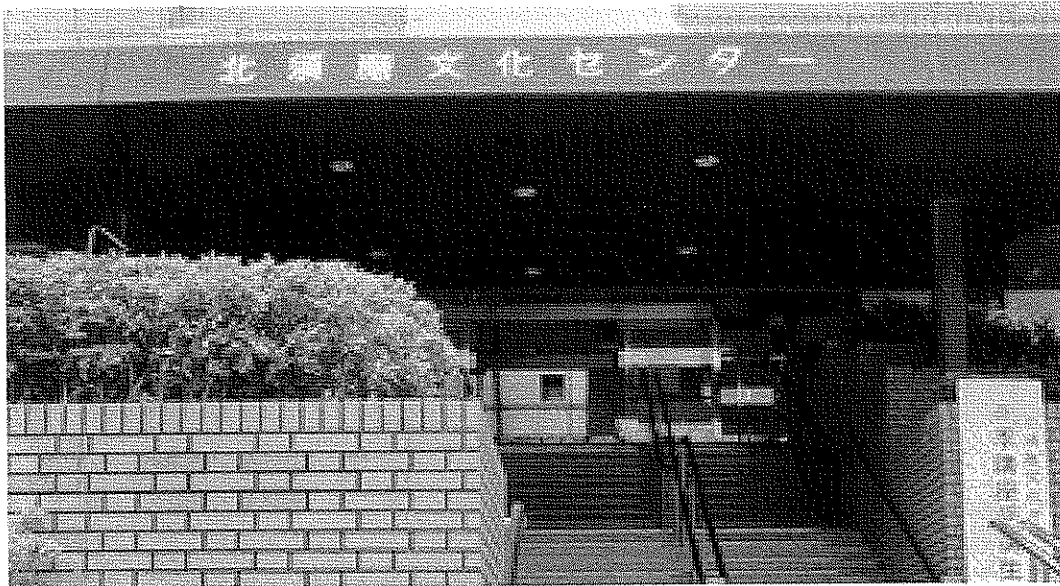
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	129,181	—	—	—	—	—
指 定 管 理 料	—	109,522	110,119	110,793	123,802	142,394
自 主 事 業 売 上	—	81,222	82,203	82,864	85,070	88,193
計	129,181	190,744	192,322	193,657	208,872	230,587
支 出						
人 件 費	62,344	41,902	42,071	39,772	40,953	42,349
園地・設備管理等外注費	33,545	42,114	41,890	45,089	46,867	28,010
光 熱 水 費	23,622	24,439	25,271	26,198	36,608	55,000
消 耗 備 品 費	5,523	4,050	5,632	5,207	6,277	2,800
その他事務等経費	18,788	3,164	3,729	5,615	3,507	19,105
(再掲) 委託費	—	(37,980)	(37,732)	(38,576)	(41,593)	(23,010)
自 主 事 業 経 費	—	75,647	76,322	79,037	75,510	83,323
計	143,822	191,316	194,915	200,918	209,722	230,587
収 支 差 額	△14,641	△572	△2,593	△7,261	△850	0

(注 1) 平成 17 年度の自主事業売上・(再掲) 委託費・自主事業費については、資料がないため記載していない。

(注 2) 「(再掲) 委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】

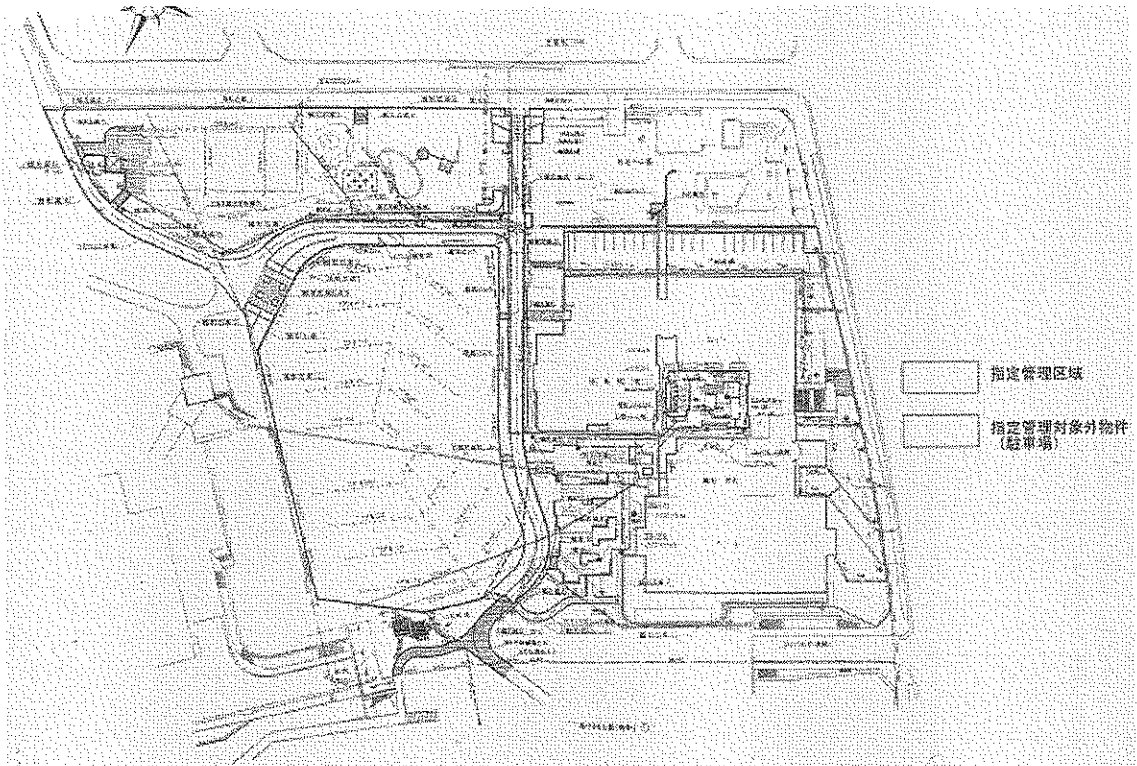
(入口付近)



(室内プール)



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用人数について

指定管理者は、会議室等の受付票等に基づき、日次管理資料として「予約状況一覧表」・「施設別使用料集計表」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「北須磨文化センター使用料歳入徴収簿」・「日別使用料月計表」等を作成し、年次集計結果を「北須磨文化センター管理運営報告」の中で市に報告している。

なお、設立から 30 年近くが経過し施設の老朽化が進行しており、利用者数は減少傾向にある。

(2) 料金収入について

指定管理者は、会議室等の受付票等に基づき、日次管理資料として「予約状況一覧表」・「施設別使用料集計表」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「北須磨文化センター使用料歳入徴収簿」・「日別使用料月計表」等を作成し、年次集計結果を「北須磨文化センター管理運営報告」の中で市に報告している。

なお、記載の利用者数の減少の影響を受け、料金収入も減少傾向にある。

(3) 収支状況について

指定管理者は会計帳簿等に基づき「平成 21 年度（平成 21 年 4 月～22 年 3 月）北須磨文化センター管理運営報告」の「北須磨文化センター 管理費収支状況」を作成し、市に報告している。

なお、平成 17 年度の北須磨文化センター館長・副館長は市OB職員であったが、副館長は廃止され、平成 21 年度は館長には神戸文化振興財団の固有職員が就任しているため、人件費が減少している。また、平成 21 年度指定管理料が前年度以前と比較して増加しているが、隣接するの落合クリーンセンター休止による熱源の供給停止に伴い、燃料経費の増加分なども指定管理料に含めて支払われたことによるものである。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期公募時の応募団体数は 5 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 3 団体である。第 1 期は市の外郭団体である（財）神戸市民文化振興財団が指定管理者に選定されたものの、第 2 期は僅差で民間事業者（シンコースポーツ・日本管財グループ）が指定管理者に選定されている。

(5) 満足度調査について

市は、平成 21 年 11 月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査（有料公園等）委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は 99%と高い値を示しているが、個別質問項目では「設備の状況」・「応対状況」の 2 項目を除き、「普通」が全体の 50%超となっており、図書館などに対する個別要望意見の記載も見受けられる。

市街地運動施設（テニスコート）

建設局

住吉公園テニスコート・大和公園テニスコート〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	住吉公園テニスコート 大和公園テニスコート			設置年月	昭和 33 年 3 月 昭和 52 年 4 月
所 在 地	神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目 神戸市灘区中郷町 2 丁目				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的					
設 置 の 経 緯	住吉公園テニスコート 昭和 33 年 3 月供用開始 平成 21 年 12 月指定管理者制度導入 大和公園テニスコート 昭和 52 年 4 月供用開始 平成 21 年 12 月指定管理者制度導入				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地			テニスコート各 4 面	参考：住吉公園 20,069.00 ㎡ 4,053,938 千円 参考：大和公園 22,869.00 ㎡ 4,184,360 千円	
建 物			管理事務所各 1 棟、 更衣室各 1 棟	プレハブ等のため建物価額は記載されておりません。	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：件、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度 (12～3 月)	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
テニスコート										
住 吉 公 園	4,924	7,859	5,057	8,018	4,606	7,402	4,835	8,020	1,711	3,389
大 和 公 園	4,884	7,779	5,078	8,043	5,087	8,230	5,107	8,325	1,562	2,569
合 計	9,808	15,638	10,135	16,061	9,693	15,632	9,942	16,345	3,273	5,959

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	5,850	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成21年度	神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループ	指定管理費	3,675	
	平成22年度	〃	指定管理費	10,038	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)10,038	
	平成24年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)10,038	
			合計	33,789	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (12~3月)	平成22年度 (予算)
収入				
委託料	5,850	5,850	—	—
指定管理料	—	—	3,675	10,038
自主事業収入	438	408	7	
計	6,288	6,258	3,682	10,338
支出				
人件費	4,385	4,385	2,240	6,700
イベント等経費	—	—	47	
園地・設備管理等外注費	60	315	438	
光熱水費	25	264	52	
消耗備品費	480	1,667	61	
その他事務等経費	1,646	—	358	
自主事業経費	—	—	53	3,638
計	6,596	6,631	3,249	10,338
収支差額	△308	△373	433	0

建設局

大原山公園テニスコート・駐車場 掖谷公園テニスコート・駐車場〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	大原山公園テニスコート・駐車場 掖谷公園テニスコート・駐車場		設 置 年 月	平成 3 年 7 月 平成 8 年 9 月
所 在 地	神戸市北区大原 2 丁目 神戸市北区鹿の子台南町 2 丁目			
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例			
設 置 目 的				
設 置 の 経 緯	大原山公園テニスコート・駐車場 平成 3 年 7 月供用開始 平成 21 年 12 月指定管理者制度（利用料金制）導入 掖谷公園テニスコート・駐車場 平成 8 年 9 月供用開始 平成 21 年 12 月指定管理者制度（利用料金制）導入			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地			テニスコート 11 面 テニスコート 8 面	参考：大原山公園（全体） 62,159 ㎡、3,530,668 千円 参考：掖谷公園（全体） 51,990 ㎡、2,121,219 千円
建 物		大原山：209 掖谷：220	管理事務所各 1 棟	参考：大原山公園（全体） 53,480 千円 参考：掖谷公園(全体) 74,300 千円

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：時間、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度 (12～3 月)	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
テニスコート										
大原山公園	5,038	14,832	9,699	15,718	8,832	13,998	8,701	14,154	3,182	2,792
掖谷公園	4,073	11,653	7,425	10,653	6,841	10,225	6,099	9,175	2,138	1,111
合 計	9,111	26,485	17,124	26,371	15,673	24,223	14,800	23,329	5,320	3,903

(3) 指定管理者制度の導入の状況

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	5,376	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成21年度	(財)神戸市公園緑化協会・ITCグループ	指定管理費	—	利用料金制度導入施設であり、原則指定管理料の支出はない。
	平成22年度	〃	指定管理費	—	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) —	
	平成24年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) —	
			合計		

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (12～3月)	平成22年度 (予算)
収入				
委託料	5,376	5,376	—	—
指定管理料	—	—	—	—
利用料金収入	—	—	3,902	11,308
自主事業の収入	3,869	3,417	13,136	44,312
計	9,245	8,793	17,038	55,620
支出				
人件費	4,082	4,082	5,447	18,960
イベント等経費	—	—	58	538
園地・設備管理等外注費	320	124	118	1,007
光熱水費	63	55	171	1,946
消耗備品費	87	136	83	207
その他事務等経費	1,727	1,745	851	19,962
(再掲)委託費	—	—	118	—
自主事業経費	—	—	4,006	—
計	6,279	6,142	10,734	42,620
神戸市への納付金	—	—	4,330	13,000
収支差額	2,966	2,651	1,974	—

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】

(住吉公園テニスコート)

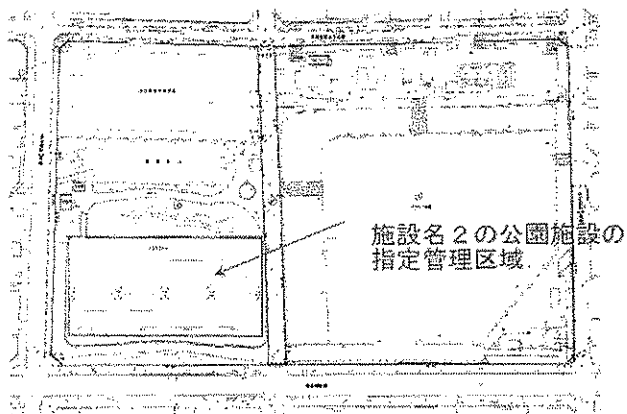


(大和公園テニスコート)

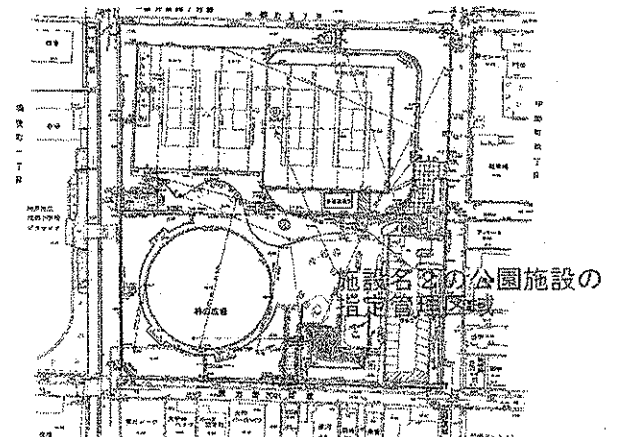


【見取図】

(住吉公園テニスコート)

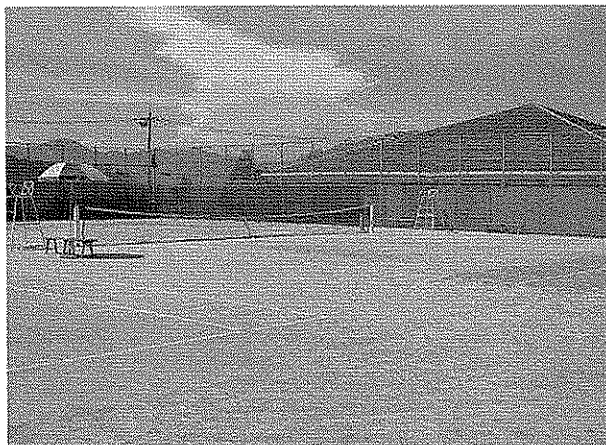


(大和公園テニスコート)



【施設写真】

(大原山公園テニスコート)

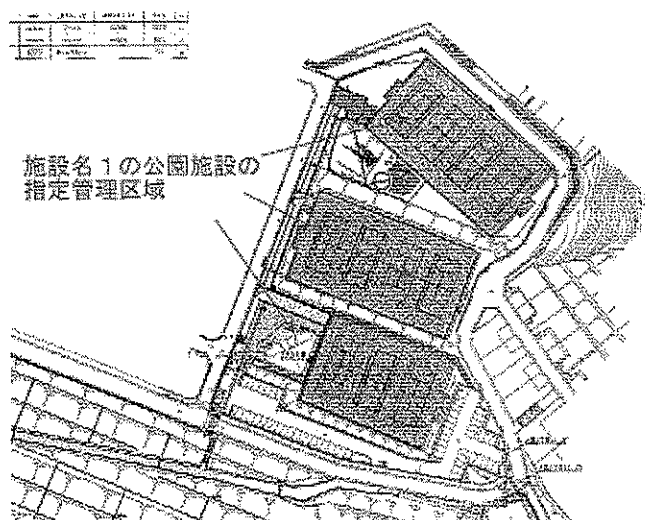


(掖谷公園テニスコート)

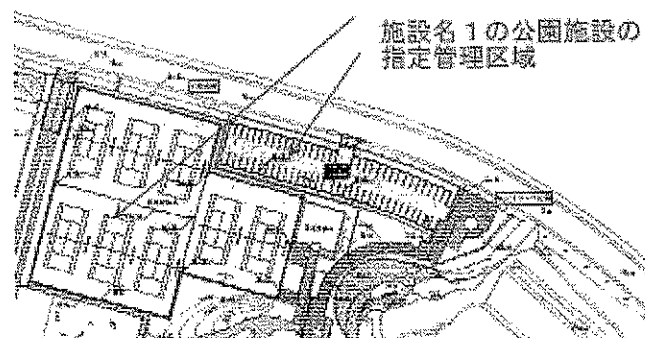


【見取図】

(大原山公園テニスコート)



(掖谷公園テニスコート)



2. 監査の結果

(1) 利用件数について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、日次管理資料として「使用料収納・還付簿」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「使用料収納・還付簿、収納・還付一覧表」を作成するとともに、年次集計結果を「住吉公園・大和公園テニスコート 指定管理運営状況実施報告書」の中で市に報告している。

なお、当該実施報告書の利用件数として報告されている数値は、テニスコートの利用件数ではなく、料金収入の収納件数（利用者への還付件数控除後）である。実際の利用状況は「運動施設利用状況」に取りまとめ、毎月市へ報告している。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、「収納一覧」・「還付一覧」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「収納還付一覧表」・「コート管理表」を作成し、年次集計結果を「大原山公園テニスコート&駐車場 掖谷公園テニスコート&駐車場 指定管理実施報告書」の中で市に報告している。なお、指定管理者は、利用件数の代替的情報として、各コートの使用時間を報告している。

(2) 料金収入について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、日次管理資料として「使用料収納・還付簿」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「使用料収納・還付簿、収納・還付一覧表」を作成するとともに、年次集計結果を「住吉公園・大和公園テニスコート 指定管理運営状況実施報告書」の中で市に報告している。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、「収納一覧」・「還付一覧」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「収納還付一覧表」・「コート管理表」を作成し、年次集計結果を「大原山公園テニスコート&駐車場 掖谷公園テニスコート&駐車場 指定管理実施報告書」の中で市に報告している。

なお、大原山公園・掖谷公園は三田市や三木市に近いが、使用料が三田市のテニスコートの方が低く設定されており、又、平日の利用率が低いなど、利用の活性化が課題であったため、指定管理者が上限金額よりも低額であれば自由に価格を設定出来るようにするべく、利用料金制を導入している。

(3) 収支状況について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「本施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「本施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した決算資料に基づくものである。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「施設の管理に係る経費の収支状況」として運営費決算額の総額の記載はあるものの、運営費目別の金額の報告が行われていない。**市は、指定管理者に対して、運営費決算額の総額のみならず、費目別の金額についても報告をするよう指導・監督すべきである。**

(4) 指定管理者の選定について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

テニスコート、野球場、球技場等の市街地運動施設については、住区基幹公園内にあり、また、施設数が1つの場合や複数の場合があり、指定管理者制度への移行に当たっては、園地も含めて移行するか、運動施設のみを移行するか等の問題があった。そこで、試行的にテニスコート利用料金が市よりも低額であった三田市に近く、利用率も高くなかった大原山公園・掖谷公園と、テニスコートのみという構成が近似している住吉公園・大和公園のテニスコートについて、平成21年度の途中から指定管理者制度へ移行している。第1期公募時の応募団体数は1団体のみである。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

第1期公募時の応募団体数は1団体のみである。

(5) 満足度調査について

平成 21 年 11 月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施しているが、両施設ともに、指定管理者制度の導入が平成 21 年 12 月であったため、利用者満足度調査の対象外とされている。

建設局

住吉公園駐車場・大和公園駐車場〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	住吉公園駐車場 大和公園駐車場			設 置 年 月	平成 21 年 12 月
所 在 地	神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目 神戸市灘区中郷町 2 丁目				
根 拠 法 令 等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設 置 目 的	公園利用者のための駐車場				
設 置 の 経 緯	住吉公園及び大和公園駐車場 平成 21 年 12 月供用開始 平成 21 年 12 月指定管理者制度導入				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地			駐車場	参考：住吉公園 20,069 ㎡、4,053,938 千円 参考：大和公園 22,869 ㎡、4,184,360 千円	
建 物					

(2) 施設利用状況

(単位) 利用台数：台、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度 (12～3 月)	
	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入
駐 車 場										
住吉公園	14,442	5,589	17,562	6,570	16,242	5,917	14,704	5,081	5,789	1,787
大和公園	12,054	4,986	12,816	4,881	13,379	5,278	11,912	4,192	4,690	1,772
合 計	26,496	10,575	30,378	11,451	29,621	11,195	26,616	9,273m	10,479	3,559

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会に管理許可	管理委託費	0	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成21年度	アマノ・アマノマネジメントサービス住吉公園他指定管理者共同事業体	指定管理費	2,765	
	平成22年度	〃	指定管理費	8,294	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)8,294	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(予定)8,294	
			合計	27,647	

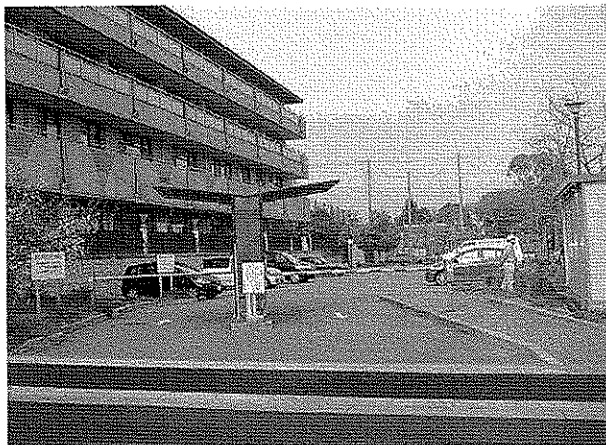
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (12~3月)	平成22年度 (予算)
収入				
委託料	—	—	—	—
指定管理料	—	—	2,765	8,294
自主事業収入	—	—	—	—
駐車場使用料	11,179	9,275	—	—
計	11,179	9,275	2,765	8,294
支出				
人件費	2,160	2,024	—	—
事務費	611	954	87	240
消耗品費	28	21	35	124
維持運営費	1,306	1,351	2,364	7,930
許可使用料	1,923	1,923	—	—
計	6,028	6,273	2,486	8,294
収支差額	5,751	3,002	279	—

【施設写真】

(住吉公園駐車場)

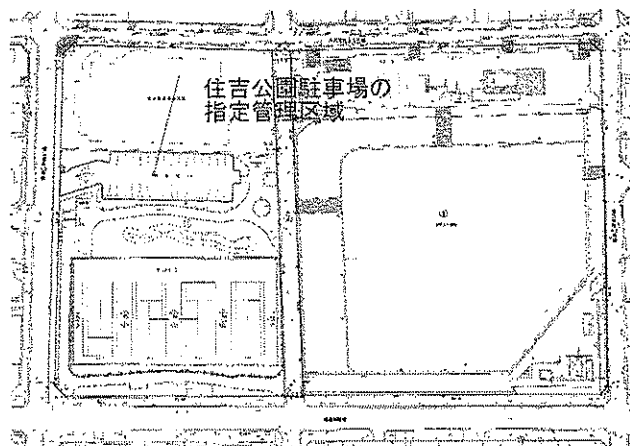


(大和公園駐車場)

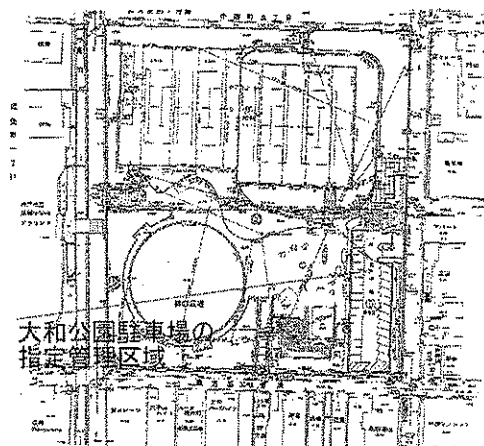


【見取図】

(住吉公園駐車場)



(大和公園駐車場)



2. 監査の結果

(1) 利用台数について

指定管理者は、ジャーナル記録等に基づき、日次管理資料として「売上金回収業務報告書」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「売上月報（年報）」・「売上月報」を作成し、年次集計結果を「指定管理業務実績報告書」の中で市に報告している。

なお、当該実施報告書の利用台数として報告されている数値は、各駐車場の毎月の総出庫台数の合計である。

(2) 料金収入について

指定管理者は、ジャーナル記録等に基づき、日次管理資料として「売上金回収業務報告書」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「売上月報（年報）」・「売上月報」を作成し、年次集計結果を「指定管理業務実績報告書」の中で市に報告している。

なお、両駐車場の供用日、供用時間、料金は下表のとおりである。駐車場利用者の駐車料金は出庫口設置の自動精算機により徴収される仕組みであり、指定管理者が毎日午前 9 時過ぎに売上金の回収を行っている。

駐 車 場 名	供 用 日	供 用 時 間	料 金
住吉公園駐車場	1 月 1 日～12 月 31 日	8 時から 20 時（但し、 出庫は 24 時間可能）	1 時間まで 200 円、以後 1 時間 100 円
大和公園駐車場	1 月 1 日～12 月 31 日	8 時から 18 時（但し、 出庫は 24 時間可能）	1 時間まで 200 円、以後 1 時間 100 円

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「本施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1

（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備す

べきである。

(4) 指定管理者の選定について

指定管理者制度導入前は、テニスコートと一体で管理するために、(財)神戸市公園緑化協会に管理許可を行っていたが、住吉公園テニスコート・大和公園テニスコートを指定管理者制度へ移行するに当たり、併設する駐車場も指定管理者制度へ併せて移行することとしたため、平成 21 年度の途中から指定管理者制度へ移行することとした。第 1 期公募時の応募団体数は 3 団体である。

(5) 満足度調査について

平成 21 年 11 月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施しているが、住吉公園駐車場・大和公園駐車場については、指定管理者制度の導入が平成 21 年 12 月であったため、利用者満足度調査の対象外とされている。

〔7〕

都市計画総局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	住宅 管理課	市営住宅 (シティハイツ以外)	C	神戸市住宅供給公社	日本管財(株)	3,459,018	2,812,482	3,806,053	公募	7	[指摘事項-22] [意見-19]
					(株)ウェイズオリックス・ ファシリティーズ(株)グル ープ				公募		
					(株)東急コミュニティー 神鋼不動産ジークレフサー ビス(株)				公募		
2		市営住宅 (シティハイツ)	D	大阪ガスセキュリテイ サービス(株)	大阪ガスセキュリテイ サービス(株)		65,157	61,903	公募	3	
3	地域 環境室	神戸市立多聞集会所	F	神戸市立多聞集会所 管理運営委員会	神戸市立多聞集会所 管理運営委員会	853	853	853	随契	—	
		まちづくり会館	A	(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	77,981	68,674	67,474	公募	2	[意見-20]

都市計画総局

市営住宅〔①シティハイツ以外：Cタイプ、②シティハイツ：Dタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	市営住宅		設 置 年	昭和 35 年～
所 在 地	神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目 16 番ほか			
根 拠 法 令 等	神戸市営住宅条例、神戸市厚生年金住宅条例			
設 置 目 的	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。			
設 置 の 経 緯	公営住宅法及び同法施行令			
固定資産の内容	帳簿価額 (万円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考
土 地	28,995,845	3,027,723		
建 物	39,729,101	3,115,017	公営住宅等	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：入居戸数、料金収入：百万円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
公 営 住 宅 ・ 第 三 種 住 宅	37,776	9,102	37,293	9,318	36,652	9,239	36,300	9,189	36,147	9,250
改 良 住 宅	5,456	1,394	5,393	1,480	5,371	1,508	5,303	1,552	5,230	1,556
厚生年金住宅	1,760	436	1,635	414	1,504	374	1,401	341	1,297	320
特別市営住宅	605	574	640	586	649	608	658	615	643	611
再 開 発 住 宅	480	200	481	212	480	210	477	206	478	210
そ の 他	3,178	784	3,211	813	3,180	820	3,170	837	3,148	849
合 計	49,255	12,490	48,653	12,823	47,836	12,759	47,309	12,740	46,943	12,796

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		神戸市住宅供給公社	管理委託費	5,368,818	備考
指定管理者			選定方法	① 随意選定 ② 公募	
第1期	平成18年度	①神戸市住宅供給公社 ②大阪ガスセキュリティサービス(株)	指定管理費	889,777	指定管理費には計画修繕業務等の指定管理業務に移行していない業務の対価を含めていない。
	平成19年度	〃	指定管理費	866,070	
	平成20年度	〃	指定管理費	861,947	
	平成21年度	〃	指定管理費	1,023,598	
			合計	3,641,392	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	①日本管財(株)(東灘・灘・中央)、 (株)ウェイズ オリックス・ファシリティーズ(株)グループ(兵庫・長田)、 (株)東急コミュニティー(北・須磨)、 ジークレフサービス(株)(垂水・西) ②大阪ガスセキュリティサービス(株) (シティハイツ)	指定管理費	607,054	(東灘・灘・中央)
				592,945	(兵庫・長田)
				632,247	(北・須磨)
				561,475	(垂水・西)
				57,158	(シティハイツ)
				2,450,879	(合計)
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) 2,450,879	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃) 2,450,879	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃) 2,450,879	
			合計	9,803,516	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
業務委託料	0	3,643,765	3,590,335	3,556,672	3,141,888	99,750
管理代行料	0	1,987,862	1,993,772	2,258,017	2,844,358	0
管理委託料	5,368,818	0	0	0	0	0
指定管理料	0	889,777	866,070	861,947	1,023,598	3,325,296
(市負担人件費)	0	0	0	0	392,514	0
計	5,368,818	6,521,404	6,450,177	6,676,636	7,402,358	3,425,046
支出						
事務費*	1,229,011	1,254,912	1,261,769	1,334,998	689,401	720,983
物件費	4,139,807	5,280,222	5,192,329	5,340,993	6,314,670	2,662,500
(市負担人件費)	—	—	—	—	392,514	—
計	5,368,818	6,535,134	6,454,098	6,675,991	7,396,585	3,383,483
収支差額	△0	△13,730	△3,921	645	5,773	41,563

*人件費及び事務所費

【施設写真】

（市営多聞住宅）



（市営シティハイツ狩口住宅）



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度末の入居戸数は 46,943 戸（入居者：89,272 人）である。

なお、「第 2 次市営住宅マネジメント計画」（平成 22 年 6 月 神戸市都市計画総局）によれば、阪神・淡路大震災後に、市営住宅が主に市街地の被災高齢者のための受け皿住宅としての役割を果たしたことや入居者の定住化傾向が高まっていること、単身者の入居資格が高齢者等に限定されていること等により、入居者の高齢化・高齢単身世帯化が進行している。また、募集状況では、灘区・中央区・兵庫区の市街地では 40 倍以上の倍率であるが、須磨区・垂水区・北区では倍率が 10 倍以下となるなど、地域間格差が見受けられる。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は家賃であり、シティハイツも含めてすべて神戸市住宅供給公社が業務委託によって収納業務を行っている。家賃の納付方法には、納付書払い、口座振替及び窓口収納がある。

(3) 収支状況について

「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」は、指定管理者制度移行前の平成 17 年度の業務内容と整合するように収支を比較したものである。

平成 17 年度と平成 21 年度を比較すると約 16 億円総支出額が増加している。この要因は、平成 18 年度以降、業務委託で実施している計画修繕の事業費が約 11 億円増加したためである。また、第 1 期指定管理者の神戸市住宅供給公社は、シティハイツ以外の市営住宅の管理業務を受託しているが、団地毎の管理コストの把握は行っていない。

なお、平成 21 年度は、それまで神戸市住宅供給公社への指定管理料に含められていた市派遣職員の給与を市の職員給料として支払っている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期は、シティハイツについては公募により大阪ガスセキュリティサービス（株）が選定され、それ以外については神戸市住宅供給公社が随意選定されている。第 2 期は、申請区域を 4 つの地域（東灘・灘・中央区、兵庫・長田区、北・須磨区、垂水・西区）とシティハイツに区分し、公募を行っている。

(5) 利用者の満足度調査について

満足度調査は、平成 22 年 6 月に来庁者アンケートを実施、89 人より回答を入手している（回収率 63.6%）。アンケートは主として窓口での職員の対応について問うもので、応対全般としては、「良い」「まあまあ良い」が 69%であった。

〔指摘事項－22〕 市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

第2期の「神戸市営住宅等指定管理者応募要領」に記載の選定方法（シティハイツ以外）では、一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となることはできない旨が記載されている^(注1)。つまり、法人Aが次頁の表の（ア）（イ）（エ）の地域においても法人B～Iより優れた提案を持っていたとしても、（ウ）地域で指定管理者に選定されてしまえば、（ア）（イ）（エ）の地域の指定管理候補者から排除され、優先交渉権者になることができない。この理由について、市は、調査の結果、多くの業者が5,000戸規模を希望しており1者が管理できる戸数としては1万戸が上限と考えられること、リスク分散及び出来るだけ多くの業者への門戸開放のためとしている。

しかし、公募に応じる業者は通常自らの管理能力の範囲内で応募するものであり、業者の管理能力を超えると考えられる応募や提案があれば、選定過程の中で排除することこそが公平であると考えられる。また、確かに、全地域を一業者が独占するのはリスクが高いとも言えるが、複数地域を受託する能力があり、現に兵庫県下で県営住宅の管理を受託し、複数地域の業務受託が認められたならば希望すると想定される業者も存在している。更には、全ての業者に応募する機会を公平かつ均等に提供し、利用者へのサービス向上のための様々なアイデアを募集することが本来の「門戸開放」であり、市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の候補者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

リスク分散を図りながら効率化のメリットを享受するために、指定管理業務を受託できる地域を一つに限定せず、複数地域の業務受託を可能にすべきである。

【指定管理者公募申請状況】

法人名		申請区域				
		(ア)東灘・灘・中央	(イ)兵庫・長田	(ウ)北・須磨	(エ)垂水・西	(オ)シティハイツ
A	(株)東急コミュニティー	△	△	◎	△	
B	大成サービス(株)			○		
C	神戸市住宅供給公社	○	○	○	○	○
D	日本管財(株)	◎	△	○	△	
E	(株)ウェイズ オリックス・ファシリティーズ(株)グループ	○	◎	○	○	
F	近鉄住宅管理(株)・ニッテレ債権回収(株)	○				
G	大阪ガスセキュリティサービス(株)					◎
H	(株)日本ネットワークサービス					○
I	(株)ジークレフサービス			○	◎	

(注) ○は応募した地域、◎は指定された地域、△は応募したが他の地域で優先交渉権者となったため選定過程で排除された地域を表す。応募者の多かった地域から順に選定し、応募者が同数の地域がある場合は東の地域から選定するため、(ウ)→(ア)→(エ)→(イ)の順で選定されている。

(注1) 神戸市営住宅等指定管理者応募要領

IV 選定方法及び選定基準

1 選定方法

(1) 選定方法

(前略)

・できるだけ多くの法人等が指定管理者となれることを目的として、順位付けは以下の手順で行います。

- ① 特別市営住宅（シティハイツ）については、各地域の指定管理者の優先交渉権者が決まった後に行います。
- ② 各地域の指定管理者の候補者応募者の多い地域（「特別市営住宅（シティハイツ）」は除く）から順番に行うこととします。（応募者が同数の地域がある場合は東の地域から行います。）
- ③ 一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となることはできません。

〔意見一19〕 今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

市営住宅運営を指定管理者制度に移行した第 1 期（平成 18～21 年度）は、公営住宅の管理代行者であり、統一的・一体的な管理を行うことができ、また、福祉的要素が強く、政策的判断に関連する業務が多いという理由で、シティハイツ以外の市営住宅の指定管理者には神戸市住宅供給公社（以下、「住宅供給公社」という。）が随意選定された。第 2 期（平成 22～25 年度）は公募とされ、「神戸市営住宅等指定管理者応募要領」で表 1 のように指定管理料の上限額が示されている。しかし、**住宅供給公社は団地毎の管理コストを正確に把握していなかったため、表 1 で示されている上限額は概算額である。従って、表 1 の削減率もおおよその目安に過ぎない。**

【表 1 指定管理料の削減率（第 2 期）】

（単位：千円）

グループ	上限額	指定管理料（第 2 期）	削減率
東灘区・灘区・中央区	646,000	607,054	6%
兵庫区・長田区	659,000	592,945	10%
北区・須磨区	681,000	632,247	7%
垂水区・西区	570,000	561,475	1%
シティハイツ	60,000	57,158	5%

実態としては、表 2 に示すように、第 1 期、第 2 期にわたって契約が複数の形態に分かれているうえ、市派遣職員給与の扱いも変更されており、時系列的に経費の削減率を把握しづらい状況にある。

【表 2 契約形態の変遷】

業務	対象	平成 17 年度以前	平成 18～21 年度	平成 22 年度
募集・選定	公営住宅 (38,712 戸)	管理委託（住公）	管理代行（住公）	市 ^(注 2) ・業務委託（住公 ^(注 3) ）
	合築などの一部 の公営住宅及び それ以外		指定管理（住公 ^(注 1) ）	
維持管理・入居者管理			指定管理（住公 ^(注 1) ）	指定管理（民間業者）
収納			業務委託（住公）	指定管理（民間業者）
計画修繕			業務委託（住公）	市 ^(注 2) ・設計は業務委託、 修繕工事は発注（民間業者）

（注 1）実質、住宅供給公社（住公、以下同じ）が実施。行政判断が必要な許可や決定は市が実施

（注 2）住公への 49 名の市派遣職員のほか嘱託職員が市に戻り業務に従事（主として住宅管理課）

（注 3）入居者案内の印刷物作成、窓口・電話対応、審査、選定の補助

しかし、民間事業者を指定管理者にしたことにより、どの程度効率化が図られたかについては、市は適切に把握し、市民に説明する必要がある。平成 22 年度の市営住宅の運営管理費が平成 21 年度以前に比べてどの程度効率化されたのかについては、少なくともすべての市営住宅合計のベースで実績を把握して説明すべきであり、その上で、指定管理者制度の導入によりコスト削減の効果が達成されたか否かを適切に把握するため、今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

都市計画総局

神戸市立多聞集会所〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立多聞集会所			設 置 年	昭和 43 年
所 在 地	垂水区多聞台 4 丁目 14-6				
根 拠 法 令 等	神戸市立集会所条例				
設 置 目 的	市営多聞住宅及び多聞台住宅の入居者及び地域住民の利便を増進するため				
設 置 の 経 緯	市営多聞住宅及び多聞台住宅は昭和 39 年から管理開始されたが、当該団地に集会所がないことから、入居者や地域住民の利便性を増進するため、昭和 43 年に開設された。				
固定資産の内容	帳簿価格 (万円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	4,717	577			
建 物	2,891	345	洋室（集会室）と和室	RC 造 1 階建	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
洋 室	10,499	506	11,699	493	11,743	501	10,873	469	10,052	419
和 室	5,069		4,508		4,133		3,762		2,973	
合 計	15,568	506	16,207	493	15,876	501	14,635	469	13,025	419

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(昭和58年～) 神戸市立多聞集会所管理運営委員会	管理委託費	853	備考
指定管理者			選定方法	随意選定	
第1期	平成18年度	神戸市立多聞集会所管理運営委員会	指定管理費	853	
	平成19年度	〃	指定管理費	853	
	平成20年度	〃	指定管理費	853	
	平成21年度	〃	指定管理費	853	
			合 計	3,412	
指定管理者			選定方法	随意選定	
第2期	平成22年度	神戸市立多聞集会所管理運営委員会	指定管理費	885	
	平成23年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 885	
	平成24年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 885	
	平成25年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 885	
			合 計	3,540	

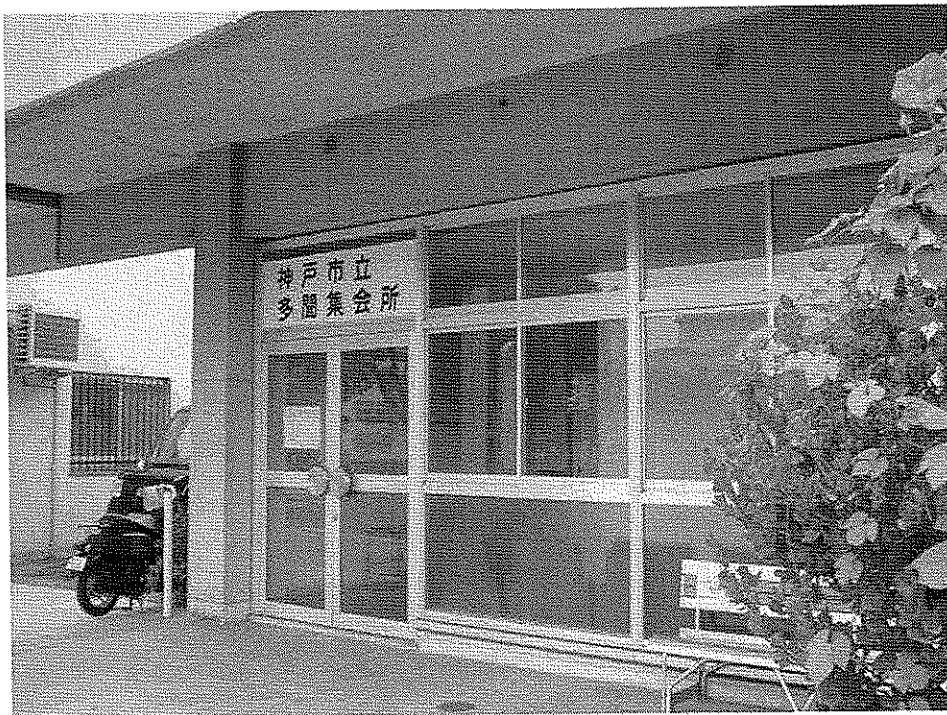
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収 入						
指定管理料	853	853	853	853	853	885
計	853	853	853	853	853	885
支 出						
事務費	855	827	853	830	856	885
計	855	827	853	830	856	885
収支差額	△2	26	0	23	△3	0

【施設写真】

（多聞集会所（外観））



（集会所内部）



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

利用者数は利用申込書に記載された利用人数を集計している。

なお、洋室（集会室）は卓球などのスポーツ関係の利用が多く、和室は舞踊・会議・詩吟・語学・カラオケなどの利用が多い。

〔改善要望〕

現地視察を行ったところ、施設の使用許可書、使用料減免申請書、納付書綴りなどの一連の使用許可に係る書類は事務所に保存されていなかった。実際には、担当者が自宅で使用許可に係る事務を行っているとのことである。

指定管理者は自治会を中心とした組織であるとは言え、**市は指定管理者に対して、公の施設の使用許可に係る書類は施設の管理を行う事務所で適切に保管するよう指導・監督すべきである。**

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は約 419 千円となっている。多聞集会所は、利用者に対して納付書を発行し、利用者はそれによって市に納付する。条例上「公益上必要がある場合は減額或いは免除できる」とされており、老人クラブなどの利用については 1/2 減額されている。

(3) 収支状況について

指定管理者である神戸市立多聞集会所管理運営委員会は指定管理料に係る毎年度の剰余金を翌年度へ繰越す処理を慣例的に行っている。平成 21 年度の期首繰越金は約 52 千円、期末繰越金は約 50 千円であり、平成 21 年度神戸市立多聞集会所収支計算書では当該繰越金も含めて表示されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18 年度～平成 21 年度）及び第 2 期（平成 22 年度～平成 25 年度）ともに、神戸市立多聞集会所管理運営委員会が随意選定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 22 年 6 月に利用者及び地域内の団体に対してアンケートを実施、アンケート用紙を 100 人に配布し、88 人から回収している（回収率 88%）。その結果、「利用した感想」については、「利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」が 85.9%であった。

都市計画総局

こうべまちづくり会館〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	こうべまちづくり会館			設 置 年 月 日	平成 5 年 11 月 15 日
所 在 地	神戸市中央区元町通 4-2-14				
根 拠 法 令 等	神戸市立こうべまちづくり会館条例・同規則				
設 置 目 的	まちづくりに関する住民の関心及び重要の高まりに対応し、住民主体によるきめ細かなまちづくり活動を支援する				
設 置 の 経 緯	市では、1981 年全国に先駆けてまちづくり条例を定め、まちづくり支援施策を実施してきたが、①人材活用、②人材育成、③情報収集・提供、④調査・研究、⑤活動拠点の提供、を五つの柱とする、住民主体の「まちづくり」支援の核施設として設立された。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地	120,039	332	鉄筋コンクリート造		
建 物	647,340	1,971	地上 6 階・地下 2 階		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入 館 者 数	108,790	3,958	109,052	4,232	118,854	7,518	117,975	1,670	112,797	5,594
合 計	108,790	3,958	109,052	4,232	118,854	7,518	117,975	1,670	112,797	5,594

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市都市整備公社	管理委託費	77,981	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市都市整備公社	指定管理費	68,674	
	平成 19 年度	"	指定管理費	68,274	
	平成 20 年度	"	指定管理費	67,874	
	平成 21 年度	"	指定管理費	67,474	
			合 計	272,296	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市都市整備公社	指定管理費	66,000	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 66,000	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 66,000	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 66,000	
			合 計	264,000	

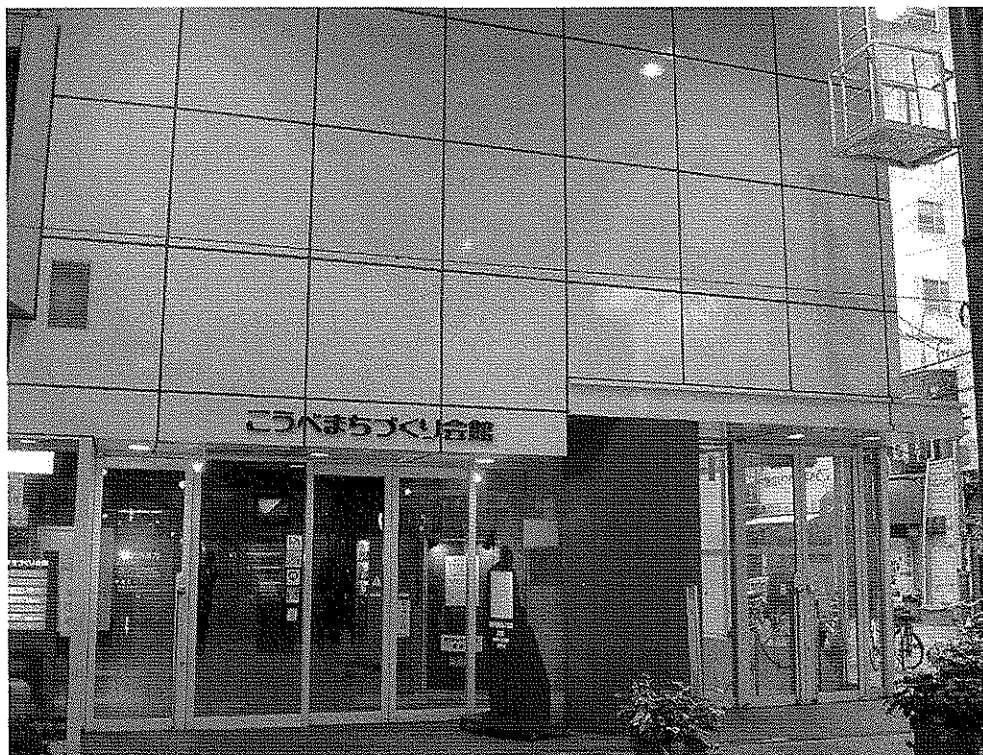
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	77,981					
指 定 管 理 料		68,674	68,274	67,874	67,474	66,000
同上 (精算項目)	5,818	6,238	6,619	12,166	13,122	10,386
そ の 他		77	124	30	33	50
計	83,799	74,989	75,017	80,070	80,629	76,436
支 出						
人 件 費	61,269	50,135	50,135	53,107	48,644	44,000
物 件 費	22,530	26,438	26,923	32,570	33,656	32,436
計	83,799	76,573	77,058	85,677	82,300	76,436
収 支 差 額	0	△1,584	△2,041	△5,607	△1,671	0

【施設写真】

(外観)



(ギャラリー)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の総入場者数は 112,797 人となっているが、これは 1 階ロビーで入場者を目視でカウントしたものである。それ以外の有料施設の利用は下表のようになっている。但し、これには利用料が減免されている場合も含まれており、有料使用者数と無料使用者数とは分けてカウントされていない。

【平成 21 年度利用状況】

	ギャラリー（地下）	ホール（2 階）	多目的室（3F）	会議室（4F）
人数（人）	34,456	10,372	4,218	4,172
カウント方法	主催者による来場者カウント	申請者による予定利用者数の申告	同左	同左

(2) 料金収入について

指定管理者は、1 か月間の料金収入を翌月 10 日に市に納付している。平成 21 年度の料金収入は 5,594 千円となっている。利用料は、指定管理者がこうべまちづくり会館の事業として使用する場合及び公共的団体の公益上の目的のために使用する場合等については減免される。

なお、平成 20 年度は利用者数が過去 5 年間で 2 番目に多いが、料金収入は過去 5 年間で最低となっている。これは、平成 20 年度より利用料が値上げされることとなったが、平成 19 年度末までに利用者が料金を支払えば、値上げ前の料金で施設を使用することが可能であったため、多くの利用者が平成 19 年度末までに支払を行ったことが主たる要因である。その影響で、平成 19 年度の料金収入は過去 5 年間で最大となっている。

(3) 収支状況について

「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」に記載のとおり、指定管理制度に移行した平成 18～21 年度については、支出が収入を上回っている。なお、上記に記載した以外に、指定管理者は下表の自主事業収入を収受している。

【自主事業収入】

（単位：千円）

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
88,810	90,037	74,948	57,276

(4) 指定管理者の選定について

第1期（平成18～21年度）は3団体が応募、第2期（平成22～25年度）は2団体が応募したが、いずれも（財）神戸市都市整備公社が指定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

平成21年9月3日～12月12日の間、まちづくり学校講座開講時に受講生に対し、まちづくり学校講座の運営、まちづくり会館の利用についてアンケート調査を実施している。

まちづくり学校の講義については、配布数534人うち回答数345人であり、よく理解できた226人（65.5%）となっている。まちづくり会館の利用については、配布数171人うち回答数122人で、「特に問題はない」が97人（79.5%）という結果であった。

〔意見－20〕 指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。

神戸市立まちづくり会館条例第1条では、「まちづくりに関する住民の関心及び需要の高まりに対応し、住民主体によるきめ細かなまちづくり活動を支援するため」という設立目的が記載されている。指定管理者応募要領(平成21年7月)によれば、対象となる業務は「貸館事業」と「まちづくり支援事業」の2つがあるとされ、さらに「会館の設置目的を達成するために必要な事業を自主事業として行う」旨が記載されている。本指定管理業務の特色は、自主事業の必要経費に指定管理料を充当できること、さらに提案内容によっては追加の支払いを要求できることである。

(財)神戸市都市整備公社(以下、整備公社)は、第1期(平成17～21年度)、第2期(平成22～25年度)にわたって引き続き指定管理者に指定された。整備公社の提案する自主事業は以下のとおりである。

【表1 整備公社の提案する自主事業】

	事業	財源
第1期	復興基金などによるまちづくり支援事業	市からの受託収入、阪神淡路大震災復興基金からの補助金
	①こうべまちづくりセンター・研究ネットワークの運営	指定管理料(5,030千円)
	神戸 JIBANKUN(地盤情報データベース)の運営	市からの受託収入
	②まちづくりの働きかけ	指定管理料(2,060千円)
	指定管理料からの充当額合計(①+②)	7,090千円
第2期	派遣・助成事業	市からの受託収入、阪神淡路大震災復興基金からの補助金
	③人材育成	追加希望指定管理料(希望額:3,600千円)
	④調査研究	指定管理料(6,050千円)
	⑤情報交流	指定管理料(3,100千円)
	情報交流のうち神戸 JIBANKUN の運営	市からの受託収入
	指定管理料からの充当額合計(③～⑤計)	12,750千円(うち追加希望:3,600千円)

は、指定管理料充当事業。

(出典：整備公社事業計画書)

整備公社が受託している指定管理業務のうち、まちづくり支援事業及び自主事業は、貸館事業とは異質の事業である。整備公社が既に有している「まちづくりセンター」としての機能に基づく事業は公の施設を直接活用しての事業とは言えない。更に、自主事業の提案内容は指定管理者選定時の評価項目の一つとされているが、整備公社がこれらを自主事業として提案するのであれば、指定管理者選定の際にも有利となる恐れがある。

従って、指定管理業務の範囲を貸館業務に限定すべきである。また、貸館業務については、まちづくり学校や特定のまちづくり支援団体の会合に利用される以外は一般の有料による利用となっており、ギャラリーを除く施設の利用状況は低迷している（下表参照）。まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するためのアイデアが必要であり、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。

【表 2 施設別利用率（注）】

	平成 21 年度	平成 22 年度（上半期）
ギャラリー（地下）	97%	97%
ホール（2F）	26%	25%
多目的室（3F）	29%	34%
会議室（6F）	38%	37%

（注）1 日を朝、午後、夜間の 3 コマに分けて、利用可能コマ数で実際利用コマ数を割っている。

（出典：まちづくり会館資料）

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	分課 推進課	ポートアイランド市 民広場	D	国際警備保障神戸(株)(現： 国際ライフパートナー(株))	国際ライフパートナー(株)	58,686	47,059	49,712	公募	3	
2	経営課	中突堤中央ターミナ ル	E	大阪ガスセキュリテイサ ービス(株)	商船三井興産(株)	45,866	38,930	34,620	公募	4	[指摘事項-7]
3		震災メモリアルパ ーク	A	(社)神戸港振興協会	(社)神戸港振興協会	3,415	2,440	2,390	公募	1	[指摘事項-7]
4		ポートターミナル 中突堤旅客ターミ ナル	B	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	198,787	161,876	159,190	公募	2	
5		須磨ヨットハーバ ー	A	(社)神戸港振興協会	(社)神戸港振興協会	66,595	利用料金制	利用料金制	公募	1	
6		神戸ヘリポート	E	(学)ヒラタ学園	(株)日本空港コンサルタン ツ	44,474	23,590	26,536	公募	3	
7		中突堤中央ターミ ナル東館	F	(社)神戸港振興協会	—	10,560	8,536	8,536	—	—	
		ハーバーランド広場		大成サービス(株)	大成サービス(株)	6,985	4,888	5,198	公募		
		新港フェリーターミナル		(株)神戸フェリーセンター	(株)神戸フェリーセンター	12,888	9,019	8,784	公募		
		六甲船客ターミナル		神戸フェリーセンター・ ポート産業施設管理共同事業体	(株)神戸フェリーセンター	7,446	5,120	5,074	公募		

みなと総局

ポートアイランド市民広場〔Dタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	ポートアイランド市民広場			設 置 年 月	昭和 57 年 2 月
所 在 地	神戸市中央区港島中町 6-9-2				
根 拠 法 令 等	ポートアイランド市民広場条例				
設 置 目 的	市民に多様な憩いと集いの場を提供し、都市における市民相互の交流及び市民の文化の向上を図る				
設 置 の 経 緯	昭和 56 年 3 月にポートアイランドの完成を記念して開催された「ポートピア'81」を機に整備				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		11,309	広場、画廊、地下駐車場		
建 物		10,708			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：台数・件数、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
駐 車 台 数	75,147	56,092	72,038	50,935	67,694	46,419	57,315	37,299	51,182	32,462
利 用 件 数										
広 場	20	3,691	24	4,540	26	3,058	24	3,102	19	2,063
画 廊	3	0	3	0	5	0	4	0	3	0
※ 行 為 許 可	2	1	3	126	4	84	2	174	5	91
合 計		59,784		55,601		49,561		40,575		34,616

※広告写真、映画撮影等

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市開発管理事業団	管理委託費	58,686	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	国際警備保障神戸(株)	指定管理費	47,059	修繕費・光熱水費のみ精算条項付
	平成19年度	"	指定管理費	48,368	
	平成20年度	"	指定管理費	49,211	
	平成21年度	"	指定管理費	49,712	
			合計	194,350	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	国際ライフパートナー(株)	指定管理費	47,380	第1期業者と同じ(名称変更)。修繕費のみ精算条項付。インセンティブ付与。
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定) 47,380	
	平成24年度	"()	指定管理費	() 47,380	
	平成25年度	"()	指定管理費	() 47,380	
			合計	189,520	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

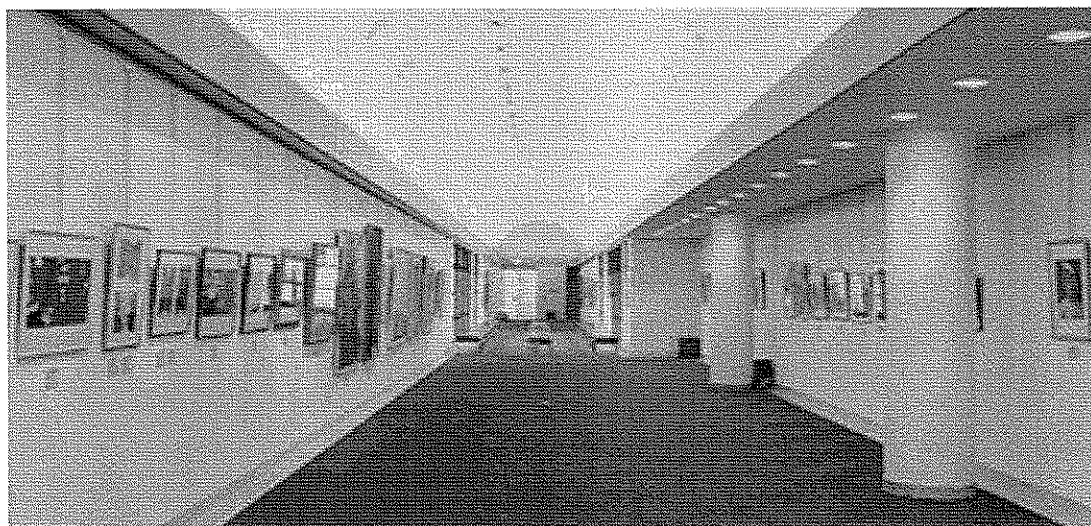
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	58,686					
指定管理料		50,704	50,704	50,704	50,704	47,380
利用料金収入						
返納		△3,645	△2,336	△1,493	△992	
その他		145		240		
計	58,686	47,204	48,368	49,451	49,712	47,380
支出						
人件費	30,553	26,742	27,151	27,976	27,613	25,425
物件費	9,877	7,107	6,553	5,968	6,091	5,955
修繕費等(精算)	18,256	13,355	14,664	15,507	16,008	16,000
計	58,686	47,204	48,368	49,451	49,712	47,380
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

(モニュメント広場)



(ポルティコ)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

本施設のうち、駐車台数、広場・画廊いずれの利用件数も減少傾向にある。
平成 21 年度の広場の使用はフリーマーケット中心に 19 件（延べ 21 日）、画廊
ポルティコは 3 件（延べ 40 日）にとどまった。また、駐車台数は、近隣の駐車
場との競争等により年々減少している。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、駐車場料金及び広場等の使用料金の合計である。
なお、当該年度の収入額が想定収入額（過去 3 年度の収入額の平均）を上回る
場合、その増加額に一定率を乗じるインセンティブ制度も設けているが、これ
まで適用されたことはない。

(3) 収支状況について

指定管理料の一部は修繕費と光熱水費に充当されるが、「ポートアイランド市
民広場管理運営業務に関する協定書」第 5 条第 2 項において、精算の結果、余
剰金は返還することとされているため、収支差額はゼロとなっている。

〔改善要望〕

「ポートアイランド市民広場指定管理者応募要領」（第 1 期、第 2 期）には、
「神戸市が予算の範囲内で支払う委託料及び公衆電話等の収入が指定管理者の
収入になります。」と記載されている。市によると第 1 期の始まる時点で既に公
衆電話は敷地内から撤去され、その後、指定管理者の提案により自動販売機が
設置され、市は自動販売機の設置料を徴収している。これに係る指定管理者の
収入（平成 21 年度：408 千円）は、先に述べた「公衆電話等の収入」に該当す
ると考えられるが、収支決算報告書では報告されていない。

市は、指定管理者に対して、自主事業についても収支の状況を別途報告する
よう求めることが望ましい。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18～平成 21 年度）は 5 団体応募、第 2 期（平成 22～平成 25
年度）は 3 団体が応募している。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 22 年 2 月中 5 日間について、指定管理者が駐車場利用者にアンケートを実施している。200 枚を配布し、144 枚回収（回収率）している。「利用料金が高い」等の意見が多く、「近隣駐車場並みの利用料金に改定する」とともに、「1 日の上限金額の設定が必要」と報告されている。

みなと総局

中突堤中央ターミナル（かもめりあ）〔Eタイプ〕

1. 概 況

（1）施設の概要

施 設 名	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）			設 置 年 月	平成 10 年 3 月
所 在 地	神戸市中央区波止場町 7-1				
根 拠 法 令 等	神戸市港湾施設条例				
設 置 目 的	中突堤周辺地区の中心に位置する新しい旅客ターミナルとして供する				
設 置 の 経 緯	神戸市が日本財団から事業資金の一部の支援を受けて建設した。高齢者・障害者をはじめ、すべての人が利用しやすいターミナルとして設計された。現在、港内遊覧船のターミナルとして利用されている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		—	—		
建 物		2,710.75	チケットカウンター、売店、事務室等		

（2）施設利用状況

（単位）利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
遊覧船旅客数	321		317		325		334		320	
施設テナント使用料		5,427		5,240		7,240		8,645		8,312
合 計	321	5,427	317	5,240	325	7,240	334	8,645	320	8,312

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	45,866	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 17 年度	大阪ガスセキュリティサービス(株)	指 定 管 理 費	38,930	
	平成 18 年度	〃	指 定 管 理 費	38,930	
	平成 19 年度	〃	指 定 管 理 費	38,930	
	平成 20 年度	〃	指 定 管 理 費	38,930	
			合 計	155,720	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 21 年度	商船三井興産(株)	指 定 管 理 費	34,620	
	平成 22 年度	〃	指 定 管 理 費	34,620	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 34,620	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 34,620	
			合 計	138,480	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料						
指 定 管 理 料	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
利用料金収入						
計	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
支 出						
人 件 費	—	—	—	—	—	—
物 件 費	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
計	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

(南東側外観)



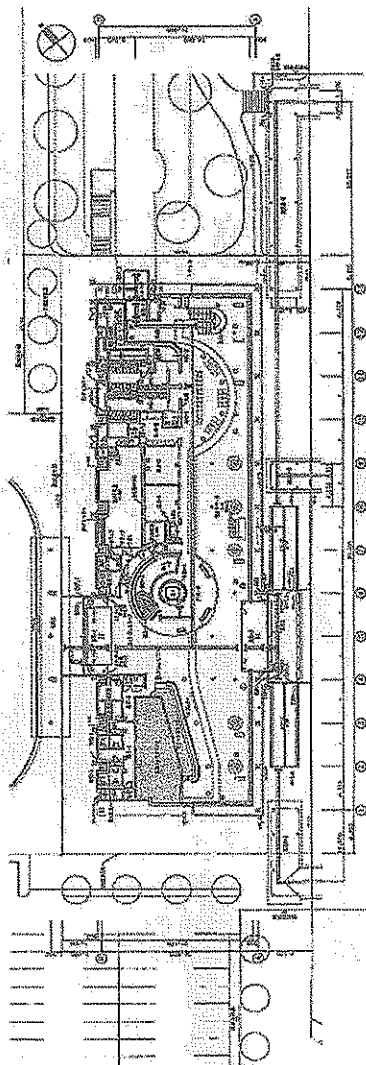
(2 階展示スペース)



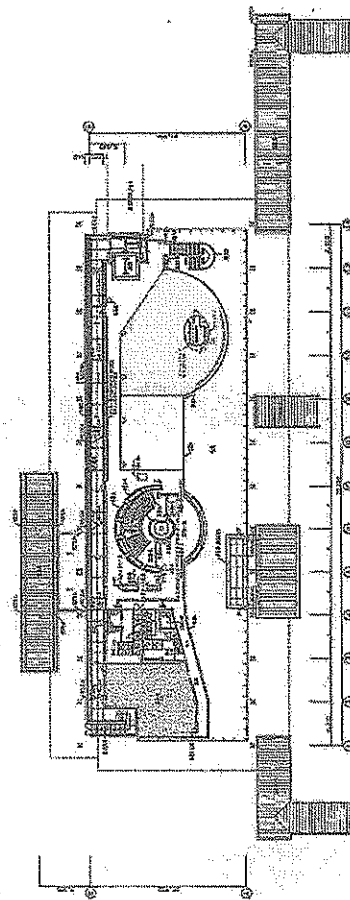
【見取図】

中突堤中央ターミナル(かもめりあり)平面図

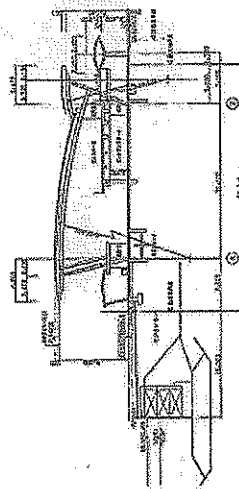
1 階平面図 S=1/200



2 階平面図 S=1/300



視線断面図 S=1/200



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

遊覧船旅客数は、各遊覧船会社から報告される乗船者数を集計している。平成 21 年度は 320 千人である。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、施設テナント使用料 8,312 千円である。指定管理者は毎月これを徴収し、市へ納付している。

なお、平成 19 年度から 2 階にブライダルサロンが入ったため、施設テナント使用料が増加している。

(3) 収支状況について

平成 21 年度の管理業務委託料報告書において、指定管理業務に係る支出は指定管理料と全く同額の 34,620 千円と報告されている。しかし、指定管理業務に係る資金を管理している専用口座の記録を確認した結果、1,376 千円の余剰金が発生していた。指定管理者の収支計画書では、間接経費は直接経費の 5% (1,648 千円) としているにも関わらず、管理業務委託料報告書では直接経費の 11% を超える額 (3,475 千円) で報告している。これは、指定管理者が、支出（費用）を指定管理料と一致させるために、余剰分まで含めて間接経費として報告したものと推測される。なお、本施設の指定管理業務に係る指定管理料は精算方式ではないため、仮に余剰金が発生したとしても市への返還は不要である。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期、第 2 期とも公募であり、第 1 期は 7 団体、第 2 期は 4 団体が応募している。第 2 期は、商船三井興産（株）が、第 1 期に比べてさらに指定管理料を効率化して選定されている。

指定管理者の選定は、みなと総局指定管理候補者選定委員会による。委員の構成は、第 1 期は外部委員 3 名、内部委員 3 名の合計 6 名、第 2 期は外部委員 3 名、内部委員 1 名の合計 4 名から構成されている（みなと総局の他の施設も同様）。

(5) 利用者の満足度調査について

アンケート箱を設置して、「お客様の声」を集計している。平成 20 年度は 7 件、21 年度は 17 件投函があった。利用目的、利用回数、性別、住んでいる地域、年齢を記載したうえで自由に意見を記載する形式である。児童と思われる利用者からは「楽しかった」との感想が多いものの、従業員に対するクレームも 2 件記載されていた。

みなと総局

震災メモリアルパーク〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	震災メモリアルパーク			設 置 年 月	平成 9 年 7 月
所 在 地	神戸市中央区波止場町（メリケンパーク北東部）				
根 拠 法 令 等	神戸市港湾施設条例				
設 置 目 的	阪神淡路大震災後、神戸港の被災状況やその復興の過程を中心に、大震災の教訓と港の重要性、さらに国内外の多くの人々が一体となって港の復旧、復興に努めた様子を後世に伝えることを目的に作られた。				
設 置 の 経 緯	メリケン波止場の一部を被災したままの状態で保存するとともに、展示スペースを整備し、神戸港の被災状況、復旧の過程、復興計画等を広く伝えていくために平成 9 年 7 月供用した。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地		1,680	屋外展示施設、モニュメント、 けい留施設の被災部分		
建 物	—	—	—		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
(記録していない)		—		—		—		—		—
合 計										

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社)神戸港振興協会	管理委託費	3,415	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成17年度	(社)神戸港振興協会	指定管理費	2,440	精算条項付
	平成18年度	"	指定管理費	2,440	
	平成19年度	"	指定管理費	2,440	
	平成20年度	"	指定管理費	2,440	
			合計	9,760	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成21年度	(社)神戸港振興協会	指定管理費	2,390	修繕費のみ 精算
	平成22年度	"	指定管理費	2,390	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)2,390	
	平成24年度	"()"	指定管理費	()2,390	
			合計	9,560	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

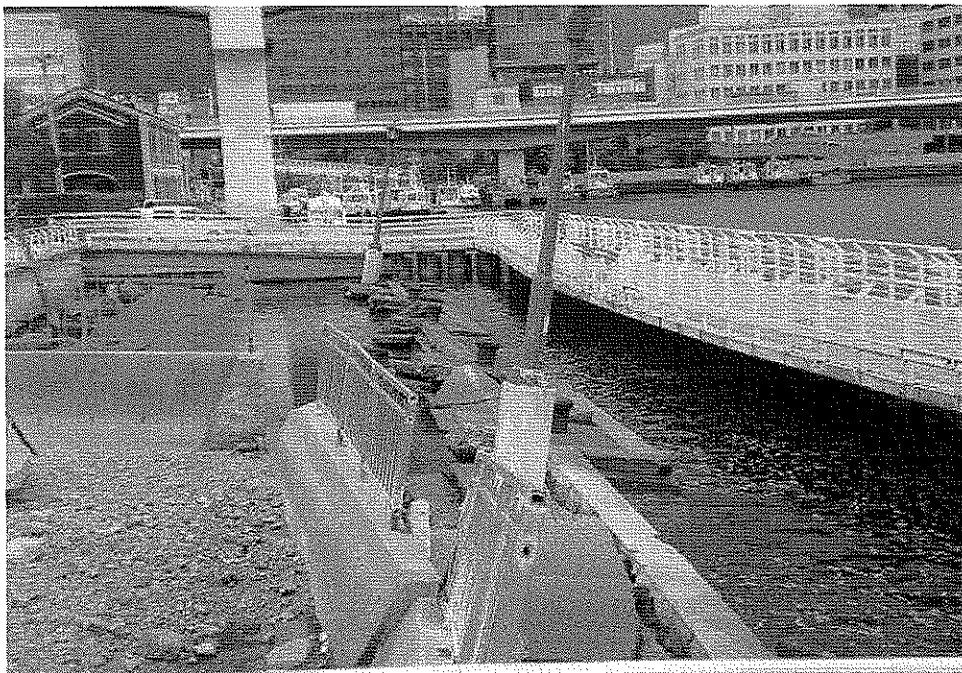
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料						
指定管理料	2,440	2,440	2,440	2,440	2,390	2,390
利用料金収入						
計	2,440	2,440	2,440	2,440	2,390	2,390
支出						
人件費	439	383	421	670	539	310
物件費	2,001	2,057	2,019	1,770	1,851	2,080
計	2,440	2,440	2,440	2,440	2,390	2,390
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

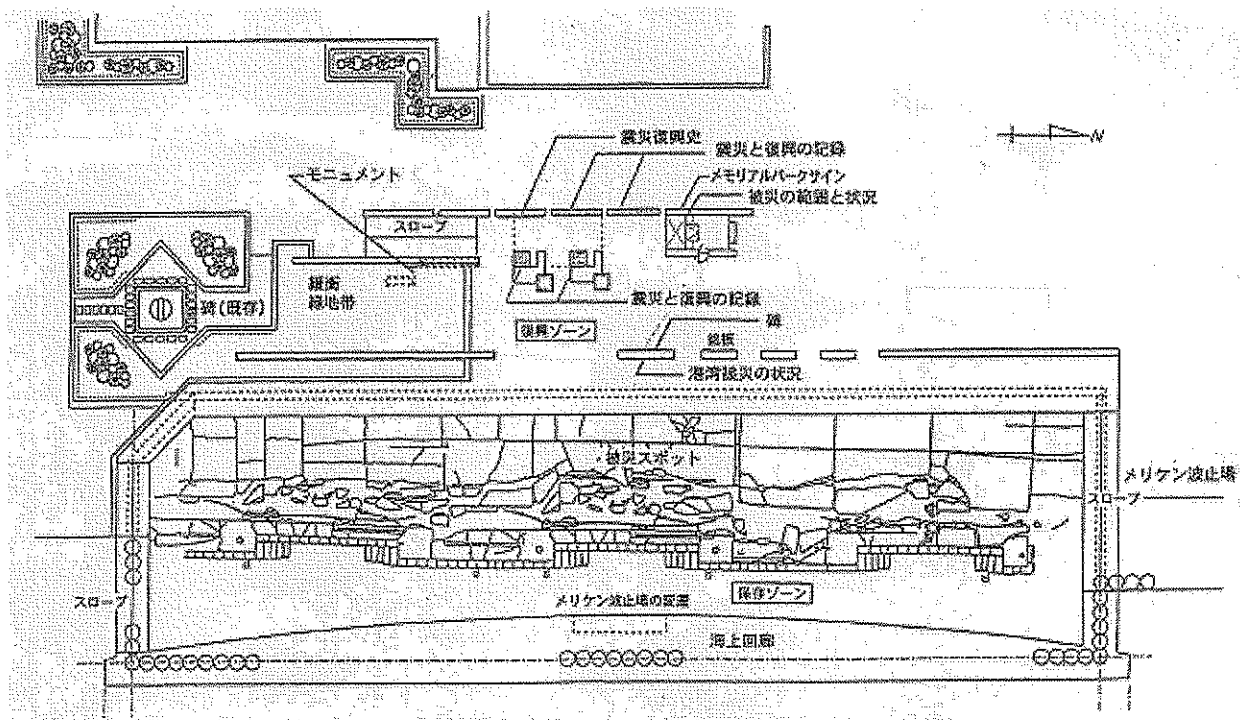
(展示スペース)



(被災部保存)



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

常時開放された施設であるため、利用者数は把握されていない。

(2) 料金収入について

利用者から料金収入は徴収していない。

(3) 収支状況について

平成 21 年度の精算報告書において、指定管理業務に係る支出は指定管理料と全く同額の 2,390 千円と報告されている。しかし、指定管理者の収支計画書では、間接経費（事務費・本部経費）は直接経費の 8%（178 千円）としているにも関わらず、精算報告書では直接経費の 6.6%（148 千円）で報告している。これは、指定管理者が、支出（費用）が指定管理料と一致するよう間接経費を調整して報告したものと推測される。なお、本施設の指定管理業務に係る指定管理料は修繕費を除き精算方式ではない。

なお、指定管理者選定委員会の評価票において、指定管理業務報告書の提出に遅れがあった旨を指摘されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 17～平成 21 年度）には 8 団体応募したが、第 2 期は 1 団体のみの応募となっている。

(5) 利用者の満足度調査について

常時開放された施設であるので行っていない。

みなと総局

中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	中突堤旅客ターミナル①及びポートターミナル②			設 置 年 月	①平成 7 年 4 月 ②昭和 45 年 4 月
所 在 地	①中突堤旅客ターミナル：神戸市中央区波止場町 2,3,4,5,2 番地先 ②ポートターミナル：神戸市中央区新港町 4-5				
根 拠 法 令 等	神戸市港湾施設条例				
設 置 目 的	①大型内航定期旅客船及び大型クルーズ客船のターミナルとして供用 (現況：国内外に就航するクルーズ客船のターミナルとして供用) ②国内外に就航するクルーズ客船、大型定期旅客船等の旅客ターミナルとして供用。				
設 置 の 経 緯	①中突堤周辺地区の土地利用について検討を重ねる中で、中突堤先端部について、大型内航定期旅客船及び大型クルーズ客船のターミナルとして再整備を行うため、平成 4 年に旅客ターミナルを含む複合施設建設についての提案競技の公募を行い、(株)神戸メリケンパークオリエンタル(現(株)ホテルマネジメントジャパン)が事業主体として建物全体の整備を行い、1・2 階部分を市が買い取り、平成 7 年より旅客ターミナルとして供用。 ②昭和 45 年に国内外に就航する大型客船及び日中国際フェリー専用の旅客ターミナルとして整備。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
土 地		—	—		
建 物		①14,108 ②12,449	①待合所、案内カウンター、飲食店、土産物屋、船社事務所、CIQ、送迎デッキ等 ②待合所、案内カウンター、土産物屋、船社事務所、CIQ、送迎デッキ、展示ホール等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：室・隻、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入 床 室 数										
中 突 堤 旅 客	19		19		19		19		19	
ポ ー ト タ ー ミ ナ ル	19		19		18		18		18	
入 港 隻 数										
中 突 堤 旅 客	7		43		61		52		68	
ポ ー ト タ ー ミ ナ ル	76		43		38		46		31	
中 突 堤 旅 客		150,157		121,067		135,606		128,844		144,042
事 務 室 等		50,687		47,738		46,891		47,189		50,336
駐 車 場		99,470		73,329		88,715		81,655		93,706
ポ ー ト タ ー ミ ナ ル		39,461		37,305		36,875		36,676		32,377
事 務 室 等		18,381		18,372		18,867		17,992		18,521
架 空 工 作 物		0		18		22		22		20
埠 頭 用 地		1,299		2,500		4,826		4,308		0
駐 車 場		19,781		16,415		13,160		14,354		13,836
合 計		189,618		158,372		172,481		165,520		176,419

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		①(株)神戸フェリーセンター ②(社)神戸港振興協会	管理委託費	198,787	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	指定管理費	161,876	精算条項付
	平成19年度	〃	指定管理費	162,235	
	平成20年度	〃	指定管理費	159,190	
	平成21年度	〃	指定管理費	159,190	
			合計	642,491	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	指定管理費	158,970	修繕費のみ 精算
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)158,970	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)158,970	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)158,970	
			合計	635,880	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	198,787					
指定管理料		161,876	162,821	159,190	159,190	158,970
返納			△586			
計	198,787	161,876	162,235	159,190	159,190	158,970
支出						
人件費	17,114	18,224	23,258	26,578	21,429	21,430
物件費	181,673	143,652	138,977	132,612	137,761	137,540
計	198,787	161,876	162,235	159,190	159,190	158,970
収支差額	—	—	—	—	—	—

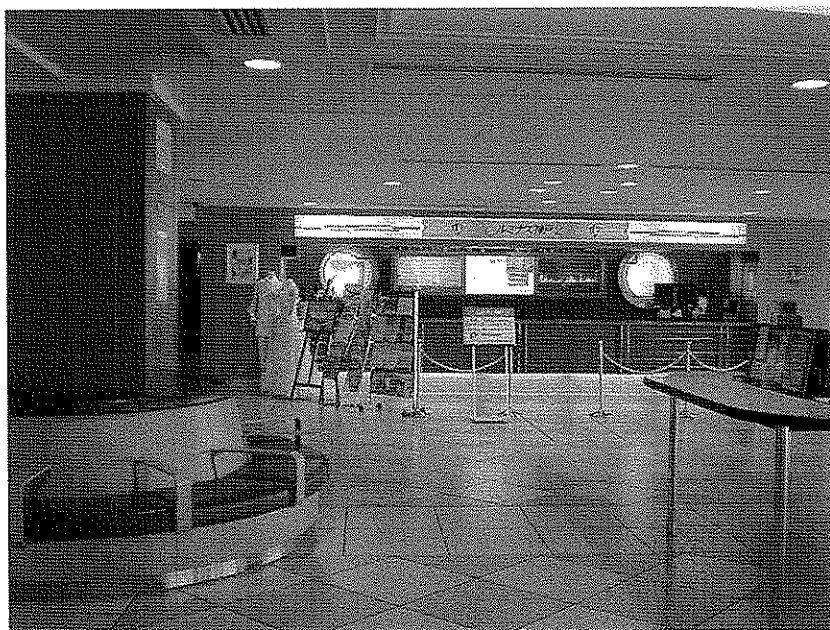
【施設写真】

中突堤旅客ターミナル

(1 階正面)

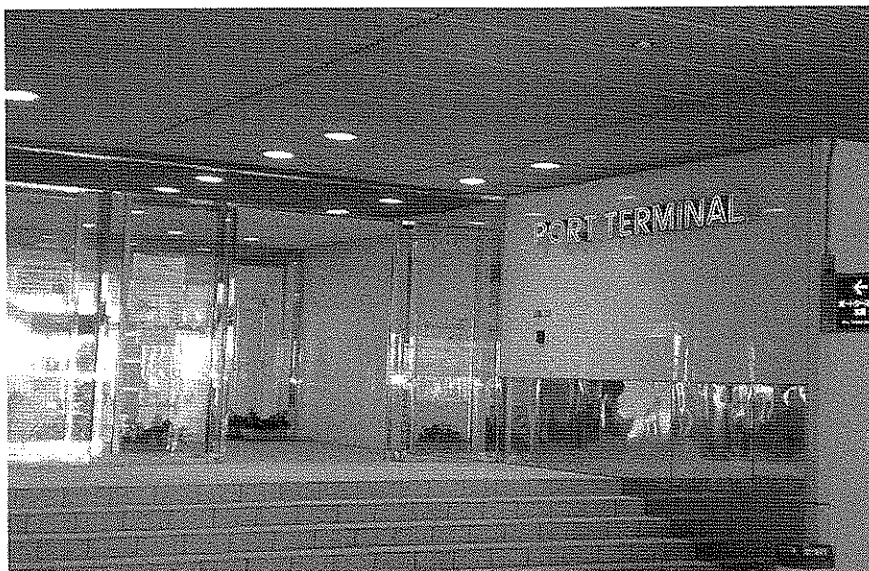


(2 階チケットカウンター)



ポートターミナル

(1 階正面)

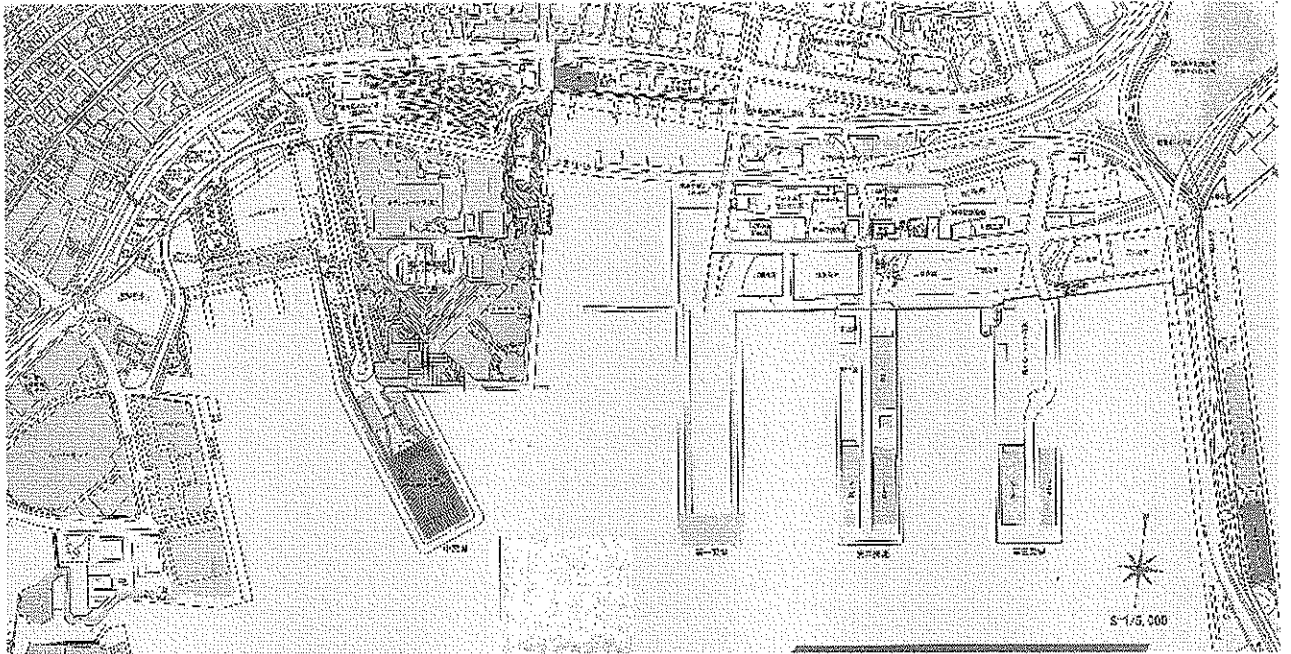


(3 階展示ホール)



【見取図】

(2つのターミナルの位置関係)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の入港隻数（ポートターミナルの定期航路を除く）とテナント数を記載している。

なお、平成 21 年度の空床数は、中突堤旅客ポートターミナルが 2 室、ポートターミナルが 5 室となっている。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、テナント料、駐車場使用料等である。

(3) 収支状況について

収支状況は「1 (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」に記載のとおりであり、平成 21 年度の収支差額はゼロとなっている。

なお、指定管理者選定委員会の評価票において、指定管理業務報告書の提出に遅れがあった旨を指摘されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18～平成 21 年度）及び第 2 期（平成 22～平成 25 年度）とも公募である。第 1 期は神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体と国際警備保障神戸・ルミナス観光共同事業体、第 2 期は神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体とポートターミナル活性化事業組合のいずれも 2 団体が応募し、神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体が選定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

施設の片隅にアンケート箱が置いてあるが、現地視察時にはアンケート用紙は置かれていなかった。平成 21 年度に意見はなかったとのことである。

みなと総局

須磨ヨットハーバー〔Aタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸市立須磨ヨットハーバー			設 置 年 月 日	昭和 35 年 7 月 1 日
所 在 地	神戸市須磨区若宮町 1-1-4、1-3-2				
根 拠 法 令 等	神戸市立須磨ヨットハーバー条例				
設 置 目 的	神戸市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図ること				
設 置 の 経 緯	市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図るため、北ハーバーが昭和 35 年 7 月に、南ハーバーが昭和 53 年 7 月に供用開始された。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備 考	
南 ハ ー バ ー		56,000	管理棟等	水域・陸域含む	
北 ハ ー バ ー		15,000	管理分室等	水域・陸域含む	
護岸、防波堤等					

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：艇数、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
専用使用許可艇数	288	144,824	276	136,336	264	132,697	242	125,569	225	122,747
一般使用艇数	11		20		30		41		39	
合 計	299	144,824	296	136,336	294	132,697	283	125,569	264	122,747

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	66,595	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(社) 神戸港振興協会	指 定 管 理 費	75,587	利用料金制度を採用しているため、指定管理費は（利用料収入 - 市への納付金）として求めている。
	平成 19 年度	"	指 定 管 理 費	71,948	
	平成 20 年度	"	指 定 管 理 費	81,690	
	平成 21 年度	"	指 定 管 理 費	83,123	
			合 計	312,348	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(社) 神戸港振興協会	指 定 管 理 費	80,482	同上
	平成 23 年度	" (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 81,473	
	平成 24 年度	" (")	指 定 管 理 費	(") 82,464	
	平成 25 年度	" (")	指 定 管 理 費	(") 83,455	
			合 計	327,874	

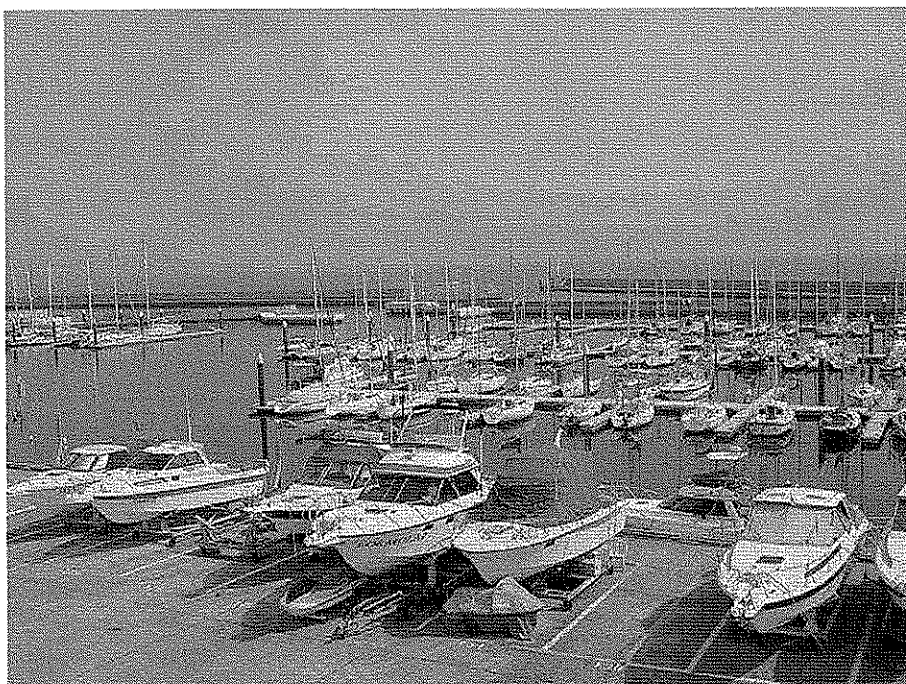
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

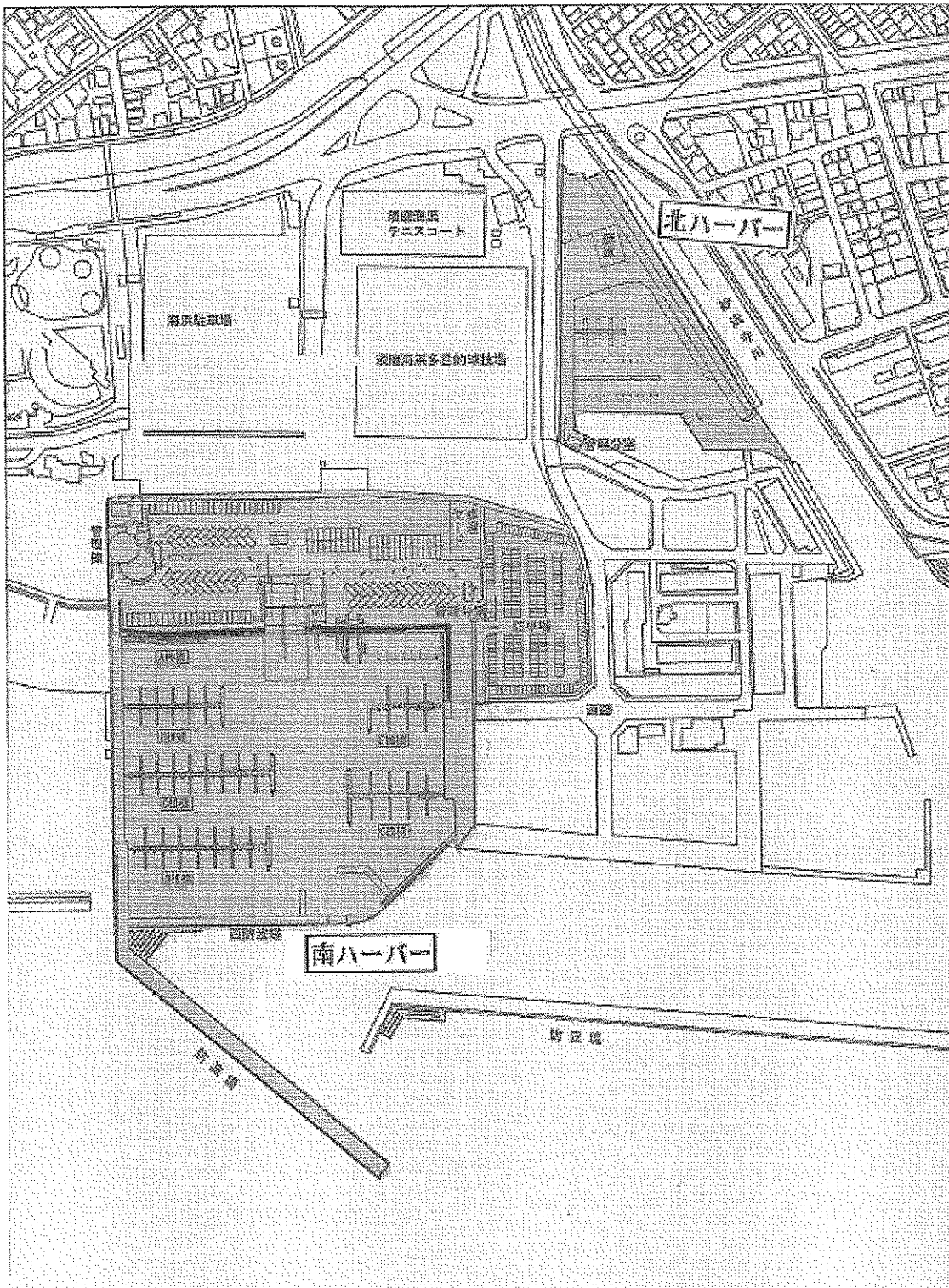
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料						
指 定 管 理 料						
利用料金収入	(144,824)	136,336	132,697	125,569	122,747	133,868
管 理 委 託 費	66,595					
計						
支 出						
人 件 費	41,220	51,884	43,911	55,125	47,203	41,840
管 理 費	25,375	38,140	35,302	40,678	44,303	38,558
納 付 金	—	60,749	60,749	43,879	39,624	53,386
計	66,595	150,773	139,962	139,682	131,130	133,784
収 支 差 額	—	△14,437	△7,265	△14,113	△8,383	84

【施設写真】

（南ハーバー（水域））



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

専用使用許可艇数と一般使用艇数（ビジター）がある。うち、専用使用可能バースと利用バースの推移は以下のとおりである。

【専用バースの利用率（各年度末現在）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
使用可能バース	500	500	435	460
うちビジターバース	10	10	15	19
専用バース	490	490	420	441
利用実績	276	264	242	225
利用率(%)	56.3	53.8	57.6	51.0
備考	—	—	大規模改修工事による	

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は 122,747 千円であり、その内 39,624 千円を市に納付している。平成 20 年度から始まった工事期間中の新規艇募集の中止、工事に係る利用規制及び景気後退等により利用者数が減少していることに伴い、料金収入も減少している。

〔改善要望〕

- ① 料金徴収管理は、①専用口座の通帳で利用者からの代金の入金を確認し、利用者別の未収金の消し込みを行う、②入金があれば事業別科目別元帳のシステムに収益として入力する、③事業別科目別元帳に基づき収益額を市に報告する、というプロセスで行われている。振興協会では、月次及び年次で事業別科目別元帳での収益計上額と、専用口座への入金額及び未収額が一致していることを確認すべきであるが、そのようなトータルチェックは行っていない。また、市への報告のために、事業別科目別元帳とは別に科目別摘要別集計表（収入の内訳を記載したもので、事業別科目別元帳とは連動していない。）が作成されているが、調整計算が必要であった。更には、視察時点で平成 21 年度末の未収金残高の内訳（決算整理資料）が保管されていなかった（その後の入金によって、更新されていく仕組みとなっている）。

指定管理者である振興協会は、月次及び年次で市への報告金額と入金記録の合計金額等を照合するなどの確認作業を行い、市は、決算資料を適切に保存するよう、指導・監督すべきである。

- ② ヨットハーバーバース使用料等の滞納未収金については、振興協会は指定管理者となった平成 18 年度以降発生分について徴収を行い、それ以前に発生した未収金は市が徴収することとなっている。両期間にわたって滞納している利用者がいるにも関わらず、市と振興協会は債務者との協議を別々に行っている。市からは情報を共有しているとの説明を受けたが、平成 17 年度以前の滞納状況について振興協会では情報が周知徹底されていなかった。このような状況では、振興協会は過去の滞納状況を知らないまま平成 18 年度以降の状況のみを判断材料とするため、回収手続としては適切とは言えず、非効率である。

振興協会は、平成 17 年度以前の情報についても熟知し、一体的に回収業務を行うべきである。

(3) 収支状況について

平成 17 年度までは管理委託を行っており、修繕費は市が負担していた。平成 18 年度以降は、指定管理者側で利用料金の中から修繕費として 10,000 千円を確保して修繕に充てることとなった。また、平成 20 年度以降については、整備工事に伴う減収及び利用料金の返還、仮設物等撤去のための人員増などが生じたため、市への納付金が減額された。これらにより指定管理料（利用料金収入－納付金）が増加している。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18～平成 21 年度）は 4 者が応募、第 2 期（平成 22～平成 25 年度）は 1 者のみの応募となっている。いずれも（社）神戸港振興協会が選定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 20 年度～21 年度は大規模整備工事に関する説明会（数回）、及び艇の移動（数回）があったことを理由として実施していないが、利用者が存在し、改修工事とは関係のないクレームも寄せられている状況を勘案すると、満足度調査を実施しなかったことには疑問が残る。

みなと総局

神戸ヘリポート〔Eタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	神戸ヘリポート			設 置 年 月 日	昭和 62 年 12 月 18 日
所 在 地	神戸市中央区港島中町 8-1				
根 拠 法 令 等	神戸ヘリポート条例				
設 置 目 的	本市における航空運送の用に供する				
設 置 の 経 緯	当時（S60 年頃）のわが国では産業構造の高度化・情報化の進展等に伴い、機動的な近距離交通機関としてヘリコプターの需要が高まっており、国策としてもヘリコプターの利用促進が打ち出されていた。神戸市としても、これまでの海・陸に加え、空の拠点としてのヘリポートを設置することにより、人・物・文化・情報の交流を一層進展させることにより市民経済・社会・文化の発展を図るために設置した。当該地に設置した理由は、災害時の救難・救援・緊急医療活動をはじめ、人や物資の輸送・報道・観光宣伝等諸活動に便利で各方面から強い要望があったためである。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地		27,736	誘導路、エプロン、滑走路		
建 物		165	管理棟、倉庫		格納庫は指定管理対象外

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
着 陸 回 数	2,004		1,733		1,556		1,301		1,074	
乗 降 客 数	935		957		634		597		305	
着陸料・停留料		2,891		2,221		1,798		1,259		722
合 計		2,891		2,221		1,798		1,259		722

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	44,474	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(学) ヒラタ学園	指定管理費	23,590	精算条項付
	平成19年度	"	指定管理費	24,061	
	平成20年度	"	指定管理費	25,583	
	平成21年度	"	指定管理費	26,536	
			合計	99,770	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(株) 日本空港コンサルタンツ	指定管理費	24,679	修繕費のみ精算
	平成23年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 24,679	
	平成24年度	" (")	指定管理費	(") 24,679	
	平成25年度	" (")	指定管理費	(") 24,679	
			合計	98,716	

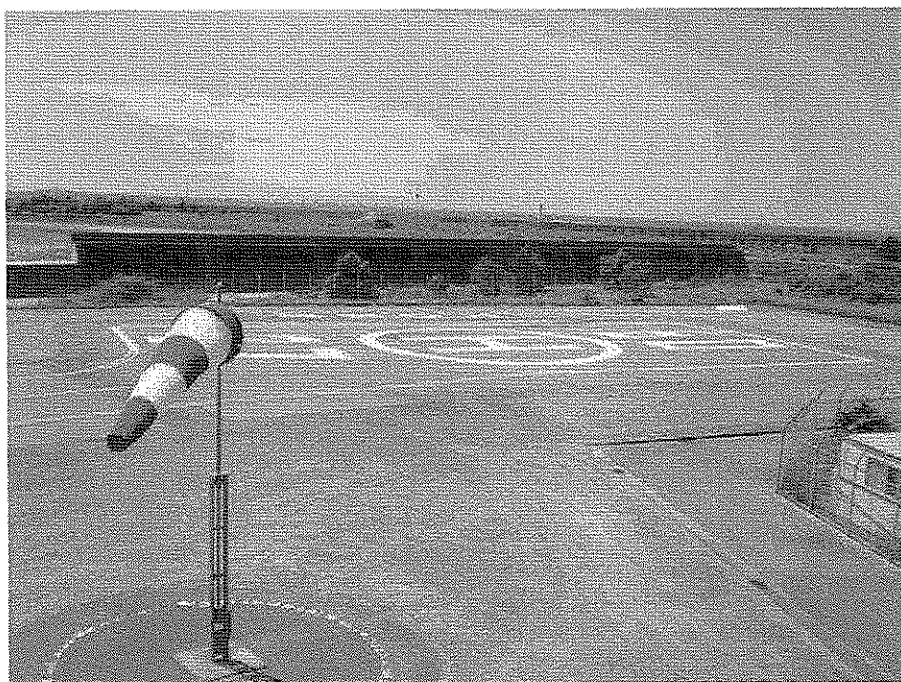
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

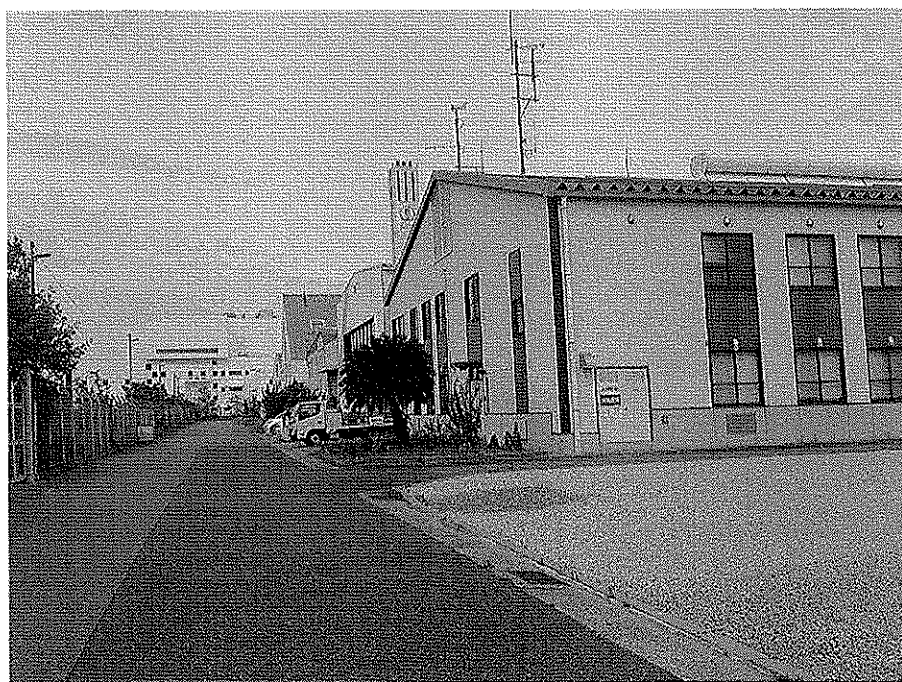
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	44,474					
指定管理料		26,536	26,536	26,536	26,536	24,679
利用料金収入						
返納		△2,946	△2,475	△953		
計	44,474	23,590	24,061	25,583	26,536	24,679
支出						
人件費	34,850	16,699	16,497	17,937	18,396	15,200
修繕費	210	83	70	0	326	210
その他物件費	9,414	6,808	7,494	7,646	7,814	9,269
市への戻入額						
計	44,474	23,590	24,061	25,583	26,536	24,679
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

（ランウェイと吹流し）



（格納庫）



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の着陸回数を記載しており、有料の着陸件数は 292 回である。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、着陸使用料（有料）の 722 千円である。

〔改善要望〕

ヘリポートの利用は減少傾向が止まらず、平成 21 年度の着陸件数は平成 17 年度の約 1/2 まで落ち込んでいる。その直接の原因としては、第 1 期の指定管理業者であった（学）ヒラタ学園が神戸空港島にヘリポートを独自に運営し始めたため、民間利用がそちらの方に流れたことにある。現在では、主たる利用は消防隊等の救助用、訓練用に限られている。また、その他の原因として、着陸料が高いことにある。特に隣接する神戸空港の 3 倍以上の着陸料となっているにも関わらず、市では値下げは未検討である。また、施設には給油施設がなく（以前はあったが撤退）、駐機機能もないことなど、民間企業や個人にとって使い勝手の悪い施設であると言える。

一方、隣接する土地（市保有）には格納庫があるが、これは指定管理業務の範囲ではない。現在、消防隊が 2 つ、民間業者が 3 つ持っているが、民間業者は既に利用しておらず、原状回復交渉中である。

立地はポートアイランドの工場地帯にも近く、産業振興上の潜在的なニーズは高いと考えられる。また、神戸港の観光用の利用も考えられる。市は、料金設定の見直しや隣接する格納庫との一体利用を検討し、防災・救助用だけでなく産業、観光振興等の利用を促進することが望まれる。

【着陸料比較（6t 未満）】

神戸ヘリポート	¥3,150
神戸空港	¥1,000
東京ヘリポート	¥1,000
静岡ヘリポート	¥3,050
舞洲ヘリポート	¥3,150
播磨ヘリポート	¥2,200
但馬空港	¥1,000

(3) 収支状況について

「1(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」に記載のとおり、平成 18 年度～20 年度は余剰金が発生し、協定書に基づき指定管理料の精算を行っているため、収支差額はゼロとなっている。しかし、平成 21 年度は管理運営コストの実績値(27,188 千円)が指定管理料(26,536 千円)を超過しているが、追加の指定管理料の支給は行われなかったため、収支差額がゼロとされている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期(平成 18 年度～平成 21 年度)は 4 団体、第 2 期(平成 22 年度～平成 25 年度)は 3 団体が応募している。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 21 年度に使用した運航事業者に、平成 22 年 6 月にアンケートを実施し、25 件中 24 件を回収した。その結果は、利用しやすい(25%)、普通(42%)、利用しにくい(33%)となっている。

みなと総局

中突堤中央ターミナル東館〔Fタイプ〕

1. 概 況

(1) 施設の概要

施 設 名	中突堤中央ターミナル東館			設 置 年	昭和 37 年旧館 昭和 48 年新館
所 在 地	神戸市中央区波止場町 8 他				
根 拠 法 令 等					
設 置 目 的	国内フェリーのターミナルとして供用する				
設 置 の 経 緯	昭和 37 年に国内フェリーのターミナルとして供用を開始したが、平成 8 年の中突堤旅客ターミナル等の供用開始により、主な旅客ターミナルの機能は移転したため、平成 22 年度より普通財産としてビル運営者（神戸港振興協会）にフロア貸しをして運営者は各テナントからの賃料収入で、日常の警備、清掃や維持補修などを行っている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備 考
土 地					
建 物		3,661	店舗、事務室、観光センター等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：室数、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入 床 旅客施設使用料	18	16,322	18	19,460	18	21,428	17	21,055	14	18,288
合 計	18	16,322	18	19,460	18	21,428	17	21,055	14	18,288

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	10,560	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(社) 神戸港振興協会	指定管理費	8,536	精算条項付
	平成19年度	"	指定管理費	8,536	
	平成20年度	"	指定管理費	8,536	
	平成21年度	"	指定管理費	8,536	
			合計	34,144	
指定管理者			選定方法		
第2期	平成22年度		指定管理費		普通財産化
	平成23年度		指定管理費		
	平成24年度		指定管理費		
	平成25年度		指定管理費		
			合計	0	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入							
委託料	10,770	10,560					
指定管理料			8,536	8,536	8,536	8,536	—
利用料金収入							
計	10,770	10,560	8,536	8,536	8,536	8,536	
支出							
人件費	—	—	—	—	—	—	—
物件費	10,770	10,560	8,536	8,536	8,536	8,536	—
計	10,770	10,560	8,536	8,536	8,536	8,536	
収支差額	0	0	0	0	0	0	

【施設写真】

（外観（西側から））



（正面（東側から））



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の入床は 14 室、空床は 5 室である。

なお、1 (1) 施設の概要に記載のとおり、平成 21 年度までは指定管理者制度を導入していたが、平成 22 年度より港湾施設という位置づけを廃止し、普通財産に用途変更した上で、空き室の一部をリニューアルし、オフィスとしての活用を図っていくこととされた。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、旅客施設使用料 (18,287 千円) であり、市に納付されている。

(3) 収支状況について

指定管理者から提出された「平成 21 年度中突堤中央ターミナル東館管理運営業務 精算報告書」によると、管理運営経費は 11,388 千円と報告され、収支計画書の管理運営経費を大きく上回っている。これは、利用者からの苦情対応により清掃費や光熱費等が増加したことが主たる要因である。

なお、指定管理料は精算方式が採用されているが、管理運営経費の実績額が指定管理料を上回った場合でも追加の指定管理料の支給は行われないため、収支差額がゼロとされている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期 (平成 18～平成 21 年度) は 5 団体が応募している。

(5) 利用者の満足度調査について

施設内にアンケート箱を設置していたが、意見はなかった。

別 添 指摘事項及び意見の一覧表

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目		指摘事項	意 見
第一部 市の保有する建物に関する事務執行状況について			
1. 建物の管理について		1	0
2. 普通財産の貸付状況の把握・管理について		2	0
3. 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題		0	1
計		3	1
第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について			
1. 利用者数について		5	0
2. 料金収入について		6	1
3. 収支状況について		4	4
4. 指定管理者の選定について		3	5
5. 満足度調査について		0	1
6. 指定管理者候補者選定委員会の評価について		0	1
7. その他		1	7
計		19	19
合 計		22	20

Ⅱ. 第一部の指摘事項及び意見の一覧表

1. 〔指摘事項〕の一覧

(1) 建物の管理について

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－1〕	建物台帳及び公有財産表が、実際の公有建物の増減及び在高を示していない事例が多数見受けられた。	31～36

(2) 普通財産の貸付状況の把握・管理について

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－2〕	神戸市公有財産規則で求められている普通財産貸付台帳の記録及び保管が不十分であり、統一的・網羅的な貸付建物の管理ができるようにフォーマットの統一や管理方法の明確化を行う必要がある。	37
〔指摘事項－3〕	新規契約時の貸付料の減額又は免除を決定する際に、減額又は免除前の原則的な貸付料を決裁書に記載していない事例が散見された。	38

2. 〔意見〕の一覧

(1) 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
〔意見－1〕	市は、将来の複式簿記の導入に向けて、建物管理システムの整備を図り、建物台帳に有用な情報を反映させる必要がある。	39

Ⅲ. 第二部の指摘事項及び意見の一覧表

1. 〔指摘事項〕の一覧

(1) 利用者数について

指摘事項 No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－４〕	全 般	全 般	「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数にする利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。	34
〔指摘事項－８〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館のロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。	56
〔指摘事項－10〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。	70
〔指摘事項－15〕	各施設	産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	FFP ファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないか。	144
〔指摘事項－18〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	全ての施設で、利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け、現地確認するなどにより、可能な限り、実際利用者数を把握できるようにすべきである。	181

(2) 料金収入について

指摘事項 No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－５〕	全 般	全 般	市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。	35
〔指摘事項－９〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。	56
〔指摘事項－11〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。	70
〔指摘事項－13〕	各施設	産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	神戸市ものづくり復興工場の使用料等について多額の未収金が発生しており、市の債権管理が甘かったのではないか。	131

指摘事項 No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－20〕	各施設	建設局 布引ハーブ園	南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも有料ゾーンに入園出来る状況が常態化し、合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。	248 ～ 249
〔指摘事項－21〕	各施設	建設局 北神戸田園 スポーツ公園	指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。	281

(3) 収支状況について

指摘事項 No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－6〕	全 般	全 般	公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。	36
〔指摘事項－7〕	全 般	全 般	指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。	37
〔指摘事項－12〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。	71
〔指摘事項－17〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	市は、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行う必要がある。	179 ～ 180

(4) 指定管理者の選定について

指摘事項 No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－14〕	各施設	産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	指定管理者の選定手続に疑義がある。	132
〔指摘事項－16〕	各施設	産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	国際展示場 3 号館は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。	162
〔指摘事項－22〕	各施設	都市計画総局 市営住宅	市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。	308 ～ 309

(5) その他

指摘事項 No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－19〕	各施設	消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	毎日、夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。	211

2. 〔意見〕の一覧

(1) 料金収入について

意見No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－6〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館の登録団体となれば施設利用料が無料であるというのは再検討すべきである。	57

(2) 収支状況について

意見No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－8〕	各施設	市民参画推進局 神戸アートビレッジ センター	神戸アートビレッジセンターは、利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。	105

意見No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－10〕	各施設	産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	フルーツ・フラワーパークは約 300 億円の初期の過剰投資に加え、その後の運営状況も悪く、市は毎年約 7 億円（指定管理料＋利用料金収入）の負担をしている。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。	145 ～ 146
〔意見－14〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	神戸市しあわせの村のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、SPC を事業主体とした PFI 方式を活用することにより、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行い、その後は、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。	182 ～ 184
〔意見－19〕	各施設	都市計画総局 市営住宅	今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。	310 ～ 311

（３）指定管理者の選定について

意見No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－2〕	全 般	全 般	市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。	38 ～ 40
〔意見－7〕	各施設	市民参画推進局 神戸市新長田勤労市民 センター本館 同別館（ピフレホール）	5 勤労市民センターの一括契約は改めるべきである。	93
〔意見－9〕	各施設	市民参画推進局 東灘区民センター	市は（財）神戸市民文化振興財団と市民 6 区民センターの指定管理委託契約を一括契約している。1 施設 1 契約とすべきである。	111
〔意見－11〕	各施設	産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	慢性的な赤字施設と多額の黒字が見込まれている施設を合算して 1 つの施設として数値を公表するのは、透明性の観点から問題がある。	163
〔意見－20〕	各施設	都市計画総局 こうべまちづくり会館	指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。	321 ～ 322

(4) 満足度調査について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－3〕	全 般	全 般	満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。	41

(5) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－4〕	全 般	全 般	市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。	42 ～ 44

(6) その他

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－5〕	全 般	全 般	毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。	45
〔意見－12〕	各施設	産業振興局 須磨海浜水族園	指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。	170
〔意見－13〕	各施設	産業振興局 須磨海浜水族園	須磨海浜水族園の園内にあるアマゾン館は市が買い戻すべきものである。	171
〔意見－15〕	各施設	保健福祉局 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴染まない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。	196 ～ 199
〔意見－16〕	各施設	消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。	212

意見No.	区 分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見－17〕	各施設	教育委員会事務局 神戸市立図書館	神戸市立図書館は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。	234 ～ 239
〔意見－18〕	各施設	建設局 森林植物園	森林植物園及び離宮公園は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。	273 ～
		建設局 離宮公園		274